令和5年

第2回定例会会議録

奄美市議会

第2回定例会 会議録目次

〇第2回定例会	
議事日程·付議事件	1
第2回定例会一般質問通告	3
6月19日(月)(第1日目)	
出席議員及び欠席議員	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した	人
職務のため出席した事務局職員	
会議録署名議員の指名	
会期の決定	13
報告第1号~第6号(6件)上程	1
議案第 35 号~第 38 号 (4件) 上程	20
議案第 39 号(1 件)上程	
議案第 40 号(1 件)上程	
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	23
6月20日(火)(第2日目)	
出席議員及び欠席議員	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した	
職務のため出席した事務局職員	
一般質問	
竹山 耕平 君(自民党新政会)	
弓削 洋平 君 (チャレンジ奄美)	38
関 誠之 君(立憲民主党)	47
正野 卓矢 君 (チャレンジ奄美)	58
6月21日(水)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した	
職務のため出席した事務局職員	······ 7(
一般質問	
橋口 耕太郎君 (公明党)	
幸多 拓磨 君 (チャレンジ奄美)	
永田 清裕 君(自民党新政会)	
	106

6月22日(木)(第4日目)

出席議員及び欠席議員	117
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	117
職務のため出席した事務局職員	118
一般質問	
﨑田 信正 君 (日本共産党)	119
林山 克巳 君 (無所属)	130
栄 ヤスエ 君 (公明党)	141
6月26日(月)(第5日目)	
出席議員及び欠席議員	155
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	
職務のため出席した事務局職員	
議案第 35 号~第 38 号 (4件) 上程	157
議案付託	169
7月10日(月)(第6日目)	
出席議員及び欠席議員	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	171
職務のため出席した事務局職員	172
議案第 35 号~第 38 号 (4件) 上程	
請願第1号, 第2号(2件)上程	176
陳情第1号(1件)上程	180
議案第 41 号 (1件) 上程	180
発議第3号(1件)上程	181
発議第4号(1件)上程	182
閉会中の継続審査及び調査の申出について	183
引紙	
各常任委員会審査報告書	185
閉会中の継続審査及び調査の申出について	
参考資料(意見書等)	191

会期·議事日程 付 議 事 件

令和5年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

- ○令和5年6月7日 奄美市議会第2回定例会を招集した。
- ○会 期 22日間
- ○議事日程

月日	曜	区分	日 程		
			1 会議録署名議員の指名		
			2 会期の決定 (22日間)		
			3 報告第1号~第6号(専決) 上程 説明 質疑 討論 採決		
6月19日	月	本会議	4 議案第35号~第38号(4件) 上程 説明		
			5 議案第39号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決		
			6 議案第40号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決		
			7 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙		
6月20日	火	本会議	1 一般質問 - 竹山議員,弓削議員,関議員,正野議員(質問順)		
6月21日	水	本会議	1 一般質問 - 橋口議員, 幸多議員, 永田議員, 奥(輝) 議員(質問順)		
6月22日	木	本会議	1 一般質問 - 﨑田議員,林山議員,栄議員(質問順)		
6月23日	金	休会			
6月24日	土	休会			
6月25日	日	休会			
		,, -,	1 議案第35号~第38号(4件) 上程 質疑 付託		
			← 総務企画ー議案第37号,38号(2件)		
			☆ 付託 区分 文教厚生-議案第36号(1件)		
			☆ 付託 区分		
6月26日	月	本会議	(第3号)は、所管する各常任委員会に付託。		
-,,,,,	, ,	1 —			
			 ※ 請願・陳情付託報告		
			総務企画-陳情第1号(1件)		
			文教厚生一請願第1号,2号(2件)		
6月27日	火	休会	※ 各常任委員会審査(文教厚生)		
6月28日	水	休会	※ 各常任委員会審査(産業建設)		
6月29日	木	休会	※ 各常任委員会審査(総務企画)		
6月30日	金	休会	報告書整理		
7月1日	土	休 会			
7月2日	日	休 会			
7月3日	月	休会	報告書整理		
7月4日	火	休会	報告書整理		
7月5日	水	休会	報告書整理		
7月6日	木	休会	報告書整理		
7月7日	金	休会	報告書整理		
7月8日	土	休会			
7月9日	日	休会			
			1 議案第35号~第38号(4件) 上程 報告 質疑 討論 採決		
		1 本会議	2 請願第 1 号,第 2 号(2 件)		
			3 陳情第 1 号 (1 件)		
			4 議案第41号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決		
			5 発議第3号(1件)		
7月10日	月		6 発議第4号(1件)		
	※ 本会議終了後、議場にて永年在職議員表彰状の伝達式				
			※ 会派代表者会		

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		令和4年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越 計算書 令和4年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
		令和4年度奄美市下水道事業会計予算繰越計算 書			
		令和4年度奄美市債権管理条例第17条第1項に伴 う債権放棄報告書			
(1)	報告第1号	専決処分の報告について (専決第2号 奄美市税条例の一部を改正する条例 の制定について)	R5.6.19	承認	本会議
(2)	報告第2号	専決処分の報告について (専決第3号 奄美市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例の制定について)	R5.6.19	承認	本会議
(3)	報告第3号	専決処分の報告について (専決第4号 令和5年度奄美市一般会計補正予算 (第1号)について)	R5.6.19	承認	本会議
(4)	報告第4号	専決処分の報告について (専決第5号 令和5年度奄美市一般会計補正予算 (第2号)について)	R5.6.19	承認	本会議
(5)	報告第5号	専決処分の報告について (専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めること について)	R5.6.19	承認	本会議
(6)	報告第6号	専決処分の報告について (専決第7号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条 例の制定について)	R5.6.19	承認	本会議
(7)	議案第35号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	R5.7.10	原案可決	全委員会
(8)	議案第36号	令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘 定特別会計補正予算(第1号)について	R5.7.10	原案可決	文教厚生
(9)	議案第37号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	R5.7.10	原案可決	総務企画
(10)	議案第38号	奄美市過疎地域持続的発展計画の変更について	R5.7.10	原案可決	総務企画
(11)	議案第39号	工事請負契約の変更契約の締結について	R5.6.19	原案可決	本会議
(12)	議案第40号	固定資産評価員の選任について	R5.6.19	同意	本会議
(13)	議案第41号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	R5.7.10	原案可決	本会議
(14)	請願第1号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための,2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について	R5.7.10	採択	文教厚生
(15)	請願第2号	義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかる ための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請 願について	R5.7.10	不採択	文教厚生
(16)	陳情第1号	平松町自治会集会場建設についての陳情	R5.7.10	採択	総務企画
(17)	発議第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための,2024年度政府予算に係る意見書の提出について	R5.7.10	原案可決	本会議
(18)	発議第4号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出につ いて	R5.7.10	原案可決	本会議

第2回定例会一般質問通告

6月20日 (火)

◎自民党新政会 竹山 耕平

- 1 市長の政治姿勢について
- (1) 防災専門監(地域防災マネージャー) 配置の必要性について
 - ①奄美市防災計画及び国民保護計画について (図上・実働の訓練状況)
 - ②災害対応マニュアルに応じた計画作成の実効性のあり方について(地元事情に対応した計画となっているか)
 - ③それぞれの計画に専門的に精通し、より実効性を求める(対応する)ために、防災基本計画等にある地方公共団体は、円滑な災害応急対応する人材確保方策を努めることとされていることから、防災専門監(地域防災マネージャー)の配置の必要性を求めるが見解を示せ。
 - ※瀬戸内町は今年度より配備済み(全国=2022年3月末601名, 鹿児島県内 =県庁5名, 12自治体18名+瀬戸内町1名)
- (2) PPP・PFIの取り組みについて (現状・今後の構想)
- (3) 末広・港土地区画整理事業の開発コンセプト (事業目的) に基づく現時点の検証 について
 - ①市街地へのアクセスの改善・災害に強い街づくり(防災機能強化)・中心商店街の 再編について現状と課題、今後の取り組み
 - ②中心市街地活性化基本計画との整合性、今後の在り方(まちづくり奄美の活動状況、今後のあり方(バスターミナル計画・測候所跡地計画・新計画作成は))
- 2 教育行政について
- (1) 昨年質問した,各学校更衣室への対応の推移について,また,プールの目隠しへの対応は。
- (2) 文化センター駐車場から各施設への雨対策(アーケード化等)
- (3) フッ化物洗口の取り組み状況

◎チャレンジ奄美 弓削 洋平

- 1 観光施策について
- (1) ラムサール条約について
 - ①進捗について
 - ②登録に向けた取り組みについて

- (2) 森と水のまち住用観光プロジェクトについて
 - ①達成率について
 - ②内海周辺エリアの活用について
 - ③内海公園へご観察園について
 - ④今後の計画について
- 2 人口減少対策について
- (1) 空き家等の利活用について
 - ①令和元年度実態調査後の進捗状況について
 - ②所有者への通知について
 - ③県宅建協会との協定締結による成果について
 - ④相続登記の義務化について
 - ⑤今後の計画について
- 3 教育行政について
- (1) 部活動の地域移行について
 - ①現状について
 - ②地域指導員の人材確保について
 - ③クラブチーム等における大会出場補助金のバラツキについて
 - ④貧困世帯への手立てについて

◎立憲民主党 関 誠之

- 1 市長の政治姿勢について
- (1) マリンタウン土地売買の現況と問題点について
 - ①2次公募での契約(土地代金2区画・507,842,440円)が出来なかった事業者に約1年5ヵ月間,優先的な継続交渉権を与えたが,契約に至らなったことの見解を。
 - ②資金繰りだけの理由で契約辞退したことと,土地処分検討委員会の審査も経ずに,辞退受領後1日で内定取消を行ったことの手続きは妥当なのか見解を求める。
 - ③市の代位弁済と開発公社への債務負担行為について
 - ④今後のマリンタウン土地処分のあり方について
- 2 健康増進施策について
- (1) 奄美市における指定管理者の問題点とタラソの休館(閉館)問題について
 - ①指定管理者からの撤退申し出の相談が昨年の夏ごろからあったと聞いているが, その内容と対応を伺う。
 - ②2月に提出された撤退書類の内容と3月の予算審議において議会に説明しなかっ

た理由を伺う。

- ③タラソ再開までの検討事項と今後の日程を示せ。
- 3 奄美市の将来像について
- (1) 奄美市の最上位計画(総合計画) 策定について
 - ①現在の進捗状況と今後のスケジュールについて示せ。
 - ②群島人口10万人割れと市の人口4万人割れに対する見解,総合計画の将来目標である人口減の影響を伺う。
- 4 危機管理の認識について
- (1) H19年度廃止の「血液備蓄所」の再構築について
- (2) 国民保護計画における実動訓練実施と防災無線ラジオの全戸配布の検討結果及び 低空飛行について
- (3) 令和4年度奄美市債券放棄報告書の内容について

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

- 1 観光について
- (1) 自転車を使った観光について
 - ①奄美市としての考え方・取組について
 - ②県・5市町村との連携について
 - ③走行環境・受け入れ環境について
 - ④ルール・マナー啓発について
 - ⑤稼ぎに繋げる為の取組について
- (2) 黒糖焼酎と観光について
 - ①黒糖焼酎を活かした観光について
- 2 防災について
- (1) グリーンストアとの災害協定について
 - ①金久中学校の旧給食室について
- (2) 船便の欠航による品薄状態の解決方法について
- 3 生活インフラについて
- (1) タクシーについて
 - ①現況について
 - ②タクシー助成制度について
- 4 遠征費について
- (1) 各種スポーツ競技大会出場補助金について

6月21日(水)

◎公明党 橋口 耕太郎

- 1 不登校児童生徒・奄美くろうさぎ留学について
- (1) 直近の不登校児童生徒数について、現在の状況、人数はいがか。
- (2) 不登校児童生徒数は、学校生活が原因で不登校になった児童生徒数という県教委の定義でのカウントだが今後もその定義に変わりはないか。
- (3) 奄美くろうさぎ留学が今年度から、受入中止となっている。その要因と今後の留学に関する取組についての見解はいかがか。
- 2 おがみやま公園について
- (1) 市民に親しまれているおがみ山公園、観光資源としての本市の位置づけはいかがか。観光資源として位置づける場合、駐車場、遊歩道などの整備は検討できないか。
- 3 帯状疱疹ワクチン接種事業(仮称)について
- (1)公明党として全国各地の自治体に提案しているこの事業。本定例会でこれまでも 同僚議員が提案している。この疾病は50歳以上の3人に1人は発症するといわれ ており、本市でもできるだけ早く助成事業の導入をすべきと考えるが見解はいかが か。
- 4 市民サービスについて
- (1) 市内の公営住宅の駐車場について、親族や来客が訪ねて来た際に使用する駐車スペースを数台分でも確保、提供できないか。
- (2) 市民窓口受付において、タブレット端末による「書かない窓口」を導入検討することはできないか。
- (3) 各小学校で運営している放課後児童クラブ。隣接自治体(龍郷町) との連携による運営はできないか。
- (4)「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金」を活用した、保護者の負担を軽減する小中学校給食費の免除等の検討はいかがか。

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

- 1 生活インフラについて
- (1) 公共交通機関の現状について
 - ①タクシー不足,バス運転手不足による社会へ与える影響について
 - ②路線バス,バス停の現状について
 - ③公共交通機関は本市においてはバス, 航空機, 船舶そしてタクシーも含まれると 思いますが, バスとタクシーの企業が行っている割引について
 - ④飲食店にて遅い時間まで働いている方、お客様への影響について

- ⑤運転免許証返納の現状と返納者への行政による福利厚生について
- ⑥車の免許を持っていない観光客の方々の観光の現状について
- 2 少子化対策について
- (1) 少子化、子育てに対する本市の取り組みについて
 - ①本市が行っている少子化対策について
 - ②出産祝金 市内に1年以上居住している者の第二子以上の出産時に支給されておりますが、第一子への祝い金、第二子以上の出産された場合の祝い金の増額について
 - ③子ども医療費助成制度の病院窓口においての窓口負担について
- 3 観光について
- (1) インバウンドの受け入れ、外国人労働者に対する本市の受け皿について
- (2) 本市においての指定海水浴場について

◎自民党新政会 永田 清裕

- 1 市長の政治姿勢について
- (1) 奄美群島振興開発特別措置法の延長・改正について
 - ①奄美市として次期奄振に臨む戦略について、具体的な考えと施策は。
 - ②奄美・沖縄との連携強化について、具体的な考えと施策は。
- 2 観光振興について
- (1) 世界自然遺産の登録、コロナ禍後における受け入れ体制について
 - ①クルーズ船寄港における受入体制について
 - ②タクシー・バスの二次交通の体制について
- (2) 新たな財源の確保について
 - ①環境文化協力金の実証実験について
 - ②新たな財源確保に関する取組みについて
- 3 教育行政について
- (1) 公共施設の整備と利活用について
 - ①旧伊津部幼稚園跡地の今後の取り扱いについて
 - ②公民館伊津部分館の今後の取り扱いについて
- 4 福祉振興について
- (1) 小浜保育所について
 - ①現状と当面の課題について

◎無所属 奥 輝人

- 1 肥料価格高騰対策支援事業について
- (1) 肥料価格の支援について
 - ①秋肥料・春肥料の申請者数について
 - ②価格上昇率について
 - ③奄美市の支援分(率)について
 - ④R5年度の秋肥料・春肥料への支援について
- 2 さとうきびの振興
- (1) 収穫面積の拡大について
- (2) 人材確保について
- (3) 生産コストに見合う国からの交付金について
 - ①現在の状況について
 - ②財務省(国)の見解について
- 3 市民の声から
- (1) 笠利地区の県道・国道の整備計画について
 - ①宇宿集落から万屋集落間について(県道)
 - ②喜瀬・浦地区間について(国道)
 - ③空港過ぎてから万屋集落間について(県道)

6月22日(木)

- ◎日本共産党 崎田 信正
- 1 市長の政治姿勢について
- (1) 10月からの下水道料金値上げは中止を。
- (2) 自衛隊名簿提出について
- (3) 陸上自衛隊奄美駐屯地のヘリポートにオスプレイはいつから利用可能となったのか。
- (4) 非核平和宣言都市のモニュメントについて
- (5) 戸玉集落の生活環境について
- 2 教育行政について
- (1) 平和教育について
 - ①自衛隊演奏会のチラシについて
 - ②迷彩服での交通整理について
- (2) 就学援助制度の完全実施を。
- (3) 学校給食費の無償化を。
- 3 社会保障制度について

- (1) 難聴者の生活環境の改善について
 - ①補聴器助成制度の創設を。
 - ア,補聴器の有効性についての見解
 - イ, 現在の検討状況
 - ②ヒアリングループについて
 - ア,活用状況について
 - イ,設置型ヒアリングループの計画は

◎無所属 林山 克巳

- 1 商工業の振興について
- (1) 特定地域づくり事業協同組合について
 - ①雇用確保の設立・運営の具体的支援について
 - ②資金運営金融機関と理事・組合員の報酬について
 - ③奄美市内におけるキャッシュレス状況について
 - ・マイナンバーカード加入実績
 - ・電子マネー (デジタル地域通貨)
- 2 体験型NFT実証実験について
- (1) JAL・博報堂と黒糖焼酎蔵元コラボについて
 - ①実証実験のその後について
 - 3/1から一般販売された「KOKYO・NFT」
 - ②暗号資産について
 - ③実証実験を試みての構想について
- 3 大島紬について
- (1) 紬組合と販売組合の統合問題について
 - ①令和2年の11月12日付けで販売組合から提出された合併協議会開催のその後 について
 - ②商工中金との間での損失補償契約について(融資枠)
 - 令和3年度1億8,500万円(紬組合)
 - ・令和3年度1億4,000万円(販売組合)
 合計3億2,500万円
 市の預託金↓5倍まで可能
 - · 令和5年度1億6,000万円(紬組合)
 - 令和5年度1億1,500万円(販売組合)合計2億7,500万円 差額5,000万

- ・借入金 (販路開拓資金) の推移
- ③行政の立場での見解について
- 4 教育行政について
- (1) モデル事業及び教育のあり方について
 - ①部活動に関しての教職員と保護者の認識について
 - ②発達障害の子供への認識と教育指導について
 - ③保育園児童と幼稚園児童の現状について

◎公明党 栄 ヤスエ

- 1 観光行政について
- (1) ユニバーサルツーリズムについて
- (2) 観光庁「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について
- 2 市民生活について
- (1) 公共施設における男性用サニタリーボックスの設置について
- (2) ヒアリングフレイル(耳の聞き取る機能の衰え)について
 - ①どのように捉えているか伺う。
 - ②ヒアリングサポーターの養成について伺う。
- (3) 身体障害者の交付対象とならない高齢者の補聴器購入補助金制度導入について
 - ①令和4年度のアンケート調査後の対策について
 - ②山形市では「聴こえくっきり事業」を開始しているが、本市でも導入できないかを伺う。(医療関係者、補聴器扱い店と当事者との連携)
- (4) 耳鼻咽喉科の医療機関の現状と本市としての対応を伺う。
- (5) 災害時における、ペットと人の同室避難について
- (6) パートナーシップ宣誓制度について
 - ①本市としてどのように捉えているかを伺う。

第 2 回 定 例 会 令和 5 年 6 月 19 日 (第1 日目)

6月19日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番 幸多 拓 磨 君 3 番 清 裕 永 田 君 克 巳 6 番 林山 君 8 番 橋口 耕太郎 君 大 迫 勝史 10 番 君 12 番 竹山 耕平 君 15 番 﨑 田 信正 君 18 番 西 公 郎 君 伊東 隆吉 20 番 君 22 番 多田 義 一 君

2 番 弓 削 洋 平 君 4 番 霜析 和田 君 卓 矢 7番 正 野 君 9 番 栄 ヤスエ 君 奥 晃 郎 君 11 番 14 番 関 誠 之 君 17番 与 勝 広 君 19 番 奥. 輝 人 君 川口幸義 君 21 番

○ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平 君 副 市 長 市 長 諏 訪 哲郎 君 住用総合支所 教 育 長 村田 達 治 君 平 田 博 行 務 所 笠利総合支所 國 分 正大君 総 務 部 長 濱田 洋一郎 務 所 長 総 企画調整課長 務 課 長 向 井 渉 君 當田 栄 仁 君 財 政 課 長 永 田 公 洋 君 市民環境部長 島 袋 修 君 税 務 課 長 里 見 望君 市民課長 浩 史 君 重 田 国保年金課長 環境対策課長 孝 久 保 和代君 林 浩 君 保健福祉部長 福祉事務所長 永 田 孝 一 君 石神 康郎 君 こども未来課長 健康增進課長 畠山 正明君 當田 加奈子 君 商工観光情報部長 農林水産部長 平田 宏尚君 大 山 茂 雄 君 農林水産課長 川畑 健 朗 君 建 設 部 長 藤原 俊輔 君 (笠 利) 上下水道部長 吉 郁 也 君 教 育 部 長 大 庭 勝利君

6月19日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐野 早苗 君 議会事務局次長兼 池田 忠徳 君主幹兼議事係長 押 川 治 君 議事係主査 坂元 辰徳 君

議長(西 公郎君) おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。

これから、令和5年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。(午前9時30分) 直ちに本日の会議を開きます。

_ 0 -

議長(西 公郎君) 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。市長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度奄美市一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和4年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書及び令和4年度奄美市下水道事業会計予算繰越計算書、以上の3件について報告がありました。

次に、奄美市債権管理条例第17条第2項の規定に基づき、令和4年度債権放棄の報告がありました。

以上の報告の内容は、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、竹山耕平君から議会運営委員会委員の辞任願が提出され、受理いたしました。これに伴い、令和5年6月8日付けで自民党新政会派より推薦のありました永田清裕君を委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に指名しましたので御報告申し上げます。

議長(西 公郎君) 日程に入ります。

日程第1,会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に正野卓矢君、栄ヤスエ君、永田清裕君の3名を指名いたします。

議長(西 公郎君) 日程第2,会期の決定についてを議題といたします。

決処分の承認を求めることについての6件を一括して議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付しました議事日程表のとおり、本日から7月10日までの22日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月10日までの22日間とすることに決定いたしました。

議長(西 公郎君) 日程第3,報告第1号 専決第2号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、報告第6号 専決第7号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてまでの専

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(安田壮平君) おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号から報告第6号までの専決につきまして、提案理由を御説明いた します。

報告第1号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の中小企業等による生産性向上促進に資する償却資産に係る負担軽減、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税特例の延長など、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第2号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、賦課限度額の見直しと低所得者に係る税額軽減の拡充等を図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第1号)の専決につきまして、御説明いたします。

総務費の総務管理費におきましては、新型コロナ感染症緊急対策事業として、ワクチン接種に係る経

費7,565万円を追加計上いたしております。

災害復旧費におきましては、農林水産業施設、林道朝戸線の災害復旧に係る経費として、1,000 万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国庫支出金におきましては、今回の事業に要する財源といたしまして、7,565万円を計上いたしております。

繰入金におきましては、林道朝戸線の災害復旧に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金350万円、単独災害復旧事業債として650万円を計上いたしております。

以上が主な内容でございますが、今回の補正で8,565万円を追加することにより、令和5年度奄美市一般会計予算の総額は312億1,905万5,000円となります。

報告第4号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第2号)の専決につきまして、御説明いたします。

総務費の総務管理費におきましては、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費、1億1,085万6,000円を新たに計上いたしております。

歳入につきましては、事業に係る財源といたしまして、国庫支出金を計上いたしております。

以上が主な内容でございますが、今回の補正で1億1,085万6,000円を追加することにより、令和5年度奄美市一般会計予算の総額は、313億2,991万1,000円となります。

報告第5号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、令和5年3月20日に発生しました公用車の接触による交通物損事故に伴うものであります。早急に修繕を行い、相手方に引き渡す必要が生じたため、専決したことを報告するものでございます。

報告第6号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の専決につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備による印鑑登録証明書の交付を可能にする等、所要の規定の整備を行ったものでございます。

以上,報告第1号から報告第6号までの提案理由を申し上げましたが,議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので,地方自治法第179条第1項の規定により,専決をいたし,同条第3項の規定により,報告を行い,承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(西 公郎君) ただいまの議案6件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いをいたします。 通告がありましたので、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番(関 誠之君) 市民の皆さん、また、インターネットを御覧の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。早速、質疑をさせていただきます。

まず最初に、報告第3号 専決第4号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について質疑をいたします。

まず最初に、8ページ、16款1項2目1節保健衛生費負担金4、098万6、000円、新型コロナワクチン接種対策費負担金と、16款2項3目1節保健衛生費補助金3、466万4、000円、この新型コロナ接種体制確保事業補助金との違いと事業内容、内訳をお示しください。

6ページ,2款1項16目1節報酬390万円は何名の雇用で,3節職員手当の時間外勤務手当60万円,期末手当30万円の支給基準についてお伺いをいたします。

三つ目は同7節報償費,看護師謝金532万円,医師謝金448万円の支給明細,内訳等について御

説明いただきたいと思います。

4番目は、同12節委託料316万8、000円のワクチン接種業務の委託先と業務の内容について 御説明ください。

五つ目は、同12節委託料4、098万6、000円、新型コロナワクチン接種業務の委託先と業務の内容と、ワクチン接種業務と新型コロナワクチン接種業務の相違と接種概要、実施の方法について御説明をいただきたいと思います。

6番目は、10ページ、委託料577万5、000円、ワクチン接種券処理委託業務の委託先と、市 直営ではできない理由をお答えください。

最後になりますが、7番目、現在の接種状況についてお答えください。個別医療機関のみの接種では 希望者に十分対応をしきれないのではないかについての見解をお示しいただきたいと思います。

次に、報告第4号 専決5号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について質疑をいたします。

まず最初に、2款1項16目新型コロナ感染症緊急対策事業、18節1億500万円について、子育 て世帯生活支援特別給付金についてであります。

まず最初に、事業の概要、支給対象者、対象者数、給付額等について、お示しをいただきたいと思います。

二つ目は、申請が必要である、直近で収入が激減した世帯等に対する広報はどのようになされたか、 お伺いをいたします。

三つ目は、当局の日程では5月26日から申請不要、いわゆるプッシュ型で支給開始がされる予定で したが、現在の支給状況についてお答えをいただきたいと思います。給付金の振込先の開始の時期につ いてもお答えいただきたいと思います。

四つ目は、最後になりますが、対象者からどのような声が聞こえているのか、把握しているのか、把握しているとすれば対象者の声をお聞かせいただきたいと思います。

今回でこの種の給付金は何回目で、総額、総支給幾らになるのか、お示しいただきたいと思います。 以上であります。よろしくお願いいたします。

議長(西 公郎君) 答弁を求めます。

健康増進課長(當田加奈子君) それでは、(1)新型コロナワクチン接種対策費負担金と新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金の違いと、事業内容、内訳についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの接種体制及び実施に伴い、国の交付金には新型コロナワクチン接種対策費負担金と新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金との2種類がございます。

この二つの違いについては、負担金は1回接種に係る接種費用分を対象とし、補助金は接種体制を整備するにあたり、必要な事務経費及び予防接種事故発生調査費分を対象としております。負担金の事業内容につきましては、主に個別接種対応医療機関への接種費用の支払い等を支出するものとなっております。本年度は春秋の2回に分けて実施予定をしております。

内訳でございますが、本年度においては、1万8、000回接種を想定し、1回当たりの基準額である2、277円を乗じた4、098万6、000円を新型コロナワクチン接種事業委託料として計上しております。補助金の事業内容としましては、5月8日から開始しております春開始接種は、65歳以上の高齢者や、基礎疾患があり重症化リスクの高い方等を対象に個別接種のみで実施し、5歳以上すべての方が対象となる9月から始まる秋開始接種につきましては、春開始接種の状況を見ながら集団接種の実施を検討してまいります。また、予防接種事故発生調査費分については、2回実施する想定で計上しております。内訳につきましては、報酬394万7、000円、職員手当等90万円、共済費43万6、000円、報償費980万円、旅費24万6、000円、需用費63万3、000円、役務費46

9万2,000円,委託料1,389万3,000円,使用料及び賃借料11万7,000円となっております。

次に, (2)報酬の雇用人数,職員手当の時間外勤務手当及び期末手当の支給基準について御説明いたします。

報酬390万円につきましては、新型コロナワクチン接種に関する業務を行う会計年度任用職員の報酬となっております。内訳は1年間雇用として1名、秋以降に5歳以上のすべての方が対象となるため、繁忙期を想定し、9月から半年間雇用を1名、また、集団接種実施のために、その対応として4名を2ヶ月間雇用予定とし、合計6名で計上しております。時間外勤務手当の支給基準につきましては、新型コロナ対策室職員2名の時間外勤務手当となっており、新型コロナワクチン接種にかかる業務に伴う時間外業務において支給を行います。期末手当の支給基準につきましては、先に申し上げました新型コロナワクチン接種に関する業務を行う1年間雇用と半年間雇用の会計年度任用職員2名に対し、支給を行います。

次に, (3)報償費の看護師謝金及び医師謝金の支給明細,内訳等について御説明いたします。

報償費の看護師謝金及び医師謝金につきましては、秋に実施予定の集団接種に伴い、集団接種会場で 従事していただく問診医及び接種等を行う在宅看護師の謝金となっております。支給につきましては、 問診医は日額11万2,000円,在宅看護師は日額1万4,000円となっております。また、集団 接種会場を運営するにあたり、問診医は2名、在宅看護師は19名必要であり、想定回数は20回として計上してございます。

次に、(4)ワクチン接種業務の委託先と業務の内容について御説明いたします。

ワクチン接種業務の委託先につきましては、富田薬品株式会社となっております。業務内容といたしましては、本市に保存しているワクチン及びワクチン接種に伴う針等を必要に応じて個別医療機関へ移送する業務となっております。また、委託先におきましては、厚生労働省において、ワクチンの流通体制にかかる地域担当卸業者として選定された業者となっております。

次に, (5) 新型コロナワクチン接種業務の委託先と業務の内容, ワクチン接種業務との相違等について御説明いたします。

まず、ワクチン接種業務との相違についてですが、ワクチン接種業務は先ほど御説明したとおり、ワクチン等配送業務となっております。新型コロナワクチン接種業務は個別医療機関がワクチンを接種した際の費用を支払う業務となっております。新型コロナワクチン接種業務の委託につきましては、自治体の委託を受けた全国知事会と日本医師会との間で、予防接種にかかる委託契約を締結しており、本市では接種受け入れに御協力いただいている医療機関が13医療機関ございます。新型コロナワクチン接種業務の接種概要及び実施方法について御説明いたします。実施医療機関において、接種1回当たり2、277円を基本とし、時間外加算803円、休日加算2、343円、6歳未満加算726円を月ごとに集計し、予診票と合わせて翌月10日までに市へ請求する方法となっております。

次に, (6) ワクチン接種券処理委託業務の委託先と市直営の検討についてお答えいたします。

まず、委託先は株式会社南日本情報処理センターとなっております。市直営での実施の検討につきましては、国の接種方針が決定する時期と接種券発行までの期間が短期間という条件の中、数多くの接種券等の印刷や正確な封入作業等に多くの時間と労力が必要であり、市民に対し速やかに接種券を発送できる体制が困難であることから、市直営での実施を行っておりません。なお、委託先の事業所におきましては、従前より、その他の予防接種等の予診票発行業務を委託しており、接種券や付随資料の印刷、封入、発送までをスムーズに行うノウハウが確立しております。また、新型コロナワクチン接種においても、既存の予防接種等を管理する健康管理システムにて管理を行っており、そのシステムの提供を行っているのも当該事業者となっております。そのため、接種券発行対象者情報などの情報連携もスムーズに行うことができることから、当該事業者と随意契約にて実施しているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、(7)現在の接種状況と個別医療機関のみの実施に対する接種希望者の対応が不十分ではないかとの御質問にお答えいたします。

まず、現在、本市にて実施している令和5年度春開始接種の概要について、御説明させていただきます。

春開始接種の対象者は65歳以上の方に加え、そのほかにも、基礎疾患があり重症化リスクの高い 方、医療従事者等の方で秋開始接種より前倒しして接種したい方を対象として実施しております。ま た、接種期間は5月8日から8月31日までの約4か月間あり、集団接種の実施を行わず、すべて個別 接種のみで実施しております。実施にあたっては郡医師会に御協力をいただき、令和4年度時には個別 接種対応医療機関は11医療機関でございましたが、今年度は13医療機関に増やして対応しておりま す。現在の新型コロナワクチンの接種の国の方針においては、短期間で集中的に接種を促進するような 状況にないとの方針が示され、市としては、接種期間が約4か月という長い期間中に接種希望者が接種 できる体制を整え、接種希望者にも御理解、御協力をお願いする周知を行ってまいりました。各医療機 関へは、医療従事者への案内、高齢者等へは、広報紙を活用し案内を行っております。接種状況につき ましては、5月の予約枠がすぐ埋まってしまったとの情報もいただいており、接種希望者には御不便を おかけしている状況がございました。5月については、予約がいっぱいという状況であったため、個別 接種のみでは対応できないのではないかとの印象ではございますが、8月31日までの接種期間がござ いますので、電話での問い合わせにも、慌てることなく、接種期間中の接種について御案内し、御理解 をいただいているところです。最後に、新型コロナ感染症自体がなくなったわけではなく、ワクチン接 種は感染対策の大きな柱の一つでございますので、接種予約者数などの推移を注視しながら、希望する 市民が実施期間中にワクチン接種を終えられるよう、適宜、医療機関との連携を図りながら、接種体制 を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

こども未来課長(畠山正明君) こども未来課からは、報告第4号につきまして、通告書(1)子育て世帯生活支援特別給付金について御質問がございましたので、順にお答えいたします。

まず、①事業の概要、支給対象者数、給付額についてお答えいたします。

まず、本事業につきましては、食費等の物価高騰に直面し、家計の悪化など影響を特に受ける低所得の子育て世帯を見舞う観点から、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯が、直近で収入が減少した家計急変世帯を含む、その他の非課税世帯の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の給付金を支給する事業となっております。

次に、支給対象者につきましては、児童扶養手当の受給世帯につきましては、750世帯、対象児童数が1、200人、その他の住民税非課税子育て世帯につきましては450世帯で、対象児童数が900人、合計で1、200世帯、2、100人の対象児童数を見込んでおります。

給付額につきましては、この総対象児童数2,100人に5万円を乗じた、1億500万円を予定を しているところでございます。

次に、②直近で収入が激減した世帯に対する広報についての御質問でございます。議員御質問の、直近で収入が激減した家計急変の世帯の方々については、プッシュ型の対象者とは異なり、申請が必要とされており、直接窓口に来ていただき個別に対応することとなります。本事業においては、国のほうからもまず、申請不要プッシュ型となる児童扶養手当受給者に対する支給を、可能な限り5月末日までに支給することとされていたことから、5月に先行して給付金の支給をしたところであり、家計急変世帯を含むその他の非課税世帯につきましては、これから支給の予定にしております。今月に入り、国のほうから申請の詳細が示されたばかりであり、現在、早期の支給に向け、対象者の抽出や申請書類の整備などの諸準備に取りかかっているところでございます。本市といたしましては、こうした準備が整い次第、新聞広告はもとより、本市ホームページや広報紙、公式LINE、まーじん子育で応援団ポータルサイト、あまみエフエムなど、各種媒体を活用し、周知広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、③現在の支給状況について、及び給付金の振込時期についての御質問でございます。

現在の支給状況につきましては、5月26日に第1回目として、本年3月の児童扶養手当受給者645人に対し、5、275万円を申請不要のプッシュ型により支給をしております。また、今月下旬には、第2回目として、昨年度の同給付金受給者298名に対し、3、160万円を同様にプッシュ型により支給を予定しているところでございます。第1回目、第2回目の支給額の合計額は8、435万円となり、本年6月末時点で80、3パーセントの支給率になる見込みでございます。先ほど、お答えしましたように、申請が必要となる世帯の方々へは、これから各種媒体を通じて周知をすることになります。御質問の給付金の振込の時期でございますけれども、本給付金の申請期限は来年2月末日までとなっております。申請については個別に対応させていただくことになりますけれども、本給付金が低所得の子育て世帯に対し、簡易にかつ迅速に給付金を支給するという趣旨に鑑み、円滑な審査、支給事務が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、④対象者からの声を把握しているのか、また、同種の給付金は何回目で、総支給額は幾らに なるのかとの御質問でございます。

まず、対象者からの声を把握しているのかとのことですけれども、本給付金の実施にあたっては、市のほうにも、自分も対象になるのか、また、支給時期はいつ頃になるのか等の問い合わせが多数寄せられているところでございます。こうした声は低所得の子育て世帯の方々が、食料品等の物価高騰の影響により厳しい生活状況にあることの表れであると考えております。本市といたしましては、本給付金の対象となる世帯の方々に対し、必要な生活支援を行うため、迅速な支給事務に努めてまいりたいと考えております。次に、同種の給付金の回数と総支給額についての御質問でございます。この低所得の子育て生活支援特別給付金事業につきましては、令和3年度と令和4年度に続いて、今回が3回目となり、過去2年分の給付金の総支給額は1億7、465万円となっております。以上でございます。

14番(関 誠之君) ありがとうございました。ちょっと再質問をいたしますけども、十分にすり合わせができていないところもありますので、お分かりになればお答えいただきたいと思います。

まず、先ほど、現在の接種状況については数字で示されましたかね。ちょっと聞き漏らしましたけども。もし持っておれば、7番の現在の接種状況についてお答えください、ということに答えていただきたいと思います。

それと、先ほど、課長のほうからも説明がありましたけれども、新型コロナ予防接種についての説明 書というのは出回っているわけですよね。その中で非常に気になるところがありまして,分かったら教 えていただきたいんですけども、新型コロナワクチン予防接種についての説明書では、今回接種するワ クチンはモデルナ製のオミクロン株対応2価ワクチン,いわゆる従来株,起源株と及びオミクロン株の BA. 1, または、BA. 4-5と書いてありますけども、この2価ワクチン、二つ書いてあります が、従来株に、オミクロン株のこのBA. 1とBA. 4-5が混入されたものなのか、それとも、この BA. 1とBA. 4-5というのは違うものなのかという確認をしておきたいんですけども。そこで、 BA. 1ワクチンの追加接種は、18歳以上の者を対象に実施された臨床試験において、接種から28 日後の中和抗体が,従来のワクチン,起源株の追加接種に比べて,同等以上であることは確認されたこ と等から,一定の発症,重症化の予防効果ができると期待されています,と書かれております。その次 なんですけども, BA. 4-5対応ワクチンの追加接種は変異株に対する免疫性及び感染予防効果が, ここなんですよね、非臨床試験で確認されている、先のものは18歳以上の者を対象に実施された臨床 試験というのが明記されておりますけれども、このBA.4-5というのは非臨床試験で確認されてお り、とだけ書いてあるんですよね。この臨床試験と非臨床試験の違いというのがよく理解できません が、分かれば教えていただきたいと、そういうことで、BA.5を含む変異株への幅広い予防効果が期 待できますと。BA. 5を含む、先ほど言った、18歳以上の対象に実施された臨床試験というのが明 記されとるわけですけども、そういう中で予防が期待されていますと書いてありますけども、先ほどの

BA. 4-5 対応ワクチンというのは、非臨床試験で確認されておりとしか書いてないんですよね。この辺の違いがお分かりになれば教えていただきたいと思います。以上です。

- 健康増進課長(當田加奈子君) まず、今年度の春接種の接種率についてお答えいたします。5月8日から5月31日までの接種率につきましては、10.3パーセントとなっております。また、先ほど、議員の御質問でございますけれども、今回、奄美市のほうで使用している5月8日からの春接種につきまして、使用しているワクチンについては、ファイザー社製のオミクロン株対応ワクチンとなっております。こちらは初回接種1、2回目を完了し、3回目接種以降の方が対象となっているワクチンでございます。先ほどの非臨床ということについては、ちょっと確認をいたしておりません。以上です。
- **14番(関 誠之君)** それが真実かどうか分かりませんけども、物の本を読むとね、この今回の接種は 非常に重篤者や死亡者の確率が、従来のワクチン接種に比べて多いということを聞いていますが、その 辺についてのデータというのは、そちらのほうで持っておられないのかということと、今回のこのコロ ナワクチンの接種の目標値がはっきり示されておりませんが、この目標値をどのように計画しているの か、また、これからの広報活動についてはどのような計画を、先ほど、申し上げましたけど、これ、非 常に重大なことで,一方はこの臨床試験でちゃんとしているけども,一方は非臨床試験で確認されてい るというような書き方だけしてありますから、非常に読んだ人が不安になるんですよね。その辺をしっ かりと打ち消して、いやいや、これはもう、高齢者の重篤に至ることを予防するんだよと、また、子ど もたちにとってはしっかりとワクチンが効くんだよ、ということも含めてですね、広報していただかな いと、この説明書というのはもう出回っているわけですから、読む人によっては非常に不安があるなと いう思いもいたしますので、その辺のことについて答えていただきたいというようなことと、先ほど、 新型コロナの給付金について、支給の仕方がマイナンバーカードというのが今、普及をしておりますけ れども、そのマイナンバーカードは今回活用されたのか、されないのか、されなかったとすれば、なぜ この活用がされなかったのか、そこまでお答えをいただきたいというのと、先ほど、概要的には分かり ましたが,この支給対象者,ちょっと増えている,この3回の支給にしてみれば,増えているのではな いかなというように思います。逆に言えば、本当に生活が苦しくなった人が増えているのかなという思 いがありますけど、その辺についての見解があれば、お聞かせをいただきたいということで、皆さんの 発言、答弁を聞いて、私の総括を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。
- **健康増進課長(當田加奈子君)** 新型コロナワクチンは高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方への感染予防としては一定の効果があります。先ほども申し上げましたが、ワクチン接種は感染対策の大きな柱の一つでございますので、接種予約者数などの推移を注視しながら、希望する方がすべてワクチン接種を終えることができるように、接種体制を整えてまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。
- こども未来課長(畠山正明君) マイナンバーの件と支給対象人数について御質問がございました。

国のほうではこちらの給付金のほうにつきまして、マイナンバーの活用はされておりません。申請不要となるプッシュ型の支給については、令和5年3月の児童扶養手当の受給者を対象にしておりまして、その児童扶養手当の口座情報等を含めて活用することによって、プッシュ型を支給をするという形をとっていますので、御理解をいただきたいと思います。

対象者数でございますけれども、先ほどお答えしました3年度の実績でいきますと、支給の対象者数が997人、そして、対象の児童数が1、787人、支給額が8、935万円、そして、令和4年度の同給付金につきましては、支給対象者数が987人、対象児童数が1、706人の、支給額が8、530万円、それの合計で1億7、465万円となっております。支給の対象者数といたしましては、若干

減少しているところでございますけれども,新型コロナの影響も含め,物価高騰という形で,生活状況が苦しいということが長期化しておりますので,今年度もこういった必要な方々に対してですね,必要な給付ができるよう,こちらとしても支給事務が円滑にできるよう,努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長(西 公郎君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの6件の専決処分は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの6件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、報告第1号から報告第6号までの6件について、一括して採決いたします。

_ 0 -

お諮りいたします。

以上の6件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第6号までの専決処分の6件については、いずれも承認することに決定いたしました。

議長(西 公郎君) 日程第4,議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号) について から,議案第38号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの4件を一括して議題といた します。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(安田壮平君) ただいま、上程されました、議案第35号から議案第38号までの提案理由を御説明いたします。

議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表, 歳入歳出予算補正につきまして, まず, 歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては、今年度の会計年度任用職員の配置が確定したことにより、関係する費目において各種経費の増減額を計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、所有者不在の特定空き家の解体工事費320万円を新たに計上するほか、オンライン窓口サービス構築業務495万円、企業からのふるさと納税を推進するため、自治体と企業をつなぐ支援業務の経費200万円、都市公園の照明灯のLED化整備費2、000万円を計上いたしております。

また、妊娠期から出産、子育てまでを一体的に支援する出産・子育て応援交付金1、700万円を計上するほか、低所得世帯の支援として住民税非課税世帯に対し一律3万円を支給する住民税非課税世帯 生活支援特別給付金3億円を新たに計上いたしております。

民生費の生活保護費におきましては、生活保護基準改定に伴うシステム改修費として、682万円を 新たに計上いたしております。

商工費におきましては、奄美大島5市町村で連携し、島内の周遊観光受け入れ環境整備に係る経費として、616万円を新たに計上いたしております。

教育費の幼稚園費におきましては、名瀬幼稚園送迎バスの安全装置器具の装備費として、17万5、000円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国・県支出金におきましては、オンライン窓口業務等の財源として、デジタル田園都市国家構想推進交付金668万円、出産・子育て応援交付金事業の財源として国・県補助金1、708万5、000円、また、新たに防衛省所管の再編関連訓練移転等交付金2、432万3、000円を計上いたしております。

寄付金におきましては、企業版ふるさと納税寄付金2,000万円を計上いたしております。

諸収入におきましては、今年度より導入した公共施設のネーミングライツ事業において、第1回公募 にて決定した4施設のネーミングライツ料328万円を新たに計上いたしております。

その他、各事業費の追加等に伴う歳出予算の財源といたしまして、繰入金3億1,189万9,000円、繰越金2,804万8,000円、市債160万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容でありますが、今回の補正で4億2,080万1,000円を追加することにより、 令和5年度奄美市一般会計予算の総額は317億5,071万2,000円となります。

また,第2表,地方債補正につきましては,事業の追加等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第36号 令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)の主な 内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、笠利診療所における全身用X線CT診断装置の修繕費用を追加計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として一般会計繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ62万4,000円の増額となり、令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は3億1,350万9,000円となります。

議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画において、事業の追加や事業費の増額等に伴い計画書を変更するものでございます。継続して辺地債を適用するためには計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、過疎地域持続的発展計画の施設において、新たな事業の追加等に伴い計画書を変更するものでございます。継続して過疎債を適用するためには計画の変更が必要であることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第35号から議案第38号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御 審議の上、議決してくださいますようお願い申し上げます。

議長(西 公郎君) 日程第5,議案第39号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

- 0 -

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(安田壮平君) ただいま、上程されました、議案第39号の提案理由を御説明いたします。 議案第39号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、奄美大島食肉センター新築工事において、間接費等の設計変更に伴い変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。 何とぞ御審議の上、議決してくださいますようお願い申し上げます。

議長(西 公郎君) これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第39号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議長(西 公郎君) 日程第6,議案第40号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。 市長に提案理由の説明を求めます。

市長(安田壮平君) ただいま、上程されました、議案第40号 固定資産評価員の選任につきまして、 提案理由を御説明いたします。

令和5年4月1日付けの人事異動に伴い税務課長となった里見 望を,固定資産評価員に選任いたしたく,地方税法第404条第2項の規定により,議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(西 公郎君) これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案に対する採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号 固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(午前10時24分)

___ O ___

議長(西 公郎君) 再開いたします。(午前10時40分)

日程第7 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

同議会議員は県内全市町村の長及び議員の内から市長区分6名, 市議会議員区分6名, 町村長区分4名, 町村議会議員区分4名から構成されています。

現在の広域連合議会議員が令和5年7月1日をもって任期満了となることから、広域連合議会議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告の内、当選人の報告及び告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票の内、候補者の投票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については議会規則第32条の規定にかかわらず、有効投票の内、候補者の投票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は19名であります。

候補者名簿につきましては、お手元に配付いたしております。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて, 順次投票をお願いいたします。

(点呼,投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に橋口耕太郎君、奥 輝人君を指名いたします。 両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数19票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

その内, 有効投票19票, 無効投票0票。

有効投票の内,川越桂路君5票,田上真由美君0票,山下美岳君0票,小山田邦弘君0票,久長登良 男君0票,川村孝則君12票,持留良一君2票。

以上のとおりです。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日,6月20日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午前10時46分)

第 2 回 定 例 会 令和 5 年 6 月 20 日 (第 2 日 目)

6月20日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 幸多 拓 磨 君 3 番 清 裕 君 永 田 6番 林山 克 巳 君 8 番 橋口 耕太郎 君 10 番 大 迫 勝史 君 12 番 竹山 耕平 君 15 番 﨑 田 信正 君 18 番 西 公 郎 君 20 番 伊東 隆吉 君 22 番 多田 義 一 君

2 番 弓 削 洋 平 君 霜析 4 番 和田 君 7番 正 野 卓 矢 君 9 番 栄 ヤスエ 君 奥 晃 君 11 番 郎 関 誠 之 君 14 番 17番 与 勝 広 君 19 番 奥 輝 人 君 21 番 川口 幸義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

壮 平 君 副市 長 市 長 安田 諏 訪 哲郎 君 住用総合支所 教 育 長 村田 達治君 平 田 博 行 務 所 笠利総合支所 國 分 正大君 総 務 部 長 濱 田 洋一郎 務 所 長 総 務 課 長 向 井 泺 君 企画調整課長 當田 栄 仁 君 プロジェクト 良二 財 政 課 長 永 田 公洋 君 川畑 君 推 進 課 長 市民環境部長 島 修 君 税 務 課 長 里 見 望 君 袋 世界自然遺産課長 賢 誌 君 保健福祉部長 孝 一 君 信島 永 田 裕 福祉事務所長 康郎 君 農林水產課長 石 神 俵 樹 君 健康增進課長 加奈子 君 保 護 當田 課長 本 田 邦 洋 君 商工観光情報部長 商工政策課長 平田 宏尚君 喜 納 祐司 君 紬 観 光 課 長 広和 君 產業建設課長 俊 三 君 赤崎 原 農林水産部長 大 山 茂 雄 君 建 設 部 長 藤原 俊輔 君

6月20日(2日目)

都市整備課長 里 則 人 君 上下水道部長 吉 郁 也 君 教 育 部 長 教育総務課長 大庭 勝利 君 成 美 畠 山 教育委員会事務局 学校教育課長 小出水 明洋 君 寿山 一昭 君 参事兼生涯学習課長 スポーツ推進課長 田 中 君 地域教育課長 巖 長井 和 揮 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局次長兼 満会事務局次長兼 池田 忠徳 君主幹兼議事係長 押 川 治君 議事係主査 坂元 辰徳 君

議長(西 公郎君) おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。

議長(西 公郎君) 日程に入ります。日程第1,一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁につきましては時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党新政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

12番(竹山耕平君) 市民の皆様,議場の皆様,おはようございます。自民党新政会の竹山耕平でございます。まず,はじめに所見を述べたいと思います。大変ショッキングなニュースがございました。岐阜県陸上自衛隊守山駐屯地に勤務する今年4月に入隊したばかりの自衛官候補生が,射撃場での実弾射撃訓練中に指導役の隊員3名を銃撃,自衛官2名が死亡,1名が怪我を負いました。衷心より御冥福をお祈りいたします。自衛隊におかれましては,全国各地の度重なる自然災害派遣に対し,日本の安全保障分野においても命がけで国民と地域の生命と財産を守り,従事しているだけに大変驚いた次第でございます。内閣府の世論調査におきましても自衛隊に対する印象は,国民の約9割の方々が,良い印象を持っているという回答であります。奄美駐屯地におきましても射撃場がございます。実弾訓練も行われておりますので,今後原因を究明し,再発防止に向け十分に取り組んでいただきたいと思います。

また、コロナが、少し収束と申しますか、落ち着きを見せて賑わいも見えているところではございますが、現在、子どもたちを中心と申しますか、コロナが、結構流行っているようでございます。新聞報道でもございましたが、奄美市内におきましても学級閉鎖ですかね、学年閉鎖なのか、もあるようでございますので、また、これからですね、また、中体連も始まりました。高総体も始まっております。そういった中で、これから観光の繁忙期を迎えるわけでございますので、また、市長を中心に5市町村の首長さんを中心に、また、奄美の安全を守っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従い、質問を行います。まず、はじめに市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。本市への防災専門監(地域防災マネージャー)配置の必要性について質問を行います。現在、奄美市では、奄美市防災計画及び国民保護計画が整備されていますが、この二つの計画について今回質問をさせていただきます。二つの計画の趣旨、目的に基づいた各種自然災害を想定した防災訓練をはじめ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法でございますが、有事も想定した訓練として全国各地、また、各自治体において図上訓練や実働訓練を国・県・市町村が、連携を取って実施されております。本市、奄美市の実施状況について、お示しをお願いいたします。次の質問より発言席にて行います。

市長(安田壮平君) おはようございます。それでは、竹山議員の御質問にお答えします。奄美市防災計画及び国民保護計画の図上・実働訓練の状況ということでございますが、地域防災計画に基づく防災訓練の実施状況につきましては、昨年度は、防災出前講座等を通して地域が主体となった図上訓練を実施いたしました。また、1月22日には、地震・津波を想定した高台等への住民避難訓練を実施しております。なお、今年度につきましては、11月19日に内閣府と共催で地震・津波防災訓練を予定してい

るところでございます。国民保護計画に基づく訓練につきましては、今年1月18日に内閣官房、消防庁、鹿児島県、屋久島町等が参加し、県内で初めて他国からの武力攻撃を想定した図上訓練が実施されており、今年度は、実働訓練が予定されていると伺っております。本市におきましては、これらの成果や課題等を国・県と情報共有しながら、まずは、関係機関での図上訓練の実施を検討してまいりたいと存じます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

12番(竹山耕平君) 分かりました。この自然災害を想定した地震、津波と、そしてまた火事、そういったものをですね、訓練そしてまた災害マップ、ハザードマップにもありますように、日々ですね、そういう奄美市の防災訓練を活用して地域自治体にしっかり呼び掛けて、また、避難やそしてまた炊き出し、そういったものを自治会単位で行っているということは十分に承知をしており、また、そういう意識もですね、酸成か、というのも理解をされて、後は分かり易い訓練であります。今、市長からありましたように、この国民保護法の訓練につきましては、今後、屋久島町が、1月に図上訓練、そして今年度に実働訓練を実施する計画と、鹿児島県で初めてということでありますので、これまあ一つの島、島のそういう在り方、訓練の在り方ということで、今後また参考に、また今、市長からもありましたように、図上訓練をまた国・県と連携してですね、進めていただければというふうに思いますので、また、本当に全国各地でインターネットを調べると、本当にもう全国各地で図上訓練、実働訓練に至っては、ほぼ県自体では、県単位では、もうやっているんですよね。後は各自治体で、どのような形で行うのか。また、それをどういう形で市民、住民に促すのか。そういった形が、今後また奄美として、やっぱりこれからの質問にも少し入っていきますけど、大事な奄美市だけの問題ではないということでありますので、空と海の玄関口ある奄美市の役割は重要だというふうに考えますので、その辺りも踏まえてちょっと次の質問にいきます。

次に、ただいま答弁があったように、自然災害を想定した実施状況については分かりました。それではですね、この国民保護計画についてですね、この②質問させていただきたいと思います。国民保護計画につきましては、主に、有事を想定した各種内容となっております。今、答弁がありましたように国民保護計画に基づいた図上及び実働訓練は、計画はされているものの未だ実施はされていないという状況で、この計画内にあるこの災害対応マニュアルに応じた計画作成の実効性の在り方について、私は、ちょっと疑問に思ったので、この質問をさせていただきます。この計画自体が、ざっと読んでもですね、この地元事情に対応した計画全般となっている内容として作成されているものかということでございます。内容を拝見させていただきましたが、この防災計画と違い、国・県が示している計画の内容をそのまま横滑りスライドさせたような内容となっているんですね、やはり防災計画の場合は、奄美市とか自治会とか、いろんな地域のことを書いてあるんですけど、この国民保護計画の中では、特に地元事情に対応した、適した内容では、そういうことではなっていないというふうに私は、見て思いました。先ほども申し上げましたが、現在までに全国各自治体において、この国民保護計画に関する国と県、地方公共団体の共同訓練が実施されているところであります。国・県との連携が重要でありますが、奄美市は、5市町村が連携協力し、島民の生命と財産を守らなければいけません。そのような点も踏まえてこの点について御見解をお願いいたします。

総務部長(濱田洋一郎君) おはようございます。それでは、お答えいたします。

本市が策定しております奄美市国民保護計画につきましては、武力攻撃やテロなどを受けた場合に本市が、国・県及び関係機関と連携しながら市民の生命と財産を守り、生活の安全を確保するための施策を定めたものでございます。本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国の基本指針や鹿児島県国民保護計画等を踏まえ策定されております。そのうえで離島に所在する本市には、市街地そして中山間地域があり、本計画には、その地理的または社会的特徴を考慮した内容となっているところでございます。以上でございます。

12番(竹山耕平君) 分かりました。地理的社会的に考慮した計画内容となっているということであり ますけど、やっぱり見るとですね、やはり奄美市防災計画と違い、先ほど申し上げたように国・県が策 定して。当然,これは自然災害のように地域のいろんな実情を併せてボトムアップ型ではなく,やっぱ りこの国民保護計画というのは、トップダウン、国のやっぱり国・県が主導を取って行う訓練というこ とで、これ結構いわゆるトップダウン、ボトムアップとトップダウンという言い方でやると、そういう ふうな計画になっております。なので、その中でやっぱり意識、自治体としての意識というものが、こ の計画に反映されなくてはいけないというふうに思うんですよね。なので、やっぱり先日、地元新聞紙 にも書いておりましたが、やはり地元の実情に合って、その図上もしくは計画をしっかりと作成して、 やっぱり何が求められているのか。やっぱり島ですので、何を求めていくのか。国にですね、そういう ことをやはりどのような形で把握をするのか。というのが自治体には,市町村の自治体には求められて くるというふうに思います。なので,そういったことも踏まえて是非この計画がですね,更に,改訂, 改訂が、やっぱり防災計画と一緒であると思いますので、その辺りをしっかりとですね、見極めて、ま た、実情を今言いました、やっぱり奄美として、やはり奄美市だけの問題ではないので、やはりこれ は、5市町村の特に、特に5市町村ですね、12市町村、5市町村含めた核となる奄美市の計画が、ど のような形で作成されるのかっていうのをやっぱり5市町村が連携して、やっぱり奄美市に求められる もの、で、国に求めなくちゃいけないものというのを是非把握をしていただきたいなと、計画にやっぱ り実情に沿った計画案、計画として作成されていただきたいなというふうに思います。

それでは、そのことまで、今までのことを踏まえてですね、今回の最大の私の質問の中の趣旨である 専門監、防災専門監について、ちょっとお伺いをいたします。この地域防災マネージャー、この防災専 門監の配置の必要性について、お伺いをいたします。それぞれの計画に専門的に精通し、より実効性を 求め対応するためには、防災基本計画等にある地方公共団体は、円滑な災害を応急対応する人材確保な ど方策に努めることとされております。そのようなことから自然災害等や有事の際にも精通する専門的 知見を備えている防災専門監、地域防災マネージャーの配置の必要性を求めたいと思います。

また、ヒアリングのときにもお話させていただいたんですが、全国には、この今、防災監が、着々と どんどん配置を進められ、2022年、令和3年度の3月末、昨年ですね、一昨年度末ですね、令和3 年度の末で全国に601名。鹿児島県内におきましては、県庁に5名、さらには、瀬戸内町、今年度、 今年の4月からですね、専門監が配置をされましたが、瀬戸内町を含めて鹿児島県内では、もう13自 治体で配置が進められております。13自治体で。特に申し上げたいのは、自衛隊が配備され設置され ている薩摩川内や霧島, 鹿屋, 当然, 鹿児島市はもちろんですが, そういったところは, この瀬戸内町 も含めて配備をされているんですね、自治体に。先日、我が会派の自民党新政会の同僚議員の皆さんと 共にですね,今年配置をされた瀬戸内町の総務課さんのほうに行って勉強,研修会をさせていただきま した。すると、もう長々と喋ったらいろいろもう時間がないので喋りませんけど、職員の方は、メリッ トしかないというお話をされておりました。でまた、内閣府のほうから、やっぱり財源措置として半 分、上限が決められておりますが350万円だったかな、決められておりますが、半分は内閣府から措 置があると,財源措置があるということであり,また,5月の連休後だったので,瀬戸内町の地域情勢 連絡協議会、地情連ですかね、のほうでも早速その防災監が、講話を行ったようです。もう4月に配備 されて、いきなりもう5月の総会には、それは自然災害への対応という形での講話だったんですが、そ ういう自然災害にも精通し、そういう専門的知見を備えている。特に、自衛隊の方々が多いんですが、 職員の方々は、専門監とか危機管理室とか、そういう防災にかかる対策室は設けております。課とかで すね、あるんですが、やはり異動があって代わるんですよね。なので本当は、5年、係以上で5年以上 そういう専門的に関わっている者であれば内閣府や防衛省が、進めている、持っているその講習、研修 会に参加することができるんですけど、なかなか難しい。これもヒアリングのときに聞いたんですけ ど、やはり、なかなか職員の中では難しいと。また、そういう場合においては、専門的なアドバイザ

一,また,防災計画の運営,計画の作成,そういう形にも,後は何でしょうね,自主防災組織の指導にも役立っているということでございましたので,是非この類について是非御見解をお聞きしたいと思います。

総務部長(濱田洋一郎君) それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、災害対策基本法に基づく防災基本計画等において、地方公共団体は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成や円滑な災害応急対応及び復旧、復興のための防災行政の経験がある自治体退職者や退職自衛官等の活用など人材確保の方策をあらかじめ整えるよう努めることとされております。

地域防災マネージャー制度は、地方公共団体が、防災の専門性を有する外部人材を防災監や危機管理監等で採用・配置するにあたり、その方を地域防災マネージャーとして内閣府が証明することで地方公共団体における人材確保に資するという制度でございます。本市におきましても防災に関する人材育成や専門的知見が重要であることは認識いたしております。本市では、これまでも自主防災組織作りや人材育成に努めてまいりました。また、名瀬測候所など専門的な各関係機関と連携し、防災対応にあたっているところでございます。議員御質問の地域防災マネージャーの配置につきましては、近年全国各地で自然災害が大規模化する状況での御提言であると認識しております。今後、島内他町村の状況把握や連携を図りつつ検討課題とさせていただきたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

12番(竹山耕平君) 分かりました。他町村との調整連携というんですかね,検討課題とすると。なの で検討を進めていただきたいというふうに思います。是非ですね、やはり災害、そしてまた、有事はあ まり想定したくないんですけど、やはり緊迫するこの東アジア情勢、そういったことをいろいろ後は、 このロシア・ウクライナも含めて世界では,戦争がずっと起きています。そういったことを踏まえる と、いつ起こるか分かりません。なので、是非ですね、今の今までの自分の発言含めて、後は答弁含め てですね、是非今一度、今一度じゃないですね、まずは、検討をすることが大事だと思いますので、是 非よろしくお願いします。また、この6月という時期に質問させていただいたのは、いろいろとです ね、やはり来年度に向けて、やはりいろいろと行政的な手続きが進められていくというふうに考えます ので、是非お願いします。また、島内の地方協力本部や自衛隊さん含めてですね、やはりこの退職自衛 官の斡旋と言うか、そういう防災監に対する専門的な部署がないんですよね。それが、結構やっぱり定 められておって、県の協力本部が、これが対応しているんです。年に1回、年に1回ですかね、2回で すかね、各自治体を回って、この退職自衛官の、この防災監だとか、そこも含めて挨拶回りを行ってい るということでございますので、是非いろんな方々に、また、専門的な方々にいろんな意見を聞いてで すね、考えていただきたいと思います。ここで一つあれなんですけど、この退職自衛官採用のメリット として、やはり地方公共団体等の危機管理能力が向上します。一つ、即戦力のスタッフとしても各首長 を直接サポートします。一つ、長期間の勤務が可能であり長く地域に貢献します。ということでござい ます。そういった形も踏まえて、これ以上もう言いませんが、是非是非。瀬戸内町のほうは、会計年度 任用職員として採用されているということでありますので,またそれも含めて,今後また進めたいと思 いますので対応よろしくお願いします。

次の質問に移ります。次にですね、このPPP・PFIの取組について、現状と今後の構想という形で聞きたいと思います。先日プラットフォームが開催されました。その際にですね、参加者の皆さんから意見があったと思いますが、どのようなやり取りがなされ、今後のそういう自治体として、この奄美市としてPPP・PFIを進めていくのか。代表的な手法としては、公設民営、いわゆるDBO方式、そして市場化テスト、どういうニーズがあるとか、いろんなことも含め、現在本市も取り入れているこの指定管理者制度、これもPPPの一種ですね、民営の力を借りるということでありますので、そういった点を含めてですね、やはり、メリットをどのようにこの活かすのかは、官、行政が何をしたいの

か、何を求めるのか。もう一つが、民の力をどの分野でどのように活かすのか。そして、その官民の両者が、役割分担を活かせる仕組みづくりをどのように構築していくか。これがPPPとPFI、以前からも20年以上前から一つの構想がありましたけど、なかなか進められてこなかった。しかし今、一歩進んだというところで、また、御見解をお願いしたいと思います。

総務部長(濱田洋一郎君) それでは、お答えいたします。議員御質問の本市におけるPPP・PFIの 取組について、お答えいたします。官民連携による設備整備、改修、管理運営は、国も強力に推進して おり、今後は、避けることのできない全国的な大きな流れであると同時に、公共サービスの維持及び本 市の行財政改革においても差し迫った課題であり、地方創生を実現するには、不可欠な取組だと考えて おります。

本市におきまして去る2月6日に建設業界、不動産業界、金融機関等が参画するPPPプラットフォームを設立し、官民対話や学習機会を通じて地域の事業者が公共事業で活躍する機会を創出し、公共施設の機能の向上、公共サービスの充実や地域経済の活性化につながることを目指しております。PPPプラットフォームの設立の際に、官民対話を行ううえで地元業者として参入意欲はある。当該企業と共同で実施することで実現性が高まる。また、施工業者が、設計の段階で参入できることは、スムーズな設備整備につながる。そして、地元企業が活躍できる仕組み作りが必要などの率直な意見をいただいております。今後具体的な案件にこの御意見を反映させてまいりたいと思っているところでございます。

これまでPPPプラットフォームの取組といたしましては、設立総会時に研修会を実施したほか、奄美市認定子ども園整備事業において、民間業者の皆様から施設の活用に向けたアイディアのほか、参入意向、参入するうえでの課題等様々な御意見や条件などについて意見交換を行うサウンディング型市場調査を実施しております。

また、国土交通省主催のサウンディング調査にも本件を提案し、対話を実施した結果も併せて整備検討を行ったうえで、庁内のPPPプロジェクト会議において、発注手法を設計施工一括発注方式、いわゆるデザインビルド方式に決定いたしております。

今後の施設整備につきまして、プラットフォームをはじめとする島内外の事業者との対話を実施し、 先行事例に基づく限定的な検討に止まることのないよう、官民連携による質の高い公共サービスを目指 してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

12番(竹山耕平君) 分かりました。その今の答弁を踏まえて2点ちょっと簡単に質問させていただきますが、1点目は、現在入札が行われている、このありますよね、この認定子ども園の、行政を手助けというか、アドバイスを、この方式を進めるにあたって、行政として初めてなので、そういった専門的な入札が行われて、今度行政と一緒にこの方式をどのように進めるのかということをやると思うんですけど、ちょっと今自分言いましたけど、その目的、その今、入札が行われている。何の入札が行われているのか。分かりますよね。プレゼンが、6月の20何日にあるんじゃないですか。ということと、2点目は、今、部長が、あったように一括方式ということは、以前かなり前には、一括方式が主でした。公共事業ですね。それが、やはり専門的なものとそういう業者の育成等々を踏まえて分離発注が進められてきたんですね、分離発注、電気とか設備とか、そういった形でやはりいろいろとこれまで進められてきておるんですが、この一括発注もものすごいメリットがあると思うんですよ。だから、その辺りも含めてですね、やはりスムーズな、後は工期の短縮、後は、やはり全部が別だとそれぞれに責任が、どこにあるのかが、はっきりしなくなる。しかし、これが一体型になると、その設計から施工は、すべて自分たちで行うので、すべて自分たちの責任になる。そういったいろんなことを踏まえるとメリットあるとは思うんですけど、今一括発注に方針が決まったということだったんですけど、その辺りどのような検討がされたんですか。

総務部長(濱田洋一郎君) お答えいたします。議員がおっしゃったのは、アドバイザリー事業のプレゼンテーションと言いますか、そのプロポーザル、それは、近日中にと言いますか、予定をされているところでございますので、しっかりと実施をさせていただいて業者の選定を行っていければというふうに思っております。

(「何を目的にしているか」と呼ぶ者あり)

笠利、住用の認定子ども園を今後造っていくことにあたって、その例えば、その地域性であったり、こういう認定子ども園をイメージして造っていきたいというようなことを我々持っているわけですから、それにフィットするような形での提案をしていただける方、業者といいますか、そういうところをですね、アドバイザリーとして選んでいきたいというような感じでございます。すみません。それと、デザインビルド方式につきましては、もう議員が御案内のとおり、御指摘のとおり、その施工部のスピーディな対応ですとか、そういった意味でのメリットがあると思いますので、先ほど申し上げたとおり庁内のPPPの会議において、このデザインビルド方式を採用することを決定したということでございます。以上でございます。

12番(竹山耕平君) 分かりました。今行われているその入札に関しては、やはり基本構想が、やっぱりいちばん大事になってきますので、地域と声、そういった声を吸い上げてまとめたのが基本構想があると市が、作成してあると思いますので、その辺りを今後その含めてですね、後は、その発注作業を今、部長おっしゃいましたけど、どのような形が、本当にいいのか。やっぱり業者さんとってもその分離発注なのか、二つを一括で発注するのか。一つ一つ発注するのか。その辺りが、全然まだ分からないわけですよね。だから今後、そのアドバイザリーの関係と、後はその市場のいろんな形を進めて方針が決定されていくというふうに思いますので、是非お願いしたいなと。しっかりと進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それではですね、次のですね、終末が令和6年度ということで見えてきました末広・港土地区画整理事業についてお伺いをいたします。本事業の開発コンセプト、事業目的に基づく現時点での検証、末広部分もほぼ、ほぼと言うか、ほぼですね、終わりました。今いよいよ港町部分の道路に差し掛かろうとしておるところだと思います。本事業の開発コンセプトとして一つ目に、この市街地へのアクセスの改善。二つ目に災害に強いまちづくり、防災機能強化。三つ目に中心商店街の再編。この三つが主なものであります。現時点での現状は、どのように検証をされておりますか。また、課題についてのですね、今後の取組についてもお示しをお願いいたします。

建設部長(藤原俊輔君) それでは、末広・港土地区画整理事業につきまして、お答えします。末広・港土地区画整理事業につきましては、中心市街地への良好なアクセスの改善、そして、防災機能の強化などの都市基盤整備と併せて、商業施設の再編を図り、賑わいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を目的にこれまで取り組んでまいりました。都市計画道路の末広・港線は、16メートル以上の幅員があり、安全でゆとりある歩行空間として3メートル以上の歩道を確保しております。また、区画道路につきましても6メートルの幅員があり、歩行者の安全、買い物客の利便性及び緊急車両の通行など防災機能の向上を図ってきたところでございます。

今年度は、港町側の未整備区間に着手する予定にしており、全線開通により中心市街地へのアクセス 向上や防災機能の強化に寄与するものと考えております。また、中心市街地の再編につきましては、新 規出店支援やリフォーム補助等のソフト事業及び民間事業者によるマンションの建設や店舗付き住宅の 整備が進んでおり、定住人口の促進に期待が高まっております。

今後、末広・港土地区画整理事業や、県が整備を行っております国道 5 8 号おがみ山バイパス事業が 完了することにより、国道 5 8 号おがみ山バイパス、末広・港線、臨港道路、そして、マリンタウン地 区が、1本の道路で繋がることによりアクセス向上が図られることや、商店街の方々とも連携を図りな がらソフト事業を取り組むことによって、賑わいに満ちた中心市街地の形成を図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

12番(竹山耕平君) 分かりました。道路含めてですね、そういうアクセス改善、いろんなことが進められております。まだ事業が完了しておりませんので、また港町の道路側ができたときに、どのような交通体系になっていくのかというのは、また、いろいろと期待をしてですね、また、その港からも、今後、県として旅客ターミナルも計画をされておると、港の再編も進められていくということでありますので、更に、この道路の重要性は増していくのではないのかなと。おがみ山バイパスもですね、この第2半期中には発注作業にかかるということでありますので、その意味を込めて今後も期待をされていくものだと思います。南のほうからもですね、瀬戸内、住用のほうからもやはり、これまでの議会報告会やいろんな形で、この国道58号線おがみ山バイパス含めてですね、おがみ山バイパスも含めてですよ、早い整備を求める声が多数これまでもありましたので是非お願いしたいなと思います。

一つ併せて、ちょっと一つ質問させていただきたいと思いますが、この防災機能強化の災害に強いま ちづくり、当初ですね、本当に当初、やはり電線が、道路が狭く電線が入り乱れて、その防災機能、消 防車が入れない。はしご車も伸ばせないということが問題になっておりました。そういったところから この幅員を広げて広い道路で,更にそういった防災に強い,防災機能強化をするということを開発コン セプトにしておりますので、ただ、いまだに、そういうものを検証するような訓練、要は災害の例えば 何と言うんですか、火災を想定した防災訓練、そういったものが実施されていないんですね。そういう ことを含めると,AiAiひろばもそうなんですけど,高いビルがそんなにないので,その辺りどのよ うな形で進めるのか分かりませんけど、以前、消防の方とも話をして、そういった形も取りたいねと、 取っていくべきですよねというお話もちょっと伺いました。そういった形でやはり商店街の中で、どの ような形で、その、あそこだと地震なのか、火事なのか、津波なのか、何が適しているのかという形で ありますけど、やはり開発コンセプトにあるこの防災機能の強化、防災に強いまちづくりという形での 開発コンセプトがあるわけなんで、どのように検証していくのかっていうのは、やはり訓練をして、ど のような先ほどの奄美市防災計画や国民保護法じゃないですけど、やはり、その場所の実情に合ったど のような形が進められていくのが一番いいのかというのは、やっぱり何かを実施しないとですね、見る だけじゃ分かりませんので、後は、商店街の方々や中心市街地の方々に協力していただく。そういった ことも含めてですね,この是非,検討を行っていただきたいなと思うのですが,その点について何かあ りますか。

- **建設部長(藤原俊輔君)** 今,議員のほうから御提案いただきました件,今年度,末広・港線がですね, 令和5年度末には,一応完成を予定しておりますので,完成した暁にはですね,今,御提案いただいた 商店街,それから地域の方々とそういった訓練ができないか,検討させていただきたいと思います。以 上です。
- 12番(竹山耕平君) 部長、ありがとうございます。是非まずは検討していただいてほしいなというふうに思います。よろしくお願いします。これまでも先ほどちょっと一言AiAiOろばって言いましたけど、AiAiOろばも本庁舎と一緒でバリアフリー、要は、ユニバーサルデザインの設計で行ったんですね。最初にトイレとか、いろんな設備とか、いろんな形があったんですけど、それはやっぱりユニバーサルデザイン、バリアフリーの観点でいろいろとその設計や配置の仕方を変えたんですね。ですが、その後にバリアフリーウォッチングの皆さんもその場に入って、例えば名瀬小学校の体育館で、その道路を使って、その実際の16メートル道路をつくって、歩いたり、そういったAiAiOろばの形にもですね、十分に最初のほうで勉強会と言うんですかね、そういったこともあったんですよね。しかしその後、できた後に検証がされていないというのがあるんですね。実際もう車イスの方々や肢体不自

由の方々も利用されているので、それが実態ですと言われると、そうですねって言う形なんですけど、 そういったこともありますので、是非是非ですね、その点も含めていろいろと考慮していただきたいな と思います。

次の質問,②の質問,この中心市街地活性化基本計画は、やはり、末広・港事業とですね、整合性と申しますか、両輪となって密接な関係となっております。その整合性、在り方、その中でも本計画の計画的推進を図るため、やはりまちづくり奄美が設立をされておりますが、活動状況がどうなっているのか。そして、行政として当局として、どのように評価をされているのか。一つだけ言わせていただくと、まちづくり奄美、自分も商店街の人間ですので、まちづくり奄美さんがですね、設立されてから、やはりイベントをですね、もうまちづくり奄美さんを中心に行っているんですね。そういうことに対しては大変ありがたい会社の一つというふうにはなっておるんですけど、その点も含めてどのように評価をされているのか。

また、今後の中活計画の在り方につきましてもですね、やはり、これまでも散々質問をしております が、このバスターミナル計画、この測候所跡地計画ですね、そして、複合施設計画、課題、この課題を 一刻も早く、私が、ずっと申し上げたいのは、もう合同庁舎が、来年の夏頃にはできて、じゃ引っ越し がいつ頃になるのか。解体がいつ頃になるのかというのは、行政的に見ると、もう計画は見えてきてい るはずなんですよ。もし解体があって、あの何番街区か、少しちょっと、すみません。忘れましたが、 あの街区を今でさえ空き地になっています。あの駐車場がですね、空き地になっています。新しい道路 もできました。そういった中で空き地として何年間放っておくんだというふうな状況をつくるんですか ということなんですよね。なので、いろんな先ほどから言う開発コンセプトも然り、いろんな形で早急 にですね、やはり、これは行政の責任として、市長のマニフェストにもありましたよね、屋内遊び場、 子どもたちの、その点も何も進んでいない。ということもちょっと聞いたんで質問は避けますけど、是 非そういった点も含めて、いかに早く、いつか造ればいいじゃなくて、空き地のまま、商店街からする と、空き地のまま放っておくんですかということなので、是非、進めていただきたいと思いますので、 所長よろしくお願いしますね。そういった件も含めてですね、鹿児島市においては、やはり天文館、そ して中央駅、後は市街地界隈含めてですね、今、第3期まで終わる、もう終わるのかな、鹿児島市です よ,の中心市街地活性化基本計画,この中活計画が,もう第4期を作成しようかと。この基本計画が基 になって市街地の開発を進めていくということなんですよね。それを基にして今どんどんどんどん鹿児 島市では進められております。なので今、中活計画のフォローアップに関する報告という令和4年5月 のこれに行政出していますけど、今後の一つ一つの事業のメニューがあるからいいやっていうわけでは なくて、やはり、しっかりとしてですね、官民が一体となって、この両輪となって進めるためには、や はり、中活計画のやはり作成が、次期計画の作成が、僕は求められるんじゃないかなというふうに考え ますので、ちょっと質問させていただきます。

商工観光情報部長(平田宏尚君) おはようございます。中心市街地活性化基本計画におきましては、中心市街地へのアクセス改善とともに、安全で安心な歩行者空間の確保、商業店舗の集約による魅力的な中心市街地の形成を目標としており、末広・港土地区画整理事業におきましては、同基本計画に基づくハード面の整備から中心市街地の活性化を目指してきたところでございます。

また、株式会社まちづくり奄美につきましては、本市の中心市街地活性化に資する業務の円滑な推進を主な活動の目的としており、現在の活動状況は、AiAiひろば等の施設管理のほか、屋仁川駐車場の指定管理業務に加え、なぜまちマルシェなどの中心市街地への集客イベントを実施するとともに、本市プレミアム商品券発行事業の業務につきましても担っていただいており、積極的な活動に従事していただいているものと認識いたしております。

次に、バスセンターの建設につきましては、バスセンターの整備と運営の可能性調査を行い、この調査結果を基に国と協議を重ねてきたところでございますが、国から奄美群島をはじめとする国境離島の

国有財産については、原則、国が保全管理を行うこととされているものの、市が事業主体となって管理 運営を行う公共施設整備を実施する場合に土地処分の検討を行うことができる、との考え方が示され、 市が、整備し管理運営する公共施設が、土地処分の対象となることから、測候所跡地でのバスセンター 整備は、困難であるとの結論に至ったところでございます。

また、隣接する土地に建設を計画される複合施設につきましては、引き続き庁内、関係機関と連携を 取りながら施設建設に向けた協議を進めているところでございますので、御理解のほどよろしくお願い いたします。

次に、中心市街地活性化基本計画の次期計画等の策定についての御質問でございますが、本基本計画は、令和3年度末までを計画期間と定め、各種事業に取り組んできたところでございます。その後も都市再生整備計画の中、中心市街地の活性化に位置付けられる各種事業に取り組み、中心市街地の活性化を図っているところでございます。そのような取組を受け、本年度を計画初年として商店街通り会連合会が中心となり、中心市街地に人を呼び込む、まーじんゆらおう計画を策定するなど、中心市街地の皆様が、自主的に取り組む機運の高まりを見せているところでございます。

本市といたしましても中心市街地の活性化は、重要な施策と認識しており、都市再生整備計画の中で中心市街地活性化に資する事業に確実に取り組むとともに、商店街が策定した計画の推進にも努めながら、関係機関とともに今後とも引き続き賑わいと活気に溢れた中心市街地の形成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- **12番(竹山耕平君)** 分かりました。中活計画はですね、やはり、先ほども話しましたけど、一つ一つ の事業は、いろいろメニューがありますので、それを有効に使っていくということであるんですけど、 いわゆる、その中活計画として一つの政策の中として、やはり、この中心市街地、また後は、奄美市の いろいろな功を奏しているところはすごい多いんですよね。先ほどあったこのお話にもありましたけ ど、市街地出店支援事業、あとは店舗リフォーム、そういったところで結構空き店舗ないんですよ。本 当にもう若い方々が、本当に挑戦というか、市長の言葉を借りるとチャレンジしているわけですよね。 いろんな方々が、いろんな業種が、新たな出店、そして、今までのその何でしたっけ、出店を考えてい る方へのマネージメントの塾であったり、いろんなところで、これ全部中活計画に書いてあるんですよ ね。書いてあるんですよね。だから一つ一つの計画が今、部長が、重要とは認識しているけど検討はす るというのは、言葉にはなかったんで、どうなのかと思ったんですけど、中心市街地活性化計画を基に 進めるということは、やはり大事なことじゃないのかなというふうに、今、商店街のゆらおう計画の件 もやっぱり自主的にということだったんですけど、これ絶対当然やっぱり100パーセント、やはり行 政が関わらないといけないものでありますので、そういったいろんなことを含めると、やはりこの中活 計画の次期計画の作成というのは、大変重要なことだというふうに思いますので、是非それをスムーズ に、また、いろいろといろんな形で進めていくためにも、やはりこの計画を作成していただきたいなと いうふうに思いますので、部長、もう1回いいですか。重要な政策としては理解していると、ただし自 分が今言ったように、この計画の今後については、発言がなかったので。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** 先ほどの答弁のちょっと繰り返しになるかもしれませんけれども,これまでも中活計画の基本計画に基づき各事業に取り組んでまいりました。その取組を受け,先ほど一つとして,まーじんゆらおう計画,その計画の中におきまして各通り会連合会の皆様が,全部で99ですかね,99に関わる各種施策を計画いたしております。その中には,中心市街地の商店街のみならず,屋仁川の飲食業組合の管轄する地域,そういった地域も含めてすべて網羅しての形で,しかもここには,メンバーとして中心商店街の方々,また,商工会議所とか,そういった関係者の方々も入ったうえで,こういった計画も作成しておりますので,今後この計画を市としても一緒に連携して取り組みながら,その動向も踏まえたうえで,今後中活計画に関しても検討してまいりたいと思いますので,よろし

くお願いいたします。

12番(竹山耕平君) 是非,よろしくお願いしたいなというふうに思います。また,理解,認識してくださいね,なぜ中活計画が,必要なのかって,今までもこの10年間,5年間ですね,どのような形でこの中活計画を基にして作ってきて作成して事業の展開,施策の展開を進めてきて功を奏してきたのか。結果,まだコロナであったり,まだ事業が完全に終わってないんで,なかなかその検証という形では進まないとは思うんですけど,やはり,その空き店舗の減少とか,後は,その出店のいろんな形としては,結果が出ていますので,そういったことも含めて,また重要視していただきたいと思います。

最後に、この教育行政について、お伺いをいたします。昨年の第2回定例会においても質問しましたこの更衣室の確保について、お伺いをします。保護者や子どもたちの声としてですね、やはり、この更衣室の必要性というのを質問しました。また、先生方に聞いても、やはり子どもたちからそういう声は聞こえているということでありました。前回の答弁では、この活用状況について、これまで調査は行っていないと、さらに、カーテン等の設置にも多額の予算が伴うことから難しい。今後については、多様性を尊重する時代に対応できていない、配慮する授業環境を準備できていない、という状況にあれば、把握すべきと考えるということだったんですが、また今年ももう水泳の授業が始まっております。体育の授業もずっとあります。そういった形でどのような取組がなされてきたのか。また、併せてプールの目隠し、少し現場からも聞こえておりますが、その対応について、お願いします。

教育部長(大庭勝利君) おはようございます。はじめに更衣室についてお答えいたします。昨年度市内の全小・中学校に対し更衣室の設置状況について実態調査を行っております。設置の実態としましては、空き教室の活用のほか、理科室などの特別教室を間仕切りして更衣室として利用している学校や、ホール、廊下をカーテン等で仕切って利用している学校もあり、工夫して設置していただいているところでございます。

更衣室の設置は、性の多様性への配慮の側面から大切なことと認識しております。教室の確保など難 しい問題もございますが、今後も学校と連携を図り、引き続き実態調査にも取り組みながら、学校の環 境改善に努めてまいりますので、御理解ください。

次に、プールの目隠しの対応についてお答えいたします。プールの目隠しにつきましては、学校へ要望調査を行い、昨年度は、中学校2件の要望があり、修繕等を行っております。目隠し等の設置に際しましては、学校からの要望を確認しながら、プライバシーへの配慮と風通しなど児童・生徒への快適な活動も考慮して施工しております。今後も学校への実態把握を行い、対応策を講じながら安全な学校施設の運用に努めてまいります。以上です。

12番(竹山耕平君) 分かりました。実態調査を行っていただいたということで大変ありがたいことです。ただし、今、調査を行ってその次にどのような対応を取るのか、ということが大事になってきますので、是非、お願いしたいなというふうに思います。また、ここで一つちょっと紹介をさせていただきますが、兵庫県の加古川市、これネットでちょっと見たんですけど、やはり、この中でも体育の授業があるから学校に行きたくないだとか、男女の体育の授業の着替え、更衣に対して同じ教室を使っているということでありまして、そういった形で嫌がっているという声を聞いて、女子だけではなく男子からも不満の声が聞こえてきたと。前回の質問でもお話させてもらいましたが、ある校長先生からお話聞いたのは、やはり男子の小学生と中学生、両方の先生方から聞いたんですけど、小学校も中学校もやっぱり男の子の児童・学生・生徒からもそういう声が上がっていますよと。先ほど多様性というお話もあったんですけど、そういった声もあるということで、やっぱり空き教室とか多額の予算が、やはりかかってきますので、なかなか教育行政としては、なかなか進めることがですね、困難なのか、これを困難として対応できないとして難しいとして片付けるのか。その辺り、財政課長はいないですね、総務課長が

いるから、総務部長もいるから、これ要望しておきますね。是非、声をしっかり反映していただきたいなというふうに思います。そういった形でいろんなところでやっぱり教育委員会さんが中心になって、後は、ここで聞いたのは、まだあれだったのは、やっぱり今ちょっと大ざっぱな関係でだったんですけど、聞いているのは、この実態調査を行って、この低学年の1年生で28校あるんですけど、加古川市、16校、57パーセント、1年生、2年生で14校、56パーセント、3年生で6校、21パーセントが、この男女で更衣スペースを分けるなどの配慮をしていないと。もう一つ、奄美市の小学校で聞いたんですけど、やはり小学校1年生のときは、もう例えば水泳のときに1年生からほぼ3年、4年生ぐらいまでですかね、の間隔で同じ場所で男女が着替えてたそうです。プールから戻るときは、プールの更衣室は女子、教室を男子という形を何か使っていたよというふうな子どもたちの意見も聞いておりますので、また、そういう細かなですね、また調査も是非行っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次にですね、この文化センター駐車場から各施設、振興会館、奄美博物館ありますが、その通りをですね、雨対策として、雨の予防対策としてアーケード化等の整備ができないか、ということなんですね。前回の質問では、ちょっと大きい診察の車が入るということで、いろいろと検討はしたいということだった。後は、雨が降ると向こうは、タイルが滑るんですよね、ものすごい滑るんですよね。せっかく駐車場まで来て、あとは、ちょっとなのに傘を持っていって、施設の中が傘で溢れるという状況にあるので、前回、以前、何年か前にもちょっと質問させていただきましたが、今の御見解をお願いしたいと思います。

教育部長(大庭勝利君) お答えいたします。御承知のとおり奄美文化センターは、奄美の文化振興の拠点施設として昭和62年に整備され、市民はもとより奄美大島で行われる大規模イベント等で広く御利用いただいているところでございます。また、先日お披露目式も行いましたが、奄美振興会館は、今年度からネーミングライツ事業を導入しており、これから市民の皆様には、是非、奄美川商ホールの愛称で親しんでいただきたいと存じます。議員の御質問にありました雨天時の対策についてですが、御指摘のように特に大雨時には、駐車場から各施設へ向かう通路の雨避けがあると、施設利用者も雨具を準備することなく快適に御利用できるというふうに思います。しかしながら当該施設は、風の強い立地であり、また市民の健康診断など大型車両が乗り入れることもあることから、雨避け設備等の整備には、十分検討が必要と考えております。いずれにしましても、議員のおっしゃるとおり、雨天時の施設利用者への配慮、重要な課題の一つであるため、裏口玄関の活用やタイルの滑り防止対策など、現場を調査して検討してまいりたいと思います。

奄美川商ホールも建設から36年経過しているため、施設の修繕等含め解消しなければいけない課題も多くあります。今後優先順位を整理しながら、必要な施設改善に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

12番(竹山耕平君) 是非,重要な検討課題としてですね,是非また,いろんな,自分たちも声を聞いて質問させていただいておりますので,よろしくお願いします。奄美川商ホール,早く覚えたいと思います。

最後、フッ化物洗口の取組についてお伺いをします。これも進めておるんですけど、また、この2月にですね、市民交流センターで、この歯科医師会が主催したこの大きなシンポジウムが盛大に行われました。また、行政としての取り組む重要性、姿勢の在り方というのもおっしゃっていましたが、その取組状況についてお伺いをいたします。

教育長(村田達治君) 議員の御質問にお答えいたします。現在本市におきましては、小学校が11校、中学校が5校の計16校が、フッ化物洗口に取り組んでいるところでございます。しかしながら令和2

年度からは、新型コロナの影響からフッ化物洗口推進が、進まない状況にございました。新型コロナに つきましては、今年度5月8日に感染症法上の位置付けが、5類へと移行いたしましたので、コロナ対 策が、新たな段階に入ったということもございまして、本市のフッ化物洗口につきましては、今後力を 入れて推進してまいりたいというふうに考えております。先ほど、議員からも御案内がありましたが、今年2月23日には、大島郡歯科医師会主催の奄美虫歯予防啓発研修会も開催されておりまして、歯の 大切さについて力強い訴えもございましたし、今後また推進にあたりましては、歯科医師会や本市の関係部署とも連携を図ってまいりたいというふうに思います。大切な歯を守ることが、他の病気の誘発防止や健康維持にもつながりますので、子どもたちの健康の土台となる歯の健康を守るためにも、フッ化物洗口を推進をしてまいります。以上でございます。

12番(竹山耕平君) 教育長の口から、お言葉から、力強く推進をしていくということであります。これは市長の、前回も言いましたが、一つのスタイルの進める政策の一つであったというふうに僕も理解も認識もしておりますので、一体となってですね、どのような形で、また、働き方改革もいろいろ叫ばれておりますが、どういった形で進めるのが、いちばんいいのかというのをですね、是非また、コロナが少し収まりましたらですね、是非進めて、特に、市街地の学校が、幼稚園が、保育園が、幼稚園、保育園は進んでいるんですけど、やはり学校が進まないということで、それが課題だということで、おっしゃっていましたので、是非よろしくお願いします。以上です。

議長(西	公郎君)	以上で自民党	新政会 竹	「山耕平君の-	一般質問を終結	いたします。
暫時	休憩いたし	ます。 (午前1	0時31分	r)		

__ 0 _

議長(西 公郎君) 再開いたします。(午前10時45分)

引き続き一般質問を行います。

チャレンジ奄美 弓削洋平君の発言を許可いたします。

2番(弓削洋平君) 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。一般質問に入ります前に私の所見を述べたいと思います。日本時間3月22日に2023ワールドベースボールクラシックの決勝戦が行われ、サムライジャパンが、アメリカを3対2で下し、7戦全勝で3大会ぶり3回目の優勝を果たしました。14年前にも優勝経験のあるダルビッシュ有選手は、私と同じ今年37歳であり、チーム最年長として若い選手たちを束ね、影のMVPとして称賛されました。日本特有の上下関係やこれまでの慣習にとらわれることなくチームの輪を重んじ、世界最高峰の舞台でトップメジャーリーガーとしてプレイするダルビッシュ有選手の言動に、若い侍たちは、あっという間に親近感を覚え、押し潰されそうな重圧の中でも笑顔を絶やさなかったそうです。若い選手たちは、とても頼りになったことでしょう。今やスポーツ界や職場といった様々な面において人材育成は、大切であり重要でございます。受け継いだ者たちは、時代の変化に対応しながら次世代へと繋いでいくことが責任でもあります。全国民に感動をもたらしました侍ジャパンには、是非、4年後も優勝を勝ち取り2連覇を達成していただきたいと思います。

さて、いよいよ鹿児島特別国民体育大会相撲競技まで後115日となりました。鹿児島県代表の選手にも優勝目指して持てる力を十分に発揮して頑張っていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。令和4年度第1回定例会の一般質問において、住用町のマングローブ湿地帯をラムサール条約湿地の登録へ向けた提言をさせていただきました。前向きに検討するとの回答でありましたが、その後の進捗はあったのか。

1, 観光施策について, (1) ラムサール条約について, ①進捗についてお伺いいたします。 次の質問から発言席にて行います。 市民環境部長(島袋 修君) おはようございます。住用のマングローブ湿地帯のラムサール条約登録に つきましては、観光資源としての魅力向上や分散化による環境負荷軽減も期待されることから前向きに 検討しているところでございます。ラムサール条約の三つの柱として、一つ、保全再生。二つ、交流学 習。三つ目として賢明な利用が基盤となっております。まず、保全再生の観点においては、マングロー ブ湿地帯は、奄美群島国立公園特別保護地区として既に保護担保措置がなされております。また、交流 学習の視点においては、マングローブパークのみならず、令和4年にオープンした世界遺産センターと の相乗効果によって、交流学習拠点としての機能は、益々高まってきているものと認識しております。 3点目の賢明な利用、いわゆるワイズユースにつきましては、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得 られる恵みを持続的に利用することとされております。賢明な利用については、昨年度の世界自然遺産 活用プラットフォームにおいても活発な議論があり、世界自然遺産地域としてこれからの奄美大島観光 の方向性においても大変重要な視点になってまいります。令和3年の世界遺産登録時は、コロナ禍でご ざいましたが、昨今の世界的なコロナ禍からの活動回復によって、ここ奄美大島への観光客も確実に回 復しているところです。マングローブの年間来館者人数も令和元年度の9万1,842人から,コロナ 禍には4万人台まで落ち込んだものの、令和4年度は、8万8、405人となり、コロナ禍前の水準ま で回復しているほか、世界遺産センターもオープンから1年未満で来館者10万人を突破することがで きました。これはひとえに,コロナ禍を経て世界自然遺産登録の効果が発現しているものと本市として は認識しているところでございます。

ラムサール条約登録も同様に集客効果を見込める施策でございますが、その登録に関しましては、より効果が最大化するよう検討する必要があると考えております。既に多くの来客を受け入れているマングローブ周辺に更なる集客を図る施策を講じることは、ラムサール条約の三つ目の柱、賢明な利用に反する可能性もありますので、現在、役勝エコロードのような新たな観光スポットを開発し、環境負荷の分散化を図りつつ、条約登録の効果が最大化するよう前向きに検討してまいりたいと存じます。

2番(**弓削洋平君**) 前向きということでありがとうございます。既に登録においての基準はクリアされていますので、後は、地元住民の理解をですね、勉強会など交えて取り組んでいただきたいと思います。登録によってカヌー体験等の規制もございませんので、メリットしかないと考えます。また、国内外含めての観光客の増加に期待いたします。

次の質問です。②登録に向けた取組について、今後どのような計画で進めていくのか、お伺いいたします。

市民環境部長(島袋 修君) 先ほども御答弁申し上げましたが、登録までの取組については、その効果が最大化するよう前向きに検討しているところでございます。国立公園指定と世界自然遺産登録が成された今、改めてマングローブの保全や賢明な利用のための普及・啓発を図ったうえで登録に向かうことも効果的なステップであると考えているところであります。想定される例といたしましては、本市で今年度、地球温暖化対策法に基づく実行計画の改定、策定作業を行うこととなっておりますが、ブルーカーボンとして温室効果ガスを吸収する海洋生態系であるマングローブが、現在、注目されているところでございます。より奄美らしいカーボンニュートラルの取組として、地元住民や小・中学生にマングローブ植林事業を実施することで、地球環境の保全に、身近なマングローブが大きく貢献していることを認識していただくことなどが挙げられます。地元住民の意識醸成というステップを踏まえたうえでラムサール条約登録推進に取り組むこともより戦略的な方法でございますので、引き続き環境省や県などの関係機関と連携しながら、前向きに検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- **2番**(**弓削洋平君**) 是非ですね、各機関との連携を取っていただいてですね、しっかりと登録に向けて 頑張っていただきたいと思います。ラムサール条約締約国会議において、登録が審議されるということ で、およそ3年ごとに開催され、次は、2025年7月にアフリカのジンバブエで開催調整中というこ とでした。この2年後に間に合うのか、お伺いしてもよろしいですか。
- 市民環境部長(島袋 修君) マングローブ植林事業をステップとして登録に向かうことを想定した場合,今年度は、実行計画策定に関する計画期間となることから、実際の事業期間は、早くて来年度の令和6年度から令和7年度になる見込みであります。議員御指摘の住民との合意形成を考慮しても、2025年の登録は、大変厳しいスケジュールになるかと存じます。繰り返しになりますが、より効果が最大化することが重要かと存じますので、引き続き前向きに検討させていただければと存じます。
- **2番(弓削洋平君)** 分かりました。是非, 2028年の締約国会議に登録されるように是非, 頑張っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。(2)森と水のまち住用観光プロジェクトについてですが、平成26年3月に住用地域における森と水のまち住用観光プロジェクト計画書を作成されています。この計画の中には、内海周辺ゾーン、マングローブ周辺ゾーン、山間・市ゾーンといった三つのコアゾーンを活かした滞在交流型観光の仕組みづくりを行うということで、三太郎の里などが建てられていますが、①達成率について、計画から9年が経過していますが、住用観光プロジェクトの総合的な達成率についてお伺いいたします。

- 住用総合支所事務所長(平田博行君) 御質問の森と水のまち住用観光プロジェクトにつきましては、住用町の地域資源特性を十分に活かした将来ビジョンとして策定された、六つの基本方針に基づいたアクションプランを設定し、住用町の豊富な地域資源を活かした総合的、効果的な観光振興をより一層推進するための計画として、平成26年3月に3か年計画として策定を行ったものでございます。その後、計画に基づき、できることから順次取組を進め、ハード面では、住用地域全体における観光情報案内板の整備や内海公園の三太郎の里広場におけるトイレ、駐車場、イベント広場。さらには、大型遊具の整備も進めてまいりました。ソフト面においても地域住民の皆様が中心となった集落歩き等の体験プログラムや民泊なども進められております。また、計画策定時には構想段階であった世界遺産センターも完成し、住用地域は、着実に賑わってきております。このような中、達成率との御質問に具体的な数値で評価することは難しいのでございますが、世界自然遺産が登録し、今後も一層住用地域の観光交流は、期待されるところでありますので、地域住民や関係団体等の皆様と連携しながら、引き続きハード、ソフト両面において住用地域が持つ魅力を発揮するための取組を推進してまいります。
- **2番**(**弓削洋平君**) 世界遺産センターもできてですね、開館から8か月で来場者が10万人を突破したということで、三太郎の里を拠点とする内海周辺エリアもですね、今後計画次第では、まだまだ集客数を伸ばせると思っていまして、内海公園ステージ広場や内海公園へご観察園もそうですけども、今遊ばせている状態であります。そこで②内海周辺エリアの活用について、今後の展開についてお伺いいたします。
- 住用総合支所事務所長(平田博行君) 議員の御案内のとおり、以前の三太郎祭りの会場でもありました 住用内海公園ステージ広場の利用につきましては、先ほどの答弁でも申しましたとおり、同じ内海地区 の三太郎の里広場が、新たに全面リニューアル整備されたことにより、三太郎祭り等のイベントも三太 郎の里広場へ移行されました。そのためステージ広場のほうは、以前と比べ利用が大きく減少しており ますが、国道58号線に面し、内海にも隣接する魅力的なロケーションでありますことから、最近で

は、民間の方々からキャンプ場やグランピングなどの活用に期待できるとの声もいただいているところ でございます。住用地域の貴重な資源の一つではありますので、今後も地元の皆様と一緒になって施設 の有効活用を検討してまいりたいと考えております。

2番(**弓削洋平君**) 是非ですね、その内海公園ステージ広場もそうなんですけど、マングローブもあり、すごい景観も良くてですね、すごい資源を活かした観光地として、すごい集客数に結びつくと思いますので、是非しっかりと計画を立ててですね、今後も前進していただきたいと思います。

それでは、③内海公園へご観察園についてですが、令和2年度第2回定例会において、へご観察園をグラウンドゴルフとして活用できないかと質問させていただきました。回答としては、まず第一に自然観察を楽しむための施設としての役割を発揮するよう活用を図っていくとのことでしたが、現在、草木が生い茂り、へごがどこにあるのかも分からない状態であり、観察園としての整備がなされておりませんが、見解をお伺いいたします。

- 住用総合支所事務所長(平田博行君) へご観察園につきましては、三太郎の里広場の対岸に位置し、同じく内海に隣接する魅力的なロケーションを有しております。内海公園へご観察園につきましては、現在のところ運営を市の直営で行っているところでございますが、議員御指摘のとおり公園として活用が十分に図られていないのが現状であります。今後は、定期的に周辺の伐採を行い、ヒカゲヘゴが眼前の距離にある自然観察を楽しめる公園としての活用を図られるよう改善に努めていきたいと考えておるところでございます。
- 2番(弓削洋平君) 是非ですね、管理を徹底していただきたいと思います。大昔そこに見里住民はですね、住んでおり、鍛冶屋もあったと集落の方から聞いております。歴史ある場所でもあることからしっかりと維持管理をお願いいたします。山中に行く歩道もありですね、近くでへごを観察できていたとも聞いておりますので、ちゃんとしたへご観察園としての活用ができるよう整備していただきたいと思います。

次に移ります。④今後の計画について、住用観光にどう力を入れていくのか、見解をお伺いいたします。

- 住用総合支所事務所長(平田博行君) 今月開催されました第1回住用地域協議会において,住用地域における重点施策として位置付けております,豊かな自然を活かした地域資源を活用した稼ぐまちづくりについて議論いただいているところでございます。具体的には,住用地区を三太郎の里や奄美体験交流館が位置する内海周辺ゾーン,マングローブパークや世界遺産センターが位置するマングローブ周辺ゾーン,山間交流施設や市集落のターバマなどが位置する住用湾周辺ゾーンのそれぞれのゾーンの魅力の掘り起こしに取り組んでおります。その中で今年度には,世界自然遺産を活かした稼ぐ地域づくり調査を実施し,住民が主体となって自然環境や歴史,伝統文化の魅力を活かした観光モデルを構築し,地元集落へお金が落ちる仕組みづくりに取り組んでまいります。今後とも世界自然遺産の核となる住用地域の振興に向け地域の住民の皆様とともに考え,観光を中心とした稼ぐ地域づくりの実現に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。
- 2番(弓削洋平君) 分かりました。瀬戸内町においては、報道でもありましたように、西古見に小中学校跡地を利用したオートキャンプ場の着工や、久慈小中学校跡地に拠点とした電気自動車による移動販売、校舎を活用した宿泊施設が計画されていることもあり、活性化に期待されておりますが、住用の観光も負けないようにですね、ただ、瀬戸内へ行く通り道だけにならないように、しっかりとした計画を進めていただきたいと思います。

住用町は、奄美のちょうど中心部に位置していますので、島民においても各地区から集まり易く親しまれ、また、観光客においても住んでよし訪れてよしの観光づくりに励んでいただきたいと思います。 次の質問に移ります。 2、人口減少対策について、 (1) 空き家等の利活用について、①令和元年度 実態調査後の進捗状況についてお伺いいたします。

- 市長(安田壮平君) それでは、弓削議員の御質問にお答えします。令和5年度実態調査後の進捗状況に ついてということでありますけれども、その進捗状況についてまず私のほうから答弁をさせていただき ます。令和元年度に実施いたしました空き家実態調査を基に、令和3年3月に奄美市空き家等対策計画 を策定し、総合的、計画的に空き家対策を推進しております。令和3年度には、地域住民の生命、身体 または財産を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的に、危険空き家等除却助成金制度を 制定し、令和3年度は7件、令和4年度は8件、合わせて15件に対し助成を行い、危険な空き家の解 体を推進してまいりました。また、昨年10月14日に公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会と空 き家等の対策の推進に関する協定を締結し、空き家所有者と不動産業者による賃貸や売却、解体後の土 地活用など市場流通を図る取組も行っております。令和4年度においては、空き家解消に向けた啓発活 動として、空き家対策に関する各種制度を周知するチラシの全戸配布を行うとともに、昨年11月12 日には、市内空き家所有者を対象とした講演会、市や国・県の制度紹介、弁護士や司法書士、不動産事 業者等専門家による相談会を新たな取組として実施いたしました。相談会には,来場者数64名,相談 件数21件の実績となり、空き家所有者への啓発や各種相談に対応できたものと考えております。今後 も空き家対策を重要な課題と捉え、空き家の利活用に加え、危険空き家の解消に向け取り組んでまいり ます。
- 総務部長(濱田洋一郎君) 私からは、調査の結果について詳しくお答えしたいと思います。まず、空き家の総数ですけれども、1、049件を確認しており、名瀬地区で660件、住用地区では96件、笠利地区で293件となっております。内訳を申し上げますと、建物が良好であり利活用可能な状況であるというA判定225件で、名瀬地区で141件、住用地区で28件、笠利地区では56件となっております。それから、利活用するには、一部修繕が必要な状態であるB判定でございますが、合計で411件で、名瀬地区で206件、住用地区では37件、笠利地区で168件となっております。それから、老朽化により周囲に危険を及ぼす可能性がある状態であるC判定は383件で、名瀬地区で292件、住用地区で26件、笠利地区では65件となっております。その他外観を目視できないという建物が、3地区合計で30件となっているところでございます。本調査を基に、市長からも御答弁ありましたけれども、各種事業の実施に加え、適正管理を依頼したことにより、空き家実態調査後の令和元年度から令和4年度までの3年間で危険空き家の解体実績は23件、名瀬地区で18件、住用地区1件、笠利地区4件でございます。それから、空き家から居住や賃貸、売却、譲渡、別荘等の活用につながった実績が26件、内訳を申し上げますと、名瀬地区で20件、住用地区2件、笠利地区4件。それから、適正な管理を受けた修繕や伐採を行った件数18件、これは、すべて名瀬地区でございますが、修繕や伐採を行った件数は、18件となっているところでございます。以上でございます。
- **2番**(**弓削洋平君**) 判定Aが3地区で225件, B判定が3地区で411件, 合計で636件ということで, これが空き家等の利活用ができる件数だと思われますが, そこで②この特定空き家ではなくてですね, 利活用できるこの件数を主としていろいろと御質問させていただきたいんですけれども, そこで②所有者への通知についてお伺いいたします。所有者によっては, 島内外の方もいると思われますが, 通知の回答件数も含めてお願いいたします。

総務部長(濱田洋一郎君) それでは、お答えいたします。令和元年度空き家実態調査の結果に基づく空

き家所有者への通知といたしまして、令和4年10月14日に公益財団法人鹿児島県宅地建物取引業協会と締結した空き家等の対策の推進に関する協定に基づきまして、空き家の市場流通に向けた協定の概要説明文及び宅建協会への情報提供同意様式を送付しております。送付件数でございますが、昨年10月において先ほど申し上げた調査結果の1、049件に対し、市の固定資産税情報の家屋所有者情報から抽出することができた780件に対して送付をいたしております。

なお、送付後に宛て所なしでの返戻が312件となっておりまして、この原因は、固定資産税がかからない免税点未満となった家屋の情報が更新されずに所有者の現住所が変わったためだと考えているところでございます。今後、これらの空き家所有者の特定が課題だというふうに考えているところでございます。

このほかに空き家所有者への通知といたしまして,近隣住民等からの情報や相談があった際に所有者 を調査し,現場調査を行ったうえで適正な管理依頼や市への相談を促す文書を通知しているところでご ざいます。以上です。

- **2番(弓削洋平君)** その通知書の中にですね、空き家バンク制度など住宅購入費助成制度また住宅リフォーム等助成制度といった案内も同封しているのか、お伺いいたします。
- 総務部長(濱田洋一郎君) 議員御指摘のその奄美市空き家バンク制度や移住定住住宅購入費助成金,それから移住定住住宅リフォーム等助成金,奄美市危険空き家等除却助成金のほか,国の制度として空き家の譲渡所得3,000万円の特別控除,それから住宅セーフティネット制度を紹介している空き家対策啓発チラシというのを同封をして,制度の案内を行っているところでございます。

また、近隣住民等から、先ほども申し上げましたけれども通報、相談があった際の適正な管理依頼文書においては、当該空き家の状態に応じて奄美市危険空き家等除却助成金の案内を送付することとしています。

- **2番**(**弓削洋平君**) 分かりました。次の質問に移ります。③県宅建協会との協定締結による成果についてお伺いいたします。
- 総務部長(濱田洋一郎君) まず、県宅建協会と締結した空き家等の対策の推進に関する協定への取組の 概要から説明をさせていただきます。市内空き家所有者から宅建協会への情報提供の同意をいただいた 物件に対しては、市職員と協会会員が、物件の内見調査などを実施したうえで、空き家所有者との賃貸 や売却、解体後の土地活用等を協議し、市場への流通を図るものとなっているところです。このことから、先の答弁で一部申し上げましたが、令和4年10月に空き家所有者に対し文書を送付した後に、更 に所有者を調査し、送付先を精査したうえで令和5年3月に401件の空き家所有者に対し改めて案内 文書を送付したところでございます。

その結果としまして、宅建協会への情報提供に同意すると回答した件数は20件、売却、賃貸、別荘や倉庫として活用との回答は26件ございました。現在のところ成果といたしまして、宅建協会の情報提供に同意し不動産業者への相談を希望した20件のうち、6月12日現在では9件の物件に対して相談対応を行う不動産業者が決定いたしまして、それぞれ相談対応を開始しているところでございます。

現時点におきまして賃貸や売買がなされたという実績はございませんが、この取組によって空き家の解消につながるものと考えており、引き続きこの取組の周知や案内を実施していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

2番(弓削洋平君) 分かりました。 9件の成果があるということで、また、そういうところから売却や空き家バンク制度などにいろいろと結びついたと思われますが、今後結びつくと思いますが、そういう

中でですね、いろんな小規模校などその地区においては、そこが利用されることによって、また学校の 小規模校の生徒が増えたりとか、そういうことに結びつけていけたらと思っていますので、是非今後と も取組のほうをよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。不動産登記法の改正により相続登記の申請が義務化され、令和6年4月1日から施行されます。④相続登記の義務化についてお伺いいたします。

総務部長(濱田洋一郎君) 議員御案内の相続登記義務化についてお答えいたします。令和6年4月1日 に施行予定の相続登記の申請の義務化については、相続・遺言によって不動産を取得した相続人が、そ の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が義務化されるというものでござい まして、正当な理由がなく義務に違反した場合には、10万円以下の過料が課されることがあるものと 認識しております。

また、この制度に関連して、簡易に相続登記の申請義務を履行することができる相続人申告登記の制度が、同じく令和6年4月1日に施行される予定となっております。本来、登記申請の際には、所有者の氏名、住所等のほか、その物件の持ち分を申請する必要がございますが、この新制度においては、相続人の氏名、住所等を申請すれば、持ち分を申請せずとも相続登記の申請の義務のみを履行したものとみなすという制度でございます。

そのほかにも、令和8年4月までに住所等の変更登記申請の義務化や、他の公的機関との情報連携職権による住所等の変更登記等の制度が始まるものと認識しております。本市といたしましては、これらの新制度は、所有者が不明な土地や家屋の発生を予防するとともに、空き家所有者の特定が促進され、空き家対策が推進されるものと期待しているところでございます。

- **2番**(**弓削洋平君**) 義務化の対象で3年間の猶予期間があるということで、また徹底した周知が重要だと考えますが、周知方法についてお伺いいたします。
- **総務部長(濱田洋一郎君)** 議員御案内のとおり本制度改正は、家屋の所有者だけではなくて、その相続 人にも大きな影響を及ぼすものであると考えております。そこで、本市といたしましては、これら法改 正の情報収集を行うとともに制度の広報紙による啓発やチラシの作成、イベント等においてしっかりと 周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。
- **2番**(**弓削洋平君**) この義務化によってですね、所有者の明確化も加速されてですね、空き家等の利活 用件数の増加に期待されます。その一方で猶予期間が3年ありますけども、1年目で登記するのと、ま た3年目で登記するのとではまた、空き家の利活用件数の調査に遅れが生じると思いますので、徹底し た周知のほど、力を入れていただきたいと思います。

今回この質問をしたのも議員報告会等で人口減少,住むところがない,市営住宅を造ってほしいとの多くの方から声をお聞きしたからであります。空き家等の利活用も打開策の一つだと思っていまして,空き家等の利活用においてですね,住用町においても生徒数が年々少なくなり,学校存続の危機にもなっております。入学者ゼロのときもあり,地域の方も非常に深刻に思っております。挑戦してみたいスポーツの団体競技もチームすら組めません。このようなことを踏まえ,義務化の周知もそうですが,早急な対応をしていただいて,小規模校の生徒数の増加につなげていけるようお願いいたします。

- ⑤今後の計画についてお伺いいたします。
- 総務部長(濱田洋一郎君) お答えいたします。今後の空き家対策につきましては、これまでも実施してまいりました生活環境の保全を図ることを目的とした危険空き家解体の支援、利害関係者並びに空き家所有者からの相談への適切な対応を行うとともに、空き家の利活用に向けては、啓発活動の実施、宅建

協会との連携協定を基にした空き家の市場流通に関する取組を継続していきたいと考えております。

昨年実施いたしました空き家に関する相談会につきましては、今後も実施をさせていただいて、市や 国・県の制度の紹介、弁護士や司法書士、不動産業者等専門家による相談を通じて空き家の解消を図る こととしております。

なお、相談会の対象は、空き家の所有者だけではなく、家屋所有者全般にも呼び掛け、相談会に参加 していただくことで、将来の空き家を生み出さないためにも啓発を行ってまいりたいと考えておりま す。

また、空き家の実態調査につきましても、前回調査から5年を経過しており、空き家の変動も大きくなってきていることから、改めて調査を実施し、現在の市内空き家状況を把握するとともに、令和元年度調査時点との比較、分析を行ったうえで、奄美市空き家等対策計画の見直しを行うことも今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、NPOとの連携ということもございますが、今後、取り組む内容を精査したうえで連携を図る必要があると考えております。空き家対策は、人口減少対策だけではなく、防災、衛生、景観等の地域住民の影響を及ぼすことから重要な課題だと認識しておりますし、議員も先ほど来、おっしゃっていただいているその小規模校の存続という問題も抱えているものと認識しておりまして、今後は、弁護士、建築士等の専門家や宅建協会等の外部機関及び消防、警察、地域等で構成される奄美市空き家等対策協議会との連携を更に強化し、地域と行政が一体となった空き家対策や人員も含めた体制づくりを行うなど、スピード感を持った対応により、地域の空き家問題解消に向けて取り組んでまいりますので、どうぞ御理解、御協力をお願い申し上げます。以上です。

- **2番**(**弓削洋平君**) 先ほども言いましたが、登記申請により明確化が図られ、調査するにあたり各地区 においてまた利用希望の所有者がいましたら、教育委員会とも連携を是非取っていただいてですね、小 規模校区の空き家等から先に取り組むなどの、調査のですね、優先順位等を図っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- **総務部長(濱田洋一郎君)** 御提言ありがとうございます。今,御指摘いただいたことも含めてですね, 庁内関係部署ともこのテーマと言いますか,空き家対策を通じてこういった課題があるんだということ を共有しながら取組を進めてまいりたいと,このように考えております。よろしくお願いいたします。
- **2番**(**弓削洋平君**) 是非,よろしくお願いいたします。次の質問です。3,教育行政について,(1) 部活動の地域移行について,これまで奄美市中学校部活動地域移行推進会議が2回ほど開催されていますが,現状についてお伺いいたします。
- **教育部長(大庭勝利君)** それでは、議員の御質問にお答えいたします。部活動の地域移行につきましては、子どもたちのスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために進められているものでございます。本市の現状につきましては、本年度発足しております奄美市中学校部活動地域移行推進会議において協議を進めております。

推進会議の構成員につきましては、奄美市体育協会をはじめ競技団体や指導者、保護者会、学校関係の代表等総勢22名で構成されております。本市としましては、国や県が示す令和5年度から令和7年度の改革推進期間に、まずは部活動の休日における地域移行を目指して取り組んでおります。本年度より中学校体育連盟主催の大会へクラブチームの参加が可能となっており、大島地区中学校体育連盟の事務局に伺ったところ、今年度本地区では、13のクラブチームの登録があり、本地区総合体育大会へは、5競技に7クラブチームが出場しております。こうした部活動地域移行が進む中、本市におきましても子どもたちのスポーツ、文化芸術活動が継続して行われる環境づくりの実現に向けて、関係機関と

の連携、他市町村の動向にも注視しながら調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

- 2番(弓削洋平君) まずは、休日の部活動の地域移行ということでありますが、令和5年から3年間を改革推進期間ということで、モデル事業も行っていくということで、この3年間しっかりとした実態把握が必要であると考えます。令和8年以降は、平日部活動も地域移行を検討していくということで調整、調査研究がより重要であります。この令和8年以降を見据えながらですね、今準備しなければならないことやスポーツを楽しみたいのにできない生徒の見落としがないようにですね、取り組んでいただきたいと思います。令和8年以降を見据え、そういう観点からですね、いろいろ質問させていただきます。奄美市において大規模校、小規模校また競技によっては、様々な運営の形態が異なりますが、②地域指導員の人材確保についてお伺いいたします。
- **教育部長(大庭勝利君)** お答えいたします。この人材確保につきましては、部活動の地域移行を進める うえで大きな課題の一つであると認識しております。現在、人材確保につきましては、スポーツ少年団 の指導者や総合型地域スポーツクラブの指導者、各競技団体推薦の指導者または教職員による兼職兼業 等を想定しております。地域人材確保に向けた調整や予算の確保等行っていくことを含め、今後も調査 研究を進めたうえで推進会議で議論を深めてまいります。
- 2番 (弓削洋平君) 平日も地域移行になった場合ですね、指導員がいなく活動できない環境だけは避けなければなりません。また、各競技連盟においてもですね、年々会員数が減少してきている状況だという話をお聞きしている中で、人材確保の取組によっては、各競技の連盟の会員の増加にもつながりますし、また底上げにもなります。生徒が誰一人取り残されないためにも、より一層地域、運営団体との連携が必要であります。

今年から中体連主催の大会においてクラブチームでの参加が認められるということで先ほどもおっしゃいましたが、クラブチームに転換する生徒も増加すると思われます。そのような中で奄美市の生徒ではなく他町村の生徒も同じチームとして大会に出場しますが、九州、全国大会出場補助金においても他町村ごとにバラツキがございます。このようなことを踏まえ、③クラブチーム等における大会出場金のバラツキについて、実態把握をし、市町村において足並みを揃え、今後奄振交付金を活用できないか、お伺いいたします。

教育部長(大庭勝利君) 議員御案内のとおり、今年度より中学校体育連盟主催大会の出場に関しましては、従来の学校単位での出場に加え、所属校の違う生徒により構成されるクラブチームも出場可能となりました。このことは、生徒の可能性を広げるという観点から大変意味あることと考えているところでございます。御指摘の各自治体における出場補助金の違い、議員御指摘のバラツキにつきましては、クラブチーム所属生徒の住所が複数の自治体にまたがる場合、各自治体における制度の違いにより補助金に違いが生じる、あるいは既に生じていることも認識しております。郡内各町村へ照会したところ、補助金算定にかかる補助割合や上限の設定など違いが確認できましたが、このことに関しましては、それぞれの各自治体における在り方、考え方もあるものと推察されるところでございます。部活動の地域移行につきましては、学校教育の一つの大きな転換であり、様々な課題が生じることも想定されているところでございますが、今後の推移を注視しながら、奄美群島12市町村で連携を深め、課題解決に向け検討してまいりたいと考えております。

また、課題を解決できたうえで、より詳細な制度設計に至るものと考えており、その段階になって具体的に活用可能な財源も検討することになろうかと思います。そのために現時点においては、御質問の奄美群島振興交付金に限定せず、本事業のように長期的に継続する必要性の高い事業について、活用可能性のある補助事業制度があるか、幅広な視野での研究が必要と存じておりますので御理解をお願いい

たします。

2番(弓削洋平君) ばらつきによってですね、生徒・保護者間でですね、すごい不平感が生じますので、是非とも調査研究をしていただきたいと思います。

④貧困世帯への手立てについてですが、令和8年以降には、平日部活動の地域移行も示されている中で、競技によっては部員が少ないチームや多いチームがあり、それぞれの部費の金額も異なります。大会等へ行く指導員の旅費も関係してきます。そのような中で貧困世帯の子どもたちが、部活動をやりたくてもやれない状況になるのではないかと危惧いたしておりますが、当局の見解をお願いいたします。

- **教育部長(大庭勝利君)** お答えいたします。部活動地域移行を進めていく中で,家庭の経済的な負担に つきましては,今後も運営方法などが確立されていく中で明らかになるものと考えております。しかし ながら経済的な格差により,子どもたちが部活動に参加できないことはあってはならないと考えており ます。国や県の動向も注視し,先進地の状況も参考にしながら,部活動に参加したい子どもたち全員が 参加できるように調査研究を進めてまいりたいと考えております。
- 2番 (弓削洋平君) 是非、お願いいたします。中体連の大会行くときは、学校の先生が付き添いで行って、学校の先生は、出張費として学校から出ると思われますが、平日もクラブチームになりますと、そのクラブの指導員をその部費で旅費を補わないといけない、いう中で、また部費の増額なども考えられますので、そういった面で何か手立てがないと、もう貧困の子どもたちがスポーツをできない環境になってしまうのではないかと思われますので、実際そういう研究もですね、しっかりとしていただいて、総合的にですね、すべての生徒が満足できるような地域移行の環境づくりに励んでいただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長(西 公郎君) 以上でチャレンジ奄美 弓削洋平君の一般質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。(午前11時35分)

午前に引き続き一般質問を行います。 立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番(関 誠之君) 議場の皆さん、市民の皆さん、そして、インターネットを御覧の皆さん、こんにちは。私は、立憲民主党、民主党の関 誠之でございます。一般質問を行う前に若干の所見を述べさせていただきます。新聞紙上において、マリンタウンに分譲マンション、マリンタウン建設本格化、43億6、000万円を見込む。マリンタウン分譲4次公募開始、5区画総額13億円を見込むなど官民による都市開発が報道されています。このことについては大変喜ばしいことだと思います。しかし、私はその分譲の在り方等について問題点を指摘し、昨年の第1回定例会よりマリンタウン土地売買問題を取り上げ、継続して質疑をしてまいりました。その理由は、開発公社における免許更新手続きの不備により土地取引の免許を失効し、開発公社が造成した土地を奄美市に無償譲渡し、奄美市が開発公社に代わり土地を取り引きすることで、多くの問題点が浮かび上がってきたことであります。幾つか問題点を列記しますと、一つ目は、開発公社における免許失効の経過や原因が明確でないこと。二つ目は、奄美市開発公社の事業において24億7、773万円の損失補償を奄美市がしたという事実。現段階における土地売買の収入20億5、289万6、535円と市の損失補償を奄美市がしたという事実。現段階における土地売買の収入20億5、289万6、535円と市の損失補償を奄美市がしたという事実。現段階における土地売買の収入20億5、289万6、535円と市の損失補償24億7、773万円の差額は、マイ

ナス4億2,483万3,465円であります。この額を市民の税金で現在立て替えていること。三つ目は、未だに造船所の補償物件換地等の問題が一部未解決であること。四つ目は、この間、開発公社に

おいても評議員会等の開催も後手後手となり説明責任を十分に果たしてこなかったこと。五つ目は、開 発公社、奄美市の指定用途の説明不足によって、令和元年公募の既契約者、契約額2億4、056万 5,954円の2区画を契約解除させ、返還させたこと。この売買契約との経費1,417万5,61 8円も全額弁済することとしたこと。六つ目は、令和3年10月25日付けで2区画5億784万2、 440円の土地を財団法人奄美市開発公社は、名瀬港(本港地区)埋め立てにかかる契約候補者の認定 を行った。その後、奄美市が、引き続き令和4年1月24日付け、また、土地検討委員会で事業プラン が非常に高い評価を得ているの理由だけで、何の契約もせず保証金も取ることなく約1年5か月も優先 継続したということであります。どの問題も当局の丁寧な納得いく説明がないと,市民は理解できない ものだと思います。特に、6番目は、行政における公平・公正な取引を著しく逸脱しているように思わ れます。通常の契約は、候補者決定から半月以内に契約締結、保証金の納付、2か月以内に契約金を全 額納付する。納入後1か月以内に土地引き渡し,登記を完了するとなっています。当局が猶予したR5 年3月31日の間には、第3次公募が、R4年9月15日に募集があり、1・2次審査を経て、R5年 3月下旬には、契約を完了し、土地の引き渡し等があり、期間の猶予でなく再公募に挑戦させることも 一つの選択肢であったと考えられます。そこで、1、市長の政治姿勢、(1)マリンタウン土地売買の 現況と問題点について質問をいたします。所見の中で若干説明いたしましたが、①②を併せて質問をい たします。①2次公募での契約、いわゆる土地区画、2区画5億784万2、440円が、契約ができ なかった業者に約1年5か月間、優先的な継続交渉権を与えたが、結果、契約に至らなかったことの見 解をお聞かせいただきたいと思います。また、奄美市には、何の責任もないのかまでお聞かせくださ

二つ目は、資金繰りだけの理由で契約辞退したことと、土地処分検討委員会の審査を経ずに辞退受領を1日で内定取消を行ったことの手続きは妥当なものか、見解をお聞かせいただきたいと思います。他のことについては、土地処分検討委員会に審査をさせておりますけれども、また辞退した側には何の責任も問わないのか、併せてお伺いをいたします。

総務部長(濱田洋一郎君) それでは、関さんからの御質問2点についてお答えをしたいと思います。名 瀬港マリンタウン地区の土地売買につきましては、第2回公募までは、奄美市開発公社にて実施しており、その後、第2回公募の途中段階の令和4年1月に本市が、土地の寄付と併せて契約事務を引き継ぎました。本市が引き継いだ時点では、既に第2回公募での審査を終え、売却候補者も決定通知されておりましたので、本市においてもその候補者を引き継ぎ契約手続きを進めた次第でございます。

契約にあたりましては、開発公社での候補者決定通知の段階から特に期限は設けられておりませんでしたが、本市では、引き続き速やかに契約に向けた協議を開始し、令和4年3月末には、ほとんどの事業者と契約を完了することができました。

御質問の残った一業者につきましては、コロナ禍が続きさらには、エネルギーや建設資材等の物価高騰の厳しい状況を受け、現在事業計画の再検討を行っている。もうしばらくお時間をいただきたいとの申し出がございました。このことを受けまして、本市としましても令和4年度へ協議を継続しましたが、次の公募の計画もありましたので、早めの計画に向けて随時連絡し協議を重ねてまいりました。その中で相手方から示される進捗状況を確認し、契約に向けて進めているとの申し出を受け、本市といたしましても契約の実現に期待し協議を継続したわけでございます。最終的には、候補者辞退という結果になりましたが、相手方の意向を尊重し、また本市が設置する土地処分検討委員会での御意見もいただきながら、最終期限まで協議を重ねた結果でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、もう1点、辞退後1日で内定取り消しを行ったこと等妥当かということでございますけれども、契約候補者の内定取り消しにつきましても先ほど答弁申し上げたとおり、相手方とは一定の期間を設けて何度も協議を重ねてまいりました。その中で令和4年12月に相手方から応募時点の事業計画を見直す変更案の申し入れがございました。そこで、本市といたしましては、令和5年1月の土地処分

検討委員会において事業計画変更に関する申し入れについて慎重に審議をし、2月には再度委員会を開催をして事業者から直接、契約時期の延長と事業計画の変更について説明を受け、更に審議を重ねたところでございます。結果、公平性の観点から変更に関する特段の理由を認めることはできないという委員会からの御意見を踏まえ、本市といたしましても申し出を認めることはできないと判断をし、令和5年3月1日付けにて契約候補者へ通知をいたしました。その後、令和5年3月10日付けにて相手方から契約交渉の辞退届が提出され、当市は、3月14日付けで受理いたしました。その時点で先ほど申し上げたとおり委員会での御意見を既にいただいておりましたので、速やかに令和5年3月15日付けにて契約候補者への内定取り消し通知をしたところでございます。このように土地処分検討委員会、民間委員の方々の意見等も伺いながら、市として責任を持って判断をし、対応をしてきた結果でございますので、是非御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

14番(関 誠之君) 少し認識が違うところもありますけれども、この契約辞退のね、予測というの は、契約を辞退してくる予測というのは、ある程度、逆に言えば、契約が、この今の業者では成り立た ないよねというようなことは、皆さんが、その契約者といろんな実情を調べながらやったことで、これ 予測できたことではないかなと思うんですよ。円安や物価高騰による事業費が1.6倍程度になったの で事業計画ができないと。融資が受けられなかったんじゃないかなと、この時点でね、思うんですけれ ども、皆さんがこの事業者に話を聞きたいというのが11月、R4年のあって、12月頃からその話し 合いができてですね、その中で彼らは、R4年12月14日現在で事業資金の調達にふるさと融資制度 を活用する予定です。これR4年ですよね、3年ですよ、皆さんが許可したのは。4年の12月14日 現在に至って、ふるさと融資制度を活用する予定ですと、する予定というのは、めどが立ってないとい うことです,融資の。融資を今から申し込むけれども,その融資が確実に下りるかどうかというのは。 ここで問題なのは、この窓口というのは、奄美市なんですよね、いわゆる借りた分のいわゆる元金含め た利息を皆さん議会に出して議決をして、その部分を交付税で後で返ってくるというような代物ですか ら、市が責任を持って、これ融資のどうするかということを検討しなければいけない。そういう中で1 2月現在でそういう状況になっていて、私は、契約辞退は、もう予想できていたというふうに思うんで すけれども。そしてですね、市と金融機関と協議中でR5年の3月に最終合意が得られるよう進めてい るというのが、この業者の答弁なんですよね、皆さんにやった。今年の3月に最終合意が得られます と、このふるさとも含めて、もちろん金融機関が、出していただかないといけないんですけれども、協 議中でありますと、そういうこと。そしてまた、ふるさと財団の申請は、5年の4月、3月31日まで 皆さんにギリギリお願いしましょうねということで議会でも許可をいただいておったと思うんですけれ ども、ふるさと財団への申請はR5年4月で、採用決定が6月頃となり、土地購入代金の調達は7月頃 となる予定でありますと。これ皆さんが出していただいた資料から全部抜粋したので間違いないという ふうに思いますけれども。そういうような状況の中でずっと、3月に辞退届を出したからそれはそれで 3月31日までの日付は、何とか守ったというふうになりますけれども、そういうような状況を踏まえ るとね、本当にこの業者は、3月31日までの、R4年で大体状況が分かっておるわけですから、やっ てよかったのかどうかと。そしてまた,選定を受けている土地,2区画からH14という区画がありま すけれども、その1区画だけを希望するというようなこともしておりますけれども、優先交渉されてい ることの理解ができないわけですね。あの二つの土地に事業計画をして、それはすごい市の政策とピッ タシまた推し進めることだから待ってあげようという優先的なことをやったわけですけれども,こうい うふうに業者がですね,途中で優先交渉されていることが理解できているのかと,2区画を1区画にし てくださいと、全然計画の事業が違ってくるわけですよね。その辺も含めたら辞退の予測はできたと思 いますが、見解をお伺いしたいというのが1点。

それと、これを土地処分委員会にかけたように今聞こえましたけれども、土地処分委員会は、その前までは丁寧にかけております、いろんなこと。辞退届を業者が発出したのはR5年の3月10日、当局

が受理したのはR5年の3月14日,そして、内定取り消し日の通知を出したのはR5年の3月15日,受理3月14日,内定取り消し日3月15日,これ1日しかないわけですよね、この中で土地検討委員会というのが、本当に開かれたのかどうか、ということが疑問がありますけれども、そういうふうに土地処分委員会にもかけずに1日で辞退を受理したことの問題点と、契約不成立による当局及び事業者の不利益は、全くないのかどうか、についての見解をお伺いしたいと思います。

- 総務部長(濱田洋一郎君) 関議員からいろいろ御指摘ございました。ふるさと融資の問題ですとか,事前に予測が可能であったのかどうかということも指摘を受けました。やはり,相手方があることでございまして,その事業者への期待というのも確かにあったというのは本音でございます。しかしながら,いろんな状況を踏まえまして,ある一定の期間を協議に時間を費やし協議した結果,先ほども申し上げましたけれども,公平性の観点からその事業の計画の変更ですとか,そういった特段の理由は認めることはできないというようなことで,検討委員会2回審議を重ねた中で結論をいただいて,それで辞退届を受理をさせていただいたのが14日だと,その時点では,先ほど申し上げましたけれども,もう認められないので3月31日までで契約できなければというようなことで通知をしたということでございますので,御理解をいただければと思います。ですから,検討委員会がある意味こう結論を出すまでの審議は2回させていただいたと,そのうえで受理した段階ではもう既に検討委員会の結論というようなものは答えは出ていたということになりますので,1日のなるべく早くということで翌日に文書を発出したということで御理解をいただければというふうに思いますので,よろしくお願いいたします。
- 14番(関 誠之君) 理解をできるところもありますけれども、ほとんど私が調べたところと違うようなところもありますので、その辺は、また後もって具体的にお聞きをしたいなと思っておりますが、問題なのは、この令和3年の10月25日付け、開発公社が契約候補者の認定をしたということで、奄美市がそれを引き継いだR4年1月24日に寄附採納を受けてますから、その後に、この条件までをね、引き継いでやっているわけですよ、結果ね。だから、そのときに、こういったことをしっかりと議論をして、果たしていいのかどうかと。後もって言いますけれども、第3回の公募というのは、その前に前段あるわけですよね、であれば一旦取り消しにして、その第3回の公募にですね、公募してくれというようなことも考えられるのかなと思いますけれども、その辺は、どういうふうに考えておられますか。
- 総務部長(濱田洋一郎君) 引き継いだときに第3回で新たに公募をという御指摘だろうと思いますが、その時点で、もうそのまま第2回公募での結果をそのまま引き継いで継続して審議を進めていくといいますか、協議をしていくというふうな選択といいますか、そういう判断をしたということでございますので、その後の経過につきましては、関さんが先ほど来、おっしゃっていただいているような経過があって、再度繰り返しになりますが、先ほど申し上げたとおりの結論になったということになりますので、私のほうからは、もうそういう経過を踏まえ、そのまま開発公社から引き継ぎ、2回目の公募、そして3回目の公募というふうに継続して行っていったということでございます。以上でございます。
- 14番(関 誠之君) どうも深まりませんので、この辺で終わりますけれども、あと3番目に皆さんに 通告してあります代位弁済、先ほども申し上げましたけれども、24億7、700万円ですかね、をあ と払うのはないと思いますが、代位弁済終了しているように思われますけれども、市が行っていた債務 負担46億円だったかなと記憶しておりますが、どういうふうに現在なっているのか。理解をしたらい いのか。また、この債務負担の事項、期間、限度額、今後の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

総務部長(濱田洋一郎君) お答えいたします。まず、事項といたしましては、一般財団法人奄美市開発

公社に対する損失補償というのが事項でございます。期間につきましては、開発公社の存在する期間と 定められておりまして、限度額は、議員がおっしゃったとおり46億円でございます。さらに、返済と いいますか、4年度までの支出額は、御指摘のとおり24億7、730万円ということになっておりま す。開発公社に設定しております債務負担行為額の見直しというのは、再三、関議員から御指摘されて いるところでございますが、これまでの答弁と繰り返しになりますけれども、開発公社における名瀬マ リンタウン地区埋め立て事業の最終精算事務が、令和6年度末に予定されておりますので、これまでの 市の債務負担等の整理をしながら、改めて債務負担額の設定についても見直してまいりたいと、このよ うに考えております。以上でございます。

14番(関 誠之君) 確認しておきますが、これ以上、代位弁済をすることにはならないというふうに 理解してよろしいでしょうか。

総務部長(濱田洋一郎君) そのように承知しております。

- 14番(関 誠之君) 次の質問に移ります。第1回公募で土地売買契約し、契約解除となった原因は、契約解除になった土地ですね、流通関連は、本件のみであったのを開発公社において第3回公募のときに流通関連の使用使途が、市が追加決定を、開発公社が決定したんですけれども、それを追認をして販売をしておるわけですから、そういうことにおいて、結果、契約解除を生み出したのは、開発公社でもありますけども、結果的には、奄美市もそのほうになっているというふうに思いますが、対してこの奄美市は、例えば、開発公社が必要経費を全部出すわけですよね。そういうものを含めて売買契約の開発公社に対して不利益を与えたのではないかなというふうに私は考えますけれども、現時点での売買契約、いわゆる契約を解除して登記をしたり、いろんなものがありますけれども、1、400万円くらいの契約をしておりましたが、それが、現時点で幾らになっているのか。また、この開発公社に全額をね、その支払いをさせた根拠があれば、お教えいただけませんでしょうか。
- **総務部長(濱田洋一郎君)** 申し訳ございません。今の御質問につきましては、通告といいますか、質問 書等々含めていただいた際に私ども、その項目がないものと承知しておりまして、今お答えする分のお 答えを持ち合わせておりませんので、改めて機会を得てですね、お答えできたらと思います。申し訳ご ざいません。
- **14番(関 誠之君)** 議長においてよろしくお取り計らいをお願いいたします。去年の12月の質問で同じようなことをしていますから、その辺は、また参考にしていただきたいと思います。

次に、大きな2番の健康増進施策について、奄美市における指定管理者の問題点とタラソの閉館問題について質問をいたします。経営困難に至っているというふうに思われましたけれども、指定管理者から撤退の申し出の相談が、昨年の夏頃からあったと聞いておりますけれども、その内容と対応をお伺いいたします。

二つ目は、2月に提出された撤退書類の内容と3月の予算審議において議会にそのことを説明しなかった理由があれば是非お聞かせをいただきたいと思います。

- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** それではまず、一つ目の御質問にお答えさせていただきます。指定管理者からの昨年の夏頃に撤退の申し出があったのではないかとのことでございますが、撤退の申し出を確認いたしましたのは、文書で受理いたしました今年の2月27日でございますので御理解のほどよろしくお願いいたします。
 - 二つ目の御質問の撤退書の内容と3月の議会への説明ということでございますが、2月に提出されま

した指定取り消しの申出書の内容につきましては、コロナの影響による利用者減少や、施設は特に固定費比率が高くコロナの影響がある状況で開館すれば大きな経費がかかること。売上より人件費や光熱水費などの固定費が多くかかる現状や、売上の早期回復は見込みが立たないことなどにより、これ以上の経営は困難ということで、5月31日をもって指定管理を終了するという内容の指定取り消し申出書を2月27日に受理いたしております。

3月の予算審議において議会に御説明できなかった理由といたしましては、市の方針を決定した段階で議会での説明を行わせていただく考えでございましたので、3月議会中は、まだ方針を検討している段階でございましたので、御説明できる状況ではなかったことを御理解賜りますようお願いいたします。そのことから、方針が決定した際には、早急に準備を進め、4月26日の全員協議会にて御報告させていただいた次第でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- 14番(関 誠之君) 私,5月31日にですね,タラソに出向いてタラソの最高幹部といわれる方からお話を聞きました。昨年の夏頃から撤退したいと伝えていたと,返事がなかった。それで,今年の2月に書類で出したというのが,聞き取りですから,そういうふうに言っていました。今,部長が言われたのと若干違うと思いますけれども。その後,4月26日,定かではないがということでありましたが,部長から電話で閉館が決まったと電話があったと,報告があったと,閉館,休館ではないですかと自分は尋ねたと,後,休館ですという返事があったというふうに聞き取りでは聞いておりますが,違いますか。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** 最初の撤退の申し出のことについて改めてお答えいたしますが、私どもが確認いたしましたのは、あくまでも文書で受理いたしました2月27日でございますので、御理解お願いいたします。

それと、2番目の電話の件でございますが、私のほうから確かにお電話した最初のときには、言い間違いをいたしまして閉館というお話をいたしましたが、その電話の中ですぐさま休館という形で訂正をいたして、その後は、ずっと休館ということで相手方の企業の方にも、そして、利用者の方々にも御説明をさせていただいているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

14番(関 誠之君) ありがとうございます。先ほどのマリンタウンもね、このタラソの問題も、市長 の言われる経営的な感覚、これが非常に希薄になって、結果としてこういうふうになっているんじゃな いかなと私は思います。ですから、いつも思うんですけれども、私どももそうですけど、やっぱり現場 に行ってね、現場の声をちゃんと聞く。聞いてなかったということでしたが、その幹部によりますと、 昨年の夏頃から撤退したいというのは、口頭でしょうから、そういうのを聞いて、ああそうかと、調べ てみたらタラソの財政的な問題,初年度の平成19年度に1,200万円余りの剰余金を計上した以外 は、14年間で年平均約8、917万円、15年間の累積赤字1億1、279万5、572円。これ、 なかなか出していただけませんでしたけれども、皆さんが、毎年出しているね、経営の状況出している んですけど、それを調べたら今のような数字が出てきております。そうしますとね、市長、1億1、2 79万円の赤字が累積あって、コロナ禍、これは、平成20年にですね、いちばん多いときが平成19 年の6、500万円、6、595万704円、次年度20年度よりがく一んと落ちまして4、900万 円, コロナ禍の令和2年度には1, 624万5, 000円, R3年度1, 151万円。6, 500万円 あったのが、1、100万円ですよ。だから、経営の在り方もいろいろあるでしょうけれども、コロナ 禍でこういうふうに財政が落ちておれば、これは継続するのも民間ですから、ある程度の収益もなけれ ばいかんというふうに思っておりますが、こういうことは、日頃の現場に行って聞いておれば、ある程 度理解できる。もちろん数字で出ていますから、そうしたときに相手としっかりと話をしてね、今後の 問題どうするのかと、文書で来なければ対応できないのかというふうにこう考えてしまうよね。だか ら、いちばん問題なのは、この経営的な感覚があれば、こういったことは、日頃のお付き合いの中で分かって、じゃ来年度の指定管理費をどうするかということも話し合って、皆さん幹部でこう決めるということを議会に出せばいいまでのことであって、これが、いちばんの原因だ。この聞き取りをした人は、コロナ禍の中をなんとか乗り切ろうと、コロナ禍は不可抗力であり、指定管理の定款では市の負担でやるべきではとお願いしたが、聞いてもらえなかったというようなことも言っております。そしてまた、シロアリ対策工事をお願いしたけれども却下されましたと。これバスの運行について、ちょっと確認してからやらんといかんですが、これは直営ですか、それとも委託管理の中ですか。バス運行。

商工観光情報部長(平田宏尚君) 指定管理の中でございます。

- 14番(関 誠之君) それでね、私も1回直営になったような気もしたから確認したんですけれども、このバス運行費用が、年間600万円くらい赤字が出ていたと、これが、いちばん痛手だったというふうに話しておりました。地元の人にはできますと、地元の人が手を挙げたら共有して続けていっていただきたいということと、地元の人の健康づくりの場として補助事業等を当てはめて頑張ってほしいと、自分たちがやっている富山のほうでは、こういった事業、補助事業をどんどんやって、それで何とかもっておるということも言っておりました。最後に提案をいただきまして、継続が優先を念頭にサウンディング調査、ちょっと横文字が、あまり私分かりませんが、サウンディング調査で一つの在り方を整理してみたらどうですかという御意見も頂戴いたしました。最後に非常に心が痛かったんですけれども、奄美市に熱心さが伝わらないということも話しておりました。非常にこれを聞いたときに愕然としましたけれども、自分も含めてですね、先ほど言ったように、やっぱり何々に寄り添うという言葉は簡単ですけれども、結果としてこういった、このタラソの、もう生活の一部となっている高齢者の皆さんを含めてですね、今、これができていない。そういう中で皆さんの次の質問をしてみたいと思いますけれども、タラソ再開までの検討事項と今後の日程について、お知らせいただけませんでしょうか。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** その前に縷々議員述べられましたので、私のほうから若干お答えをさせていただきたいと存じます。まず、コロナのことに関してございますが、コロナ禍にあたりましては、2年間で合計、コロナ支援給付金の形で1、684万4、000円支援いたしております。そのほかにも燃料高騰に伴う支援金といたしまして342万1、000円、また利用者の回復を目的とした施設活性化事業を新たに設けて150万円の事業を実施いたしております。そして、施設使用料の増額につきましても、指定管理者との協議に努め、本市の条例の範囲で利用料金の改定はできますよと、そういう旨も相手にちゃんとお伝えしてございます。そして、熱心さとございましたけれども、市といたしましても随時、事業者の皆さんとは意見交換を行っております。その度にお互いで前向きにどうしよう、こういった施策をやっていこうと、その中で庁内においても、ちゃんとした庁内連絡協議会をつくって、健康分野それぞれの分野もつくって、そこで相手にしっかりと、相手のことに対応できるような取組をいたしておりますし、そして、高齢者やあるいは特定健診、そういったときなどにも無料利用券を発行いたしまして、多くの方に利用いただくよう市としてもその都度努めているところでございますので、そこは御理解いただきたいと存じます。

その中におきまして御質問にお答えさせていただきます。休館後の対応につきましては、外部の意見なども取り入れ、更なる施設の有効活用の方策などの検討を進めているところでございます。具体的に申し上げますと、今年度7月に全国の民間事業者が参画するサウンディングにおいて様々な意見を取り入れながら、本施設の今後の方針を検討する会議を計画しているところでございます。

また、市内の民間事業者が参画する奄美市PPPプラットフォームにおきましても、PPP事業として可能性調査等のサウンディング、先ほど議員もおっしゃいましたサウンディングを行い、参入意向や参入条件等の確認をすることも計画しているところでございます。

現段階では、いつ再開できるかということは、明確には申し上げはできませんが、サウンディングなどにより更なる施設の有効活用の方策を決定し、施設の再開に向け努めてまいりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

14番(関 誠之君) ありがとうございました。私も言おうとしておりましたけれども、話したような財務状況を判断しますと、市が令和5年度に計上した委託料835万5、000円、これは妥当な額というふうに財政を分析して思いました。だけども平成19年度から累積赤字が1億1、200万円出ているという事実があるわけですから、これは商用、いわゆる商いですから、そういった、市は商いじゃないですよ、やっている業者にしてみれば、ある意味の商いで、こういった赤字を自分たちの会社で抱えるわけにいかんというのが普通の感覚でありますから、そういったところで処理が経営的に困難で、撤退ではなかったのかなと推測をしておりますけれども、そこで、先ほど申し上げましたけれども、利用者会員の健康増進のための事業継続が優先だというふうに私は考えますけれども、市の直営、地元の企業による運営の継続や現指定管理者への指定管理費の増加とか、補助事業導入による施設使用料の増収などあらゆる手段を模索したのかなと、先ほど来、やったということでありますから、それはそれでいいんですけれども、結果、撤退されているわけですから、ここんところがどうだったのかなというふうに思います。これは答弁要りません。

それと、利用者に対する、先ほども生活の一部になっているよという利用者に対する説明責任は、事業者・行政は、どのように行ったのか。具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。今後このような中途での撤退がないようにですね、未然に防ぐ方策を講ずる必要があると思うんですよ。先ほどの優先的土地の売買もそうなんですけれども、やはり、ここには履行保証金とね、もし途中でやめたら、この保証金の中で幾らかやっぱり市に収めないかんよというようなものがあっていいと思うんですが、このことについて御見解をお願いいたします。

商工観光情報部長(平田宏尚君) 利用者の方々に対する御説明の部分でお答えさせていただきます。指 定管理者におかれましては、会員、利用者へ指定管理撤退に関しての文書等によるお詫びを行っていら っしゃるほか、年会費、回数券などの返金手続きを適宜適切に対応していることを伺っているところで ございます。

本市といたしましても休館のお知らせ、お詫びに関する文書を施設のほうに貼り出し、併せまして会員、利用者へ文書等にて休館に関するお詫びを申し上げるとともに、限られた期間でございましたが、直接施設において利用者の皆様に御説明をさせていただいたところでございます。また、利用者の皆様が集まる機会がございましたので、休館に関するお詫びや今後についての御説明をさせていただいたところでもございます。

さらに、休館後の利用者のアフターフォローにつきましても、体験交流館の入浴施設などの施設管理者と情報交換も行っているところでもございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

総務部長(濱田洋一郎君) 履行保証金のお話がございましたので私からお答えいたします。履行保証金 の考え方につきましては、指定管理制度における指定は契約にあたらないということで、契約保証金は 徴収することはできないということになっております。そこで、今年度より指定管理の基本協定に違約 金の条文を追加をし、指定管理者の違反行為や契約不履行により奄美市から指定を取り消された場合に は、違約金を払っていただくこととしています。そのようなことで未然に途中での撤退がないようにと いうことで、それが一つの方策であろうというふうに考えているところです。

それと、先ほど来、お話がありますように、一方で何より指定管理者との信頼関係の構築といったところが重要ではなかろうかと思います。部長も答弁しておられましたけれども、常日頃の対話を重ねた中で現状把握や相談体制を密に行うことも途中解約の撤退を防ぐことになると認識しているところでご

ざいますので、御理解いただきたいと思います。

14番(関 誠之君) このタラソとマリンタウンに共通することは、何かどっちも責任を取らないというような感じがするんですけれども、やはり、先ほど提案のありました違約金とかね、そういうのは当然の話なんですよね、契約をして、どっちか一方が止めちゃったら、この人に対して違約金を請求すると。だから、そういう意味とこの経営的な感覚、これをですね、是非、職員の方々にも持っていただきたいなというふうに思います。先ほどのタラソ再開までの検討事項と今後の日程というのは、答えていただけましたでしょうか。はい。分かりました。

次に移ります。奄美市の将来像について、奄美市の最上位計画、総合計画というふうに一般呼ばれておりますけれども、策定について、現在の進捗状況と今後のスケジュールについてお示しいただきたいと思います。

それと,群島10万人割れと市の人口が4万人割れに対する見解,また最上位計画,総合計画の目標である人口減の影響をお伺いいたします。

市長(安田壮平君) それでは、関議員の質問にお答えします。本市における最上位計画の策定につきましては、民間委員15名で構成される第1回奄美市総合計画審議会を先日開催したところです。審議会では、新たな最上位計画の位置付けを単に行政の事業、施策展開をまとめたものではなく、市民、企業、行政など奄美市民が一体となり、将来に亘っての目指すべき姿やこれからの方向性を示すものとするほか、策定の方向性についてもよりシンプルで分かり易い計画を策定することや、幸せの島を基に将来像を設定するなどについて承認をいただいたところでございます。

現在、審議会で決定された方向性に基づき、各分野課題について議論を深める策定委員会の開催に向け準備を進めているところでございます。今後のスケジュールとしましては、8月から9月にかけて骨子案を、本年末頃を目途に最終案を取りまとめ、その都度、パブリックコメントを実施するなど市民の皆様の声を伺う機会も設けてまいりたいと存じます。審議会の皆様からの答申をいただいた後に、令和6年第1回定例会での議案上程をさせていただく予定でございます。

総務部長(濱田洋一郎君) 先般, 県より発表されました本年4月1日現在の推計人口において, 奄美群島12市町村の人口が9万9, 247人。奄美市は3万9, 489人となったことに関しての見解に加え, 人口減少が及ぼす本市への影響についての御質問にお答えをしたいと。

県が、毎月発表する推計人口につきましては、最も新しい国勢調査、令和2年ですけれども、奄美市が4万1、390人から出生、死亡、転入、転出の月間移動数を加減して市町村ごとに推計するものでございます。毎月の推計人口の根拠となる人口移動につきましては、令和2年から4年の直近3年間の状況を説明させていただきたいと思います。出産と死亡を比較した自然増減につきましては、出生数については、多少の増減はあるものの3か年において概ね285人ほどで推移しているものの、死亡者数については、令和4年に過去30年で最も最多となる686人を記録するなど、出生と死亡に大きなかい離があり、まさに、少子化高齢化の状況を明らかにしているものと思います。

続いて、社会増減に目を転じますと、転入転出ともに微減傾向にあるものの、転出超過が続いている 状況でございます。本市においては、出生数を死亡数が大きく上回ることにより自然増減のマイナスが 止まらない状況にある一方、人口転出が減少する兆候が期待されるものの、それを上回る転入を呼び込 めていない状況にあるということができるかと思います。本市といたしましても、このことは、行政の みならず市民の皆様にも危機感を同じくしているものと実感しているところでございます。人口の減少 により地域の現状を見ましても、データに表れている少子化高齢化の問題、各産業に既に影響を及ぼし ている人材確保の問題がございます。中長期的に見ましても持続的な社会保障の在り方や今後も増大が 見込まれる公共インフラの維持確保の問題など、社会全般に及ぼす影響が考えられているところでござ います。このような中でございますが、改めて最上位計画策定の中において議会の皆様はもとより、市 民や事業者の皆様、行政が一体となって本市における人口減少問題を考えるきっかけとなることで、新 しい未来づくりを進めていくように努めてまいる所存でございます。以上でございます。

- 14番(関 誠之君) ありがとうございました。議論することはいっぱいあるんですけれども、三つほど、奄美市の総合計画の、終わりましたけども平成23年から32年、これの達成状況とか、検証の結果を聞きたいんですけれども、この総括はしたのか、しないのか。イエスかノーか、お答えいただきたいということと、市長マニフェスト等の反映、この最上位計画に対してですね、は、どう考えているのか。これもやるか、やらないか。それと、これは私の希望として取っておいていただきたいんですが、基本計画、個別計画等々策定すると思うんですけれども、における職員参加を是非、図っていただきたいというふうに思います。2点について簡潔にお願いします。
- 総務部長(濱田洋一郎君) 総合計画、平成23年から32年度の達成状況の検証について総括したか、しなかったかという、イエスかノーかと、イエスでございます。詳細は、簡潔にということでありますので避けたいと思います。市長マニフェスト等への反映と、どう考えているのかということでございますけれども、市長は、施政方針においても今回の最上位計画はこれまで本市が築き上げてきた基礎の上に新しい時代の概念や考えも盛り込み、本市の将来に亘る将来像を示すものとの考えを、議会の皆様、そして市民の皆様にお伝えをしてきているところでございます。一方、総合計画審議会の皆様の共通した認識としても、時代が流れても変えてはいけないものと、時代に応じて変えないといけないものがあるとの議論もなされたところです。今回の最上位計画の策定にあたりましては、施政方針でも申し上げている市長の考えと審議会委員の皆様の考えが根っことなる部分で一致しているということから、今後、最上位計画における施策の方向性とマニフェストに示された方向性も多くリンクしていくものと考えております。

次に、職員の参加ということでございますが、計画全体の方向性に沿って現状の課題や講じるべき対策について具体的に議論していただくために策定委員会を開催することにしておりまして、この策定委員会につきましては、人口減少という課題に対していかに少子化に向けていくか。人を呼び込むまちとなるためにはなどの五つのテーマを設定し、各テーマに対して分野を横断した皆様で議論を進めることにしております。議員からの御質問ございました最上位計画の策定時の職員参加につきましては、この中で、策定委員会の中で参画を予定しているということですので、よろしくお願いします。

- **14番(関 誠之君)** ありがとうございました。あと最後の危機管理の認識についてということで、通告書の訂正を、(1) 平成19年と書いてあります、これ2019年の間違いでありますので御訂正いただきたいと思います。2019年度廃止の血液備蓄所の再構築について、血液備蓄所の廃止をどう捉え、廃止後の再構築のために行政として、どのような取組を行ってきたのか、ということについて御説明いただきます。
- 保健福祉部長(永田孝一君) それでは、お答えいたします。平成29年度に日本赤十字社から委託を受けていた民間企業の血液備蓄所が撤退したことにより、命に直結する問題の責務から、やむを得ず島内医療機関による院内備蓄が開始されています。しかし、人員体制や保管場所の確保等の課題により医療機関の負担が増大していると伺ってます。血液備蓄所が廃止された後、令和元年7月から令和2年2月にかけて県立大島病院が厚生労働省の補助金を活用いたしまして、いわゆるブラッドローテーションを実施しております。保存期間の短い血液製剤の有効利用について一定の効果が上がっているということがありましたので、奄美大島5市町村連名で研究継続についての要望書を出しております。

また、これは県が主催でございますが、血液製剤供給体制検討会が、これまでに3回開催されており

ます。奄美大島5市町村、県赤十字血液センター、名瀬保健所、関係機関と血液製剤の安定的な供給を 行っていくための協議を行っております。併せまして、7月末に実施予定なんですが、離島行政懇談会 の中で、この血液備蓄所の必要性について奄美市として意見を申し上げるということを考えておりま す。以上です。

14番(関誠之君) ありがとうございました。この問題はもはや医療の問題ではなくてね、政治の問題との認識もありますけれども、我々も頑張ってやっていかなければいけないと思います。公明党さんが一生懸命先にやっていただいておりますので、私たちも出遅れないようにですね、奄美市議会一丸となってこの問題に取り組んでいきたいということを決意をして次の問題を質問させていただきます。

国民保護計画、先ほど竹山議員の中で十分にお聞きしましたので、ただ検討をやっているんじゃなくてですね、どのような検討をやって、今どういう段階で、どういう課題があるということまで聞きたかったんですけれども、この問題については割愛をしたいと思います。あと、この民生の防災無線ラジオ、R4年第2回定例会で、この事業も民生安定事業の対象になるということを確認しているということでありましたけれども、その後どのような検討がなされ、今どうなっているのか、お聞きしたいと思います。それと、三つ目の騒音測定器に航空機を識別できるカメラを設置する、知名瀬のほうにありますが、ただ騒音だけ測ってもどの種類のどの機種が通ったかというのが分かりませんので、防衛局に要請ができないかということについてお聞きしたいということと、最後になりますけれども、令和4年度奄美市債権放棄報告書の内容について、笠利学校教育課の給食費88件、25万8、959円が、全件数が債権放棄の理由が生活困難状況の調査となっておりますけど、その調査方法と生活困難状況の定義と教えていただければ。また、いつ頃の債権になるのか、教えていただければ幸いと思います。それと、最後になりますが、保護課の生活保護63条返還金16件、111万7、749円、消滅時効完成までにどのような措置を講じたのか、併せてお答えいただきたいと思います。以上です。

総務部長(濱田洋一郎君) 防災ラジオの新たに導入する際の財源,民生安定助成事業の活用も検討してまいりましたが,今年度につきましては,再編関連訓練移転等交付金の一部を活用しまして,防災ラジオ50台を新たに整備いたしたく補正予算案に計上させていただいているところでございます。

航空機騒音自動測定装置につきましては、九州防衛局が知名瀬地区に設置して4月から運用開始されているところです。航空機の低空飛行につきましてこれまでも米軍機に限らず、市民の皆様から通報や苦情等を受けた都度、県を通して防衛省などの関係機関に照会を行っております。今回の設置により自動測定が行われ、航空機による騒音の実態がより把握されるものと考えておりますので、その状況を踏まえながらカメラの設置等について要請を検討してまいりたいと、そのように思っております。以上です。

教育部長(大庭勝利君) それでは、笠利地域教育課の給食費についての説明をしたいと思います。答弁します。債権放棄の件についてお答えします。債権放棄の事由、生活困窮状態の定義につきましては、奄美市債権管理条例第17条第1項に基づくものです。いつの債権かということについては、平成20年から29年の給食費1名分25万8、959円です。調査の方法ですが、債権者への個別訪問、電話や納付書等の送付、再三行い、また、職場へ出向き、面会等行って支払いを促したところですが、この状況の中で債務者が令和元年に死亡いたしました。以上です。

福祉事務所長(石神康郎君) それでは、お答えいたします。

議長(西 公郎君) 以上で立憲民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。(午後2時30分) 議長(西 公郎君) 再開いたします。(午後2時45分)

引き続き一般質問を行います。

チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

7番(正野卓矢君) 市民の皆さん、議場の皆さん、また、インターネット中継を御覧の皆さん、こんにちは。チャレンジ奄美の正野卓矢です。令和5年第2回定例会一般質問、張り切って頑張っていきたいと思います。頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。先月22・23・24と所管事務調査で産業建設委員会の皆さんと一緒に北海道の余市町と倶知安町に行ってまいりました。余市町のほうは、ワインツーリズムについて、倶知安町のほうは、法定外目的税、宿泊税についていろいろ学ばせてもらいました。何とかツーリズムと最近いろいろ聞きますけど、ワインツーリズムと聞いたとき、自分のイメージとしては、いろいろなワイナリーを回って、そのワイナリーのこだわりや環境、醸造の過程やブドウの種類などいろいろなことについて学べるのかなと思っておりましたが、実際ガッツリ、余市町庁舎内で座学でありました。プロジェクトの概要や調査事業、ブランド発信力の強化事業など基礎環境整備や人づくりなどについて話を聞かせてもらいました。こういったプロジェクトの中で市場調査や環境調査、実証実験を行い、余市ワインの強みや問題点をきちんと評価し今後に活かしていく。個人的な感想ですが、こういった試みは、私たち奄美の黒糖焼酎でも真似していけるものではないかなと感じました。もちろん黒糖焼酎もそれぞれの蔵でこだわりを持っていろいろな特色を出しておりますが、一度きちんと調査、整理して見えてきたことを把握して共有していくことで、今後さらに発展していくための土台づくりになるのではないかと感じました。このワインツーリズム事業から食の都余市フルコースプロジェクト、そして、今、余市町、現在は、余市地域まるごとマリアージュ推進プロジェクトと取組は止まらず進み続けています。これもしっかりとしたいろいろな調査のうえに成り立っているのかなと感じました。

俱知安町の調査では、宿泊税を導入したことに対して、まちの声といいますか、かなりポジティブな 意見を聞かせてもらった気がしています。奄美市でも新たに財源創設検討委員会が立ち上げられると思 いますので、その中でもきちんと話し合っていただきたいと思いますし、私個人の意見としては、是 非、前向きに進めていってほしいと思います。

そして、最後に北海道日本ハムの本拠地でもありますエスコンフィールドに実費で、全員実費で行ってきました。エスコンフィールドに興味を持っていた理由としては、試合がない日もそれなりに集客があるとテレビ放送を見たことがあり、そこで言われていた理由についても肌感覚で感じてみたかったからでもあります。これは、野球観戦以外でも十分に楽しめる場所であるということを指しています。実際にスタジアムに入ってみますと、野球の試合が、どこからもとても見易くてとても近くに感じます。そこら中にモニターもありますので、生の臨場感とテレビ観戦の見易さを両方楽しめる感じになっていました。飲食のほうも充実しており、現金が使えなかったのが、少々不便ではありましたけど、退屈とは無縁の場所のように感じました。お客様も多世代に亘って来場していたと思います。グラウンドを見ながら周遊しながら回ることもできますし、野球以外の部分で十分に楽しめる環境が整っているなと思いました。それ以外の部分で十分に楽しめるという部分を勝手に奄美の観光に結びつけますと、金作原やマングローブなどに利用が集中しないように周遊するという意味では、いろんなメニューがあることで心に残る旅が案内できるのではないかと感じました。私たちが、この島のすばらしいところを見つめ直していくところにヒントがあるのかもしれないと感じております。

それでは、質問に入ります。 3月議会で永田議員の質問の中で自転車を使った観光という答弁が出ていました。奄美を代表する観光スポットでもある金作原への利用集中を回避していくためにも、環境に配慮した持続可能な観光の取組として全国でも広がりを見せている自転車を使った観光があると思いま

す。奄美市が5市町村と連携して取り組んでいる自転車やE-b i k e などを使った取組や考え方などがありましたらお示しください。次の質問から発言席で行います。よろしくお願いします。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。議員御案内のとおり、奄美大島の観光の移動手段、二次交通は、レンタカーや観光バス、観光タクシーなどが現在主流となっておりますが、近年、運転免許を持っていない方や外国人観光客の増加、バス・タクシーの運転手の担い手不足などで二次交通も課題となっております。本市といたしましては、国や県においても積極的に推進をしている自転車を使った観光、いわゆるサイクルツーリズムに取り組んでいくことで、環境に配慮し地域資源を活かした持続可能な観光振興や二次交通課題の軽減につなげていきたいと考えております。

また、サイクルツーリズムを推進していくうえで奄美大島5市町村での連携が重要であると考えており、今年度、この6月議会の補正で計上させていただいております奄美大島周遊観光受入環境構築事業におきまして、自転車、E-bikeを活用した観光の取組を予定しているところでございます。

事業内容といたしましては、奄美大島を周遊し、豊かな自然を体感しながら各地域での体験メニューや歴史、文化等が楽しめる観光ルートを構築し、その情報をWebなどで紹介することを予定いたしておりますので御理解よろしくお願いいたします。

- **7番(正野卓矢君)** 部長,ありがとうございます。いろいろコースを考えているという形ですけど,これツアー型みたいな感じって理解でいいんでしょうかね。ガイドさんがいて周遊する。それとも個人で自転車を借りて周遊する形,どちらですか。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** どちらかと言いますと後者のほうでございまして、それぞれがこのW e b で紹介される観光ルートを御自分でそのルートマップに基づいて、各地域、奄美大島 5 市町村を周 遊観光するというイメージでございます。
- **7番(正野卓矢君)** 分かりました。ありがとうございます。すみません。②に移ります。県もサイクル ツーリズムを推進しているというお話でしたが、自転車を使った観光に力を入れるという意味では、県 と奄美市との考え方というか、進め方が少々ちょっと違っているような感じがしますが、その県との連 携はどうなっていますか。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** それではお答えさせていただきます。サイクルツーリズムにつきましては、令和3年7月に県内市町村及び関係団体等が連携協力し、県内全域への自転車による周遊観光を推進し、交流人口の拡大を図ることを目的に設立いたしました鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会に本市も加盟をいたしており、県及び県内市町村ともサイクルツーリズムに関する情報の共有を行っております。

また、大島支庁主催の奄美大島サイクルツーリズム協議会にも参画をいたしており、令和4年度、昨年度には、モデルルートとして奄美大島ルート5コースを鹿児島県観光サイト「かごしまの旅」で掲載をしているところでございます。本市といたしましては、今後も引き続き地域資源を活かした観光振興に向け、サイクルツーリズムの推進について、県及び奄美大島5市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解お願いいたします。

7番(正野卓矢君) ありがとうございます。県が挙げているのか分かりませんけど、県で、鹿児島県でサイクルツーリズムと入れますと、結構ロードバイクの本気のやつが、こうサーッと回っているイメージで、先ほど部長の答弁ですと島をゆっくり滞在型で回っていくという形なので、ちょっと同じ方向を見ているんでしょうけど、すり合わせてですね、いい自転車の旅を、島らしい旅を勧めてほしいと思い

ます。

次いきますね,③ですね,走行環境,受け入れ環境についてですね,お聞きします。誰もが安全で安心で,そして,快適な自転車旅をするためには,走行環境の整備が求められていると思いますが,整備について,奄美大島5市町村と連携した考え方はありますか。

受け入れ環境についても走行環境と同じく、自転車での観光を進めていくうえで受け入れ環境の整備も大切になってくると思います。自転車での周遊ですので、メンテナンスとか駐輪場、休憩、トイレ、いろいろあると思います。また、観光の周遊されている方々が、自分で回られるわけですから、自ら島の魅力を発見していくためにもマップや見どころの案内板があったりすると、この自転車旅は更に楽しめるものになり、サイクルツーリズムの広がりに更に広がっていくのではないかと考えますけど、奄美市の見解をお示しください。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。今、議員のほうから整備というお言葉がございましたので、聞き取りの中におきましても自転車専用道路のお話ございましたので、まず、その部分からお答えさせていただきたいと存じます。自転車専用道路の整備に関する質問でございますが、道路につきましては、国・県・市その他にも警察等の関係機関との調整が必要であり、また、整備の必要性や自転車の通行空間の確保など、様々な課題が想定されるため、まずは、先進地での整備事例や県内の整備状況などを勉強させていただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、いろいろのパンクなどトラブル等々、あるいは、自転車の受け入れ環境等、そういったことについての御質問でございましたので、お答えさせていただきます。次に、受け入れ環境につきましては、県においてサイクルツーリズムを推進する目的として、観光施設、飲食店、宿泊施設を対象として自転車を活用した観光者が気軽に立ち寄っていただける施設となる鹿児島サイクルステーション、そこでは、空気入れの貸し出しやトイレの利用、あるいは、水分補給などそういったことが可能となるようでございます、としての登録制度やまた、空気入れ、サイクルスタンド等の受け入れ環境整備に活用できる補助金もございますので、関係団体、事業者等への周知に努め、また、受け入れ環境整備、先ほど議員おっしゃったいろいろマップだったりとか、そういったことについても、先ほどの協議会の中においてもいろいろ検討しながら、そういう受け入れ環境整備にも促進してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

7番(正野卓矢君) 分かりました。そうですね、自転車専用道路あったらいいんでしょうけど、奄美市の職員さんには、ロードバイクに乗って移動されている職員もたくさんいらっしゃると思います。数年前までは、チャレンジサイクルが開催されて島内を一周するレースとかあって、島内の道路の走行環境というのは、もしかしたらそのよくサイクリストたちは御存じじゃないかなと思いますので、優先順位とか付け易いのであれば、そういった方々と協議していただいて、実際転び易かったり、事故があった場所とかもたぶん情報も共有されていると思いますので、そういったところは話されて、できることから道路環境の整備をしていただけたらありがたいと思います。

それとですね、受け入れ環境の必要性ももちろん自転車に乗っている方々は、ここにこんなのがあったらいいなとかいうのもあると思いますので、そういったのも含めてですね、話されて県や国のお金を使ってやっていってほしいと思います。事故のない安心安全な旅をするために大事だと思いますので、どうぞ環境整備をよろしくお願いいたします。

それでは、④に移ります。④ルール、マナー啓発についてですね、お聞きします。走行環境の整備というのは、時間がかかると思いますので、自転車観光を楽しんでいくためにも、また、島の皆さんに自転車で楽しむ島旅を理解していただくためにも、細かなルール整備というか、マナーの啓発とかが必要なのかなと感じますけれども、奄美市の考えがありましたらお示しください。

商工観光情報部長(平田宏尚君) お答えさせていただきます。まず、自転車は、道路交通法では、軽車両と位置付けられており、ほかの車両と同じような取り扱いとなっております。まずは、自転車の運転者において道路を通行するときは、他の車両と同様に交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践することなど、安全運転を心掛けていただくことが大事だと認識しているところでございます。そのうえで自転車を活用した観光のルール、マナーの啓発につきましては、道路交通法に基づいた交通マナーを遵守していただくことが大事であると認識しておりますが、今年度、大島支庁が開催を予定している奄美大島サイクルツーリズム協議会に宿泊施設、飲食店、観光事業者等が参画を予定しておりますので、事業者と連携を図りながら観光客へのルール、マナーの啓発、周知方法についても協議し、検討してまいりたいと考えております。

また、協議会におきましては、今年度、奄美大島、先ほどございましたが、サイクルマップの作成を 計画いたしており、本市といたしましてもマップ作製に参画する予定でございますので、自転車を活用 した観光時のルール、マナーの掲載も提案してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろし くお願いいたします。

7番(正野卓矢君) ありがとうございます。自動車とかと同じルールだという話,でも、ゆっくり周遊するわけですから、どんな感じなあれなのか分かりませんけど、運転している人から見て、あまりその自転車に興味がない方からすれば、自転車、変な言い方すれば、ちょっと邪魔な感じに映るわけですけど、そういった方々、そういう気持ちにならないためにもやっぱり、そういったルールやマナーを啓発をしていただいてですね、島のドライバーたちにもそういったことを周知して理解を深めていってほしいと思います。心から楽しむためのですので、その観光客もそうですし、島のドライバー、島に住んでいる島民の方々にもですね、そういった自転車乗りの人たちのことについて周知していただけたらありがたいと思います。

じゃ5に移ります。稼ぎに繋げるための取組についてなんですが、取組について、奄美市として何か しらあれば、お示しください。

- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** お答えさせていただきます。サイクルツーリズムを推進することで、 観光客が、島内に点在する観光資源等を一つなぎの観光コースとして自転車で時間をかけて巡り、奄美 大島の自然を包括的に体験し、その過程で島の文化や地域の暮らしに触れることができると考えている ところでございます。そのようなことから、各地域の観光施設や物産店、飲食店等にも訪れる機会が増 え、併せて島内での宿泊日数を延ばすことも期待されることから、地域の稼ぐ力の向上につながるよう な観光メニューとなるよう取り組んでまいりますので、御理解お願いいたします。
- **7番(正野卓矢君)** ありがとうございます。滞在日数を増やして、いろんなところに立ち寄れることで稼ぐにつながる。稼ぐと一言で言ってもいろいろな稼ぎがあるのかなと思います。観光のコンテンツとして、お金を落とす、落ちていくのがいちばんいいと思いますけど、利用が集中しないように時間を稼ぐとか、環境にいいといったことで、そういった意味で稼ぐといえば、そういうことにつながるのかもしれません。これからもですね、稼ぐ仕組みづくりについて研究していってですね、みんなでこう盛り上げられていく自転車周遊をつくっていただけたらありがたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。 (2) 黒糖焼酎と観光についてお聞きします。①黒糖焼酎を活かした観光について、5月に所管事務調査で北海道の余市町でワインツーリズムについて、いろいろ学ばせていただきました。焼酎とワイン、蒸留酒と醸造酒、北海道と奄美大島、環境は違えども学ぶべきところは多かったような気がします。ワインツーリズムを実施することにより国内外からの流入口の拡大を推進しているとのことでした。世界自然遺産に登録され島での交流人口は増加傾向だと

思います。居酒屋さんで飲んだり、お土産で選ばれる以外で、黒糖焼酎を活かした観光はどうなっておりますか。詳しく聞かせてください。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それではお答えさせていただきます。まず、黒糖焼酎に関する現状でございますが、現在、奄美群島内で鹿児島県酒造組合奄美支部の組合員数は27社,25の蔵元、代表銘柄が18銘柄ございます。そのうち本市におきましては、五つの蔵元があり、44銘柄を製造いたしております。その中におきまして、観光メニューとして三つの蔵元では、黒糖焼酎の歴史などの説明と併せ、工場見学、試飲体験等を行い、観光客の皆様に黒糖焼酎の特異性、すばらしさを広め、黒糖焼酎ファン、奄美ファンの拡大に御貢献いただいております。

また、あまみ大島観光物産連盟におきましても着地型旅行商品造成事業といたしまして、まち歩きガイドにて工場見学等を実施しているところでございます。御案内のとおり黒糖焼酎は、日本で唯一奄美群島だけに製造が認められている焼酎であるため、奄美へ観光に来た方が黒糖焼酎の製造過程や歴史的背景を広く認知し、黒糖焼酎ファンになるよう、今後、工場見学以外の観光資源としてどのような活用ができるか、事業者や関係団体とも意見交換などを行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

7番(正野卓矢君) ありがとうございます。黒糖焼酎の歴史や見学をしながら試飲していただいてファンを拡大していくということと、着地型のあれで工場見学をしていただくという、はい。分かりました。ありがとうございます。

先ほど、所見でも少し触れましたけど、黒糖焼酎をもっと観光で活かしていくためには、市場調査や環境調査、実証実験なんかを行ってですね、焼酎の強みや問題点もきちんと評価していくことで、新しいアプローチの仕方やコラボの仕方も見つかるかもしれないなと感じます。本とかで言えば、本屋で選ぶ本屋大賞みたいなのは、たぶんあれ民間でやっていると思うんですけど、焼酎も焼酎の賞っていうのは、どっか熊本とかお偉い方がやっているイメージですが、観光客の人に焼酎大賞みたいなのをつくっていって、賞をつくって、蔵の違いやこだわりを知ってもらうことで、面白いと思って発信力の向上につながったりするんじゃないかなと思ったりします。黒糖焼酎は、島の宝の一つだと思っております。もっともっと遊べてですね、懐の深い商品だと思いますので、観光に活かせる企画、たくさん期待しております。この質問は、終わらせていただきます。

次ですね、大きな2ですね、防災についてお聞きします。 (1) グリーンストアとの災害協定についてですね、①奄美市は、2023年度、金久中学校の旧給食室を災害備蓄倉庫としてグリーンストアさんと連携して活用することになったと思いますが、そのことについてお聞きします。四つくらいお聞きします。まずは、なぜ金久中学校の旧給食室を選ばれたのかということと、今現在、進んでいるのか、進んでいないのか、今の現況です、状況ですね。今後の予定、計画があれば、それと。あと、ストックしていく中身ですね、中身についても教えてください。そして、そのストックが使用されるタイミング、どのようなときに使用されるのか、お示しください。お願いします。

市長(安田壮平君) それでは、正野議員の御質問にお答えします。4点ほどありましたけれども、順次答えさせていただきます。まず、なぜ金久中学校給食室なのかというところですが、金久中学校旧給食室は、平成30年9月から学校給食センターの稼働に伴い閉鎖され、未利用の施設となっておりました。議員御承知のとおり、この施設へは学校の敷地内を通ることなく行くことができ、また、道路に面しているため支援物資の積み込みや配送がスムーズにできるというメリットがございます。そのため教育委員会から総務課への所管替えを行い、備蓄倉庫として使用することといたしました。

次に,現在の状況と今後の予定等につきましては,奄美市と災害時における支援物資の供給に関する協定を締結している市内企業が物資を保管しており,今後も災害時の支援物資の拠点施設として活用し

たいと考えております。

次に、ストックする中身についてでございますが、常温保存ができる食料品及び飲料水その他生活用品等になります。最後に使用についてでございますが、災害時において物資が不足している避難所へ企業の協力を得て迅速に支援物資の供給を行う予定にしています。以上です。

7番(正野卓矢君) 市長,ありがとうございます。給食センターができたことにより各学校の給食室は、学校によって利用方法が違ってきているのかもしれませんが、金久中が選ばれた理由としては、道路沿いであり学校施設内を通ることがなく物資の出し入れがし易いということがメリットということですね。現在は、今後も拠点として活用するということ、物資の備蓄等は進んでいるという理解で大丈夫ですか。はい。ありがとうございます。

備蓄している中身は、常温保存できる食料品、飲料水、その他の生活用品でして、使うタイミングとしては、災害時において物資が不足している避難所へ企業協力の下、供給していくということで理解しました。

地元紙にもですね、市長のコメントとして緊急時のスムーズな物資調達に加え、定期船の長期欠航を見据え、島内に備蓄される物資の量を増やすのも重要なこと。倉庫に冷蔵設備はないが、まずは、すぐに取り組める試みとしてスタートした。効果を検証しながらよりよい活用を検討したいとありました。長期の備蓄に向いているものがストックされていると思われますが、長期ストックした品物をですね、その後、販売されるのかっていうのは、ちょっと分からないですけど、売りにくいのであればですね、そのストックしていた品物を、使い方も検討していただいて、備蓄される物資がローテーションして回れるような仕組みづくりもできたらいいのかなと思います。すぐに取り組める試みとして動き出したこともそうですけど、給食室を備蓄倉庫として利用するアイディアもとてもすばらしいと感じました。まずは、これを続けていくことが必要になってくると感じています。是非ですね、進化させながら前に進めていってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。 (2) 船便の欠航による品薄状態の解決方法についてお聞きします。グリーンストアとの連携によって緊急時に対応する備蓄の取組はスタートしたわけですが、船便欠航時の品薄状態について、やはり市民感情としては、生鮮食品の品薄の状態が続くことにやっぱり不安を感じていると思います。冷蔵設備の必要性っていう声が出てくるのは自然なことなのかもしれません。そこでお聞きします。海が荒れますと船便が欠航となり品薄状態となり、実際困っているという現状は、島民全体の共通認識であると思います。沖永良部で行われた議員大会でもストックヤードの設置について要望が出されておりますが、仕入れのタイミングの難しさや抱えてしまう在庫の可能性のことを考えると検討の余地があるという話だったと思います。未だ解決方法が見えてこない状態ではあると思いますが、前回、西議長が質問されてから少々時間も経っていることですし、その解決方法についてですね、奄美市が考えていることがありましたらお示しください。

また、冷凍コンテナをですね、九州運輸振興センターの助成により各船会社に寄贈しているようですが、そのコンテナを利用して実証実験などできないものかと思います。群島全体の課題でもありますので、奄振の予算など使うことはできないのかと思います。そのことについても何かありましたらお示しください。お願いします。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。議員御案内のとおり、外海離島となる本市におきましては、これまでも台風等の影響による定期航路の長期欠航により物流機能が一時的に停止し、スーパーや各小売店等で食料品等含めた生活物資の購入が困難な状況が発生いたしております。各事業所におきましては、台風等の接近による物流機能の停止を想定し、事前に一定規模の商品の仕入れや在庫管理等を行い、商品不足に備えていると伺っておりますが、定期航路の欠航が想定以上に長期化することによって商品の品薄状態が発生するようでございます。議員御案内のとおり議員大

会でも御要望いただいております生鮮食料品をはじめとする必要最低限の安定供給に資するストック機能の強化につきましては、本市といたしましても市民生活安定のための重要な課題であると考えており、先ほどの答弁にもございましたように、対応策の一つとして本市と災害協定を締結している市内事業者に対し金久中学校の旧給食室を利用して定期船の長期欠航を見据えた災害備蓄倉庫として貸し出しているところでございます。

冷凍・冷蔵機能を有するコンテナ設置など生鮮等備蓄倉庫につきましても、本市といたしましてどのような取組が行えるのか、他自治体の先行事例、沖縄のほうにも平良港、宮古島のほうでそういう物流センターを建設いたしまして、いろいろと先行事例でやっているようでございますけども、その中におきましても、維持管理やその災害時以外のときの活用方法などいろいろと課題等も多いようでございますので、そういったところも引き続きこちらも勉強してまいりたいと思います。そういった中、関係団体等からの意見を踏まえながら、引き続き課題や方策について研究してまいりたいと思いますので御理解お願いいたします。

- **7番(正野卓矢君)** 部長,ありがとうございます。なかなか,こう具体的な解決方法は,それぞれ協定を結んでいただいているスーパーの皆さんに,そういった船が荒れるのを予想できたときは,多めにストックをしていただくということ以外難しいという答弁だったと思うんですけど,でも実際,今もこれからもずっと続いていく課題ですので,できることから一つ一つ進めていくしかないなと思うんですけど,その九州運輸振興センターから寄贈されたコンテナをそのコンセントがあれば使えるみたいな話も聞いたんですが,それですと,そのときしか使わない電気代ですので,ランニングコストもそんなにかからないのかなという推測なんですが,そのことについて何か少しあれば,あればですけどよろしいですか。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** 議員がお話されました九州運輸振興センターからのコンテナの提供でございますが、各船会社あるいは地元の荷役業者ですかね、そういうところにも提供があるようでございます。その中においても、そのコンテナの活用方法につきましても台風のときの活用方法といたしまして、そのコンテナを台風後の対策に備えて、一時期、鹿児島港本港の方に引き上げるという話の活用方法も伺っております。なので、こういった活用方法などもこちらとしても今後も引き続き研究しながら、地元にずっとコンテナを置けるようなそういう対策として、どのような方法がいいのか、そこも荷役会社、そういったところとも引き続き意見交換させていただきながら取組をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- **7番(正野卓矢君)** 部長、無理言ってすみませんでした。私、聞いた話は、台風になったら向こうで積めて、積めたのを持ってきて、ここで使わないときは返すみたいな。すごいいいのかなと思ったんで、ちょっとお聞きしました。研究されて最善の方法を見つけていってください。よろしくお願いします。 農業や水産業にもっと力を入れてですね、食糧の自給率を上げていくのも解決策の一つだと思いますので、そちらのほうも是非、研究して頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。大きな3番ですね、生活インフラについて、 (1) タクシーについて、 ①現況についてお聞きします。タクシーの台数の変移や客観的な数字があれば、お示しください。また、今のタクシーの少ない状況での中で、どのような課題があるのか、それを感じているのか、お示しください。

商工観光情報部長(平田宏尚君) お答えさせていただきます。まず、本市におけるタクシーの現況についてお答えさせていただきます。本市で稼働するタクシー台数につきましては、直近5年間を見ますと、平成29年度の登録台数は191台でございました。令和5年5月末現在の登録台数は113台と

なっており、5年間で80台ほど減少いたしております。この間の推移を申し上げますと、平成30年度180台、令和元年度149台、令和2年度146台、令和3年度137台、令和4年度末で101台と年々減少している状況でございます。

タクシー台数の減少による市民生活の影響といたしまして、本市の繁華街でございます屋仁川等の夜間利用客の影響に加え、高齢者の方から以前に比べタクシーの手配がなかなかできず、買い物や通院に困っているなどの声をいただくなど、様々な影響が出ているものと認識いたしているところでございます。台数が減少している要因につきましては、廃業によるタクシー事業者数の減少とともに、運転手の高齢化等による担い手不足の影響があるものと理解しているところでございます。また、本市タクシー業界全体といたしましても新型コロナや原油価格高騰の影響により厳しい経営状況が続いているものと認識もいたしております。本市といたしましては、コロナ禍において事業継続に大きな影響を受けたタクシー事業者への支援といたしまして、タクシー事業者等支援給付金事業も実施してきたほか、エネルギー価格高騰対策支援事業やタクシーでも利用可能な商品券事業を実施してまいりました。さらに、運転手の人材確保の面におきましても、タクシー乗務に必要となる二種免許の島外での資格取得にかかる費用の一部を助成するキャリアアップ助成事業を実施するなど、人材不足の解消につなげていけるよう支援に取り組んでいるところでございます。また、本市タクシー業界の方々と意見交換する中で、業界の現状や課題等について危機感を共有しているところであり、今後も関係機関と連携を密にしながら地域交通の課題に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

7番(正野卓矢君) ありがとうございます。人手不足、高齢化、高齢者が感じる不安など、クルーズ船の来航時には、たぶん全く足りてないことだと思います。今すぐこうだという現状の打開策が、なかなか難しい状況だと感じます。先ほどキャリアアップの話があったと思いますが、今年から少し何か変更があって、旅費のほうをメインに、受講料はハローワークのほうに申請するみたいなだったですかね。キャリアアップ、奄美市は、旅費のほうを支援して、受講料のほうは国のハローワークの支援を使ってくれという話だったと思うんですけど、奄美市の考えとしては、制度を変更することで事業者がより多くの支援を受けられるという考えがあっての変更だと思いますけど、事業者さんから聞いたところによりますと、ハローワークの申請が煩雑であり時間もかかりそうだということですので、制度は使い易さも大事だと思いますので、こういった申請や書類作成が得意な事業者さんばかりではありませんので、そういったサポートをお願いできないかと。手続きの簡素化ができるのであれば、ちょっとできないかと思うわけです。簡素化していくのが難しいのであれば、行政書士にお願いするときの費用を少しこう支援していく施策とか、何かできることがあれば是非寄り添って連携してやってほしいと思います。はい。思います。

それでは、次に移ります。②タクシーの助成制度についてですね、これは、広島県神石高原町というところが、ふれあいタクシーという助成制度を導入しています。そういう助成制度を導入できないかということなんですけど、この助成制度がどういうものかと簡単に言いますと、補助対象が満75歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、特定疾患医療受給者証の交付を受けた人、介護保険法に規定する要支援者及び要介護者、満75歳未満で運転免許を返納した人、そのほかに町長が認める人などを助成する事業です。利用する目的は決まっておりません。補助内容としては、タクシー運賃片道600円は利用者負担、それを超過する運賃は町が補助しております。利用回数は、1人月30回までとなっております。奄美市には、お達者ご長寿応援事業があって市民生活をバックアップしていることは存じておりますが、先ほど聞かせてもらった奄美市におけるタクシーの現状をお聞きしますと、こういった助成制度の導入を考えることはできないかと感じます。このような制度を導入することで、利用者、事業者、行政にとってもそれぞれいい面があるのではないかと思います。奄美市の見解があれば見解をお示しください。

商工観光情報部長(平田宏尚君) お答えさせていただきます。議員御案内の住民の移動支援にかかる地域交通対策につきましては、本市といたしましても重要な取組であると認識いたしております。特に、高齢者や障害のある方にとりましては、自宅を起点として移動できるタクシーは、通院時や荷物を伴う買い物などの場面で非常に便利な移動手段となっているところでございます。本市におきましては、75歳以上の高齢者を対象にバスやタクシー、健康施設、入浴施設の利用料金に使用できる年間1人5、000円分の利用補助券を発行する、議員先ほど御案内のありましたお達者ご長寿応援事業を実施し、高齢者向けの交通機関利用運賃補助として、移動支援のみならず健康増進や生活の活性化についても取り組んでいるところでございます。

続きまして、廃止路線代替バスからタクシーへの移行はできないかと、すみません。聞き取りのとき ございましたので、お答えさせていただきます。バス運転手も不足している中、持続可能な運行のため の有効な手法の一つでないかと捉えているところでございます。一方で先ほども答弁させていただいた とおり、タクシー不足の課題についてもございますので、廃止路線代替バスの在り方につきましては、 まずは、地域の実情に沿った運行形態を検討し、効率的な運行体制をお願いしながら、持続可能な地域 交通体系の構築について関係機関と検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

ありがとうございます。部長もおっしゃいましたけど、この制度の魅力は、利用者 7番(正野卓矢君) が、ドアからドアまで行けるということですね。今、高齢者の方や体が不自由な方はですね、バス停ま で歩いてバスを待って、バス停で降りて用事を済ませて、またバス停まで歩いてバスを待ち、最寄りの バス停から家まで歩くと。買い物などで荷物が増えることもあると思います。高齢者や体の不自由な方 には、とても助かる使い勝手のいい制度だなと思って提案させていただきました。この神石高原町のル ールではですね、軽微な停車が1回認められております。10分程度ですね、そういったサービスも気 が利いているなと思います。とても使い易いと思います。この助成以外にも自主返納者支援事業、バス 路線廃止代替支援事業などが行っています。すべてが奄美市にしっくりくるとは分かりませんけども、 是非合うのを見つけてですね、取り入れていただけたらと思います。SDGsという観点からもです ね、赤字路線でこう利用者の少ないバスがずっとその路線を走っているよりは、そこにお金をかけるよ りは、必要な方が必要なタイミングで呼んでドアからドアまで行けますので、そういった支援のほうが いいのではないかと感じています。タクシーの事業者もいろいろ人員不足の中、模索しているかとは思 いますが、タクシーの人員を増やしていく施策、何だろうなと考えたときに、運転手が食べていける、 一家の大黒柱になれることが、やっぱり必要だと思います。給料ですよね、これは、事業者の皆さんの 課題でもありますが、奄美市に合ったこういった感じの助成制度があれば長距離のお客さんも増えます し、少しは先が見えるのかなと感じています。すぐに答えの出る制度ではありませんが、是非、考えて いただけたらありがたいです。見守りにも、1人暮らししている年寄りの見守りにもつながるのではな いかなと思います。タクシーについて今の現状決していいわけではありませんので、是非いろんなとこ ろに目を向けて事業者の皆さんとともに考えて研究していってほしいと思います。是非、そうしてくだ さい。この質問は、これで終わります。

最後4ですね、遠征費についてお聞きします。各種スポーツ競技大会出場補助金についてお聞きします。奄美市からですね、中学校を卒業して島外で夢を追いかけている子どもたち、文化系も併せてですね、どれくらいいらっしゃいますか。

教育部長(大庭勝利君) 議員の御質問にお答えいたします。県外の高等学校へ進学した本市出身の生徒数につきましては、いずれも中学校卒業時点の人数になりますが、現在の3年生が57名、2年生が65名、1年生が57名、合計179名でございます。以上です。

7番(正野卓矢君) ありがとうございます。179名,島外で頑張っている高校生がいらっしゃるとい

うことで、島外で頑張っている高校生にも競技大会出場補助金などを支援できないかというのがこの質 間の趣旨なんですが、奄美市の見解をお示しください。

- 教育部長(大庭勝利君) お答えいたします。その前に先ほどの答弁で県外と申し上げました。島外で、私のほうが答弁間違いました。それでは、平成21年4月に開始された本市の各種スポーツ大会出場補助金は、これまでも多くの児童・生徒の大会出場に活用されてまいりました。その後、令和4年3月の大島高校野球部の選抜高等学校野球大会出場をきっかけに補助対象者を高校生まで拡充し、制度の充実を図ってきたところでございます。本制度は、離島からの大会出場に際し、地理的要因により生じる交通費等の経済的負担を軽減するための制度であることから、交付対象者につきましては、交付要綱に市内にある学校の部活動に所属する児童・生徒のうち本市に住民登録のある者とされております。
- **7番(正野卓矢君)** 本市に住民登録のある生徒に限って行うってことですよね。はい。分かりました。 すみません。ちょっと,群島からたくさんの子どもたちが,今の本市に住所がある子どもたちだけが対 象になるというのは,これはあれですか。すべての日本中で同じルールですか。同じルールってことで 理解でいいですか。まあ,いいです。

次,移ります。群島からたくさんの子どもたちが、少しでもいい環境を望んで夢を掴みに島を離れて 頑張っているわけですが、その点を考えてみますと、奄振の予算などを使って支援できないかなと思う わけですけど、そのことについて何かあれば、よろしくお願いします。

- **教育部長(大庭勝利君)** 本市の制度につきましては、今、申し上げたとおり本市に住所のある、そしてまず学校が、本市にある学校を含めて住民票がある者ということでの交付対象となっております。このようなことから、まず本市の児童・生徒に対して確実に補助することが重要だと考えております。御質問の交付金につきましては、先に弓削議員にも答弁いたしましたが、現時点では、これに限定せずに、いわゆる奄美群島振興交付金等のですね、ものに限定せずに、長期的に継続する必要性が高い事業ということで、活用可能な可能性のある補助制度があるかということ、幅広な視点で研究が必要だと存じておりますので、御理解ください。
- **7番(正野卓矢君)** ありがとうございます。今回この質問に至った経緯はですね、鹿児島市内の高校に 子どもが進学されている保護者から相談があっての質問になったわけですが、他の市町村の中で遠征費 に対して補助があるところもあるということで、同じ下宿に住まわれているので、その子の住所がどこ にあるか分かりませんが、そういった補助を出している自治体もありますよってことでの、どういうこ とかなという質問でした。奄美市からの支援というものはですね、奄美市に住所があって、ここに学校 があることが絶対条件ということですね、理解しました。であればですね、島外で頑張ろうと志を持っ て子どもたちは進学していくわけですから、その子どもたちにもですね、その保護者の皆さんにも、そ のこと、住所が大事だということをきちんと説明してですね、住所、子どもたちが住む進学先へ変更し ていただいて、そのまちが子どもたちにしている支援というのがありますよね、そういった案内をね、 きちんとサポートしていってほしいなと思います。今回いろいろ調べていただいて、鹿児島県内いろん な自治体の資料も揃っていると思いますので、サポート体制もできるのではないかと思います。予算も かかりませんしですね、今現在、住所変更していなくて、進学先でまちの支援を受けれてない子どもた ちが確実にいるわけですから、プッシュ型でですね、先ほど人数言っていただきましたけど、この中の 何人かは確実に住所も移していませんし、支援も受けられていないわけですから、見つけてですね、プ ッシュ型でですね、そういった案内を出して支援していただけるようにお願いしたいと思います。今年 度からふるさと納税のほうでも、そういった支援がされるとお聞きしましたが、もっともっと割合を増 やしていっていただきたいと思いますし、島外の子どもたちにもね、拡充していってほしいなと、これ

はちょっと住所がないので無理なんですけど、思います。是非、寄り添ってですね、今現在、鹿児島やあちこちで頑張っている子どもたちいますので、そのまちの支援がですね、その子どもや保護者に届くように支援していってほしいと思います。よろしくお願いいたします。じゃこれで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(西 公郎君) 以上でチャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分,本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。(午後3時39分)

第 2 回 定 例 会 令和 5 年 6 月 21 日 (第 3 日 目)

6月21日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 幸多 拓 磨 君 清 裕 3 番 永 田 君 6番 林山 克 巳 君 8 番 橋口 耕太郎 君 大 迫 勝史君 10 番 12 番 竹山 耕平君 15 番 﨑 田 信正 君 西 18 番 公 郎 君 伊東 隆吉 20 番 君 22 番 多田 義一君

2 番 弓 削 洋 平 君 霜析 4 番 和田 君 7番 正 野 卓 矢 君 9 番 栄 ヤスエ 君 晃 郎 君 11 番 奥 関 之 君 14 番 誠 17番 与 勝 広 君 19 番 奥 輝 人 君 川口幸義君 21 番

○ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

壮 平 君 副市 市 長 安田 長 諏 訪 哲 郎 君 住用総合支所 教 育 長 村田 達 治 君 平 田 博 行 所 務 笠利総合支所 國 分 正大君 総務 部 長 濱田 洋一郎 事 務 所 長 企画調整課長 當田 栄 仁 君 市民環境部長 袋 君 島 修 世界自然遺産課長 市民課長 重 田 浩 史 君 信島 賢 誌 君 保健福祉部長 福祉事務所長 永 田 孝 一 君 石 神 康郎 君 こども未来課長 正明君 健康增進課長 畠山 當田 加奈子 君 高齢者福祉課長 商工観光情報部長 西 幸一郎 君 平田 宏 尚 君 商工政策課長 紬 観 光 課 長 喜 納 祐司君 赤崎 広 和 君 農林水産部長 農林水產課長 大 山 茂 雄 君 俵 裕 樹 君 農林水產課長 川畑 健 朗 君 建 設 部 長 藤原 俊輔 君 (笠 利) 都市整備課長 里 則 人 君 建築住宅課長 中 山 哲史 君

6月21日(3日目)

久幸 君 建 設 長 坂 元 上下水道部長 課 吉 郁 也 君 教 育 部 長 大 庭 勝利 君 教育総務課長 畠山 成 美 君 教育委員会事務局 学校教育課長 小出水 明洋 君 寿 山 一昭君 参事兼生涯学習課長 学校教育課参事 夜 差 輝信君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局次長兼 満金事務局次長兼 池田 忠徳 君主幹兼議事係長 押 川 治君 議事係主査 坂元 辰徳 君

議長(西 公郎君) おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。

これから,本日の会議を開きます。(午前9時30分)

議長(西	(公郎尹	議事日程に入ります前に	市長上り	昨日の大雨の状況及び災害対点

- 議長(西 公郎君) 議事日程に入ります前に、市長より、昨日の大雨の状況及び災害対応体制について の報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。
- 市長(安田壮平君) おはようございます。議長の御配慮を賜り、議会の冒頭のお時間をいただきまして、皆様も御心配いただいているかと思います、昨晩の住用地区を中心とした大雨の状況について、御報告をさせていただきます。

昨晚,18時20分までの1時間に,大和村にて時間雨量102ミリの大雨が観測されました。本市においては,その後の18時42分に土砂災害に関する大雨警報,続く18時56分に浸水害に関する大雨警報,19時5分に土砂災害警戒情報が発出されました。これらを踏まえ,国道58号等での冠水情報もありましたことから,19時23分に住用町役勝及び西仲間地区167世帯285名に避難指示を発出いたしております。本市の災害対応体制といたしましては,18時45分に情報連絡体制,19時15分に災害警戒本部を設置いたしております。

次に、避難所開設及び避難の状況といたしましては、下役勝集会場、西仲間公民館、住用総合支所の3か所の避難所を開設いたしました。下役勝集会場では累計2名、西仲間公民館では累計14名、住用総合支所では累計5名の、合計21名の避難者をこれまでに受け入れており、午前8時現在では、皆様、帰宅をされております。また、このほかにも、民間の施設などに数名の方が避難や待機をされたとの情報をいただいているところでございます。

被害の状況につきまして、現時点の情報としましては、下役勝地区、西仲間地区で床下浸水との情報がありましたが、今後、調査を行いまして、随時、状況が明らかになってくるものと存じます。また、道路、公共施設等の状況などについては、道路の冠水等が一時的に発生しておりましたが、午前8時現在では、解消いたしております。公共施設等につきましては、現時点では特に被害の状況はございませんが、各部長等を通じて、速やかに情報を収集するよう指示しておりますので、こちらも今後、状況が明らかになってくるものと思います。また、まだ暫くの間は雨も降り続くようでございますので、大雨、河川の氾濫、土砂災害等に引き続き十分に警戒いただきますとともに、最新の情報に基づき、早目の避難、空振りを恐れない避難に心掛けていきたいと存じます。貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。



議長(西 公郎君) 本日の議事日程は,一般質問であります。

日程に入ります。日程第1,一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力、避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁につきましては時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い, 順次, 質問を許可いたします。

最初に、公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

なお、橋口耕太郎君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8番(橋口耕太郎君) 市民の皆様、議場の皆様、そして、中継を御覧の皆様、おはようございます。公明党の橋口耕太郎です。質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。

昨日の夕方から夜にかけて、奄美大島に線状降水帯が発生し、本市では住用町に避難指示が出たようです。皆様のお住まいの地域はいかがでしたでしょうか。私は所用で、夜8時頃、市内名瀬地区を車で移動しておりました。凄まじい稲光を何度も何度も見て、大丈夫かなと非常に心配になり、2010年の奄美豪雨災害を思い出しました。先ほど、市長から報告がありましたが、19時23分に167世帯、285名に避難指示を出して、そのうち、21人が3か所設置した避難所に避難をされたという報告がありました。また、今のところ大きな災害は確認できていないということですけれども、引き続き、大雨で地盤が緩んだりしておりますので、土砂災害が起きる可能性も十分にあります。警戒しながら、しっかりと対応していただきたいと思います。

さて、私の議席から当局側を見渡しますと、3月の第1回定例会とは大分顔ぶれが違い、とても新鮮な感じがいたします。4月1日の人事異動で新たな体制で臨まれる、我らが佐野早苗議会事務局長をはじめとした、当局の新部課長、係長、職員の皆様。そして、異動のなかった部課長、係長、職員の皆様、よろしくお願いいたします。さらに、消防職員3人を含むルーキー職員20人の皆様、今後とも、どうか御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

私ども公明党の離島振興対策本部本部長、山本博司参議院議員と奄美ティダ委員会委員長、濵地雅一衆議院議員ほか3人の国会議員は、5月19日、沖永良部島。5月20日、与論島。5月21日に奄美大島を訪れ、首長や議長、業界団体の皆様と意見交換会を行いました。意見交換会の中には、国土交通省から宮本貴章国土政策局特別地域振興官や、鹿児島県から陸川諭離島振興課長、そして、新川大島支庁長なども参加をされ、有意義な意見交換会を行うことができました。前回の令和元年度の改正時もそうでありましたが、このたびいただいた御意見を党内で取りまとめ、離島振興ビジョン2023として今月中には政府に提出する準備に入っております。私ども公明党は、まだまだ奄美は応援をすべきだという立場で、この奄振法の改正に全力で取り組んでまいります。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

質問1,不登校児童・生徒,奄美くろうさぎ留学について。

(1) 直近の不登校児童・生徒数について、現在の状況、人数はいかがかという質問と、(2) 本市の不登校児童・生徒数は、学校生活が原因で不登校になった児童・生徒数という県教育委員会の定義といいますか、方針でカウントをしていると思うが、今後もその定義に変わりはないかという質問を、併せて答弁していただきたいと思います。新年度に入ると、新入学、進級、小学校から中学校への進学などもあります。既に約3か月が経過をしました。また、この間、ゴールデンウィークもありました。子どもたちは、環境が変わると対応というか、順応できない場合もあり、そのため、不登校傾向になった子どもたちが増えていないか、心配であります。最近の学校現場の様子など、教育長とは月に一度ほど意見交換をさせてもらっています。その中で、私が記憶しているのは、不登校児童・生徒数の定義は、あくまでも学校生活が原因で登校できていない数で、それ以外は長期欠席者扱いというお話をされていたと思います。そこで、(1)(2)もともとは別々で当初の質問を考えていましたが、私の勉強不足で、昨年の12月に文科省から示された生徒指導提要の変更があり、不登校の定義は変わらないが、数の報告の内容が若干変わっていることが、ヒアリングにより分かりました。それを踏まえて、直近の不登校児童・生徒の数を示したのち、(2)の考え方、報告の仕方の変更点などについて、示してください。

以下の質問からは、発言席にて行います。

教育長(村田達治君) おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。

まず,はじめの質問の本年度の不登校児童・生徒数についてでございますけれども,5月末現在で11人。内訳といたしましては,小学校0,中学校11人でございます。

二つ目の御質問についてでございますけれども,不登校の定義について御説明をいたします。昨年度までは,30日以上の欠席者の中で,学校生活に主な原因がある者を不登校者と定義をして,その定義

の下でカウントをしておりました。先ほどの議員の御指摘のとおりでございます。今年度からは、生徒指導提要が12年ぶりに改定されたこともありまして、不登校の定義を、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者としており、今年度より反映しているところでございます。先ほどお答えした不登校者数も、この定義に沿っているという数字でございます。今後も児童・生徒の心情に寄り添いながら、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立できることを目指してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

8番(橋口耕太郎君) はい、分かりました。その昨年12月の生徒指導提要変更ということで、オンラ インで開くとこういう表紙で出てくるんですけれども、300ページぐらいあってですね、カラーです ので、とてもインクがもたないなと思って、私は不登校の部分だけを抜き取ったんですけれども、それ でも20ページぐらいありました。先ほど、教育長が言われたように、一番最初に定義が書かれており まして、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは したくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を 除いた者となりました。なりましたというか、今までは同じ欠席、学校に来ていなくても、学校生活に 起因するものが主に中心に取られていたんですけれども、そうではなくて、もう全体的に病気と経済的 理由以外は全てもうカウントするという形になったと思うんですけれども、すごく、当たり前と言った ら当たり前かもしれませんけれども、そういうふうになってよかったなというふうに思います。先日で すね、文教厚生委員会でですね、東京八王子市にあります、八王子市立高尾山学園というところに視察 に行ってまいりましたので、ここで少し紹介をしたいと思います。スライドをお願いいたします。こ れ、八王子市立高尾山学園というところで、JRの八王子駅から車で20分ぐらいのところでありまし た。この高尾山学園は不登校児童・生徒に特化した、不登校対策拠点校、いわゆる不登校特例校で、 今、全国に24校あるそうです。そのうちの一つです。この学校は、平成13年、不登校児童・生徒の 割合が1.44パーセントと、全国、東京都を上回る状況であったため、不登校児童・生徒に合った 小・中一貫教育を推進する新しい学校として、平成14年に新校開設準備担当を設置して、同15年4 月に,不登校児童・生徒のための体験型学校特区を申請し,その特区第1号として認定を受けて,平成 15年10月から12月までのプレ開校を経て、平成16年4月に開校した学校で、今年で19年が経 過をしております。文科省は、次期教育振興基本計画で、こうした学校を全国に300校へ増やしてい きたいと、昨年度、3月末に、こころプランというものを打ち出しました。このプランでは、柱が三つ ありまして、一つ、不登校児童・生徒、全ての学びの場の確保。二つ、心の小さなSOSを見逃さず、 チーム学校で支援。三つ、学校の雰囲気を見える化し、安心して学べる場所に、の三つの柱を掲げてお ります。この高尾山学園でも、説明の中で、子どもにとって学校とはとして、八つの漢字を示しており ました。次のスライドをお願いいたします。子どもにとって学校とはということで,上の4文字の状 態、心の中がですね、だと不登校にはならないそうです。下の4文字、苦しい、恐ろしい、義務ですか ね、独りぼっち、こういった気持ちになると、不登校になってくると。これは、高尾山学園の民間から 採用された黒沢校長が説明をされるときに使う資料のトップのスライドで、印象に残ったので紹介をさ せていただきました。学校内、くまなく見学させてもらいましたが、様々な工夫が見て取れました。八 王子市は東京の中でも大きな都市でありまして、50万以上ありますね、人口は。R5年の一般会計予 算は2,173億円で,東京都の予算以外で,八王子市がこの学校に市費で,単費で出す予算は,人件 費が主なもので、R5年は約6、200万円でした。校長にもいろいろと委員の皆さんと質問をしたん ですけれども,すごい民間の出身の方で,IT系の方だったんですけれども,すごいさばさばした方 で、先生という役柄が付く人たち、ろくな人はいないとかですね、すごいさばさばした方で、すごい、 僕、興味のある方だったんですけれども、今、この不登校関係では、いろんな新聞とかメディアによく

出られている方なんですけれども、最終的にこの学校の目指すゴールはという質問に対しては、この学校がなくなることですと、もう、単純明快に答えられたりですね。そうはならないんでしょうけどねと言いながら、すごく楽しい説明の仕方でした。私が、例えば先生が足りなくなって、加配とかをする場合には、都から予算が出るんですか。出ない。もう八王子市しか出さないと、そういったこう、質問に対してスパスパ答える方だったので、すごい面白い方だったんですけれども、これ、余談ですが。お金があるから、このような学校ができるということでありませんけれども、全国で問題になっている不登校という課題、本市でも一定数、先ほど、中学生11名が、直近で不登校になっているということは事実であります。恐らく、保護者の方もですね、悩んでおられると思います。では、どうすればいいのかということですけれども、この不登校という問題・課題は、もう様々なケースがあって、個々にですね、簡単に解決する問題ではないと思います。ただ、私は子どものことを第一に考えて、大人が、あるいは行政が、教育現場が行動していくことが大切ではないかと思っています。不登校児童・生徒の取組の一例を示すことで、この問題について、より深く考えていただきたいと思って、質問をさせていただきました。これで、この質問は終わります。

次に、質問の(3) 奄美くろうさぎ留学が、今年度から受入中止となっている。その要因と、今後の留学に関する取組についての見解はいかがかという質問であります。先日、大手のラジオ局の全国放送を聞いていると、離島における留学制度のニュースがありました。人口減少、少子化で全国の離島で様々な政策が打たれているという内容でした。その中で、今年度から逆に留学生の受入を断念した離島として、本市のことが紹介をされておりました。原因は、里親の確保が難しいという内容でありました。恐らく、本市にもきちんとした取材があっての報道だと思いますが、里親の確保以外に要因などがあれば示してください。昨年度、住用町で行われた市長とのふれあい対話では、親子留学などの意見が出て、一定の回答がありましたが、今後、どのような取組を考えているか、方向性などがあれば、示してください。

- **教育長(村田達治君)** それでは、議員の質問にお答えをいたします。本市が行っている奄美くろうさぎ留学は、御案内のとおり、対象地域の里親の下で1年間を基本としてホームステイをする里親留学と言われる制度でございます。今年度、留学生の受入ができていない要因は、議員御指摘のとおり、ひとえに里親の確保に至らなかったという点にございます。このことから、今後は里親の負担を減らすために、里親に急な用事ができた場合などに、留学生を預かってくれるサポート体制を充実させるとともに、今後、特に力を入れていきたいと考えているのが、孫戻し型の留学でございます。孫戻し型の留学は、島外に住む御自分のお孫さんや親戚を預かるということで、これまで里親と実親間、里親と留学生間で起きていた様々な問題を解消できるだけでなくて、親族同士が住居を一にするという、祖父母やお孫さんなど、両方にとってかけがえのない時間になるのではないかと考えているところでございます。さらに、里親を一人でも多く確保するという観点から、これまで里親を対象地域に居住する方から募集しておりましたけれども、その対象を本市全体への拡大という方向を検討をしているところでございます。いずれにいたしましても、これまでの取組に固執することなく、柔軟な対応を検討しながら、情報発信にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。
- 8番(橋口耕太郎君) 教育長と話をする中でもですね、教育長がよく孫戻しが一番いいんじゃないかな と思っているというお話を何度か聞いたことがありますし、私もそれはいいと思うんですけれども、た だ、小さな集落の小さな学校となると、やっぱり小さな集落ですので、さっき教育長が全体に広げると いうお話もされましたけれども、例えばですけれども、今、留学制度を受け入れている市小中学校であ れば、市に住まわれている方の中にお孫さんとか、そういう方がいらっしゃるかどうかというのは、少 なくなればなるほどですね、やっぱり可能性はちょっと低くなってくるのかなという気もしますし。だ から、教育長が後段、おっしゃった、全体に広げて、その里親をですね、その地域だけに限らずという

考え方も非常に有効なものじゃないかなというふうに思います。市長のふれあい対話で親子留学ということが出て、ただ、親子留学で親子一緒に来るわけですから、住まい、仕事、そういった部分も課題には当然なってきますし、この制度はできそうでなかなかできない、すごい難しいなというふうに、私もいつも考えていますけれども、ただ、小規模校は特に学校の存続がかかってきますので、地域に学校がなくなるということのダメージは非常に大きいと思いますから、いろんな工夫をしながらですね、この留学制度を、こう、継続的にできるような仕組みを構築していただきたいなというふうに思います。なかなか難しいんですけれども、是非、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入っていきます。質問の2、おがみ山公園について。(1)市民に親しまれて いるおがみ山公園。観光資源としての本市の位置付けはいかがか。観光資源として位置付ける場合、駐 車場、遊歩道などの整備は検討できないかという質問です。先日、市民の方から相談を受けました。お がみ山の久里町側にお住いの方です。久里町側からおがみ山に入れること、私、知らなかったんですけ れども、私は永田町からは何度も上り下りをしたんですけれども、この方は久里町のおがみ山から下り てくる道沿いに住んでいる方だったんですけれども、初めてあそこの道を、私、50、超えてるんです けれども、初めて歩きました。議員の皆さんの中には、歩いたことがない方、結構いらっしゃるんじゃ ないかなと思いまして、ちょっと自分で上ってみましたので、写真を写してきましたので、一緒に疑似 体験をしていただければなと思います。では、写真をお願いいたします。これ、古見本通りから耳鼻科 医院がある、久里町のですね、直線道路です。次をお願いします。山のほうに向かって、横断の道路が あって、右側を向くと、真ん中に緑の、ちょっと上り口みたいなのがあると思うんですけれども、そこ の写真です。次、お願いします。この注意書きがですね、少しアップできますか。この先は車両では通 り抜けできませんと、Uターンもできませんので御注意くださいと。これは、都市整備課と開発公社で 建てた看板です。次の写真,お願いします。そこ,上っていくと,こういう道路になっています。道幅 は3メートルぐらいですね。次、お願いします。30メートルぐらい進んだところです。次、お願いし ます。また、30メートル進んだところです。次、お願いします。ここから右カーブになって、この下 のほうに苔が生えているようなところが、いわゆる、久里町側の遊歩道になります。次、お願いしま す。遊歩道、進んで行きますね。次、お願いします。個人的な印象としては、ミニ金作原みたいな感じ がしてですね、アカショウビンも何羽もいて、独特の鳴き声がですね。ちなみに、上ったのは昨日の朝 なんですけれども。次、お願いします。右側を見回したら、結構な高台になっていると。写真を撮っ た、奥は県立大島病院、奄美高校ですかね、ちょっと分かりませんが、結構な高台になっていると。奄 美高校ですかね。次の写真,お願いします。はい,次の写真,お願いします。こう,やっぱりここの道 幅は1.5メートルぐらいですかね、はい。次、お願いします。30メートルぐらいずつ、写真を撮っ ていますので。次、お願いします。次、お願いします。上り切るとですね、これ、展望台に行く手前に あるトイレですね、に突き当たります。次、お願いします。これ、展望台に上っていく道です。次、お 願いします。左側に展望台横にある,あの民間の携帯電話の電波塔ですね。次,お願いします。ここ, 皆さんも行かれたことあると思いますけれども、おがみ山の展望台ですね。次、お願いします。名瀬全 景。今年の70周年記念の市勢要覧でしたっけ、フルカラーの。あの表紙をこう広げると、きれいなお がみ山から見た,ここから多分撮ったと思いますけれども,全景の写真が出て,写真が撮る人が変わる とこうも違うんだなと思ったところでした。次、お願いします。右側に行くと、階段の道と、先ほどト イレがあったところが、遊歩道の道ですね、はい。次、お願いします。トイレの手前に、こういう、少 しアップお願いできますか、左に行くと展望広場で、この210メートル、僕、意味が分からなかった んですけれども、右側が復帰記念広場になるというところ、のところに、久里町から上がって来たら、 出てくると。次、お願いします。はい、そうですね、はい。次、お願いします。ここはもういつも皆様 が、ほぼ、ほとんどの皆様がお使いの大島支庁側のおがみ山の入り口ということですね。次、お願いし ます。これが、永田町側の入り口ということです。はい、ありがとうございました。相談の内容はです ね、先ほどの久里町側の遊歩道の道が割れていたり、段差が多いため、状態を見てほしいとのことでし

たと。お話を聞く中で、この、先ほども言いましたけれども、この道にはレンタカーも上がってくることがあると。カーナビがこの道を示すケースがあったりして、何度かUターンできないレンタカーを誘導したこともあるそうです。そこで、ふと思ったことでしたけれども、おがみ山公園は先ほどのようなきれいな公園で、ホームページなどでも、民間の会社ですかね、がきれいに説明してあるサイトもあります。観光資源としても十分な魅力があって、名瀬地区を一望できることもありますし、動植物の鑑賞も十分できる場所だと思いました。また、この相談者はですね、安田市長の熱心な支持者でもありまして、この道は壮平君がよく分かっているはずというふうにおっしゃっていました。お顔が浮かんだと思いますけれども。そこで、まず、本市としてのこのおがみ山公園をどのように活用していくのか、いきたいのか。観光資源としての位置付けを伺いたいと思います。また、観光資源として位置付けをするのであれば、駐車場、遊歩道も整備していただきたいと思うのですが、見解をお願いいたします。

- 市長(安田壮平君) それでは、橋口議員の御質問にお答えします。おがみ山公園につきましては、昭和42年に供用されて以降、市街地を一望できる展望台や遊戯広場、歴史的にも重要な史跡等が整備されており、また、健康づくりのためのウォーキングコースとしての利用など、自然と触れ合える憩いの場として、多くの方に利用されております。観光資源としての位置付けをどう考えているかとの御質問でございますが、本市としましては、同公園も観光資源の一つとして考えており、議員御案内のとおり、本市ホームページの観光ガイドマップへの掲載や、民間ガイドによる案内など、その活用を図っているところでございます。その上で、駐車場、遊歩道の整備が考えられないかということでございますが、まず、駐車場に関しましては、同公園の地形上、設置は困難であると考えております。一方で、遊歩道の整備に関しましては、これまでも部分的な補修を行ってきたところでございますが、供用開始から55年が経過し、経年劣化が著しい箇所があることも認識しております。特に議員御案内の、名瀬久里町側の園路に関しましては、路面の状態が非常に悪く、今後、レンタカーの誤侵入を防ぐ対策を行うとともに、修繕可能な箇所は引き続き対応してまいりたいと考えているところでございます。いずれにしましても、今後とも多くの方々に利用していただけるよう、施設の健全度を把握するとともに、国庫補助事業の活用及び他の公園との優先順位等を検討しながら、施設の整備、維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
- 8番(橋口耕太郎君) なかなか地形上、駐車場とかは難しいと思いますけれども、私の個人的な提案で すけれども、例えば大島支庁の駐車場、奄美市の駐車場、施錠は多分、1階の駐車場はしていないと思 うんですけれども、一定のルールを決めて、例えば2時間とかですね、そういったところで、おがみ山 用のチケットを渡して、ちゃんと帰って来るもとでですね、そういったこう、駐車場に関しては、支庁 の駐車場、市役所の駐車場だと、歩いてすぐ行けますし、そういった利便性もできるのではないかなと 個人的に考えたところでした。また、遊歩道は、永田町側の遊歩道は、ほぼほぼ、もうきれいな状態な んですけれども、先ほど紹介した久里町側ですね。あれは、奄美市の前の名瀬市時代に市が買い取った といいますか、公有地にした、市道にしたもので、3メートルぐらいですので、例えばアスファルト舗 装するとなると,車は離合できませんので,小さな車両で少しずつこう整備していくというふうになる と、お金もやっぱりかかる工事になってくるのかなという気はいたしました。市長、御存じだとは思い ますけれども,あそこで,この間,私が見に行ったときは,一緒にですね,都市整備課の職員と行った んですけれども、職員の皆さんも、修繕をしないといけない部分もあるんじゃないかなという意見は言 われていましたし、市長が先ほどおっしゃったように、適宜、していただければいいと思うんですけれ ども、全面的に歩いてですね、永田町側から上がって久里町側に下りていくとか、逆もですね、あって もいいのではないのかなと思ったので、質問しましたが、しっかり観光資源の一つとしては位置付けて いるということですので、いろいろなその整備の関係も、お金ももちろんかかることですので、検討し ていただきながら進めていただきたいと思います。以上で、この質問は終わりたいと思います。

質問の3番、帯状疱疹ワクチン接種事業(仮称)について。(1)我々公明党として、全国各地の自 治体に提案をしているこの事業。本定例会でこれまで同僚の大迫議員が4回ほど提案をしていると思い ます。この疾病は50歳以上の3人に1人が発症すると言われており、本市でもできるだけ早く助成事 業の導入をすべきと考えますが,見解はいかがかという質問であります。前回,定例会で大迫議員の質 問に対しまして、このように答弁をされています。予防接種法では、伝染の恐れがある疾病の発生及び 蔓延を防止するために、公衆衛生の見地から、予防接種の実施、その他、必要な措置を講ずることによ り、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的と しております。帯状疱疹は伝染の恐れがある疾病には該当しませんが、定期接種化については、国が引 き続き検討を要するとしております。今後,国の動向や県内市町村の状況を注視しながら,助成の可否 について検討してまいりたいと考えておりますと、答弁がありました。そこで、前回の質問のおさらい としたいと思いますので、スライドを1枚、お願いいたします。少し小さくて申し訳ないんですけれど も、ワクチンは2種類ありまして、活性化ワクチンと不活性化ワクチンということで、高いワクチンと 安いワクチンというふうに受け止めていただければいいんですけれども、上段のほうが不活性化ワクチ ンといいまして、1回当たり2万円、しかも、2回受けないといけないということで、合計4万円かか るというものです。やっぱり効果がそちらのほうが高いというふうに言われております。下段のほうが 生ワクチンと呼ばれて、これは1回でいいんですけれども、やっぱり効果が最初の不活性化ワクチンよ りは低いということで,ただ,例えば帯状疱疹にかかったとしても,このワクチンを打っていれば,重 症化しにくかったり、痛みが出なかったりという効果はあると。かかった途中に打ってもいいですし、 罹ったあと、少し治まって打ってもいいということでした。先ほどの答弁はですね、要は伝染する病気 ではないので、接種は難しいと。国・他市町村の動向を見て考えるということですので、2023年4 月現在,鹿児島県の状況はこのような状況になっております。スライド,お願いします。右側の表を少 しアップしていただけますか。十島村、2022年7月。50歳以上対象で、生ワクチンのみ、1回 5,000円の補助と。今年の4月からですね、隣の伊仙町と徳之島町が、両方ですね、生ワクチンと 不活性化ワクチン,両方の助成を始めました。生ワクチンは5,000円,不活性化ワクチンは1回1 万円と。お隣が、遂に、市長、始めたんですよ。定期接種ではなくて、接種を受けたい方が、受ける際 に助成が受けられる環境にしておくことが大切なのではないかと思っています。同様の助成事業には, 出産一時金、ちょっと一緒にしていいかどうか分かりませんけれども、出産は数を予測できません。た だ、出産する際に、必ず出産一時金というのが支給されます。このような考え方にシフトすることはで きないものかと思います。また,私の友人にもですね,受けたいけれども費用が高いからと悩んでいた 方がいらっしゃいました。でも、もう待てないと。持病を持っていて、もうなるのが怖いから、早くワ クチンを打ちたいということで、2万円のやつを打った方もいらっしゃいますし、先ほど、出産一時金 の話、しましたけれども、全員が全員、このワクチンを受けるとは思いませんので、費用は当局が想定 する額にはならないのではないかと思っています。それから、また、鹿児島県では19市で、まだ、先 ほどありましたけど、三つしかしていませんので、1市も助成は始めていません。なので、是非、市 長、県内市初の助成に踏み切っていただけないかと思うんですが、見解をお願いいたします。

保健福祉部長(永田孝一君) それでは、私から答弁をさせていただきます。議員御案内いただきましたが、御紹介していただきましたけれども、帯状疱疹ワクチンにおきましては、昨年8月に開催されました国の専門家委員会、予防接種基本方針部会、ワクチン評価に関する小委員会という名前でございましたけれども、において、定期接種化の検討が行われております。ワクチンそのものの効用については認められているものの、その対象者数や期待される効果が、現在も検証中という途中経過でございます。本市では、現在、市のホームページにおきまして、免疫力低下により、帯状疱疹の発症につながらないようにするための取組方について、周知をしております。併せて、先ほど御紹介がありましたワクチンの御紹介もしております。しかしながら、事業導入につきましては、国の動向や他市町村の状況等を参

考にしながら、引き続き検討させていただきたい課題だと考えております。以上です。

- 8番(橋口耕太郎君) はい、今、部長からありましたように、奄美市のホームページには非常に丁寧な 説明が載っております。ただ,途中に,これは赤字で,決して助成するものではございませんみたい な、強調する文章も入っているので、やるなと思ったりしたんですけれども、当局のほうもですね、う ちの大迫議員と新政会の永田議員ですかね、勉強会を、ワクチンに関する、開いて、そのときに、こう いう帯状疱疹ワクチンはありますよというような、説明する資料を作ってはどうですかという提案に対 して、素早く対応していただいて、ホームページで帯状疱疹って検索するとぽんって出てきて、本当に 先ほどのワクチンの説明から、いろいろこう、丁寧な説明がありますが、先ほど申したように、決して 助成するものではありませんという赤字がですね、非常にやっぱり私も気になったもんですから、さっ き市長にも言いましたように、まだ19市ではどこも実施していない、この帯状疱疹ワクチン。全国的 には増えていますよね,部長,全国的には,増えているんですよ。我々公明党の議員があちこちで言っ ているのもあるんですけれども。なるかならないか分からない病気ではありますけれども、気にしてい る人はすごく気にしているし。ただ、これは病院側も常に在庫を置いているワクチンではなくて、ちゃ んと予約をして、病院側も仕入れをして、きちんとしないといけないので、いつでもどこでも受けられ るというものではないんですけれども、ただ、受けたいと思ったときに受けられる環境。それに対し て、助成するとはいえ、個人負担は、例えば不活性化だったら、2万円は出さないといけないわけです ので、助成が、例えば伊仙町、徳之島町のように1回1万円だったら、4万円かかるうちの2万円は自 分で出さないといけないですから。2万円って、やっぱり結構高いですよね、まだ。なので、受ける人 はそんなに、やっぱり意識の高い人、病気を持っている方、そういう方になってくると思うので、当局 が想定しているほどの、本当に費用はかからないのではないかと思うので、環境整備をする上で、しっ かり、また、取り組んでいただきたいなと思いますが、市長、なんかありませんか。
- **市長(安田壮平君)** この帯状疱疹ワクチンのですね、その重要性、必要性については、感じているところでありますし、県内含め、全国、他自治体のですね、動向もしっかり見ているところでございます。 今、その国のほうの専門家委員会でも、まだいろいろ議論の最中だというふうに伺っておりますので、 そこをしっかり見極めた上でですね、国がもう、やるというようなですね、そういう明快な、明確な方 針を打ち出していただければですね、また、我々のほうでも、そこをしっかり受け止めて、検討を進められないかなというふうに思っておりますので、そういった、全国的な動向を見定めた上で、また、考えさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 8番(橋口耕太郎君) とどめを刺しに来たんですけれども、市長、駄目でしたね。国の動向、もちろん、それもありますけれども、奄美市は財政がね、潤沢ではありませんので、しっかりと吟味しながら、いろんな事業に取り組んでいかないといけないということは分かりますけれども、いろんな自治体が増えてくれば増えてくるほど、国も動きやすくなるという部分もありますので、私はもう、奄美群島でね、徳之島町と伊仙町が始まりましたし、奄美群島のほうから、もう国を押し上げるような動きの一つとして、奄美市でもやったら、すごく効果があるんじゃないかなというふうに思っていますので、是非、引き続き御検討をよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。質問4, 市民サービスについてであります。 (1) 市内の公営住宅の駐車場について。親族や来客が訪ねてきた際に使用する駐車スペースを数台分でも確保できないか, という質問であります。公営住宅の市民から相談を受ける際, 私もいつも駐車スペースについて頭を悩ませます。晴れていれば, できるだけ原付バイクで行くようにしております。この質問もある市民の方からの提案ですけれども, 親族も用事や介護など, 行く機会が多い方は同じような悩みを抱えているのではないかと考えます。当然, 場所がなければ確保することはできませんが, 例えば住宅を退去した方がいて, 駐

車場も一緒に契約解除した場合、一定期間の猶予ができ、そこに一時的でも駐車スペースを確保するなどの対応や、長期入院、長期旅行、長期出張などが分かっていて、暫く使用しないことが分かれば、そういった方の使っている駐車スペースを一時的にでも開放することが考えられないかということであります。見解をお願いいたします。

- 建設部長(藤原俊輔君) おはようございます。それでは、市営住宅駐車場における来客用駐車スペースの確保についてお答えいたします。市営住宅駐車場の使用は、奄美市営住宅管理条例の規定により、市営住宅の入居者、または、同居者が自ら使用するため、駐車場を必要としていることが要件となっております。なお、駐車場使用許可の手続きにつきましては、同条例の規定により、各団地において、駐車場管理協議会を組織し、市はこの協議会に対し使用を許可することができるとなっております。このことから、各団地の駐車場は、それぞれ設置してある駐車場管理協議会が運営をしているところでございます。先に申し上げましたとおり、市営住宅の駐車場は入居者専用であるため、来客用の駐車場は設置しておりません。また、住宅敷地の面積の問題から、新たに来客用駐車場を整備することは困難な状況でございます。しかしながら、議員御指摘のように、駐車場に空きがある場合は、駐車場管理協議会で介護事業所等の送迎用駐車スペースを確保している団地もございます。今後、各団地の協議会へ要望をお伝えし、来客用の駐車スペースが確保できないか、検討を依頼してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。
- 8番(橋口耕太郎君) 分かりました。あくまでも入居者用の駐車場ということで,管理協議会が運営管 理しているということですので、私が頼みに行くとすれば、管理協議会のほうに、例えばお願いをしに 行ったりすることは可能ということですよね、部長。はい、分かりました。私は介護事業も少しやって いるんですけれども、介護とか訪問医療、訪問介護の車を停める場合は、警察に届け出を出して、どこ どこの誰々さんのところに行くと、ちゃんと住所、氏名まで書いて、ここに停車をしますと、1時間程 度とかですね、そういったことをしながら、公営住宅のところはですね、工夫をしたりしているんです けれども、一般の方、先ほど言ったように親族とか、最近はもう、車社会ですので、歩いて御家族が行 くということも少ないでしょうし,また,あるいは来客の方も,どこに停めたらいいのということで, 民間の駐車場が近くにあればいいんですけれども、ないケースのほうが結構多いと思うんですよね。例 えば、佐大熊とか、春日町とか。ああいったところでは、もう道路に停めるしかないというふうな感じ だと思いますので、そう思ってですね、この市民の方も何とかならないかと。確か、県営住宅はです ね, 2台ぐらい, 来客スペースということで, 仲勝の, あれ, 何団地でしたっけ, 向里団地は, 各棟1 台ぐらいずつだか,来客スペースみたいなので,確か,あったんじゃないかなと記憶しているんですけ れども、何台もということじゃなくてですね、当然、ただ、懸念されるのは、そこにですね、黙って停 めたりしてですね、違反する方も出てこないとは限りませんけれども、ただ、各棟1台ぐらいずつ、そ ういったスペースがあると,公営住宅の方も,その御家族の方もいいんじゃないかなというふうに思っ ての質問でした。あくまでも規定があった上でのことですので、これが管理協議会に、管理人さんとい う考え方で,部長,よろしいんですかね。管理人さんが管理運営協議会に入っていて,その協議会が運 用、管理をするということですよね。だから、例えば何号棟の管理人さんが、この方がしばらく入院し て帰って来ないと、2か月、3か月というのが分かれば、その方のところに、ちゃんと許可を得てです ね、停めるというふうなことは、可能と言えば可能になるわけですかね。分かりました、はい。私の思 いと、相談者の思いはこういうことですので、是非、何かこう工夫できることがあれば、これから進め ていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、(2)市民窓口受付において、タブレット端末による書かない窓口の導入を検討することはできないかという質問です。これ、また、スライド、お願いいたします。愛知県の中核市であります一宮市、人口約38万人では、市外からの転入や転出、市内転居の手続きに書かない窓口を導入した

と。前居住地の転出証明書などを、窓口のOCR、文字読み取り装置で読み込み、タブレット端末に表 示し、転入者に確認してもらうと。書類の記入の必要はないということです。行政のデジタル化でいろ いろな動きがあります。本市は県内でも進んでいるほうだと理解しております。私事ですけれども、最 近、金融機関で振り込みをする際、振り込み用紙が窓口になくて、カウンターに尋ねると、用紙はなく なりましたと。そこで、タブレット端末が出されて、これに入力してくださいということになりまし た。振込の控えは窓口からいただいたと。また、ある歯科医院では、初めて診察に行った際に、問診票 を記入すると思うんですけれども、それもタブレットを渡されて、はい、いいえとか、全部こう入力し ていく内容でした。この愛知県の一宮市の、これ、我が党の市議会議員が提案したもので、2019年 に提案して、今年度、でき上がったということなんですけれども、聞くとですね、転出はいいと。転入 の場合、向こうから転出証明を持って来て、提出をしたら、何枚も書類を書かないといけないと。何月 何日、誰々、生年月日、そういう用紙を何枚も書かないといけないので、人口38万ですので、3月、 4月は地獄のような事務作業になると。なので、端末に打ち込むことで、全部それがコンピューターで 跳ね返るという形にしたら、大分楽に。両方ですね、職員の皆さんも、住民の皆さんも楽になったとい うことでした。こちらの窓口に問い合わせをしたら,基本的に転入は転入申込書1枚でいいんですけれ ども、今はちょっと話題になっています、マイナンバーカードのですね、パスワードの届け出とかです ね、そういった2枚ぐらいだというふうにお聞きしました。ただ、その方が国民健康保険だったら、国 民健康保険の窓口に行かないといけない。後期高齢だったら、後期高齢の窓口に行かないといけない。 派生してくる部分も含めると、やっぱり2枚とか3枚とかになるかもしれませんねということでした。 当然、これ、お金がかかる話ですので、簡単にはいかないし、一宮市も4年ぐらいかかっているんです ね。当局でもですね、今、市民課中心に様々な調査、研究をしていると思いますけれども、このような タブレット端末の取組についての見解と、今後の業務のスリム化。職員にとっても、住民にとっても、 相互の負担が減るような仕組みの予定などがあれば、示していただきたいと思います。

- 市民環境部長(島袋 修君) おはようございます。議員御案内のありました,他自治体や民間事業所での書かない窓口については,本市においても広く情報収集に努めているところでございます。書かない窓口導入により,期待できる効果としては,住民側においては,書類,申請書への手書きを減らすことによる負担軽減及び待ち時間の短縮。職員側においては,書類,申請書のシステム端末への入力が,手作業から端末情報に変更されることで,入力ミスの減少,窓口業務全体の,より速やかな事務処理,利便性の向上につながるものだと思います。既に幾つかの自治体が先行して導入しており,議員御案内の書かない窓口や滞在時間を短くする,待たせない窓口。また,オンラインでの手続きを主とした,来なくてもいい窓口等,様々な形式での導入事例がございます。マイナンバーカードの普及に伴い,行政のデジタル化がこれまで以上に進展し,さらに,多種多様なサービスが展開されていくことが考えられます。よりよい住民サービスを目指すため,本市における書かない窓口等のあり方について,今後,どのようなシステムがより効率的,効果的なのか,導入費用,導入後の費用等,幅広く研究,検討を進めてまいりますので,御理解を賜りたいと存じます。
- 8番(橋口耕太郎君) 書かない窓口だけではなくて、待たせない窓口とか、そういった取組もほかでやられているという研究も、しっかりされているようですね、分かりました。どちらにしろ、職員の負担、それから、住民側の負担、それが両方減ることがやっぱり一番行政のスリム化といいますか、デジタル化と言いますか、そういったところに寄与して、間違いも少なくなる可能性も十分にありますので、是非、引き続きですね、調査、研究をしていただきながら、恐らく、絶対お金のかかるお話ですので、事業費用関係も含めて、調査、研究をしていただきたいと思います。
 - 次の, (3)に入ります。各小学校で運営をしている,放課後児童クラブ。隣接自治体,龍郷町との連係による運営はできないかという質問です。現在,保育所には龍郷町にお住まいの方が名瀬地区で働

いて、名瀬地区の保育所に預けることはできますが、逆もありますね、名瀬の方が龍郷町へ働きに行って、龍郷町の保育所に預けることはできますが、放課後児童クラブについては、これはできないということになっております。私も勉強不足で申し訳ないのですけれども、保育所ができるのなら、放課後児童クラブもできるのではないかと、単純に思っての質問であります。働き方改革が言われる中、保護者も保育所と同様なことができると動きやすくなり、利便性も向上するのではないかと思いますが、法的な見解も含めて、お示しいただきたいと思います。

- 福祉事務所長(石神康郎君) それでは、お答えをいたします。議員御案内のとおり、保育施設の場合を 申し上げますと、本市にお住まいの方が保護者の職場に近い他町村への施設への入所を希望する場合、 本市で入所申し込みを受け付け、広域入所の協議依頼を送付し、施設利用を開始する流れとなっており ます。その際、児童の保育に係る費用は、国が定めた法定価格に基づき、本市から他町村の施設へ支払 いをいたします。また、他町村にお住まいの方が、本市の施設をする場合も同様に、協議を行った上 で、利用開始し、本市の施設に対し、保育に係る費用をお支払いいただいているところでございます。 放課後児童クラブを保育施設に例えますと、広域入所ができないわけではございませんが、基本的には 通っている学校の子どもと放課後児童クラブで一緒に過ごすことが一般的であり、放課後児童クラブと 学校間の送迎が必要になることから,例がなかったというのが,これまでの状況でございます。放課後 児童クラブにおける広域入所を行った場合の、町村間の費用負担につきましては、保育施設のように制 度化されたものがなく、国のQ&Aにおきましても、児童が住んでいる市町村と費用負担の調整につい ては、適宜、市町村間で行っていただきたいと示されているところでございます。本市といたしまして は、保護者の職場の関係であったり、通っている学校の近隣に放課後児童クラブがない場合など、他町 村の児童が本市の放課後児童クラブを利用したい、または、本市の児童が他町村の放課後児童クラブを 利用したいというニーズがある場合には、当然、対象となる放課後児童クラブの送迎の対応が前提にな ると思いますが、他町村との費用負担などの協議も含め、今後、個々の事例ごとに検討してまいりたい というふうに考えております。以上でございます。
- **8番(橋口耕太郎君)** 分かりました。もう、できないのではなくて、今まで例がなかったということですね。そういう事案が発生した場合は、個々に検討すると。分かりました。もう、全くできないと思っていたので、少しよかったなというふうに思います。なかなか、当然、学校が終わったあと、放課後児童クラブなので、そのままの流れというのが普通なんですけれども、もしかしたらそういう事例もあるのじゃないかなと思ったので、質問させていただきました。分かりました。
 - 最後, (4) 番です。電力・ガス・食料品等価格高騰重点交付金を活用した,保護者の負担を軽減する,小・中学校給食費の免除等の検討はいかがかという質問であります。また,資料をお示しします。スライドをお願いします。四角で囲んだ部分をアップしていただけますでしょうか。この交付金の推奨事業メニューとして,大きく二つあります。左側が生活者支援。右側が事業者支援。次のページをお願いたします。先ほどの細かくなった部分ですね。左側の生活者支援,②をアップをお願いします。エネルギー,食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援。物価高騰による小・中学生の保護者の負担を軽減するための,小・中学校等における学校給食費等の支援とあります。私たち公明党市議団としても,4月20日に本交付金を活用した支援を行ってほしい旨の要望書を,市長へ直接,提出しております。また,本定例会でも,国の子育て世帯生活支援特別給付金ですね,先々日,一昨日,可決されましたけれども,この世帯は,児童扶養手当支給世帯,それから,非課税世帯,家計急変世帯になりますけれども,この交付金を使って,給食費となると,より,また,幅広な世帯に支援することができます。是非,この見解をお願いしたいと思います。

教育部長(大庭勝利君) おはようございます。それでは、議員お尋ねの交付金を活用した給食費の免除

等について、お答えいたします。御案内のとおり、昨年からエネルギーや食料品等の物価高騰が続き、子育て世帯に限らず、全ての市民生活への影響が続いております。その中で、御質問の学校給食費につきましては、昨年度はエネルギー高騰による光熱費の増額はもとより、食材高騰による賄い材料費の増額分、さらには、1月から3月までの3学期分の給食費を無償化するなど、本市独自の取組として、約4、500万円の支援を行いました。また、従来から実施しております、米飯、牛乳に係る経費は全て公費で負担しており、毎年度、約7、500万円の予算を計上して、給食費の質、量を確保しつつ、安全・安心な給食を提供するとともに、保護者の負担軽減に努めております。議員御指摘の交付金の活用につきましては、電気・ガス・食料品等の価格高騰の影響を特に受けている方々に対する支援のあり方を全庁的に検討し、精査を行っているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

8番(橋口耕太郎君) 全庁的に検討中ということでよろしいですかね。分かりました。是非ですね、先ほど言った、国の子育て世帯生活支援特別給付金は1,200世帯,2,100人ということでしたけれども、これを、この交付金をさらに乗せることによって、この方々にももちろん乗っかりますし、それ以外の世帯の方々にも、当然、支給されるわけですので、保護者の負担軽減という意味では、有効な交付金の使い方になると思いますので、是非、是非、まだ決まっていないと思いますので、前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(西 公郎君) 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。(午前10時34分)

____ O _____

議長(西 公郎君) 再開いたします。(午前10時50分)

引き続き,一般質問を行います。

チャレンジ奄美 幸多拓磨君の発言を許可いたします。

1番(幸多拓磨君) 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。チャレンジ奄美 幸多拓磨でございます。笑顔溢れる奄美市を、笑いが循環するこの島を一緒につくってまいりませんか。

質問に入ります前に、一言所感を述べさせていただきます。昨日夕方、線状降水帯が発生し、一部に避難指示などが出されました。被害状況はこれから分かってくることだと思いますが、被害に遭われた方々に対し、1日も早い復旧、そして、お怪我をされた方々の御回復を心よりお祈り申し上げます。そして、被災地へ復旧活動等で向かわれている行政、民間の方々、くれぐれも身の安全をまず確保し、御活動されてくださいませ。

さて、先月、5月9日、10日は奄美黒糖焼酎の日でございました。1953年12月25日、奄美群島が日本に復帰いたしました。実は、奄美黒糖焼酎も日本復帰とつながりがございます。奄美黒糖焼酎は戦後の復興政策の一環として、米麹を使用することを前提に、1959年12月25日に国税庁が基本通達を出し、大島税務署の所管する奄美群島でのみ製造が許される本格焼酎として誕生いたしました。1954年5月に乙類として誕生はしておりましたが、奄美群島でのみ製造が許されることになったのは。1959年12月25日でして、現在、63周年となります。今年は奄美群島日本復帰70周年のめでたい年でございます。奄美黒糖焼酎は島民とともに歩んだ70年と言っても過言ではないと思われます。奄美市では、平成25年10月9日に奄美黒糖焼酎による乾杯を推進する条例が定められました。是非、奄美黒糖焼酎で乾杯していただき、昨日の正野議員もおっしゃっていましたが、島の宝でもございます、奄美黒糖焼酎を応援してまいりましょう。

それでは、質問に入ります。

1,生活インフラについて。(1)公共交通機関の現状について。①タクシー不足,バス運転手不足による社会へ与える影響について、お尋ねいたします。現在、多くの方々からタクシーが捕まらない、どうにかならないかとの御相談をいただいております。バスの運転手も足りないことにより、ルートの設定が難しいことや、大型免許を所有している従業員の不足等により、便数を変更せざるを得ない現状も生まれてきております。タクシーはドアツードアですので、体が不自由な方にはとても大切な生活の足となっております。また、バスにおきましても、低価格で目的地に行くことができる大切な公共交通機関でございます。御質問です。当局においての認識として、タクシーやバスの問題をどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

次の質問から, 発言席にて行います。

- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** おはようございます。お答えさせていただきます。昨日, すいませ ん,正野議員と重複する部分もあるかと思いますが,御了承いただきたいと存じます。タクシーにおき ましては,運行台数の減少により,必要なときにタクシーの手配ができないなど,通院や買い物をはじ めとした市民生活に大きな影響が出ているものと認識しているところでございます。また、バスにつき ましても同様に、バス事業者との協議や意見交換の中において、運転手不足により厳しい運行状況が続 いていると伺っております。それぞれ、運転手不足の要因につきましては、近年の新型コロナや原油価 格高騰により、事業所自体の事業継続の影響や、運転手の高齢化等による担い手不足、また、乗務に必 要な資格取得が島外に限定されていることなどが影響しているものと認識しているところでございま す。本市といたしましては、コロナ禍において、事業継続に大きな影響を受けたタクシー事業者への支 援として、タクシー事業者等支援給付金事業を実施してきたほか、エネルギー価格高騰対策支援事業 や、バス、タクシーでも利用可能な商品券事業を実施してまいりました。運転手の人材確保の面におき ましても、本市のキャリアアップ助成事業において、乗務に必要となる免許の資格取得に係る費用の一 部を助成する事業等も実施するなど,人材不足の解消につなげていけるよう支援に取り組んできている ところでございます。タクシー、バスともに、市民生活に欠かすことのできない地域の移動手段であり ますので,今後も公共交通をとりまく現状について,その動向を注視し,関係団体との連携を密にしな がら、地域のニーズに対応した持続可能な地域公共交通体系の構築を図ってまいりたいと存じます。よ ろしくお願いします。
- **1番 (幸多拓磨君)** ありがとうございます。地域と連携して、企業さんと連携してですね、これからもお願いしたいところでございます。

次、行きます。②路線バス、バス停の現状について。現状のバスの路線において、市民の方からルートの見直しをお願いしたい。住用方面の方からは、県立大島病院から乗り換えないといけないので、市役所まで通してほしいなどや、また、バス停におきましては、前回、同僚議員からも御質問がありましたが、ベンチの設置や屋根の設置の要望を多く市民の方から継続的にいただいております。バス会社の責任者の方ともお話をし、対策を協議しておりますが、どうしても財源の問題で実行できない状況でございます。雨の多い奄美、日差しの強い奄美。高齢者の方々も多い奄美において、屋根やベンチはないと困るものだと思いますが、こちら、質問ですね、ベンチや屋根において、行政のほうで予算を組んで、設置していただくことはできないのでしょうか、お願いします。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。現在の、本市における、まず、バス路線についてでございますが、令和元年度のバス路線再編において設定されたものでございます。バス路線再編に至った背景といたしましては、バス運行事業者において、バス利用者の長期的な減少に伴う赤字が長年の課題としてあり、そこに深刻な運転手不足が加わって、路線の維持自体が困難となり、再編せざるを得ない状況になったものでございます。再編に伴う幹線間の乗り継ぎポイントにつ

きましては、市内数か所に分散しており、利用者の行き先によって乗り継ぎが発生し、不便であるとの 声も伺っているところでございます。バス路線の見直しにつきましては、地域実情や住民の意向も踏ま え、また、将来にわたる持続可能な運行体制も考慮しながら、引き続き、バス事業者とも協議してまい りたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、バス停へのベンチや屋根の設置についての御質問でございますが、本市といたしましても、便利な公共交通の利用環境の実現に向けて、バス停の環境整備は重要であると認識しているところでございます。これまでの本市の取組といたしましては、公共施設前でございますが、奄美市役所前や大島北高等学校前など、また、廃止代替路線バスの乗り継ぎポイントである小宿第一公園前や県立大島病院前などのバス停の整備には努めてきたところでございます。ただ、一方で、歩道上へのベンチや屋根の設置につきましては、道路法上の制約を受け、歩行者安全確保の面から、ベンチや屋根の設置後に歩行者通路として2メートル以上を確保する必要があることから、本市内のバス停においては、歩道の幅員が狭く、ベンチや屋根の設置できない箇所が多いという実情もございます。そのような中、議員からもございましたけれども、前回の川口議員からの御質問にありましたように、調査をさせていただきました。本市といたしましては、病院やスーパーの最寄りのバス停を中心に調査を行い、バスを利用する市民サービスのため、バス停近くに公共スペースがある場所については、スペース内にベンチ等が設置できないかも検討しているところでございます。これらの内容も踏まえ、バス事業者や関係機関とも協議を行いながら、整備可能なバス停について精査をし、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いします。

1番(幸多拓磨君) ありがとうございます。そのように動いてくださっているということに心から感謝 申し上げます。それと、予算の面とか出てくるとは思うんですが、以前、バスの企業のですね、責任者 の方とお話させていただいたときに、やはりその、ベンチだけじゃなく、その屋根を設置するに当たっ ては、大きく見積もるとやっぱり5、600万円の予算がかかるというようなお話もしています。そう いった中、財源の問題も出てくるとは思いますが、是非、そこのほうですね、進めていっていただきた い。これは、市民の方々の声も多く聞いておりまして、その中でも、今、例えばその2メートル以上の 確保だったりとか、いろいろ調べてくださっているとは思うんですけれども、その、例えばそのベンチ のサイズを変えるとかですね、その場所によってですね、そういったその特性に合わせたあり方もいい のかなと思ったりします。あと、財源の点ではですね、私もいろいろと、いろんな企業さんにお声掛け をさせてもらって、先日ですね、今、もしかするとインターネットで見てくれているかもしれないんで すけれども、東京の企業さんがですね、そのような形だったら、私たちのほうでも、会社としてもです ね、何らかの形でお手伝いできることがあったら、是非、声を掛けてくれって言ってくれるような企業 さんも増えてきています。ですので,やはり公民連携,官民連携ということもありますし,是非,そう いったところはですね、企業さんのお力を借りながら、そして、行政もともに両輪として進んでいくと いう形ですね、このまま、継続していってほしい。そして、今のその市民の方々の思いというのを、是 非、形にしてほしいなと思っております。その場所の問題で、2メートルとか、例えば人の敷地とかい う問題もあるとは思うんですけれども,そういった敷地の問題もですね,その敷地の方とお話をしてい ただいて、もしかすると考えてくださって、もし使っていない場所だったりすると、建てさせてくれる とか,そういった話も出てくるかもしれないので,そこのところもですね,本当に利用者のことを考え てですね、取り組んでいっていただければと思います。ありがとうございました。

では、次の質問に入ります。③公共交通機関は本市においてはバス、航空機、船舶、そして、タクシーも含まれると思いますが、バスとタクシーの企業が行っている割引について、お尋ねします。現在、バスやタクシー会社は、過去の行政からの提案により、免許証返納者や障害者、高齢者に対して、独自の割引を行っております。しかしながら、運転手不足の現状にあり、そのサービスを続けていきたくても、財源的に厳しい状況が生まれてきております。その点をどうお考えになられていますでしょうか。

本市におきましても、ご長寿応援券を発行しており、大変好評だと聞いておりますが、お達者ご長寿応援券を利用された金額に関しましては、本市から企業へお支払いされています。行政が提案し、協力を求めた企業に対する割引サービスに対し、このように、今の現状として厳しい状況にあるタクシー、バス会社へ割引サービス料を本市から企業にお支払いしていただくことはできないのか。行政が民間に歩み寄る大切な場面だと感じております。そして、昨日、正野議員の御提案でありました、ほかの自治体のそのような割引サービスだったり、いうお話がありましたね。そういったところもですね、ほかの自治体の動向を見て、検討していただくのも大切なのかなと思ったりしますが、いかがでしょうか。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。今、議員、ございましたように、昨日の答弁と若干重複するところもございますが、御了承いただきたいと思います。

議員御案内の交通機関利用時の割引制度につきましては、事業者独自のサービスにより、高齢者が利用される場合や、障害のある方が障害者手帳等を提示した場合に、割引を行っているものでございます。交通機関によって割引率や対象、手法は異なりますが、バスやタクシーのみならず、フェリーや飛行機などの交通機関においても幅広く設定されております。高齢者や体が不自由な方の外出や生活を民間企業がサービスとして支援し、多くの方の経済的な負担軽減や日常生活の利便性の向上につながっていることは、非常に意義のある取組だと認識しているところでございます。バスやタクシー事業者が負担している割引サービス料を本市から事業者に支払えないかとのことでございますが、議員御案内のお達者ご長寿応援券での支援も含め、効果的な支払い方につきましては、先ほどございましたけれども、ほかの市町村、そういった事例も参考にしながら、引き続き調査、研究してまいりたいと存じますので、御理解よろしくお願いいたします。

1番(幸多拓磨君) ありがとうございます。これ、民間が独自でしているというふうな把握はされていると思うんですけれども、これ、実は、ここで先ほど私、述べたように、行政からの声掛けから始まったサービスになっています。これは、行政のほうが、障害者の方々やハンディキャップを背負った方々、高齢者の方々に対して、会社としてサービスしてくれないか、サービスを取り入れてくれないかというところから始まっている部分もありますんで、それは、やはり行政サイドからの声掛けしたというところもあってですね、考えていっていただかないといけない部分かなと、私、強く思っています。そして、今、世の中というのは、CSR活動というのが、企業としては当たり前になってきている世の中でございます。そのような、ごめんなさい、CSRというのは、企業の社会的責任なんですけれども、そういうふうな状況にあって、そのサービスをなくすことはどういうことかというと、その企業の存続にかかってくる。それぐらい、大切な話になっています。ただ、その中で、今、人が足りないであったりとか、財政状況が厳しいという状況が、今、並行してきていますので、そこの部分をですね、ごめんなさい、先ほど部長が考えてくださるというお話だったんですけれども、改めてですね、強く御要望させていただきたいと思いますので、何卒、御検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

では、次の質問にまいります。④飲食店にて遅い時間まで働いている方、お客様への影響についてお尋ねします。タクシーが不足している中、飲食店を利用して家路に帰る方の足の多くはタクシーでございます。10年ほど前は、提灯行列とも言われるほど、タクシーが屋仁川通りで連なっておりました。今では面影もございません。お酒を飲んで帰るに当たり、タクシーが捕まらず、途方に暮れている方も多く見られます。あるお店の店主からのお話ですが、タクシーが来るまでの間、1時間もの間、お客様がお店の中で待機しており、泥酔してしまった話や、会計を終えたあとだったので、待っている時間にお金を貰うわけにもいかず、マイナスが生じたとのお話や、お客様の声で遅い時間はタクシーが捕まらないから、早目に帰ることにしているとの話も出ており、飲食店の売上げにも影響が出てきている現状でございます。運転代行についても、週末はなかなか捕まらないとのお話もお聞きしております。また、タクシー企業のですね、配車のお仕事をされている方、無線を受けられる方、お電話来て。その無

線を受けられる方は、タクシーが捕まらないことへのいらいらをぶつけられると。中には心ない言葉を言われるのに、電話に出るのが怖いなど、そのような事象も起きております。これは、①の質問にもつながりますが、タクシーの運転手を確保することにより、これらの多くの課題の解決につながると思われますが、本市として、タクシー運転手への成り手を増やす必要性、そして、これからの対策をお示しください。

- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** それでは,お答えさせていただきます。議員御質問のタクシー運転手 の担い手を増やす必要性でございますが、市民のタクシー需要は大変高く、観光ニーズへの対応も含め ますと、タクシー運転手の人材確保は大変重要な課題であると認識しているところでございます。現 在、本市を取り巻く雇用状況といたしましては、タクシー業界を含め、様々な職種において、人材確保 が喫緊の課題となっていることから、本市といたしましては、本年度より、雇用者確保総合支援事業の 効果的な見直しを図るとともに,様々な人材確保対策を講じる鹿児島労働局と平成29年度に結んだ連 携協定に加え、本年5月には株式会社リクルートとも連携協定を締結し、人材確保につながる支援策を 実施しているところでございます。具体的な取組といたしまして、株式会社リクルートとの連携の下、 つい先日でございますが、事業所向け求職者の仕事探しの今に合わせた採用力向上セミナーを実施し、 社会情勢の変化に伴う今の求職者の働き方のニーズを反映した求人の出し方や、事業所の採用ホームペ ージの立ち上げと情報発信支援を行っているところでございます。また,タクシー運転手の担い手につ いて、タクシー業界との意見交換する中で、求職者にきついとか、男性の職場といった仕事のイメージ や働き方のイメージが先行して伝わっていることも要因の一つじゃないかとの声も伺っているところで ございます。事業者や業界における短時間勤務や,女性の活躍等も含めた働き方のあり方など,意見交 換を重ねる中で,仕事の魅力発信に対しても支援をしてまいりたいと思っているところでございます。 本市といたしましては、業務負担軽減や働きやすい職場づくりなど、事業者や業界の取組も注視しなが ら、島内の潜在労働力の掘り起こしに加え、多様な人材の活躍と移住者を含めた人材の確保が促進され るよう、効果的な支援を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
- **1番(幸多拓磨君)** ありがとうございます。様々な角度から考えてらっしゃるということは、すごい理 解できます。今、お話がありましたイメージ、そのイメージの問題というのは、とても大切だと思いま す。先日、窓口で課長とお話させてもらったんですけれども、そのタクシー業界のそのイメージをアッ プするための啓発の動画を作って展開していくとか、いろいろなチラシを作るなりですね、この、今の 業界、そのタクシー業界だったり、バス業界の夢を持てるようなイメージアップ戦略というのも大事に なってくると思います。あと、もう一つですね、今、需要が高まっている状況なんですよね、タクシー というのは。多くのタクシー会社というのは,歩合制が多いということもありまして,今,そういった 意味では、それこそ稼げる業種の一つの業種だとも捉えることができると思います。ですので、今まで の現状というのは、時代の変化によって変わってくるというの、ありますので、そういったところもで すね、重ねてですね、可能性っていったところですね、その、働きたいって思わせるような状況をです ね、つくっていくのは、私たちのある意味、仕事の一つなのかな、役割の一つなのかなと思ったりしま すので、引き続きお願いしたいというのと、もう一つ、先ほどの答弁でありましたが、二種免許証を取 ることが、この奄美群島内、できないってお話ですよね。それでですね、私は奄美市にあります自動車 学校のほうに行きまして、聞き取りをしてまいりました。対応してくださった方は校長先生と総務課長 の方とお話をしてまいりまして、概要がですね、私の質問というのが、二種免許証取得に対して、本市 にある自動車学校、どのような状況ですかということをお尋ねしました。そのところですね、現在、二 種免許はやっていない、そのとおりですね。職員さんも二種の免許を持っている方がいないということ だったんですが、高齢の職員の方、持っていらっしゃるんですが、ただそれは使用できるような状況じ ゃないような回答でした。あと、二種免許を取れる学校にするためにはどうしたらいいですかって質問

には、初めから学校をつくるのと同じぐらい大変だという御回答だったんですね。あと、様々な課題が あったんですけれども、そこでもう、具体的にですね、できない理由じゃなくて、どうしたらできるか ということを回答してくださいまして、その中で、クリアすべき課題というのが、教習資格を持った人 材の育成ですね。そして,教習車両の確保。それは,普通車,中型車,大型車という話なんですけれど も、そして、コースの設定。その、もともとある、この学校内のコースを利用できるのかどうかという ことですね。公安委員会からの許可という話です。公安委員会の許可も必要ということで,私も確認し てみようと思ったんですけれども、ちょっとそこのところは、私は出過ぎたらいけないと思って、今、 止めています。あと、課題のコースに関しましては、既存のコースで設定できる可能性があると、その ような回答もいただいています。教習車両確保については、財源が必要なので、もしそうなったときに は、行政の支援も必要なのかなと思ったりもします。あと、二種免許検定試験は指定校じゃないといけ ないという前提があるんですが、本市にあります自動車学校は指定校ということで、可能ということで す。提案の内容としては、いきなりそれをするわけにはいかないと思いますので、期間を設定してです ね、何月から何月までの間ということでですね、例えば本土のほうからその教習資格を持った方々に来 てもらったりすることは可能かということで、お尋ねをさせてもらっています。そうしたところです ね、総務課長の回答だったんですけれども、前向きに考えていきたいと。しかしながら、やると決めて も、2年から3年かかると思われ、そして、そのときに需要がなくなっていたら困ると。ですので、そ ういった意味では,奄美群島では,今現在,二種免許証が取れる場所がないじゃないですか。ですの で、そういった意味で、奄美群島全体に周知をしていって、そこでしていくという方向性も考えていか ないといけないのかなと思います。そこで、キャリアアップ助成金だったりとか、そういった支援を今 もされているんですけれども、それは本土に行く渡航費だったりとかあるじゃないですか。そういった 分の財源の,言えば,減らすこともできると思うんで,そういった意味で,その,今回ですね,この本 市にあります自動車学校の、昨日、答弁でありましたけれども、サウンディングですかね、そのような 形でですね、お互いに話をして、積極的に提言をしていきながら、言えば、よりよい市民生活のために 答えを引き出していくような形をですね、継続してお願いしたいなと思います。是非、よろしくお願い します。

では,次の質問に行きます。⑤運転免許証返納の現状と,返納者への行政による福利厚生について。 日本において、免許証の返納推奨年齢は70歳とございます。全国的に見ても、高齢者による運転中の 交通事故が、メディア等により公表されている現状だと思われます。しかしながら、全国的にも同じこ とが言えると思われますが,地方は車がないと生活ができないのが現状でございます。核家族化もあ り、家族や地域の方々へ移動のお願いもなかなかできにくい方もいらっしゃるのではないでしょうか。 先日、私が相談を受けたのは、バスの便がタイミングが合わないとか、あと、タクシーが捕まらないこ とによってですね,70代から80代の方がですね,病院に行くことができないと。そのために,お仕 事をされている最中の息子様にお電話をされて、息子様に迎えに来てもらって、その病院に行ったと。 それは、どういったことが起きるかというと、そのまずは息子さんのお仕事を中断しないといけないと いう現状が生まれたりしているわけですよね。それがその、これ、こういうことだけじゃなくて、様々 な分野で広がっているというのが現状だと思います。そこで,今現在,奄美市として,免許証返納に関 して、どのように考えてられますでしょうか。70歳以上の高齢者の方に対しての免許証返納を推奨し ているのでしょうか。そして,そうだった場合,返納者への行政による福利厚生はどうなっていますで しょうか。中にはですね、返納した方が後悔しているという方もいらっしゃいます。私は声を受けてい ます。返納しなければよかったという,何かというと,返納してしまったあとに,身動きがとれなくな っている方も世の中、いらっしゃるということです、この島にいらっしゃるということです。それを踏 まえてですね、是非、お願いいたします。

保健福祉部長(永田孝一君) 運転免許証の返納について、主に高齢者のお話ですので、私のほうから答

弁をさせていただきます。運転免許証の自主返納制度に関する奄美市の考えについて、お答えいたします。高齢ドライバーにつきましては、加齢による視野障害や身体機能低下などにより、運転時の操作ミスが起こりやすくなると言われております。全国で高齢ドライバーによる交通事故の報道などもございます。このような高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化していることを背景に、運転免許証の自主返納制度があると承知をしております。こうしたことから、70歳以上、75歳未満の方は、免許証更新時に高齢者講習を受講すること。75歳以上の方は、認知機能検査及び高齢者講習を受講することが義務化されているというのが現状です。また、運転免許証を自主返納する場合に、手数料を支払った上ではございますが、運転経歴証明書の交付を受けるということになります。奄美警察署に問い合わせたところ、運転経歴証明書は、運転免許証に代わる公的な本人確認書類として利用できるほか、本市におきましては、運転経歴証明書を提示することで、バス運賃の半額割引。タクシー運賃の1割引などの特典を受けることができるということでございます。本市といたしましては、高齢者の方には運転を続けることに不安を感じたら、運転免許証の自主返納について考えていただきたいと思っております。その際には、御家族の方にも運転免許証の自主返納後も御本人が安心して生活していける環境を維持していけるよう、協力をお願いできたらなと考えているところです。

次に、運転免許証の自主返納者への行政の対応についてでございます。運転免許証の自主返納により、高齢者の方は外出する機会が減少して、生活が不活発になるということが想定されております。そのようなことから、75歳以上の高齢者の外出支援を目的として実施しているご長寿応援事業については、70歳以上の運転免許証の自主返納者も対象としております。本市といたしましては、運転免許証を自主返納しても、高齢者が安心して暮らせる環境を、御家族、そして、地域全体で整えていく必要があると考えているところです。以上でございます。

ありがとうございます。返納したあとの足の問題というのは、先ほどおっしゃった とおりで、サルコペニアとか、本当にフレイルだったり、問題がどんどん出てくる可能性があるわけで すよね。もちろん、そういった意味では、歩いたり自転車というのもあるんですけれども、どうしても 外に出なくなってしまうと、心の部分でも疲れがたまってくる、あると思います。これ、この問題に関 しては、本当に、おっしゃったように、運転に自信がなくなったらということもあるので、その自主判 断にはなると思うんですけれども、これ、ある一例の話です。これ、極論で、極論というか、その極端 な例になるかもしれないですけれども、おっしゃっていた方がいらっしゃいました。その内容というの が、今まで人生、70年間、一生懸命生きてきて、地域のため、社会のため、企業のため、一生懸命頑 張ってきたけれども、最後の最後で交通事故を起こしてしまって、そこで今までの人生というのが変わ ってしまったというお話を聞いたことがあります。そのようにならないようにするためには、まずはそ の免許証の返納というところを推奨する必要もあるかと思うんですが,ただ,本当,先ほど私が話をし たように、返納したあとの足がないということで、もう、今の現状でなかなかやりにくい、できにくい 環境があるのではないかなと思います。ですので、そこの部分は、最初の話、タクシーの不足、そし て、バスの運転手の不足だったりするところにつながってくると思いますのでですね、このバス問題、 タクシー問題を解決することによって,様々な部分で,いろんな部分でですね,助けられる方々が多い と思いますので、是非、ここもですね、すぐには解決できないことだと思いますが、強く御要望させて もらいたいと思います。

はい、では、次の質問に行きます。⑥車の免許を持っていない観光客の方々の観光の現状について。世界自然遺産へ登録され、アフターコロナとなりつつある現在、多くの人が動き出しております。観光客も目に見えて増えてきていることが実感できます。夏のシーズンは3年前のコロナ禍前の賑わいを取り戻すんじゃないかなとワクワクしているところもありますが、高齢者の方々も観光にいらっしゃるのをよく見ます。その中で、免許証を持たれていない観光客への楽しみの方法は、どのように観光を楽しんでおられるのでしょうか。また、本市として、どのような御提案をされているのでしょうか、お願い

いたします。

- 商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。議員御案内のとおり、現在、 奄美大島の観光の移動手段はレンタカーや観光バス、観光タクシーなどが主流となっており、運転免許 がない方々は観光タクシーやバス事業者で販売しております路線バス乗り放題券を活用しての島内周遊 観光、団体旅行による観光バスツアーでの観光が主となっているところでございます。本市といたしま しても、奄美群島観光物産協会やあまみ大島観光物産連盟などと連携、協力し、運転免許を持っていな い観光客の方々への観光コンテンツとして、エコツアーガイドのツアーや街歩き、集落歩きなどのメニ ュー造成にも努めているところでございます。また、昨日の答弁でもお答えさせていただきましたが、 新たな移動手段の提案として、奄美大島5市町村において、国や県も推進をしている自転車を活用した 観光、サイクルツーリズムの推進にも取り組んでいるところでございます。今後、サイクルツーリズム の推進に取り組んでいくことで、運転免許を持っていない観光客の方々の二次交通課題の軽減や、環境 に配慮し、地域資源を生かした持続可能な観光にもつながるように取り組んでまいりたいと考えており ますので、よろしくお願いいたします。
- 1番 (幸多拓磨君) ありがとうございます。答弁いらないんですけれども、いいんですけれども、ユニバーサルツーリズムという前提が、やはりあるじゃないですか。そういった中、確かに自転車を使ったやり方、二次交通の問題の解消とかあるんですよね。しかしながら、やっぱり障害を持たれた方だったり、今、私がお話しているのは、御高齢の方が来られて、自転車に乗って回るというのは、もしかすると、全員が全員じゃない、ちょっと難しい部分もあるのかな、なんて思ったりすることもあります。そこで、以前ですね、観光の関連の方からお話があったのは、奄美大島に観光のバスがないと。そういった意味で、観光のバスをどうにか走らせてもらうことができないか。観光に特化したですね。先ほどのサイクリングの件で、5市町村と連携してってお話を昨日、されていたのをお聞きしてですね、この観光バスをするに当たっても、5市町村と連携してやっていくということは、可能性的にはあるんではないかなと思ったりするところもあります。しかしながら、今のバス業者がですね、人が足りないとか、そういった問題もありますので、市としてですね、運営するとか、各自治体として運営をするとか、連携をしながらやっていくということも、一つ、あるのかなと思ったりします。予算の分で、例えば5市町村なら5市町村で、その、割っていくとかですね、そのような形で連携して。5市町村を回り、そこの自治体にお金を使っていただくとかですね、そのような可能性もないとはいえないんじゃないかなと思います。そこのほうも、是非、御検討いただければと思います。

では、次の質問にまいります。

2、少子化対策について。(1)少子化、子育てに対する本市の取組について。①本市が行っている少子化対策について、お尋ねします。少子高齢化の進行により、日本の生産年齢人口、15歳から64歳は、1995年をピークに減少しており、2050年には5、275万人、<math>2021年から29. 2パーセント減に減少すると見込まれているようです。厚生労働省が発表した人口動態統計によると、202年に生まれた赤ちゃんの数、出生数は前年より4万3、169人少ない79万9、728人だった。1899年の統計開始以来、初めて80万人を割り込んだとあります。皆さん、御存じだと思います。日本政府も、異次元の少子化対策を掲げておりますが、奄美市においては、日本の中でも少子高齢化のスピードが速いのではないかと思われますが、本市における今までの減少の推移をお示しいただけますでしょうか。そして、少子化対策を行ってきているとは思いますが、施策の検証の結果はどうなっているのかをお示しくださいませ。

市長(安田壮平君) それでは、幸多議員の御質問にお答えします。本市における出生の推移と、これまで取り組んできた施策の検証についてですが、本市における出生数につきましては、直近3か年で、令

和2年,285人。令和3年,305人。令和4年は267人となっております。一方,合計特殊出生率は令和3年で1.74と、国・県と比較して高い水準となっております。本市はこれまで妊娠、出産,子育で期までの切れ目のない支援による少子化対策に取り組んでまいりました。妊娠、出産期の支援として、出産祝い金の拡充や母子歯科保健強化事業、産後ケア事業をはじめとした各種相談教室や子育で世代包括支援センターによる子育で期を含めたきめ細やかな支援を行うことで、安心して子育でに臨めるよう取り組んでまいりました。また、本年度から新たに未来応援はぐくみプロジェクトを立ち上げ、不妊に係る治療費や検査費用、旅費助成など、外海離島の不利性を克服しながら、少子化の加速を抑えるべく、各種施策を複合的に取り組んでいるところでございます。子育で支援に関しては、全国一斉に導入された3歳から5歳の幼児教育、保育の無償化をはじめ、本市独自施策として、子ども医療費助成制度を行っているところでございます。また、本年度からこども未来課を創設し、子育で世帯への支援を強化する体制を整えているところでございます。本年度、策定に取り掛かる最上位計画においても、少子化対策は重要課題と位置付けております。先般、国が公表したこども未来戦略方針など、国の動きにも注視しながら、行政や企業、そして、地域が一体となって取り組む施策について、幅広く検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

1番(幸多拓磨君) ありがとうございました。今、市長の御答弁で、令和3年が出生率ですね、1.74というお話がありましたけれども、奄美市の出されている資料によると、今の人口、維持するためには2.08必要だということが書かれておりました。ということは、この1.74倍は国と比べることによっての比較対象であり、実は灯台下暗しなのかなと思ったりするところがあります。奄美群島の出生率、特殊出生率ですかね、を見てみると、ほかの自治体、群島内の自治体、結構高かったりするわけですね。2人以上だったりするので、そういったところも参考にして考えていっていただきたいというのと、あと、これ、ちょっと極端な話かもしれないですけれども、世界の合計特殊出生率なんですけれども、これ、世界で見るとですね、1位がニジェールと、これ、アフリカなんですけれど、6.735と。アフリカが多いんですけれども、6人とか5人とかですね、お1人の女性の方が一生、生涯にかけて出産される人数なんですけれども、もう6人とか5人とかいうの、あるんですね。実は、この話って、日本も例外じゃなくて、ブームの時期、ありましたですね。ベビーブームの時期。あの当時は4.何人だったわけですよね。その時代が戻ってくるかどうかというのは、それは、難しい話だと思うんですが、その見る場所を近くの自治体に目を向けてみることも大事なのかなと思いました。ということを踏まえてですね、次の質問に入らせていただきます。

②出産祝い金。市内に1年以上居住している者の第2子以上の出産時に支給されておりますが、第1子への祝い金、第2子以上の出産された場合の祝い金の増額について、お尋ねいたします。今現在、出産祝い金の制度を活用し、多くの御家庭が助かっている現状がございます。私も幼い子がいますが、出産祝い金はありがたくいただき、子どもたちのために使用させていただきました。しかしながら、第1子の誕生の際に、支給がない理由が気になります。そして、第2子、5万円。第3子以降10万円とありますが、これですね、ネット記事、自治体四季報によると、人口1人当たりの地方税収は、これ、奄美市が9万5、786円とありました。奄美市が発行している数字で見る奄美市では、市民1人当たり10万3、086円とあります。この算出方法は存じ上げませんが、税収が生まれることにより、よりよい奄美市につながるんじゃないかなと思います。そしてですね、第1子になぜ必要なのかと、晩婚化が進んでいるんですね。日本の平均初婚の年齢は、男性が31歳、女性が29、5歳とあります。時代、社会の変化により、ライフスタイルも日々変化しておりますが、昨日のですね、答弁でございましたが、時代が変わっても変えないもの、時代が変わって変えるものってあるというお話、昨日、お聞きしましたが、その中で、今回はですね、このような状況があるのでですね、第1子をですね、第1子以上、望みたくてもそうならない御家庭もあるということを御認識いただきたい、当局にはですね。ここは変える場面だと、強く感じます。そして、先ほどですね、市長の御答弁に対する、私がお話をさせて

もらいました,近くにある自治体,例えば隣の徳之島,子育て,子宝の島と言われています。あちらの祝い金に関しまして,一つの自治体,言いますと,第1子,第2子,第3子,人数に応じて10万円ということでですね,例えば第4子で40万円,第5子で50万円,第6子で60万円,第7子70万円,第8子80万円というような形で,積み上げていくような形になっています。そういった自治体が近くにあるわけですね。そして、出生率もやはり高いわけですよ。そういったことも考えてですね、是非、そこの部分ですね。先ほどのこの奄美市が発行している数字で見る奄美市では、市民1人当たり10万3,086円という税収が見込まれているわけですから、これ、将来に対する投資にもつながると思います。ですので、是非、御検討いただきたいと思うんですが、第1子への祝い金、第2子以上の出産された場合の祝い金の増額について、どのようにお考えでしょうか、お願いします。

- 福祉事務所長(石神康郎君) それでは、お答えをいたします。出産祝い金制度につきましては、次世代を担う子どもの出生の祝福と、その健やかな成長を願うとともに、児童福祉の向上に資することを目的として、本市に1年以上住居を有する方で、第2子出産の場合に5万円、第3子以降の場合に10万円を支給する制度でございます。議員御質問の第1子から祝い金の支給と、第2子以降の祝い金増額の件につきましては、本6月議会にも補正予算案を上程いたしておりますが、昨年4月から国の出産・子育て応援交付金事業において、第1子や第2子にかかわらず、看護師や助産師等による伴走型相談支援と、妊娠時や出産時における経済的支援を一体的に実施し、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行っているところでございます。また、このこども未来戦略方針において、令和6年10月から児童手当の所得制限の撤廃、対象年齢を高校生まで拡充するなど、子ども・子育て政策を抜本的に強化していくとの方針が公表されております。本市といたしましても、国の施策や子育てに関する各事業の状況を踏まえ、どのような支援のあり方がよいのか、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。
- 1番(幸多拓磨君) ありがとうございました。是非,前向きに御検討していただきたいと思います。そして,先ほどお話しました,繰り返しになりますが,周りの自治体は,本当に将来,今,我々がいるこの奄美市は,私たちのものではなく,未来を担う子どもたちから預かっている奄美市でございます。その20年後,30年後に子どもたちがこの奄美市でよかったと思えるような市をつくるためには,このようなきめ細やかなですね,支援というのは大事になってくると思います。ほかの自治体がやっていて,第1子でこのような祝い金であったり,いろんな形でしていない自治体は,12市町村で恐らく奄美市だけだと思います。そういったところですね,強く受け止めていただいて,御検討のほう,お願いいたします。

では、次の質問に入ります。③子ども医療費助成制度の病院窓口においての窓口負担について。現在、本市では18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある子ども、高校3年生までの保護者に対して、保険内診療一部負担金の額を全額助成しますとあります。本当にありがたい制度でございます。しかしながら、病院での診療後に保険内診療一部負担金を支払う必要がございます。聞くところによると、鹿児島県以外の都道府県では、多くの自治体において窓口負担が必要ないとのお話もよく聞きます。病院に行きたくても手持ちがなく、我慢する御家庭が実際にございます。私の息子も、幼く、入退院の繰り返しでございます。その都度、私たちにとっては大きな金額をお支払いしなければなりません。全額負担というならば、窓口での支払いもなくしていく方向にはできないものでしょうか、お願いいたします。

福祉事務所長(石神康郎君) それでは、お答えをいたします。子どもの医療費制度につきましては、医療費の負担軽減をすることにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持、増進を図ることを目的に、県と市で医療費の助成制度を実施いたしております。本制度につき

ましては、平成30年10月からは、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関での窓口での自己負担額をなくす制度を導入し、令和3年4月からは、その対象を住民税非課税世帯の18歳までに拡充するなど、段階的に子どもに係る医療費の負担軽減策が講じられておりますが、本市におきましては、課税世帯の18歳までの子どもの医療費につきましては、一旦、医療費を窓口で支払っていただき、後日、払い戻しを受ける自動償還払い方式をとっているところでございます。窓口での支払いをなくしていくことができないかとの御質問でございますが、本制度は県内市町村ごとに助成額や対象年齢が異なっているものの、県と市町村で実施している制度であることから、県市長会を通じて給付方式については、所得や世帯の課税状況にかかわらず、受給者にとって利便性の高い現物給付方式とするよう、制度拡充の要望を行っているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

1番(幸多拓磨君) ありがとうございます。6月8日、FNNプライムオンラインニュースにこのよう にありました。子ども医療費の全額窓口支払い、鹿児島だけ。負担ゼロを目指し、7万人超の署名も。 県は助成額の増大を懸念? 子どもの医療費は行政が助成していて, 市町村で異なるものの, 全額補助 で自己負担がないところもある。そうした中、鹿児島では住民税非課税世帯を除き、子どもが病院を受 診した場合、自己負担のあるなしにかかわらず、一旦窓口へ医療費を支払い、数か月後に市町村から返 還されている。実は、未就学児の全額窓口支払いが続いているのは、現在、全国で鹿児島だけだ。ほか の都道府県では、未就学児が病院を受診したときに窓口の支払いはなく、病院には市町村から医療費が 直接支払われることになる、窓口負担ゼロと言われるものだ。なぜ、鹿児島は窓口負担があるのか。実 際に窓口負担がない宮崎県の事例も取材し、子ども医療のあり方を考える。窓口負担ゼロを要望、7万 人超の署名を提出。4月、鹿児島市の繁華街、天文館で中学生までの子ども医療費窓口負担ゼロを目指 すNPO法人こどんとの未来と、県医師会などが署名活動を行った。こどんというのは、鹿児島の方言 で子どもという意味ですね。団体では、2023年2月から署名活動を開始。そして、5月19日、7 万人を超える署名と要望書を、鹿児島県の塩田知事に提出した。このNPO法人の理事を務める亀澤さ ん。小学校の子ども2人を育てるお母さんだ。NPO法人こどんとの未来, 亀澤理事長。子育て環境を 皆でよくしていく、皆の仲間だという気持ちがあって、今、大変だということを、みんなに発信してい くのが私の役目ではないか。現役の子育てママも、子ども医療費の窓口負担について、何らかの不満を 抱えているようだ。母親たちからはですね、今、キャッシュレスだったりするので、現金をそんなに持 っていないこともある。そして、多分ですね、私もそうなんですけれども、ここにいらっしゃる方、経 験されたことあると思うんですけれども,会計のとき,幾らかかるんだろうと,不安はあると。いずれ お金は返ってくるなら、何のために1回支払っているんでしょうかね、などの声が聞かれたとありまし た。この話って,聞いたことがない,体験したことがない人が少ないぐらいの話だと思うんですね。こ れ、実際、我々市民からすると、窓口負担、ないに越したことないわけですよね。ですので、それとは また別にですね、ひとり親世帯の窓口負担も同様ですね、申請書の提出などが必要になってきます。窓 口負担が、まずは必要になってくるんです。そのようにして、もう是非ですね、私たちの思いをです ね、県や国に届けていただきたいなと思います。これは、鹿児島のほうでもこうやって動いています、 本土のほうでも動いています。そして、行政のほうも働きかけをしていくことにより、やはりより強い 要望になって,それがいつの日か実現できるんではないかなと思っています。私の知り合いで,多くの 声が上がっています。病院に連れて行けないけれども、行けなかったと。それ、お金がないから。いつ 返ってくるかといっても、それが何か月後だったらもう困るから。それは、もう、今、手持ちがないか ら行けないという方がいらっしゃるんですね。そして、中には鹿児島まで行って、仕事を休んで、お子 さんに付き添って入院しないといけない。その間に,仕事も休まないといけないので,収入もない。そ して、支払いも窓口で生まれる。だったら借りたらいいじゃないと言われたから、借りられるかと言っ たら、仕事もしていないから、返すお金のあてがない。そのような状態で、窓口負担を求められるのは

辛い。そこで、何が起きたかと、この奄美市のほうの病院に行っても、結局は、また入院になった。そうしたら、また、入院費を払わないといけない。もう、こんなんだったら病院に連れていきたくないという話になっている御家庭があるんですよね。そして、その被害を被っているのは、我々大人だけじゃなくて、その当時者の子どもたちに対して、そのようなしわ寄せが行っているということを理解していただきたいと思います。改めてです、皆さん、御存じだと思うんですけれども、それは強く御要望させていただきたいと思います。是非、よろしくお願いします。

では、次の質問に入ります。 3、観光について。 (1) インバウンドの受け入れ。外国人労働者に対する本市の受け皿について。外国人を中心とした観光船が今年は続々入港してきております。バスで観光に行かれる方、タクシーで、徒歩でなど、楽しみ方は違います。奄美大島の方々からお聞きしたことですが、商店の方々は外国人への言葉の壁や紙幣の対応にお困りの方もいらっしゃるようです。インバウンドの方々は、トイレや標識が少ないことにより、困っているとのお話もお聞きしております。何より、徒歩で楽しむ場所がないともお聞きしております。御質問です。外国人労働者も含め、外国人が過ごしやすいまちにするため、どうお考えかをお聞かせください。

- 商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。議員御指摘の外国人労働者も 含め、外国人が過ごしやすいまちづくりについてでございますが、地域住民と外国人労働者がともに暮らしやすい地域社会づくりは重要な課題であります。そのような中、本市では訪日外国人観光客受入体制整備費助成事業を実施し、市内事業者向けにキャッシュレス決済機器、Wi-Fi,多言語翻訳機、メニュー表や施設の案内表示などを含む多言語表記の整備に対する経費の助成を行っていることから、本事業の周知、利用を促進することで、外国人の観光客受入体制や島内に居住する外国人の生活環境の充実を図ることにも努めているところでございます。また、奄美群島広域事務組合におきましては、外国人観光客等の通訳案内ができる地域通訳案内士の育成に取り組んでおり、クルーズ船受け入れ時のツアーバスでの案内や、商店街での案内サポート、そのほかにも、認定エコツアーガイドとも連携して、豊かな自然や伝統文化など、奄美大島の魅力を案内しているところでございます。いずれにいたしましても、外国人が過ごしやすい地域づくりに向け、関連事業の周知、広報に努め、国・県・他の自治体の動向も参考にしながら、今後とも関係機関と連携し取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。
- **1番(幸多拓磨君)** ありがとうございます。観光船が来たときだけのお話じゃないと思いますね。今後、継続的に外国の方々が来られるので、そのときに、通訳士を配置するというのは、確かに大切なことだと思うんですが、日常生活の中で外国人の方々が来たときに、いらしたときに、住んでいらっしゃる方々に対してどうあるかということも大切になってくると思います。これに関しては、ハードとソフトの部分、両方の充実が必要となってくると思うので、すぐにはできない部分が多いと思いますので、是非、今後、継続してですね、検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、最後の質問に入ります。 (2) 本市においての指定海水浴場について。奄美市には指定の海水浴場がないとお聞きしておりますが、今後、指定海水浴場をつくっていくために動いているのか、お聞かせください。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。指定海水浴場につきましては、国・県・本市に条例がないことから、本市には指定の海水浴場はございません。本市における大浜海岸におきましては、夏休み期間中の海水浴に対応するため、ブイを設置し、監視員を配置するなど、利用者の安全・安心を図った上で、利用促進に努めているところでございます。また、笠利地区におきましては、利用者の多い海浜10か所を巡回しており、注意喚起の声掛けを実施し、利用者の安全・安心を図っているところでございます。御質問のことにつきましては、海岸を管理する県には海水浴場を

指定する条例が定められていないため、本市におきましても、現時点では指定の海水浴場に向けての取 組はないところでございますので、御理解をお願いいたします。

1番(幸多拓磨君) 先日ですね、島外から観光にいらした方から、ライフセイバー不在の海の状況に、子どものことが心配になるという声がございました。指定の海水浴場になることにより、管理責任が市に発生することとなります。水質の検査などですね、クリアすべき課題はあるとは思うんですが、より安心な観光、市民生活につながるようにですね、指定海水浴場の取組はですね、今後、ちょっとこう検討していただきたい。そして、市民、そして、観光のお客さん方、安心して楽しめる場所を提供できるような形、していただきたいなと思います。

以上をもって、質問を終わります。ありがとうございました。

議長(西 公郎君) 以上で、チャレンジ奄美 幸多拓磨君の一般質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。(午前11時49分)

市長(安田壮平君) それでは、恐れ入りますが、お時間をいただきまして、大雨の状況について、追加の御報告をさせていただきます。被害の状況につきまして、13時現在でありますけれども、住用町役勝地区にて床上浸水1件の情報があったほか、役勝、西仲間地区におきまして、床下浸水も8件、発生しているところでございます。道路、公共施設等の状況などについては、道路の冠水等が住用町西仲間、役勝、山間、城にて発生しておりますほか、名瀬地区の知名瀬でも発生しております。そのほかに、名瀬地区和光町民有地において、崖崩れの情報があり、現在、現地確認を行っております。このような状況に加えまして、正午現在、奄美市において、連続雨量が650ミリに達している地区もあり、今後も断続的に雨雲が奄美大島にかかる見込みでありますことから、平成22年奄美豪雨の規模に近づきつつあるとの強い警戒感の下、先ほど、13時に災害対策本部を設置し、災害発生時にもすぐに対応できる体制を整えております。繰り返しになりますが、今後も断続的に雨雲が奄美大島にかかる見込みでございますので、市民の皆様におかれましては、大雨、河川の氾濫、土砂災害等に最大限に警戒いただきますとともに、特に住用地区をはじめ、冠水等が確認されている地域におかれましては、災害発生前、暗くなる前に、早め早めの避難を心掛けていただきたいと思います。以上でございます。

議長(西 公郎君) 午前に引き続き,一般質問を行います。

自民党新政会 永田清裕君の発言を許可いたします。

なお、永田清裕君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

3番(永田清裕君) 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。自 民党新政会の永田清裕でございます。一般質問に臨むに当たりまして、一言、所見を述べさせていただ きます。

はじめに、昨日の大雨により被災なされた皆様方に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、各地の1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、災害と言えば、3年半前に突如発生し、猛威を振るった新型コロナウイルスも、先月の5月8日には5類感染症として取り扱うこととなりました。旅行などの移動規制も緩和され、奄美への来島客もコロナ以前に戻りつつあり、賑わいを見せるようになりました。マスク着用も自己判断となり、市民の皆様の笑顔も間近に、表情も豊かに感じるようになりました。また、各種大会やイベントなどにおい

ても、声を上げての応援が自由となり、大きな盛り上がりを見せているようであります。 4年振りに日常が戻りつつありますが、一方で、エネルギーや食料品などの物価高騰が続き、市民生活もまだまだ安心できる環境には届いていないのが現状であります。新型コロナウイルスも、未だゼロではなく、今年度も引き続き、全国一同にワクチン接種が進められております。そして、現在の奄美市においては、季節型インフルエンザが流行し、学校でのクラス閉鎖が発生するまで拡大しているようであります。感染症対策は、これまでも医療、福祉関係を始め、行政当局も大変御尽力なされておりますが、なによりも日頃から市民の皆様お一人お一人が意識をもって、予防徹底することが肝心であると思っております。我々議会も当局と一緒になって、コロナ禍からの日常生活、社会経済活動の回復、物価高騰等の厳しい市民生活の支援に、今後とも努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回の第2回定例会に当たり、私自身、振り返ってみますと、奄美市議会へ初めて参加してから、早4年が経とうとしています。議会定例会も今回を含めて、残すところ2回となりました。この4年は、奄美市にとりましても、この市役所本庁舎や市民交流センターの完成、世界自然遺産登録の実現、そして、3期12年と継続された朝山市政から、新たな若きリーダーの安田市政へとバトンが引き継がれるなど、大きな節目を市議会議員の立場から携わることができました。今年度は奄美群島日本復帰70周年の節目の年を迎えており、また、奄美市、そして、奄美群島にとっても重要な奄美群島振興開発特別措置法の期限延長という大きな節目も迎えております。こういうことを振り返りながら、あと2回となった貴重な一般質問をさせていただきたいと存じます。

それでは、最初の質問に入ります。市長の政治姿勢についてであります。奄美群島振興開発特別措置法の延長改正について、伺います。次期奄振法については、奄美群島の12市町村で奄美群島成長戦略ビジョン2033が策定され、鹿児島県が実施した総合調査がまとめられ、そして、4月には国においても奄美群島振興開発審議会が開催されているようであります。本格的に奄振法の延長に向けた審議が始まっているようであります。我々市議会としましても、昨年の7月に特別委員会を設置し、勉強会を重ね、12月には提言書をとりまとめました。奄美市議会としての思いをしっかりと形にして、国や県や地元市町村に届けたところであります。一番重要なのは、奄振法の延長と改正に全力で向き合うこと。法改正は今年度末でありますが、現実的には暮れの予算編成でどれだけ奄振事業に配分されるかが決定する。もっと言えば、もうしばらくすると新たな奄振法に基づく来年度の奄振予算の概算要求の段階で、どれだけ新たな事業メニューを取り入れることができるか、そこが当面の勝負所であると、そのように思うところであります。このような中で、次期奄振計画もまとめられていると思いますけれども、奄美市として、次期奄振での戦略をどう考えているか。今後の5年、10年を見据えて、具体的に次期奄振をどう活用していくのか。重点的に、また、新たな取組など、どう計画しているか。奄美市として優先的に進めることは何なのかをお伺いします。

次の質問からは発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

市長(安田壮平君) それでは、永田議員の御質問にお答えします。奄美群島振興開発特別措置法の延長、改正についてということで、奄美市として、次期奄振に臨む戦略について、具体的な考えと施策はということでございます。先ほど永田議員のお話の中にもありましたとおり、先般は奄美市議会のほうからもですね、奄振延長、改正に係る提言書をいただき、感謝いたしております。次期奄美群島振興開発特別措置法の実現に向けて、昨年度の2月に、奄美群島成長戦略ビジョン2033を策定いたしました。平成24年度に策定された従来のビジョンは、復帰60年を迎える奄美群島12市町村が、地元の声をまとめ、直接、国や県、関係国会議員などに伝える初めての取組として、大変大きな注目を集め、奄振交付金など制度拡充の実現に大きく貢献したことは、御承知のとおりでございます。今回、10年ぶりの策定となったビジョン2033につきましては、策定段階においても、国・県との連携を図ることで、県が実施する奄美群島振興開発総合調査とも連動し、新たな奄振において、地元が取り組んでいくべき方策等明らかにすることができたものと存じます。また、本年4月に開催された、国交省主催の

奄美群島振興開発審議会において、奄美群島広域事務組合管理者として、私も出席させていただき、委員並びに国交省に対し、ビジョン2033の目的や位置付け等について、説明をさせていただきました。そしてまた、このビジョン2033においては、国土保全や安全保障についての、この奄美群島の国家的役割と、また、国民全体への癒しの場、人間性回復の場としての国民的役割、この二つの役割をしっかりと明記をさせていただいております。与党の国会議員の先生方々からは、長寿、子宝なども含め、日本のモデルとして、この奄美群島が日本全体を牽引する、そういう役目も担っていただきたいというようなありがたいお言葉もいただいたところでございます。ビジョン2033では、新たな奄振において、教育及び文化の振興に関する事業や、デジタル技術を活用した地域課題の解決に関する事業、移住及び定住等の促進に関する事業、そして、沖縄との連携強化に関する事業などの追加、拡充が求められております。ビジョン2033の実現に向けて、令和6年度から実行へ移していくため、奄美群島12市町村において、基本計画と実施計画の策定に、今年度、取り組んでいく予定でございます。令和6年度における新規事業についての御質問もございましたが、法の延長はもとより、新たな制度創設に対する必要性等の認識を、国・県、奄美群島12市町村で共有することが、今後の力強い概算要求につながっていくものと存じますので、引き続き、奄振法延長、拡充、断固実現の声を届けるよう、努めてまいります。

- 3番(永田清裕君) 市長、ありがとうございます。皆さんもお感じのとおり、奄美群島は世界自然遺産 の登録を受けて、メディアからの注目度や来島者の増加など、確実に伸びているところであります。こ れからの可能性も大いに期待できるところであります。そのためにも、奄美の振興、発展には、奄振法 の予算、奄振予算は大きな存在であると、そのように感じているところであります。ただ、奄振法は現 行では5年の期限となっております。延長を実現しても、すぐ2、3年後には、次の延長に向けて取り 組んでいかなければなりません。なので、やはり1期5年の計画はしっかりと立てて、取り組んでいか なければならないと、そのように感じております。これからの奄振は、物流の問題などの群島共有での 課題解決のためにも、また、世界自然遺産などの効果を十分に発揮していくためにも、それぞれの市町 村での取組も大事であります。それに加えて、島ごとに、あるいは群島が一体となって効果を発揮する ものなどなど、やはり連携や広域的視点から考えることも大事なことだと思うところであります。市長 もおっしゃいましたけれども、奄美群島成長戦略ビジョン2033で示されている民間主導行政参加の 産業振興モデルの構築を図るためには、やはり地元事業者などのニーズを的確に把握し、行政はそのニ ーズに合った施策を展開することが重要だと、そのように考えます。 奄振交付金は25億円程度で一定 していて、航路・航空路運賃の軽減や農産物などの輸送コスト支援などで貢献しており、既に群島民に とっては欠かせないものとなっております。その船頭は、奄美群島広域事務組合の役割だとは思います けれども、やっぱり管理者は奄美市長であり、奄美市も、やはり群島の核となる自治体でありますの で、是非、一緒になって知恵を出し合い、さらなるメニューの拡大、充実に取り組んでほしいと期待い たしておりますが、今後に向けての意気込みをお聞かせください。
- 市長(安田壮平君) 意気込みということでございますが、今、まさに永田議員がですね、おっしゃったとおり、しっかりとその政官民と言いますか、特にその民間主導のですね、行政が後押しする産業づくり、産業の基盤づくりというものがますます重要になっていくと思います。今回、もう奄美群島としてもですね、自ら、こういうなりたい姿、ありたい姿というビジョンを明確にし、そして、展開する施策の方向性も明確にすることができました。その上で、この政官民の強固な連携をもって、断固勝ち取るという思いで、引き続き臨んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- **3番(永田清裕君**) 是非とも、最後まで徹底して、全力で戦ってください。お願いいたします。 それでは、次の質問に入ります。②奄美、沖縄との連携強化について、具体的な考えと施策はという

ことでお伺いします。次期奄振法では、奄美と沖縄との連携強化を前面に打ち出しております。先日、開会した県議会においても、塩田知事は、世界自然遺産を契機として、今後、両地域の連携はますます重要になると述べておられました。奄美と沖縄は島々が連なる南西諸島の地理的にも、日本復帰を果たした歴史的にも、また、世界自然遺産としても一つのエリアとしての登録など、隣の兄弟島として連携することは必然なことだと思っております。特に、奄美にとっては、沖縄への旅行者数を見ても、とても魅力的な環境であり、沖縄との連携強化は願ってもないチャンスでありますので、しっかりと形にし、実現してほしいと思っております。そのためにも、まずは人や物を運ぶ航路、航空路の交通手段の確保はもっとも重要なことだと思いますが、現在、奄美から沖縄への飛行機の直行便はありません。交通手段の確保が喫緊の課題だと思うところであります。このようなことを踏まえ、次期奄振における奄美と沖縄との連携強化について、具体的にどういうことを目指しているのか。具体的にどういう取組が計画されているのか、お伺いいたします。

- 市長(安田壮平君) それでは、私のほうから答弁させていただきます。先般、市議会よりいただきました奄振提言書においても示されておりますが、今回の法改正に向けて、沖縄との連携強化は最も実現が求められている課題の一つであると認識しております。このことから、ビジョン2033では、奄振法充実、強化に向けて、沖縄との連携や調和ある発展を図るよう、法令文言を改正する必要性があることや、奄振交付金の追加、拡充としての、沖縄との連携強化に関する事業、条件不利性改善のための離島割引の継続及び沖縄向け路線への拡充等を求めているところです。内閣府より先日発表された骨太の方針では、沖縄が強い沖縄経済を実現し、日本の経済成長の牽引役となるようとの文章が盛り込まれています。今後のさらなる経済成長等が期待される沖縄にあって、近接する奄美群島としても、これまで以上に連携を強化することが、奄美、沖縄、両地域の調和ある発展につながるものであると存じます。歴史を振り返りますと、奄美群島復興特別措置法の提案理由においても、沖縄に最も近接しており、奄美群島の復興は沖縄交易にも多大の好影響をもたらすとされております。日本復帰から70年、奄美群島の発展のため、今、改めて兄弟島、沖縄との連携を強化することが求められておりますので、航路、航空路の充実強化の実現に、群島一丸となって取り組んでまいります。
- **3番(永田清裕君)** そうですね、航空路線のことは、やっぱり航空会社が採算性から判断されると、それは当然のことだと思います。しかしながら、世界自然遺産の島としての、やはり共通の優位性を持っていること。これからの奄美振興のためにも、沖縄との連携はいろんな面で大きな可能性が期待できると、そのように感じているところであります。奄美出身者も沖縄には多く存在しまして、郷友会活動などで活躍されております。出身者にとりましても、奄美・沖縄の連携強化は念願のことだと思っております。そのためにも、連携強化の優先事項として、奄振を活用し、奄美・沖縄航路路線の充実とともに、運賃の軽減の実現にも、是非、取り組んでいただきたいと期待しております。

突然ですが、副市長にお尋ねします。副市長は、以前、県庁に勤務しているときに、LCC、奄美航空路線就航に携わったとお聞きしたことがありますけれども、副市長の御経験から、この件に関する御意見があれば、少し述べていただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

副市長(諏訪哲郎君) 私の県庁交通政策課時代の経験についてということで。

3番(永田清裕君) から、奄美・沖縄路線の可能性についてです。

副市長(諏訪哲郎君) はい。LCCの就航についてということで、限って申し上げますと、まずはやは り航空会社がそういう意欲を持っているかどうかというところにかかってくるかと思います。もちろ ん、前回、10年前には、国交省が新たな制度を、スキームをつくったということが、LCCの誘致に 非常に大きな役割を果たしたというのが、実態でございます。今後、今回、改正に絡みまして、どのような国が制度をつくるかというの、まだ、分かりませんけれども、もし、そういう制度ができるのであれば、やはりLCCの誘致とかに限って言えば、非常に大きな魅力になると考えております。以上でございます。

3番(永田清裕君) はい,ありがとうございます。ということは,やはりこの,今度の法改正においてですね,奄美・沖縄の連携強化の文言を入れるということは,その就航に向けての一つの前進だと,そのようにも思いますので,まずは勝ち取るために,全力で戦ってまいりましょう。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。観光振興についてでございます。コロナ禍が一旦落ち着き、来島者 も増えてきております。世界自然遺産としての注目から、4年ぶりにクルーズ船の寄港も復活し、4月 には海外の富裕層を乗せた5万トン越えの豪華客船も寄港されていました。海外からのインバウンドも 増加傾向にある中で、喜ばしい反面、英会話での対応に苦慮されている声を耳にします。通訳案内士や ツアーガイドの方々も活躍されているようですが、全体数から足りているか、厳しいようにも思えると ころであります。このような中で,今年度には国が進める海外から訪れる富裕層を地方に誘客するモデ ル観光地として、奄美・沖縄エリアが選定されました。全国の62件の応募の中から、11地域の選定 に奄美も選ばれております。奄美の魅力が世界的にも期待できるとして選ばれたものと,大変嬉しく思 うところであります。選定されたことによって、国が専門家の派遣を行い、観光商品の開発や人材育成 など、重点的に支援することとなっているようですけれども、モデル観光地の選定効果、そして、クル ーズ船の寄港などを生かすも、マイナスの印象を与えるのも、やはり地元の受入体制の充実にかかって いると思います。クルーズ船客は滞在期間というのは短いですけれども、富裕層中心で消化単価が高く て、観光関連や飲食、小売業などへの波及効果が期待されるところであります。このように、奄美にと って観光が回復しつつあり、また、今後も期待できる動きとなっておりますが、行政として、このよう な動きをどう捉えているのか。また、クルーズ船の寄港に関して、現在の受入体制について。事前に3 点ほど、私、通告してありますから、1点ずつ、ちょっとお答えしていただいてよろしいですか。まず 最初に、観光船バースの整備として、バスでツアーに行く人とか、あるいはシャトルバスで出掛ける 人、それ以外に、船内に残る人がいると思いますけれども、いわゆる島内ツアーに参加しない方々が、 観光バース内で奄美を感じてもらったり、また、楽しんでもらうために、バース内に屋根付き構造物を 設置して,地元の特産品などを販売する場所をつくってほしいという声がたくさん私のところに届いて おりますけれども、それについて、当局のお考えをお聞かせいただけますか。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。まず最初に、行政としての受け止め方ということ、ございましたので、まず、そこも含めて、お答えさせていただきたいと思います。議員御案内のとおり、令和3年度には世界自然遺産に登録され、今年度につきましては、奄美群島日本復帰70周年を記念すべき年であり、全国離島交流中学生野球大会、全国高等学校総合文化祭、特別国民体育大会相撲競技等も開催される予定で、クルーズ船寄港も18回見込まれていることから、コロナ禍前のような観光客の回復が期待されるところでございます。そのような状況の中、本市といたしましても民間と連携をとり、観光産業において稼ぐ力を確立し、持続可能な観光を構築していくことが重要であると認識しているところでございます。現在、クルーズ船入港時に名瀬港観光船バースの岸壁に大型テントを設置し、あまみ大島観光物産連盟と連携をとり、観光案内所と物販ブースを開設しているところでございます。バックヤードの整備につきましては、クルーズ船受入対応の課題の一つとして、雨風が強い場合に、テントが設置できず苦慮している状況ございますので、観光船バースの管理者でもある県や、観光関係者等とも引き続き情報交換を行ってまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

3番(永田清裕君) テントを張って、その中でいろいろ地元でお迎えをしているというのは分かるんですけれどもね、これからというのは、秋口に9万トンの船が入るとか、今、部長もおっしゃいましたけれども、十何回入るわけですから、できたらやっぱりその場、テント内にですね、その、そういったバース、そして、あとは地元の方々がね、地元の製品を作ったり、あるいは、地元の食材を使った物とかね、やっぱり地元らしさを感じられるような、そういった店を出すという、そのような工夫もしてほしいという意見なんですね。今、おっしゃったように関係団体と、やっぱりその付近も密に打ち合わせをして、できるだけ、一人でも多くの方々が、そういったクルーズ船客をね、迎えるような体制をとっていただきたいと、そのように思います。よろしくお願いいたします。

次に、お伺いしますが、クルーズ船入港予定の事前案内についてを、今現在、どのようにしているか、お伺いいたします。

- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** お答えさせていただきます。クルーズ船入港情報の周知につきましては、現在、市のホームページや公式SNSで入港予定日や出入港時刻の情報を発信しているほか、あまみ大島観光物産連盟におきまして、会員向けに、入港当日のスケジュールをメールで送信し、送別セレモニーの開催時間等も含めた周知を図っているところでございます。併せまして、奄美大島商工会議所をはじめとする、商工関係団体等にも、クルーズ船の情報を直接メールで案内しているところでございます。以上でございます。
- 3番(永田清裕君) ありがとうございます。今、お聞きするとホームページであったりとか、SNSでしょう。あとは、観光物産連盟に案内所をやっているということで、何ら問題ないと思うんですけれども、今、聞こえてくる声はですね、やっぱりホテルとか、民泊から聞こえてくる声というのは、クルーズ船入港予定が分からない、または、分かりにくいという声があったから、私、質問しているんですけれども。やはり、今、おっしゃったことを続ければいいとは思うんですけれども、やはりもうちょっとこう事前に案内するとか、あるいは届いていますかという確認をしたりですね、もう一度、その付近の作業をやっていただいたほうがいいような気がします。なぜかというと、やっぱりコロナ前というのは、その付近の連絡が上手いこといっていたような気がしますけれどもね、どうしてもコロナ後の、今年度になってから始まった事業ですから、改めてそこのとこの連絡網が上手くいっていないところがあるかも分かりません。そうしてもらうと、やはりバスで来たお土産店は、事前にその分の準備もできる。ホテル側の昼食の体制も事前にとってもらえると。いろんな意味で、もてなしが良くなっていくんじゃないかと。その付近をよろしくお願いいたします。

三つ目, 行きます。クルーズ客船が立ち寄るときの, 名瀬中心街との連携についてを, 当局のお考えをお伺いします。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。クルーズ船寄港時の商店街との連携につきましては、昨年度の外国クルーズ船受入再開以降、商工関係団体を含め、関係者間の情報共有を目的とした協議会を随時開催しており、商店街との連携に努めているところでございます。例えば、寄港時に商店街へシャトルバスを運行した際に、AiAiひろばの観光案内所や商店街周辺への通訳案内士の配置。英語版の商店街マップの配付等を行い、商店街利用の案内を推進しているところでございます。特に通訳案内士の皆様におかれましては、港やAiAiひろばにおける観光案内、そしてまた、バスなどに乗り込んでの通訳案内など、大変御貢献いただいているところでございます。併せまして、本市では訪日外国人観光客受入体制整備費助成事業を実施し、市内事業者向けにキャッシュレス決済機器や多言語翻訳機等の購入に対する助成も行っていることから、本事業の周知、利用の促進をすることで、商店街等でも外国人の観光客受入に、体制整備が強化できるように努めてまいりたいと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

- 3番(永田清裕君) そうですね。まず、クルーズ船寄港で、やっぱり商店街の方々の賑わいとか、やっぱり経済効果を歓迎する声は多いですね。一方で、一方でですね、商店街の一部には、クルーズ船は一時的なものであると。要するに、地元のお客さんを大事にしたいと、そういう声があったりと。私が聞くところによると、まだちょっと行政と商店街との温度差が感じられるような気がします。インバウンド対応へは、奄美市は十分に認識されていると、そのように感じます。安田市長も、関係団体との意見交換会で、やはりクルーズ船客の受入体制には、地元商工業者を含む関係機関との連携は不可欠であると述べておられます。先ほど申しましたけれども、秋には9万トン、約2、000人のクルーズ船の入港も予定しておりますけれども、そのときの、改めて商店街との受入体制について、連携について、お伺いします。コロナ以前はね、やっぱりアーケードで、御存じのように、焼酎の試飲ブースをしたり、太鼓を叩いて出迎えたりと、そういうことが見受けられたと思うんですが、その付近も含めて、今後、商店街との、十何回、これから迎えるわけですから、その付近も、商店街との連携について、当局はどのように強化していくか。その付近のお考えを、もう一度、聞かせてください。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** 先ほどの答弁で若干述べましたけれども、商工関係団体含め、関係者と情報共有を目的とした協議会、そういったものもございますので、あと、また、中心商店街の中には、あまみ大島観光物産連盟もございます。そういったところとの意見交換も、これからも密に行って、どの商店でどういった困り事があるのか。あるいは、どういった商店がこのクルーズ船の受入に関して、インバウンドで成功していっているのか。そういった声も聞こえてきますので、そういったこともお互い情報共有しながら、お互いで先に行っているところ、メリット、あるいは、ちょっと上手くいっていないところ、そういったことも含めて、そのために、また、行政として何ができるのか。お手伝いできることがあるのか。そして、先ほどの助成事業の件も含めまして、そのときに、その助成事業が役に立つんであれば、活用のほうも周知を図っていきたいと思いますので、とにかく連携を密にして、これからも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- **3番(永田清裕君)** はい,ありがとうございます。とにかく,受入体制整備というのは,やっぱり官民 の足並みを揃えて実行することが大切であり,それから,大きな盛り上がり,そして,成果につながる と思いますので,積極的な取組を要望して,次に移ります。

それでは、次の質問になります。タクシー、バスの二次交通の体制についてであります。昨日、一昨日と、同僚議員からこの問題については質問があったと思いますけれども、やはり議員の中でも、こういった形で何名にもわたってこの問題が質問されるっていうことは、非常に注目されていることだと思いますので、私のほうから、ちょっと書いた文を読みながら、質問させていただきます。

定期便での観光客はレンタカー利用が多くなっているようですが、クルーズ船で訪れる方々は時間も限られ、バス、タクシーでの移動に限定されます。奄美に関心を持ち、せっかく来島されるわけですから、船を降り、奄美の自然や文化や特産品など、奄美独自の魅力を実感してもらいたいと誰もが思っているはずであります。そのために、島内を回る観光地巡りをはじめ、商店街に行くにしても、バス、タクシーの交通手段は必要になります。しかし、現在の実態は数に限りがあり、満足に観光客のニーズに答えることができていないようであります。人が動けば、消費活動も生まれるが、せっかくの機会が上手く生かされていない気がします。特に、現在はコロナ禍の影響を受け、観光の面に限らず、日常の市民生活において、タクシー不足が深刻で、運転できない高齢者の方々をはじめ、夜に飲食に出掛ける方々も、屋仁川の飲食業界の方々も非常に困っているようであります。最近では、事業者の廃業もありましたけれども、奄美に限らず、鹿児島本土でも同様に、慢性的に運転手不足、従業員の待遇改善などの問題を抱えているようであります。民間業者で解決すべき課題かもしれませんけれども、奄美市とし

ては、免許取得への支援や、中でもバスには生活路線の維持との目的で、年間4、000万円以上も補助していることは承知しているところであります。ただ、免許取得の支援は人材確保や事業継続に貢献していることとは思いますが、毎年のバスへの補助金は多額の補助金にもかかわらず、果たして地域に大きな貢献されているのか。どうしてもなくてはならない運行ルートなのか。市民サービスの向上につながっているのか、疑問視する声も耳にするところであります。大切なことは、お分かりのとおり、住民のニーズをしっかり把握し、地域の需要にマッチすることではないでしょうか。このような現在の状況を見て、バス、タクシーの交通手段については、市民生活に係る喫緊の問題であり、課題であり、行政として今一度考えてほしいところであります。そこで、お伺いします。このような現状を鑑みて、二次交通の課題について、行政としてどう捉えているのか。課題解決に向けて、行政としてどう取り組むべきなのか。具体的にお示しいただきたいと思います。前の答弁と被るとこがあったら、簡潔にで構いませんので、よろしくお願いします。

- 商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。議員御案内のとおり、本市のタクシー業界におきましては、事業者の廃業が続くとともに、運転手不足などの要因により、台数が減少しており、議員おっしゃったように、市民生活への影響はもとよりクルーズ船をはじめとした観光ニーズの対応についても影響が出ているものと認識しているところでございます。また、バスにつきましても、長期的な利用減少に加え、新型コロナの影響による大幅な減少によって、厳しい運行状況となっており、本市といたしましても、地域公共交通手段の維持確保の面から、先ほどございましたが、廃止路線代替バス運行費補助金も増額し対応しているところでございますが、タクシー業界同様、運転手の確保についても苦慮している状況と伺っているところでございます。両業界とも喫緊の課題となっている運転手の人材確保の面につきましては、本市としても、先ほどから述べております、キャリアアップ助成事業をはじめ、各種施策で支援を行っているところでございます。また、議員御案内のバスの利便性向上の取組につきましても、地域の実情に沿った公共交通サービスの提供に重要なものであると理解しており、バス運行事業者とも様々な課題に関して意見交換も行っているところでございます。今後も、業界の動向を注視しながら、関係団体との連携を密にし、適宜、本市が実施すべき取組を幅広に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 3番(永田清裕君) 本当に、バスのその運行ルートにしても、いろいろ課題はたくさんあると思います が、その一つにですね、路線バスと、要するに、今、コミュニティバスという考えが、よくあると思い ますね。それの中でね、その分担、要するに路線バスとコミュニティバスの役割分担をするという考え が、ほかの自治体であるようで、要するに、路線バスはそのまま、やっぱり免許事業ですから、なかな か新たな,人口減少がこう目に見えている中,新たな路線は生めない。コミュニティバス,要するに買 い物だけのバスを、市内一面、回すとか、そういう考えが、ほかの自治体では行っているし、これから 注目されている考えだと思います。いろいろ,そういったことも含めてですね,そのバス会社と話して いくのはそれは構いませんけれども、是非、そういった、何かしら変わっていくような形で進めていけ るように、何か。それを、ちょっと突っ込んで話していただきたい。それが、本来の気持ちでありま す。どうなるかというと、やっぱり、この、今、バスに乗る人が、全体で、一つの情報ですけれども、 3パーセントから5パーセントしかいないそうです、ここは。ほとんど、今、自家用車を持っていて、 自家用車も、先日の数字から見ると、2万900台ぐらいを奄美市で、乗用車が全体で保有して、世帯 数に言いますと、1世帯に1.07台ぐらい、もう、所有しているわけですね。となると、やっぱりバ ス利用客を増やしていけば、当然、交通渋滞の解消にもつながる。もっと言えば、その運転できない人 は、やっぱり高齢者が多いわけで、買い物に出掛けられない高齢者が増えていくと、体が弱って、やが て介護が必要になる。こうなると、本人にとっても不幸ばかりか、やはり、公的な財政負担も膨大なも のになると思います。いろいろな点で、やはりバスを、これから有効活用するということが大事だと、

そのように思いますので。

最後に、ちょっとお聞かせいただきたいのが、これからというのは、インバウンドとか、かごしま国体来島者をはじめ、復帰70周年を迎えて大きなイベントが続きますけれども、その来島客への対応は、当然、官民連携、協力の下でやっていくことになると思いますけれども、この現況を捉えてね、やはり、タクシー不足をどうカバーしていくのか。まずは、喫緊に、そのかごしま国体の、あれだけの数が来るんですけれども、それをどういった形でカバーしていくのかというのが、やっぱり非常に心配になるところですけれども、その点について、お答えできれば、お答えしていただきたいと思います。

- **教育部長(大庭勝利君)** はい、お答えいたします。まず、国体につきましては、選手、関係者含めて、 1、000名余りのお客さんというか、選手団が島内に入って来ます。そういった意味で、旅行会社も 含めて、レンタカーと、そして、今、役員関係のバスをですね、シャトルバスを運行するような計画を しております。その上で、今、議員が御指摘のように、タクシー等の利用についてのですね、利用数が 少ないということで、かなり混雑するんではないかというふうに見ております。まず、これまでの各大 会のですね、地方での大会は、ほとんどがレンタカーを利用するということで、今、レンタカーの利用 をですね、どれだけのキャパ数で対応できるかというのを、検討しているところでございます。以上で す。
- **3番(永田清裕君)** よく分かりますけれども、やっぱり検討する段階じゃなくて、やっぱりそのしっかりですね、まずは確保してもらって、レンタカーというのは、今現在でも御存じのように、観光客でいっぱいなんですよ。空きがない状態。だから、やっぱり選手団含めてね、せっかくやっぱり向こうから、しかも、日本復帰70周年という冠を付けさせてもらっているから、その付近の交通手段についてはね、やっぱり積極的に協議会、先頭にして、やっぱり詰めていただきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。新たな財源の確保についてであります。(1)ですね、昨年の11月から1月にかけて、一般社団法人あまみ大島観光物産連盟が観光庁のモデル事業として、自然や文化などの環境保全を目的とした環境文化協力金の実証実験をしております。今年の2月には結果がまとめられ、報告がなされており、到来からの件や、いろいろあります。どのような経過、結果であったか、お伺いします。

市民環境部長(島袋 修君) 議員の御質問にお答えいたします。あまみ大島観光物産連盟が昨年の実証実験に先立ち、令和3年度に観光モデル事業で全国向けWebアンケートと、奄美大島への来訪者を対象としたアンケートを実施しております。その中で、環境文化協力金の導入については、約8割が賛成との結果を踏まえて、今回の実証実験に至っております。実証実験の目的は、協力金の導入に向け、徴収方法、キャッシュレス決済のシステムを構築し、システムの有効性、観光客の反応、環境文化協力金への理解度を検証することとなっております。協力金の告知活動といたしまして、あまみ大島観光物産連盟の公式サイト内において、決済方法などを掲載し、協力金を呼び掛けたほか、ポスターを500部、ポストカードを1万2、000部印刷し、奄美空港や名瀬新港、島内主要観光施設などに配置いたしました。当初、期待される効果は来島者の協力金に対する賛成の意向割合が8割、そのうちの3割がワンコイン、100円の協力があると想定して、約39万円の寄附行為が見込まれていたところであります。実際の徴収実績といたしまして、徴収期間は昨年11月1日から本年1月9日まで、約2か月間で徴収金額は54件、総額2万7、400円となったところです。徴収金額が想定額を下回った理由といたしましては、寄附行為のできるQRコード決済が少なかったことのほか、QRコード以外のキャッシュレス決済システムの構築に時間を要したこと。観光客から認知されなかったこと。共感は得られても、寄附行為に結び付かなかったことが挙げられているところであります。また、来島者からの御意見

については、直接的なアンケートは実施せず、地元観光事業者の所見をアンケート形式で収集しているところであります。観光事業者からは、環境文化協力金という言葉が、観光客には馴染みがなく、十分に趣旨が理解されなかった可能性があるといった意見のほか、令和3年度、アンケート調査と実際の寄附額の乖離については、日本では任意での寄附には限界があるといった意見があったところであります。

3番(永田清裕君) ありがとうございます。結果として、幾らでしたっけ、50万円、50何万の予定額が、2万7、400円のあれで終わったということで、そこの、いろんな声を聞けたんですけれども、やっぱりキャッシュレスというのがなかなか、やっぱりそこが難しくて、少ない金額をキャッシュレスじゃなくて、やっぱり現金でもよかったんじゃないかという声があったのは事実でありますので、それを検証して、また、次につなげていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。今後の新たな取組についてをお伺いします。前回の、第2回定例会でも、私はお伺いいたしました。沖縄の西表島の例などありましたけれども、答弁においては、詳細には新年度に幅広に議論、検討していくとのことでありました。私は先月に産業建設委員会の政務調査として北海道の倶知安町に行ってまいりました。昨日の正野議員の質問にもありましたですね。そこで、法定外目的税について、いろいろと勉強してまいりました。そこで、再度、お伺いいたします。昨年の環境文化協力金の実証事業の結果なども踏まえ、今年度、新たな財源確保に関する検討委員会を設置し、進めることとしておりますが、具体的にどういう内容で話し合っていくのか。1年かけて、どこまで検討を進めているのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

- 市民環境部長(島袋 修君) それでは,お答えいたします。世界自然遺産に関する新たな財源創設検討 委員会につきましては、令和3年の世界自然遺産登録を踏まえて、あまみ大島観光物産連盟による調 査、検討、世界自然遺産活用プラットフォームからの提言などを受けて、本年度から本市において設立 するものでございます。目的といたしましては、奄美大島が有する世界自然遺産の価値を人類共通の財 産として維持するため、地元自治体に求められる行政需要に恒久的に対応できる財源確保を幅広に検討 することとしております。検討委員会は、有識者や関連団体から推薦された方を中心に、市関係部局を 加えた構成で、現在、調整しており、8月中旬の第1回を皮切りに、年3回程度の会議開催を予定して おります。検討委員会におきましては、法定外税や協力金など、それぞれのメリットやデメリット、さ らには、全国の導入例を参考にしながら、本市、あるいは奄美大島5市町村で創設がふさわしい財源を 検討し、検討報告書という形でまとめる予定としております。その検討報告書を受けて、市として創設 を目指す財源を正式に設定し、必要に応じて条例案の検討やパブリックコメントの実施、議会への条例 案上程,総務省との協議などを経て,導入につなげていく流れとなっております。今年度の1年間のス ケジュールにつきましては、検討委員会による検討報告書を市に対して答申するまでを想定しておりま すが、想定される納税義務者や特別徴収義務者からの意見なども徴収しながら、総務省との協議が条例 の議会議決のあととなることも踏まえて、しっかり時間をかけて、慎重かつ丁寧に協議を進めてまいり たいと考えております。
- **3番(永田清裕君)** 部長、ありがとうございます。北海道でもいろいろお聞きした中では、私も、是非、推進するというか、こうできたら、宿泊税含め、いろんな法定外目的税の奄美市で条例つくって、総務省から認可と、早く進めてほしいと思っている一人であります。やはり、奄美の魅力を守って、次に発信するということになると、やはり、今の一般財源では、なかなか環境保全だとか、これから交流人口が増えてくると、当然、それに伴う環境整備とか、そういうのも加わってくると思います。やっぱりその普通の一般財源の予算では、増額にも限度があると、限りがあると、私もそのように思います。やはり、奄美の自然を守り、奄美の魅力を守り続けるためにも、これからでありますけれども、早くこ

の新たな財源の実現に向けて、取組を進めてもらいたいと強く要望して終わります。

それでは、次の質問になります。公共施設の整備と利活用について。この伊津部小学校の伊津部幼稚園跡地について、現状の管理料はどうなっているのか。今後の取り扱いをどう考えているのかをお伺いします。私、去年見てきて、最近見てきたら、大分きれいなっているんですよね、きれいに。だから、その付近も踏まえて、短めでお願いしてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

- 教育部長(大庭勝利君) お答えいたします。伊津部幼稚園について、お答えいたします。伊津部幼稚園は、昭和49年3月に完成し、同年4月から、名瀬市立伊津部小学校附属幼稚園として開設いたしました。議員御承知のとおり、園児数の減少等により、平成18年4月からは奄美市小学校附属幼稚園とともに、奄美市立名瀬幼稚園に統合され、以来、17年間にわたり休園扱いとなっています。休園当初は園舎の一部を小学校の倉庫として活用しておりましたが、現在は、建築後49年を経過して、老朽化が激しく、周りは環境整備を行っておるんですが、立入禁止をして、児童が園舎に近づかないような対策をとっております。今後の取り扱いについては、関係各課と協議をして、解体、そして、跡地利用を含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解ください。
- **3番**(永田清裕君) すいません、ありがとうございます。相談があったのが、やっぱりその周りに、こう、職員の駐車場から下りてくると、きれいに段差がなって、そこにはまた、カエルとか、いろんな生き物がいて、保護者の方々が心配をされて。それを追っかけて、ハブが来たりとかね。側溝が、前は中が開いとったんですよ。だから、この前行ったら、きれいにこう蓋がしてあったもんだから。ちゃんと整備が始まっているなと思ったところでした。ただ、やはり使ってなくて放置すると、御存じのように、後ろの方のやっぱり草とか伸び放題で、常に伐採作業とか、やはりどうしても維持管理がかかってくると思いますけれども、おっしゃったように、解体含めてですね、いろんな利用の可能性を早目に追及していただきたいと、そのように思います。

それでは、今年度から休館している、次に移ります、すいません、今年度から休館している公民館の 伊津部分館についてを、今後の取り扱いの可能性についてだけで結構ですが、お答えいただけますか。

- 教育部長(大庭勝利君) それでは、名瀬公民館伊津部分館は、御承知のとおり、利用者の減少に伴い、本年4月からは人員を配置せずに、貸館業務のみの運営を行っております。今年度の使用状況としましては、4月に2回、団体利用者があったのみで、5月は利用がなしという状況でございます。コロナ禍以前の平成30年度は、年間利用者数も8、000人ほどおりましたが、昨年は約550人となっております。利用者数減少の要因としては、令和3年度に市民交流センターが完成し、生涯学習講座や市民のサークル活動の場が市民交流センターへ移行したことが大きく影響していると考えられます。議員お尋ねの今後の伊津部分館の取り扱いについてでございますが、より多くの市民に御利用いただけるよう、民間活用も視野に入れ、施設利用者や関係機関との意見も伺いながら、本市の公共施設等総合管理計画等を踏まえて、検討してまいりたいと存じます。御理解、よろしくお願いいたします。
- **3番**(永田清裕君) 部長,ありがとうございます。確かに、今までやっていた市民講座をですね、交流センターへ、あるいは、中央公民館に移したということと、やはり、あそこは駐車場がなかったですもんね。それも含めて、今後、そのまま継続して奄美市が活用するのか、あるいは民間の方々でですね、活用する方々、その付近も、幅広に議論していただいて、努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。小浜保育所についてであります。小浜保育所については、何度も質問しているところですが、今回は喫緊の課題として、質問いたします。4月25日に党派を超えて、同僚議員3名と現地視察を行いました。当局からもありがたいことに3名、4名の方々が同行していただきました。現場で働く職員の皆様から意見を伺い、施設の状況も細かく見させていただきました。今回

の視察を受けて、改めて小浜保育所の現状の厳しさを実感したところであります。これまでの質問においても、小浜保育所の厳しい現状を当局に伝え、安田市長も現場に足を運んでいて、実際に現状を確認されているものと思っております。昨年の定例会の中で、当局からは、今後の保育所のあり方、整備計画の検討について、庁内で検討会を立ち上げ、話し合いを進めていくとありましたので、進められていると思いますけれども、今のあの施設を見て、トイレの問題、給食室の状態、木枠のままの状態を考えますと、新しい施設ができるまでの間、このままで状態がいいか、大変危惧するところであります。新しい設備に向けては、早くても4、5年かかると思います。そこで、お伺いします。現在、検討し、対応されることは何なのか。応急的にでも改善すべきことはないのか、当局の見解をお伺いします。

- 福祉事務所長(石神康郎君) それでは、お答えをいたします。施設整備の老朽化や衛生面についての課題につきましては、これまでも園児用のトイレの洋式化や給食室のエアコン室外機の修繕を行うなど、子どもたちや現場で働く方たちの安全面や環境を第一に考え、危険箇所がないように必要な修繕を実施してまいりました。トイレや給食室の衛生面、窓枠の問題も含め、応急的な対応が必要なものにつきましては、現場の声も伺いながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
- **3番(永田清裕君)** そうしたら、もう一つ一つ、聞いていきますね。まず、職員の数は何名いらっしゃいますか、パートも含めて。
- 福祉事務所長(石神康郎君) それでは、お答えをいたします。正職員が、保育士15名、栄養士1名、 調理員1名、計17名。会計年度任用職員が保育士19名、栄養士1名、調理員3名。合計、保育士が 34名、栄養士2名、調理員4名ということになってございます。以上でございます。
- **3番(永田清裕君)** 40名ということですね。

(発言する者あり)

40。そこの中でね、私、お伺いします。せっかくあれ、写真、ちょっと出してもらっていいですか。もう一つ、先、トイレのやつ。これね、職員用のトイレなんですよ、トイレ。これがね、二つしかないの、まず。職員の数が40名なのに、二つしかない。やっぱりそのことに対しては、非常に少ないと思いますけれども、そこは共通の認識だと考えてよろしいですか。あと一つ。その、前に戻って、さっきの園庭の写真まで見せてもらっていいですか。これ。ここの一番、ちょっとね、これ、写真の写し方が素人で、本当、分かりにくいんですけれども、一番奥のゴムの木がね、これが根が張って、トイレのね、配管を打ち破っているんですよ、これ、これ。もう、今のところがね、これが根っこが張って、やっているので、それを是非、早急にやって改築してほしいと思います。以上です。以上です。また、いろいろ課題がありますけれども、追ってまた、連絡したいと、述べていきたいと思います。ありがとうございます。まだまだ。はい。

結びになります。冒頭でも申し上げましたが、奄美市議会としての職務も残すところ5か月となりました。これまでの3年半を振り返ると、ほとんどコロナ禍で、誰もが初めての経験で、集会や行事も全て中止となる厳しい環境でありました。私自身も議会活動ということでありませんが、ようやく気兼ねなく、いろんな場へ出向くことができ、多くの市民と触れ合うことができるようになりました。行政の当局におかれましても、4月から新しい部長や課長さんが任命されております。定例会も、今回、2回となりました。残りの間、行政へしっかりと声を届けてまいりますので、よろしくお願いいたします。終わります。

議長(西 公郎君) 以上で、自民党新政会 永田清裕君の一般質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。(午後2時33分) 議長(西 公郎君) 再開いたします。(午後2時50分)

引き続き,一般質問を行います。

無所属 奥 輝人君の発言を許可いたします。

19番(奥 輝人君) 議場の皆さん,市民の皆さん,ひんまんきゃや,うがみんしょうら。こんにちは。本日のしんがり,最後を務めます。自由民主党所属,無所属の奥 輝人でございます。令和5年6月定例議会,あらかじめ通告をしています一般質問を行います。

まず、その前に少々所見を述べたいと思います。まず、本年度から新部課長に就任しました職員の皆さん、誠におめでとうございます。これまで培ってきた経験と体験をいかんなく発揮されて、奄美市の活性化と活力ある奄美市づくりに頑張っていただきたいと思います。期待をしています。

さて、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症は2類から5類へと移行され、約4年近くも続いた未曾有の感染症であるコロナ禍は収束したところであります。これにより、コロナ禍前の通常生活に戻りつつあり、各地区や各集落では、各種行事等の再開で大いに盛り上がりを見せているところであります。笠利地区では、スポーツの4大行事であります1番目の笠利地区バレーボール大会が5月の28日、日曜日に開催され、太陽が丘総合体育館及び大島北高体育館では、終日、熱戦が展開され、4年ぶりの開催を祝っているかのような雰囲気となり、コート内の白熱したプレイに大きな声出しの応援、声援など、本当にエネルギッシュなパワーと爽快感を感じた大会でありました。また、古くからの伝統行事でもあります笠利地区の浜おれ行事等も各集落ごとに随時再開され、集落民総出でスポーツのグラウンドゴルフを楽しんだり、弁当を広げての食事会や飲み会など、盛り上がりを見せていました。

さて、これから夏に向けて、夏の祭りシーズンが近づいてきています。7月になれば、五穀豊穣や豊年満作、無病息災を祈願する6月灯の開催。また、8月になれば、船漕ぎ競争に八月踊り、パレード、大花火大会などの島の最大級の奄美まつり、そして、船漕ぎ大会にナンコ大会、夜のステージショー、勇壮な道の島太鼓などの笠利あやまる祭り。そして、綱引き大会に夜のステージの芸能ショーにミュージックショー、花火大会などの住用三太郎祭りなどなど、市民参加型の祭りが続いていきます。今年は奄美群島日本復帰70周年記念とも重なり、意義の深い、また期待感の多い祭りとなりそうであります。市民の皆さん、みんなで祭りを楽しんでいきましょう。

それでは, 通告に準じて, 一般質問を行います。

1,肥料価格高騰対策支援事業について。(1)肥料価格の支援について。①R4年度の秋肥料,春肥料の申請者数について,伺います。この肥料価格高騰対策支援事業については,肥料価格がR3年度からR4年度にかけて,段階的に引き上げられて,通常価格の約1.5倍から約2倍相当に上昇したために,国と県,それに,奄美市が上げ幅分の支援をするという事業内容であります。肥料価格の高騰についての原因は,ロシア国のウクライナ国への軍事侵攻の影響が強く,ウクライナ国産の穀物の輸出の抑制と,ウクライナ国産の穀物の生産量の大幅な減少に,さらには,その軍事侵攻の影響で,中国産の輸入肥料にも影響し,価格の高騰化が進んでいるのであります。このままの状況が長引けば長引くほど,日本国の農業に,また,この奄美の農業振興に大きなダメージを与え続けていくのは必至であります。さて,肥料価格高騰対策支援事業については,農家にとって生産コストの負担軽減に本当にありがたい支援であります。まずは,奄美市の農家戸数は約800戸と思いますが,申請件数について,秋肥料に春肥料はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

あとの質問からは発言席から行います。

市長(安田壮平君) それでは、奥 輝人議員の御質問にお答えします。肥料価格高騰対策支援事業の申請件数についてです。議員御案内のとおり、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、 ウクライナ情勢等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰していると 認識しております。このような中、本市としまして、昨年11月から、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者を対象に、肥料コスト上昇分を支援し、農業経営への影響緩和を図っているところでございます。内容としましては、当年購入した肥料費を基に、価格上昇率などにより、前年からの増加額を算定し、その増加額の95パーセント、国70パーセント、県15パーセント、市10パーセントを支援金として交付するというもので、本市のほか、あまみ農業協同組合でも申請受付をしていただいているところであります。議員御質問の申請件数ですが、6月9日までの申請で、令和4年6月から10月に購入した秋肥が322件、692 $\pi9、<math>542$ 円。令和4年11月から令和5年5月に購入した春肥が135 件、1,198 $\pi5、<math>335$ 円の延べ457件、1,891 $\pi4、<math>877$ 円の申請となっております。以上でございます。

19番(奥 輝人君) よく分かりました,ありがとうございました。本当,肥料価格の高騰によってですね,本当,奄美市の農家戸数は900戸ぐらいだと思いますけれども,そのうちの457件が申請されたということでありました。その申請されていない部分についてはですね,やはり,秋肥料を購入して,また,春肥料はもう購入しないと。また,逆に,秋肥料は購入しなくて,今度は春肥料を購入するとか,そういった農家も,また,多くいたのかなと思います。また,専業農家とか,あと,兼業農家などの,また,そういった方々の肥料の購入等についても,やっぱり若干の差があったのかなと思います。この件については、一応、周知、広報などはいろいろされてですね、奄美市や、また、JAあまみなども広報活動に専念していただき、この457件が申請されたということで、これで概ね、いい線であろうかと思います。

それではですね、次に、②番の、もう質問に入っていきたいと思います。②番、価格上昇率についてであります。国の示している肥料価格の価格上昇率は1.4となっております。これは、全国の取り扱い店舗の通常価格に対しての平均であると思います。肥料においては、価格の上昇幅に格差があり、低い肥料で1.2倍程度、高いほうの肥料で約2.2倍程度まで上昇している状況であります。低い肥料となればですね、土層改良に苦土石灰とか、また、苦土重焼燐、あと消石灰などがあり、また、高いほうの肥料についてはですね、サトウキビ肥料のサトウキビ880、通称一発くんや、奄美オール14、尿素、硫価燐安1号などであると思います。この奄美でよく使われている農家が、本当に大量に使用している肥料等が、倍近くになっているのが現状となっています。また、この奄美というのは、離島ということで、やっぱりその離島の物価の高騰さ。あと、船便とか、そういった水揚げ量とかとも、やっぱり経費が膨らんでおりますので、そこら辺りを考えたときにですね、通常価格の引き上げの1.4に対しては、本当に低いのかなと私は思うんですけれども、国としては全国平均の価格上昇率は1.4となっておりますけれども、この離島物価に対して本当に低いと感じるんですけれども、そこ辺りの部長の見解を聞きたいと思います。

- 農林水産部長(大山茂雄君) うがみんしょうら。価格上昇率について、お答えします。肥料高騰対策支援事業の支援金の根拠となる価格上昇率は、農林水産省が実施している農業物価統計調査に基づく農業物価指数等により国が定めたもので、1.4となっております。価格上昇率については、国による統一された基準で示されたものでございます。議員御案内のとおり、奄美大島地区の肥料については、国が定めた上昇率1.4よりも価格が上昇していると認識しているところでございます。本市としましても、国・県の措置に加えて、さらに上乗せして支援を行っているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。
- **19番(奥 輝人君)** 分かりました。今の肥料についてですけれども、やっぱりこのデータがありまして、このサトウキビの880と、奄美オールの14、あと、尿素についての価格についてですけれども、この平成4年の7月からの価格については、本当に2倍相当になっていて、これが本当に農家の負

担になっているんですよ。まずはね,R2年度の当初なんですけれども,サトウキビの880で約2,800円だったのが,今の7月1日から,今度は4,345円ということで,これ,税込みでですけれども。この奄美オール14もですね,R2年度の当初ではですね,1,900円台だったんですが,1,900円だったものが,今度,3,971円。そして,尿素に限ってはですね,これもR2年度の当初では1,900円から随時,段階的に上がっていき,今現在ですね,3,828円という,このような値上がりとなり,本当,農家にとっては,こんな肥料まで使ってもう農業はしたくないとか,あと,この肥料はもう使いたくないとかね,そういった意見が,声が,もう本当に多くてですよ,それで,今,この肥料高騰対策事業の国の支援のこの上げ幅のこの1.4ですよね。これがなぜ低いのかって,それがもう疑問であって,本来であれば,もう2倍相当にも上がっているんだから,もう2に近い,2.0に近いぐらい,本当1.8とか2とか,そこら辺りにまでしなければ,この奄美の農業,やっぱり離島の農業というのは,やっぱり経費がかさんでいるもんだから,そこら辺りをですね,やっぱり,今後においても,国や県に示していかなければいけないのかなと,私,思いますので,本当,今後は部長,そこ辺り,やっぱりその1.4じゃなくて,奄美の物価など考えたときの,その上昇率ですよ。1.4から2倍,2ぐらいに持っていけるように,そのような取り計らいをしていただきたいと思います。これはこれでいいと思います。

それとですね、次にですね、もう③番目に行きたいと思います。奄美市の支援分についてでありま す。さっき、部長が言われたように、いろいろと奄美市もですね、こういった生産コストの削減におい ては、各野菜とか、いろんなものに対してですね、肥料とか、本当、支援しているのは、本当、ありが たいということであります。そこを1回、踏まえてですけれども、国が示している肥料価格の支援につ いてですけれども、もう本当、上げ幅分においては、国が70パーセント、県は15パーセント、そし て、奄美市が10パーセント、残りの5パーセントが自己負担となっているんですけれども、できれ ば、この農家負担の5パーセントも、もう含めても、全てもう100パーセントやっていただきたいの が、もう農家の気持ちであります。しかしながらですね、この上昇率の1.4がある限りは、これはも う、本当、ほとんど上がらないということでありますので、自分としては、この上乗せですよね、さっ き,冒頭,言ったように,1.4から2にまで引き上げるような,その対策も必要かと思います。それ まで、ちょっと答弁をしていただきたいと思いますし、またですね、また、自分の考えでは、こういっ たもう上げ幅分に対しての、本来の、もう95パーセントですよ。本来の95パーセントをやっていた だきたいと。部長、分かりますよね。本来の上げ幅分に対しての95パーセント。普通、1.4であれ ばは、約20パーセント分しか上げ幅分は手取りがないんですよ、1.4で計算した場合は。本当、約 20パーセント分しかなくて、10万円でした場合は、本当、2万円ぐらいとか、そんなもんしか、な いもんだから、上げ幅分が10万円あった場合は、やっぱりその95パーセントぐらいの支援をしなけ ればは、本当、農家も大変だと思いますので、そこ辺り、先ほどの1.4からの上げ幅と、今の自分が 言った、上げ幅に対する本当、95パーセント、丸々こうやってもう出すような、そういった方策など 検討できないのかを、ちょっと聞きたいと思います、はい。

農林水産部長(大山茂雄君) 議員言われましたように、農家の方々は大変、今、困っている状況だと考えております。この、先ほど言いました1.4の上げ幅につきましては、国がもう定めたもので、現在もそれは修正できないものでございますので、今後、国・県に陳情等を行いまして、その比率を上げますように要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。それで、本事業につきましては、国の70パーセント支援に加えて、地方自治体などから他の補助金が交付されるとき、その割合が30パーセントを超える場合には、その超えた分は国の交付金を減額するという仕組みになっております。そのような中、本事業の県と市の補助率が合計で25パーセントとなっており、上限に近い農家への支援になるものと考えております。本市全体の産業のことを踏まえて、農家の方には5パーセントの受益者負担をお願いしているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

19番(奥 輝人君) 分かりました。一応、肥料価格がもう本当2倍相当に上がっていて、その肥料の格差もありますので、平均しての1.4でありますので、できれば自分たちの奄美で使っているものならば、もう本当、2倍近く、2.0ぐらいになるのが本来の姿であると思うんですよ。しかし、それはもう、全国の平均であるもんだから、全国の平均のそのJAさんの取り扱い、量販店の取り扱いなど、平均したのが1.4でありますので、そこら辺りをやっぱり、離島の物価の高騰ということで、やっぱり申請を、また、検討していただきたいと思います。

それとですね、再質になりますけれども、現在ですけれども、もう肥料価格高騰対策の支援についてはですね、この6月9日現在において、この質問の聞き取りをする段階ではですね、農家さんには、奄美市はですね、10パーセント分の支援金が農家には振り込まれているんですよ。しかしながら、その国や県の85パーセント分の交付金は振り込まれていませんでした。6月の9日のこの質問をする前までは。その後にですね、6月の13日に、今度は一斉に、国・県の85パーセントが振り込まれるようになりました。やはりこれ、3月に奄美市が振り込まれたときには、こんな微々たるお金かなって皆さん感じていたんですよ、農家も。たったの10パーセントしか振り込まれていないと。なんでこんなに、いわば、95パーセントが振り込まれる予定が、10パーセントしか振り込まれていないということで、ちょっと疑問に思って、自分も農協などに話したら、まだ、国の交付金は下りていないと、そういうこともありました。それが、なぜ、こうやって、今頃、6月の13日っていえば、もう自分が一般質問を通告したあとにですよ、振り込まれているんですよ。その、約2か月間、何もない、そういった期間があったんですけれども、そこ辺りはどのように、なぜこんなに遅れているのか、遅れて振り込まれたのか。その、85パーセントですけれども。そこをちょっと聞きたいと思います、はい。

- 農林水産部長(大山茂雄君) 議員御質問の国・県の支援金が遅れている理由について、説明いたします。市の10パーセント分につきましては、市が申請者に対し直接交付するため、申請後、速やかに支払っているところでございます。国・県の支援金につきましては、JA、または、市の担い手育成総合支援協議会が取りまとめて県へ申請を行い、国から交付を受けてから、JA、または、市協議会から農家へ交付する流れとなっており、県の審査、交付に相当の時間がかかり、農家への支払いにも時間を要している状況でございます。秋肥の国・県支援金につきましては、市協議会が昨年12月に県に申請を行った36件、88万353円は、3月に県から交付を受け、農家へ支払いを終えているところでございます。また、JA及び市協議会が2月に申請を行った97件、456万3、082円につきましては、6月中旬に県から交付を受けたところで、速やかにJA、市協議会から農家に振り込んだところでございます。また、春肥、135件、1、072万3、765円と未申請の秋肥12件、64万1、445円につきましては、7月に県へ申請を予定しており、今後、県から支援金が交付され次第、速やかに農家へ支払いを行う予定でございます。なお、市が農家から申請を受ける際には、市と県、国の支援金は別々に支払われること。また、国・県の支援金は県からの交付後になるため、支払いが遅くなる旨は説明しているところでございます。以上です。
- **19番(奥 輝人君)** 分かりました。一応、秋肥ですけれども、去年に買ったものが、もう6月ですので、部長、秋肥は去年の11月頃に買ったのが、今の6月に振り込まれているということで、春肥については7月までに振り込まれればいいと思いますけれども、秋肥を買った方々は、本当、こんな微々たるお金、それしか考えていないんですよ。農家には何ら説明もなかったんですよ、これ。あったというけれども、誰もこれ分かりません。こんなものかなと、たったの10パーセントって言えば、10万円にしてでも、たったの5、000円ぐらいですよ。こんなもんってしか考えなかったんですよ、農家さんは。そこ辺りが、やっぱりちょっとまずいのかなと思うんですけれども、周知広報はちゃんとしたんですよ、周知広報だけは。だから、さっき市長答弁でもあったように、457件がこうやってやったん

だけれども、やっぱり周知広報はいいんだけれども、その中身の、そのやっぱりその農家への、交付のそのあり方がちょっと遅れているもんだから、これ、奄美市だけじゃなくて、やっぱり聞いてみれば、やっぱりJAあまみさんがやっぱりそれを取り扱っているということと、そういった交付金の流れのいろんな諸々あって、多分、遅れたのかなというの、推測ありますけれども、今の現状で、やっぱり秋肥に対しての農家への説明とか、やっぱりしなければいけないと思いますけれども、やっぱり知らない農家さんも結構いますので、そこ辺り、どう考えていますか、はい。

- **農林水産部長(大山茂雄君)** うちの支払い先がJAと市協議会の二つになっておりまして、うちのこの 市協議会としては丁寧に説明しているところですが、一応、その農協も含めて、今後とも説明をしっか りするように指導してまいりたいと存じます。以上です。
- **19番(奥 輝人君)** はい、分かりました。サトウキビ協議会でおいては、やっぱりそういったサトウキビを作っている方々には、やっぱり説明はされていると思うけれども、そのJAあまみさんに直接注文する方などには、本当、説明がなされていないのが現状ですので、また、春肥についても同じことですので、やっぱりこうやって説明をしながらですね、やっぱり奄美市とその95パーセントがちゃんと交付される、7月をめどにされるということまで周知徹底をしていただきたいと思います。

それとですね、もう次になりますけれども、今度は④番の、今度はもう本年度の肥料の価格についての予想であります。これをちょっと聞きたいと思います。現在においてもですけれども、この肥料価格の高騰化は、本当、高止まりをしている状況でありますので、なかなか価格の減少が見込めない。そのために、この事業が生かされていると思いますので、今後のR5年度においての、この肥料価格高騰対策事業について、R5年度も継続されるのか。まず、そこを聞きたいと思います。

- **農林水産部長(大山茂雄君)** 現制度のこの事業につきましては、令和4年6月から令和5年5月までに 購入した肥料を対象としている事業でございます。今年度の支援につきましては、国・県から、まだ何 も情報を得ていない状況でございます。今後、国・県の動向を注視し、必要な措置があれば速やかに対 応して、農家の支援に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願いします。
- 19番(奥 輝人君) 部長、今、何ら、国や県とか、そういう、R5年度について何も示されていないということですけれども、この状況がもし、この、この継続事業がやっぱりなかった場合は、農家のやっぱりそういった肥料価格の高騰に対しての、そのコストですよ、生産コスト。本当に儲けがなくなりますよ、これ。やっぱりそこら辺りはしっかりと国や県にやっぱり要望、要請して、やっぱりこの95パーセントのその支援が、この事業が継続できるようにですよ。それプラスに、さっき②と③で言った、その国の上昇率等も同様にやっぱり申請をして、この1.4じゃやっぱり低いですよと。そういったのも、やっぱり示していかなければ、農家さんは、やっぱりサトウキビ農家や畜産農家、あと、タンカン農家とか、結構ありますので、そこら辺り、本当に倍になった肥料を使って、儲けがない中での農作業。これ、本当、魅力が全然ありませんので、そこら辺りをやっぱり国や県にしっかりとつないでもらいたいなと思いますけれども、どうですか。
- 農林水産部長(大山茂雄君) すいません。この価格の上昇分につきましてはですね、令和2年を100として、令和4年がもう約140。現在のところ150幾らということを認識しております。それで、農林課としましては、大体1.7ぐらいになるんじゃないかという、こう考えていたところなんですけれども、国の上昇率が1.4ということで、ちょっとこちらとしても落胆したところでございます。議員おっしゃるように、今後ともその比率を上げていくように、お願い、要望するところでございます。以上です。

19番(奥 輝人君) やっぱり部長、農林課のほうではやっぱり1.7とかを、やっぱり予想していたということです。私は2を予想していたんですけれどもね。まだ高い。1.7でも、やっぱり農家の負担が軽減されるとなればは、そこ辺り、また、要望してもらいたいですね。なぜならば、やっぱり、さっき冒頭でも言ったように、やっぱりこの離島というのは、やっぱり船便でこう来て、その手数料とかも全部含まれての1.4でありますので、本土とは全然違いますので、こっから行く、やっぱり輸送コスト支援事業とかと同じような立場でもありますので、そこ辺りをやっぱりしっかりと上の方につなげていってください。自分の方も、やっぱりこうやってつないでいきたいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。そういうことによって、やっぱり農家の皆さんが、もう安心して、こうやって肥料価格の支援が受けられるということで、安心感を持ってですね、やっぱりこういった農業振興につながれば、やっぱりいいのかなと思いますので、そこ辺り、よろしくお願いしたいと思います。

それじゃ、次の質問に入りたいと思います。それじゃですね、大きな2番のサトウキビの振興。 (1) 収穫面積の拡大についてであります。サトウキビの生産量を、もう3万トン台に乗せるにはです ね、サトウキビの収穫面積の拡大が最も重要なもう案件であります。今期の令和4年度産においては、 生産量は2万7,495トン、収穫面積は535ヘクタールとなっております。まだ、生産量のです ね、3万トンに対し、2.500トン余り、面積にして約60ヘクタール、不足している状況でありま す。これ、なぜ3万トン台というのは、やっぱりそういった富国製糖さんの事業者は、やっぱり最低で も3万トンは確保していきたいと。そうすることによって、地域の経済とか、また、その富国製糖の運 営に支障がないというのがあって、その3万トン台というのが、やっぱりそういった目標になっていま すので、そこで3万トンということを打ち出していると思います。それでですね、その収穫面積のその 内訳については、夏植えが87ヘクタール、春植えが79ヘクタール、株出しは369ヘクタール、合 計で535ヘクタールとなっております。3万トン確保するにはですね、収穫面積の拡大が本当、必要 不可欠の要因であります。過去において、3万トン台を確保しているときの収穫面積はですね、もう概 ね600ヘクタール以上なんですよ、ほとんどが。600ヘクタールかけるの反収が5トンとしても、 単純ですけれども、ロクゴ30の、もう3万トンは確保できるんですよ。その600ヘクタールの面積 が本当に年々年々減少しているのが、今の厳しい状況の中であると思います。キビ農家の高齢化とか、 キビ作からの他作物への転換、キビ作の離農など、キビ作農家の減少が大きく影響しているのも考えら れます。さて、この収穫面積のですね、拡大について、奄美市の今後の方針について、部長、聞きたい と思います、はい。

農林水産部長(大山茂雄君) サトウキビ収穫面積の拡大について、市の取組について、答弁いたします。議員御案内のとおり、令和4年産の富国製糖管内のうち、本市の実績につきましては、収穫面積507ヘクタール、生産量2万6、039トンで、反収が5.1トン、農家戸数が299戸でございました。本市の生産量が最も多かった平成19年産では、生産量が3万4、757トンで、収穫面積が529ヘクタール、反収が6.57トン、農家戸数が533戸であり、平成19年産と令和4年産とを比較しますと、農家数が約230戸、収穫面積が20ヘクタール、収穫量が8、700トン減少しております。

次に、平成28年度に10年後の令和7年産を目標として策定、更新された鹿児島県サトウキビ増産計画において、本市では計画策定時の平成26年産は収穫面積642へクタール、生産量2万2、144トンで、目標の令和7年産には、収穫面積600へクタール、生産量3万2、900トンで計画をしております。令和4年産の実績は収穫面積が目標の85パーセント、生産量が79パーセントと計画を下回っている状況であります。このような状況の中、本市としましては国庫補助事業の活用や労働力不足を改善するための耕転作業に係る経費の一部助成などを実施し、農家の経営の安定化に向けて努めているところでございます。また、規模拡大希望農家へは、作業の機械化を図るために、国庫事業や資金

等を活用した機械導入。農地中間管理事業を活用した農地斡旋など、農家が早急に規模拡大できるよう、関係機関と連携し、協力体制を整えております。このように、近年、厳しい状況にありますが、議員が指摘しております収穫面積600~クタール、生産量3万トンに向けて、現在、取り組んでいる対策を継続するとともに、関係機関と連携を密に、収穫面積及び生産量が回復できるよう努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いします。以上です。

- 19番(奥 輝人君) 部長、ありがとうございます。R7年度の計画、本当、642へクタール、あと、やっぱり3万トン確保に向けての、そういった目標計画、ありますので、さっき、今、言われたような、農地中間管理事業とか、あと、耕作放棄地などをやっぱりサトウキビに転換するような働きかけなども、しっかりとやってもらいたいと思います。今、本当にキビ作農家が、農家というか、本当、荒れているキビもありますし、本当に減少していきますので、部長が言われる、今はR5年ですけれども、R7年度においては、本当、600~クタール確保できるようにですよ、部長、もう600~クタール・絶対確保できるように、自信ありますか。部長、どうぞ。ちょっと。
- **農林水産部長(大山茂雄君)** 先ほど言いました,国庫事業等を利用して,うちの職員にもはっぱをかけて,3万トンを,ベースをこう確保できるように,励んでまいりたいと存じます。以上です。
- **19番(奥 輝人君)** 部長、よろしくお願いします。自分もやっぱりサトウキビ農家でありますので、 その生産面積、収穫面積等もやっぱり増やしていきたいと思いますので、本当、600ヘクタールに達 成できるように頑張っていきましょう、はい。

それではですね, (2)番の人材確保についてであります。本当,農家の高齢化の問題や,担い手農家の減少に,サトウキビ栽培からの離農など,サトウキビ産業は厳しい状況下にあります。その対策として,やはり,サトウキビ栽培をしてですね,儲かる産業にしなければならないと思います。現在は,もう奄美市からの緊急対策支援事業での肥料や除草材等への助成に,また,堆肥の散布などの助成など,各種の支援等を展開してはいるものの,支援等のありがたさは本当,理解はできていると思います。さて,サトウキビの関心度を高めていくには,また,人材を確保していく対策として,どのように考えているのかをちょっと聞きたいと思います,はい。

- 農林水産部長(大山茂雄君) サトウキビ農家の人材確保について、答弁いたします。農家の高齢化や担い手不足による収穫面積及び生産量の減少や、近年の資材や燃油の高騰など、サトウキビ農家を取り巻く環境が厳しい状況にありますことは認識しております。本市のサトウキビ農家においても、42パーセントが70代以上と高齢化が進んでおり、また、全体の約40パーセントが兼業農家でございます。このような状況の中、議員が御指摘のとおり、サトウキビ産業を稼げる産業として対策をしなければ、このまま本産業が減退していくものと危惧しております。本市としましては、先ほどの質問でもお答えしましたとおり、サトウキビ農家に対して国庫事業や奄美市サトウキビ振興対策協議会の事業を活用し、サトウキビ農家の生産コストの削減を行いながら、土づくりなどの推進を通して、反収向上を努めているところであり、ここ数年、徐々に反収の回復や農家の収入も増えてきているところでございます。議員御指摘の人材確保につきましては、会社勤めをされている方々、特に家族が離農して農業用機械がある方を中心に周知を行い、小規模でもサトウキビ栽培を始められるような対策等を検討し、その後、その方々が定年後の収入源の確保として、サトウキビ栽培を継続、維持、拡大できるよう、関係機関と密に連携し、取り組んでまいりたいと存じます。以上です。
- **19番(奥 輝人君)** 部長,よろしくお願いいたします。やっぱりサトウキビもですけれども,この奄美市のやっぱり人口も減少していると。本当,もう4万人をもう切っている状況であり,また,この農

家の戸数もですよ、ピーク時はやっぱりこの資料を見ますと、平成元年にはですね、これは1,269の戸数がサトウキビ栽培をしていました。これはもう、笠利町と龍郷町、合わせてですけれども。今の現在は、さっき部長も答弁したんですけれども、笠利地区、笠利町でですね、298戸数。あと、龍郷町が59戸数。名瀬のほうで4戸ということで、現在、361戸。本当、もう3分の1以下になっているのが、もう本当、今の現状であります。今後もまた、こうやって減少していくのも危惧されていますので、どうにかこの3万トンに向けては、規模拡大とか、あと、機械化を導入しての省力化作業ですよね。そこら辺りをやっぱり考えていかなければ、本当、厳しいのかなと私は思っております。今、植付機のプランターとかでも、BPプランターとかあって、もう植え付けから簡単にもう収穫まで、もう植え付けして収穫まではもう、本当、機械化作業ができていますので、本当、植え付けたあとの管理作業をもう人が、農家がやるという、そういったシステムをつくりながらですね、どうにかサトウキビ産業が衰退しないようにですね、頑張ってもらいたいと思います。

それではですね、もう次に移りたいと思います。(3)番に行きます。生産コストに見合う、国からの交付金についてであります。①現在の状況についてです。サトウキビの魅力化は生産コストに見合う国からの交付金の拡充が、本当、第一の要因であると思います。まず、サトウキビの価格はですね、平成19年から現在まで、品質取引となり、生産農家の経営安定が図られてきましたが、サトウキビの交付金単価については、当初、トン当たり1万6、320円から始まりました。令和4年度産においては、1万6、860円ということで、この15年間では、わずか540円しか、本当、引き上げられていないのが現状であります。これまで、奄美市や国において、各種の振興対策が図られていることには感謝はしているんですけれども、今日の燃油や、また、肥料、生産資材、人件費等の高騰、作業委託料などの経費の増大など、本当、サトウキビ農家の収益率が年々厳しい状況となっているのであります。現在のおかれている状況等についての見解ですけれども、本当、国からの生産、交付金ですよね。交付金の拡充ですけれども、そこ辺り、部長のお考えをちょっと聞きたいと思います、はい。

- 農林水産部長(大山茂雄君) サトウキビ農家への交付金の単価につきましては、砂糖及びでんぷん粉の価格調整に関する法律に基づき、輸入糖から徴収される徴収金を主な財源とし、国内の製造事業者等の生産製造コストと販売額の差額相当分を調整する、等価調整制度により、海外と比べてコスト競争力が弱い農家に支援を行い、毎年、国が交付単価を決定し、製糖工場から支払われる取引価格と合わせて農家へ支払われております。令和5年産の交付金単価につきましては、国は全体的に生産量は下がり、反収は上がって、販売力が上がってきていることなどを考慮して、3年連続の据え置きと聞いております。一方、燃油や資材高騰による経費の増大、特にサトウキビ農家が必ず使用する肥料につきましては、10年前と比べて1袋20キロ当たり、平均で約2、100円。薬剤につきましては、平均約500円と上がっており、サトウキビ農家の経営が厳しい状況にございます。このような状況の中、肥料高騰対策事業など、国庫事業などをはじめ、協議会の事業など、農家のコスト削減ができる事業は概ね取り組んでいるところでございます。今後もサトウキビ農家の経営安定を図れるよう、努めてまいります。以上です。
- 19番(奥 輝人君) この問題についてはですね、先般行われた全島議員大会でも、沖永良部と与論の方から、やっぱり提案議題が出ていました。やっぱりサトウキビの交付金単価の、やっぱりこの1万6、320円から上積みですよね、やっぱり。今までずっと言っているんだけれども、なかなか国のほうが許可をしてくれないと。本来の自分たちの考えはやっぱり2万円台にはしてほしいですよね。ずっと、自分も言っているんですけれども、最低でも交付金はやっぱり2万円台にしていただきたいと。そして、原料代が、今、6、000円台でありますので、合わせて2万6、000円台。そして、やっぱりその2万6、000円に、今の現状の中で、2万6、000円に持っていくとなればですよ、キビの品種取引ということで、キビの歩留まりが、糖度がですよ、17度以上のキビを作らなければは、2万

5,000円というのは取れないんですよ。17度とか,18度作るサトウキビなんかは,まだ,そういった品種も,まだ,若干は年間に1農家ぐらいあるんですけれども,もうほとんど13.1から14.3の基準価格糖度帯がもうほとんどでありますので,15度,17度まで作るのは本当,厳しい状況でありますので,そこら辺りですけれども,これ,全島議員大会でもあったように,やっぱりこの拡充ですよね。ここら辺りも,また,部長,しっかりと取り組んで,要望活動,お願いしたいと思います。

それとですね、次に行きますけれども、②番の財務省の見解についてであります。交付金単価の拡充については、幾度となくですね、この農家やJAあまみさん、そして、この市町村連絡協議会とか、などなどですね、国の農水省を通じて、一応、陳情はずっとやっています。しかしながら、なかなかその採択ができていないのが状況であります。国の、農水省までは行くんですけれども、そのあとの財務省なんですよね、問題は、財務省。それを、最近ちょっと知ったんですけれども、財務省の官僚がなかなかこれはもう、今までどおりだとか、サトウキビの調整金は関税で賄われているとかで、なんか上げてくれないということが聞かれておりますけれども、現在のですけれども、財務省の考えなどはどのようになっているのかを聞きたいと思います。

- 農林水産部長(大山茂雄君) 御質問の,交付金の単価の拡充につきましては,現在,JAの中央会や群島内の製糖会社で組織する奄美糖業連合会など,交付金単価の拡充に向けて,要望を行っております。 先ほど,サトウキビ交付金単価について説明いたしましたが,法律に基づき,徴収される調整金を主な財源とし,国からサトウキビ農家へ支払われており,今後の交付金単価につきましても,国が決定してまいります。本市としましては,機会がありますたびに,県や奄美群島12市町村一体となり,国の農林水産省,国土交通省や財務省へ,地理的,経済的に不利な地域であることを訴え,交付金単価の拡充を含め,持続可能な農業,農村の振興を要望しております。今後とも,高騰した肥料や資材等などの農家負担を軽減するための対策を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上です。
- 19番(奥 輝人君) はい、分かりました。この件についてはですね、全島議員大会の中でも、地元代 議士が、やっぱり財務省を納得させなければいけないという答弁をしていたんですよ、この前の沖永良 部大会でね。やっぱり農水省は、やっぱりこうやって上げたい。やっぱり財務省がやっぱり据え置き。 そういった関係でありますので、そのあとを自分も考えたことなんですよ。やっぱりそのサトウキビの 交付金、関税から調整金を貰ってやっていて、なんか赤字だと。何億か分からんけれども、赤字経営が 続いているということであれば、やっぱり一般財源からの繰入等も考えてですよ、やってもらうべきか なと私は思うんですよ。これは、奄美、鹿児島県と沖縄県の両県から、やっぱりこうやって要望しなけ れば、なかなかこれ、財務省のその意見がつながらないのかなって思いました。その地元代議士さんの 説明の中でも、個人的に話したんですけれども、どうも財務省が納得いかんとかなんか言って、赤字経 営がどうのこうのとか言っているみたいということで、その代議士さんもやっぱり力を入れて、この交 付金単価をやっぱり引き上げる方向で、一応、対策は打っていくという、そういった回答をもらってい ますので,今後ですけれども,やっぱりこういった交付金がやっぱりこうやって上がれるように,財務 省に対する要望など、活動していただければと思いますので、そこら辺り、私もまた、やっていきたい と思いますので,共同でですね,やっぱりそういった財務省辺りに,やっぱり要望して,この実情をや っぱり知ってもらって、サトウキビ産業がやっぱり衰退しないようにですよ、鹿児島県、南西諸島とや っぱり沖縄県がやっぱり主体でありますので、そこら辺りも、部長、また、取り組んでいきましょう、 はい。それじゃ、もうこの件については終わりたいと思います。

続いてですね、よし、時間もあんまりないですので、次にですね、今度は建設部長に伺いたいと思います。3、市民の声から。(1)笠利地区の県道、国道の整備計画についてであります。①宇宿集落から万屋集落間について。これ、県道であります。事業計画及び実施計画についてをちょっと尋ねたいと

思います。この件についてはですね、同僚議員がもう過去に数回取り上げて、この宇宿の県道をどうにか拡幅して、安全な道路にしていただきたいという、そういった要望、そういった質問等も過去に行っております。それでですね、もう簡潔になるんですけれども、今、県が考えているこの事業計画並びに実施計画、その年度のそういったのがもう確定されているのか。今後の方針など、どのようになっているのかを聞きたいと思います。

- 建設部長(藤原俊輔君) それでは、御質問の県道601号、佐仁万屋赤木名線につきましては、宇宿漁港入り口から宇宿集落先までの間、約700メートル区間において、2車線は確保されているものの、歩道がないのが現状でございます。本路線につきまして、平成10年、平成15年、平成16年、令和元年12月に、笠利町宇宿、城間、万屋、土盛、崎原の各集落の駐在員により、要望書と地権者約9割の同意書が提出され、県に進達しております。本市としましても、宇宿小学校や赤木名中学校の通学路となっておりますが、歩道が未整備で著しく危険な状態であり、近年におきましては、観光客の道路利用も増えていると認識しており、大島地域土木事業連絡会において、県のほうへ継続的に要望を行っております。さて、御質問の事業計画及び実施計画につきまして、県に伺いましたところ、新規事業の計画については、整備の必要性や緊急性、地元の協力体制等を考慮し、事業に着手しているところです。同地区の抜本的な改良については、多額の事業費を要するなど、課題もあることから、まずは国道58号おがみ山バイパスなど、事業中の箇所の早期整備に努めてまいりたいとのことでありました。本市といたしましても、地元集落や県と協力、連携し、早期事業着手に向け、様々な課題に取り組みたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。
- 19番(奥 輝人君) 分かりました。おがみ山バイパスが優先ということで、今、聞きましたけれども、やはりこの件については、議会報告会なり、また、地域協議会、また、そのいろんな会合の中では、この道路、どうなっているのということ、よく聞かれますので、市民から。さっき言った、緊急性もあります。そして、要望も全部出しています。宇宿集落、万屋、城間集落ですよね。出しているんですよ。その出したときに、その自分が出したときには、その緊急性等も勘案して、今、笠利地区において県の工事が約2か所あったんですよね。今やっている辺留と須野の土取り、あの工事と、あと節田の真崎橋があったから、これが、この進捗を見てやるとか言っていたんですけれども、そこら辺りの進捗を見てとなればは、もう、このおがみ山バイパス、同時期でもできるのかなと思っていたんですけれども、ちょっと厳しいのかなというのが、もう残念なあれですね、回答であります。

それで、部長、一応、こういった年度とかは、事業計画などの年度などは、はっきりと定まっていないんですか。

- **建設部長(藤原俊輔君)** 先ほどの答弁とも繰り返されますが、まだ事業着手について、まだ、年度も決まっておりません。まずは、県のほうの答弁は、まず、手をつけている国道 5 8 号、おがみ山バイパス、こちらの早期完成を優先したいということでございました。以上です。
- **19番(奥 輝人君)** それじゃ、②番の喜瀬・浦地区についてでもありますけれども、これも、これは 国道であります。これもずっと、その地元住民、地元集落からの要望がありました。これについての回答をお願いしたいと思います、はい。
- 建設部長(藤原俊輔君) 御質問の国道58号は、喜瀬地区の一屯集落から市道手花部打田原線入り口までの約3キロメートルにおいて、2車線は確保されているものの、歩道がないのが現状でございます。 こちらの本路線につきましても、過去数回にわたり、地元喜瀬集落より改良に関する要望があり、近年におきましては、観光客の道路利用も増えていると認識しております。奄美市としましても、先ほど同

様,大島地域土木事業連絡会において,継続的に要望を行っているところでございます。御質問の事業計画及び実施計画につきましては,先ほどの答弁に同様でございますが,新規事業の計画につきましては,整備の必要性や緊急性,地元の協力体制等を考慮し,事業に着手しているところです,とのことであります。また,同地区につきましては,歩行者の安全対策のためのラバーポール設置,路肩の着色,側溝改修等の整備を実施し,歩行者の安全対策に努めているとのことでございました。本市といたしましても,地元集落や県と協力,連携し,早期事業着手に向けて,様々な課題に取り組みたいと思っておりますので,よろしくお願いいたします。

19番(奥 輝人君) やっぱり緊急性とか必要性とかは、やっぱり笠利地区の住民、また、その国道を使う方々、もうほとんどあの、理解をしていますので、本当、この事業計画、実施計画が早急にできるようにですね、部長、しっかりと取り扱っていただきたいなと思います。残念ですね。ちょっとその事業計画と実施計画のその内容が見えないとなれば、やっぱり笠利地区の住民、ちょっと厳しいなと思いますね。もう、自分としては本当もう、令和10年頃までには、何かの策が出てもいいのかなと私は思っていたもんだから、令和10年頃までには。そういった用地買収とか、そういった地権者との交渉とかも入っていったら、今度、もう始まっていくんだなということで、ちょっと安心感があるのかなと思ったんだけれども、何ら、そういう回答がなかったもんだから、やっぱり残念だなというのが、率直な気持ちであります、はい。

それではです,もう最後になりますけれども,最後のこの県道ですね。今の空港過ぎて,万屋集落間についての県道についてですけれども,これもですね,地権者との交渉が難航しているということであります。今の現在の進捗状況。あと,今後,どのようになっていくのかを,ちょっと聞きたいと思います。

- 建設部長(藤原俊輔君) それでは、御質問の県道82号、龍郷奄美空港線におきましては、奄美空港の 先から北に約150メートルの区間におきまして、道路が狭あいで歩道がなく、未整備区間となってい るのが現状でございます。御質問の地権者との交渉や内容につきまして、県にお伺いしましたところ、 用地難航で事業が完了しており、現在、地権者との交渉は行っていないとのことでございました。本市 としましても、事業の再開に向けて、様々な課題に取り組み、県と協力、連携していきたいと存じます ので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。
- **19番(奥 輝人君)** この件についても、地権者との交渉、今、されていないということでありますけれども、やっぱりこの道路が、やっぱり正常化ならなければは、やっぱり不便をきたしていますので、もう、この地権者との交渉がスムーズに進まないのであればですよ、迂回路でも、海側でもいいし、山側でもいいから、そういったバイパスでも造りながら、やっぱりこうやって前に進めていくのがベターかなと、私は思うんですけれども、今後、そういったことも検討しながらですね、この道路が一刻も早く直線化できるようにですね、取り組んでいただきたいと思います。

はい、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長(西 公郎君) 以上で、無所属 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日,午前9時30分,本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。 (午後3時50分)

第 2 回 定 例 会 令和 5 年 6 月 22 日 (第 4 日 目)

6月22日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 幸多 拓 磨 君 3 番 君 永 田 清裕 6番 林山 克 巳 君 8 番 橋口 耕太郎 君 10 番 大 迫 勝史 君 12 番 竹山 耕平 君 15 番 﨑 田 信正 君 18 番 西 公 郎 君 20 番 伊東 隆吉 君 22 番 多田 義一君

2 番 弓 削 洋 平 君 霜析 4 番 和田 君 7番 正 野 卓 矢 君 9 番 栄 ヤスエ 君 奥 晃 郎 君 11 番 14 番 関 誠 之 君 17番 与 勝 広 君 19 番 奥 輝 人 君 21 番 川口 幸義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

壮 平 君 副市 長 市 長 安田 諏 訪 哲郎 君 住用総合支所 教 育 長 村田 達治君 平 田 博 行 務 所 笠利総合支所 國 分 正大 君 総 務 部 長 濱田 洋一郎 務 所 長 企画調整課長 総 務 課 長 向 井 渉 君 當田 栄 仁 君 財 市民環境部長 政 課 長 永 田 公洋 君 島 袋 修 君 市 民 課 長 浩 史 君 保健福祉部長 重 田 永 田 孝 一 君 福祉事務所長 石 神 福祉政策課長 康郎 君 麻井 庄 二 君 こども未来課長 加奈子 健康增進課長 畠山 正明 君 當田 君 高齢者福祉課長 商工観光情報部長 西 幸一郎 君 平田 宏 尚 君 商工政策課長 祐司 君 紬 観 光 課 長 広 和 君 喜納 赤崎 産業建設課長 原 俊 三 君 農林水産部長 大 山 茂 雄 君 設 上下水道部長 建 部 長 藤原 俊輔君 君 吉 郁 也

6月22日(4日目)

下水道課長 岡江 康裕君 教育部長 大庭 勝利君 学校教育課長 小出水 明洋君 学校教育課参事 夜差 輝信君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐野 早苗 君 議会事務局次長兼 池田 忠徳 君主幹兼議事係長 押 川 治 君 議 事係主 査 坂元 辰徳 君

議長(西 公郎君) おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。(午前9時30分)

議長(西 公郎君) 日程に入ります前に、市長より、大雨に関する報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

_ 0 _

市長(安田壮平君) おはようございます。お時間をいただき、昨日以降の大雨の状況について御報告を させていただきます。

まず、被害の状況につきまして、昨日、午後の報告と同じでありますが、これまでの累計は床上浸水が役勝にて1棟、床下浸水が役勝、西仲間で8棟となっており、人的被害についてはなかったところです。道路、公共施設等の状況などについては、役勝地区の国道58号の交通規制は、昨日15時過ぎに全面解除されております。その他、市道青久線で2か所の土砂崩れにより通行止め、市道和瀬城線で、崩土により通行止めとなっております。また、住用小中学校は昨日1日休業となっております。

その他,昨日通報のありました,名瀬地区和光町の崩土でございますが,現地確認のところ,民有地であり,通報者を通じて所有者への連絡等,対応をお願いしたところでございます。なお,近隣の建物や市道への直接的な被害はございません。

次に、避難所の状況でございます。名瀬地区においては、災害発生時に孤立化する懸念のありました、下方地区2か所、知名瀬と根瀬部、上方地区2か所、有良と芦花部、古見方地区2か所、小湊と農村環境改善センター及び市街地の避難所として、市民交流センター、以上7か所を昨晩、18時30分までに開設いたしました。また、一般の避難所に避難が難しい方のための体制、具体的には福祉避難所として本庁舎に準備をするという体制もとったところです。そしてまた、住用地区においては、自主防災組織と連携し、住用総合支所などにて、避難所の受入体制をとったところです。

避難の状況としましては、知名瀬保健福祉館、累計2名。市民交流センター、累計3名の合計5名の 避難者をこれまでに受け入れており、午前8時現在では、皆様、帰宅され、避難所も閉鎖いたしており ます。

本市,災害対応体制につきましては,本日7時5分に土砂災害警戒情報が解除となったことから,本日8時30分の第2回災害対策本部会議において,災害対策本部を廃止し,住用町西仲間・役勝地区に出していた避難指示も解除いたしました。しかしながら,大雨警報は継続していることから,情報連絡体制をとっております。奄美市における連続雨量が650ミリを超える地区もあり,土壌に含まれる雨量も非常に高まっている状況と推測されます。少しの雨でも深刻な被害に至る可能性のある,非常に危険な状況にあることを御認識いただき,市民の皆様におかれましては,最新の情報に基づき,大雨,河川の氾濫,土砂災害等に引き続き十分に警戒していただきたいと存じます。以上でございます。

議長(西 公郎君) 日程に入ります。日程第1,一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力、避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁につきましては時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い, 順次, 質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

なお、崎田信正君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

15番(崎田信正君) おはようございます。日本共産党の崎田信正です。先ほど市長からも報告がありましたけれども、一昨日来からの大雨により、被害に遭われた方に、まず、お見舞いを申し上げます。また、災害対策本部を立ち上げ、住民の安全と財産を守るために奮闘されている市職員をはじめ、自衛隊員の皆さんや関係者の方に敬意を表します。被害がこれ以上拡大することなく、最小限に済むことを願いながら、通告に従って、順次、質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、最初に、市長の政治姿勢についてであります。10月からの下水道料金の値上げは、この時期 はやはりなんとしても中止をしていただきたい。中止するべきだとの思いで、何点かお伺いをしたいと 思います。昨年12月、第4回定例会で、令和5年度、この4月から下水道料金を値上げする条例が可 決をされ、5年度予算では値上げを見込んだ予算が計上されております。しかし、当局は議案審議の中 で、半年の値上げの延長を検討することが表明されており、第1回定例会で、値上げを10月に先送り する条例が提案をされ、これも賛成多数で可決されております。私はこの2回とも、市民生活の状況を 考えれば、値上げを認めることはできないとして反対し、討論で、その内容も述べてまいりました。1 月30日の地元新聞では、説明会への参加者が少なかったことについて、当局は料金改定が市民の理解 を得ているなどと都合よく解釈しないほうがいいと指摘しておりますが,半年延長したとしても,現在 の物価高の状況から、ここで、写真1をお願いいたします、これは、右が昨年12月27日の南海日日 新聞。真ん中が、今年2月1日の南海日日新聞。そして、左が4月29日の奄美新聞です。いずれも、 市民生活を直撃する値上げ記事の見出しであります。次に、写真2をお願いいたします。これは、右側 が5月13日の奄美新聞で、物価値上げだけではなく、社会保障費の値上げを報じております。そし て、左は5月18日の南日本新聞で、物価高は教育にも影響が出ていることを報じております。次に、 写真3をお願いをいたします。これは、右が5月24日の南海日日新聞で、実質賃金が落ち込んでいる ことを報じ,左は県が物価高騰対策を打ち出したことを報じました。写真,ありがとうございました。 今議会の一般質問でも、同僚議員からは市民生活の厳しさを指摘する発言があるなど、市民生活の現状 は厳しいということは共通認識になっているのではないかと思いますが、その認識がおありなのか、ま ず、当局の御見解をお示しください。

次に、担当者の方が将来の下水道会計を心配して、シミュレーションをされていると思います。その結果、値上げを延期すれば、改定時期にはさらにこれ以上の負担を強いることになると答弁されておりますが、将来のことを検討することは、もちろん、必要であります。行政の担当者として、当然、行うべきものだと理解をしております。また、示された数字についても、担当者がきちんと計算されたものと思いますので、尊重いたしますけれども、今の物価高は平常ではありません。今、1年間の値上げ予算が計上されており、今後、半年分の減額補正が出されることになるかと思いますけれども、この際、新たに値上げ延長の条例を出して、市民生活を応援することが必要だと思います。そして、来年以降については、令和6年度の予算編成時にしっかりと議論を積み重ねることが必要だと思いますが、御見解をお示しいただきたいと思います。

次からは,発言席にて行います。

市長(安田壮平君) それでは、崎田議員の御質問にお答えします。前段については、私のほうで答弁させていただき、後段については、担当部長のほうで答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、物価高が続いており、収束も見えないなど、市民生活にも影響が出ているものと認識をいたしております。このような状況ではありますが、下水道事業の持続可能な経営を目指す上では、早急な料金改定が必要であり、先ほど、﨑田議員のお話の中にもありましたけれども、現在の料金体系では、将来世代に大きな負担を強いることになると考えております。また、受益者の皆様方に料金改定をお願いするとともに、バイオガス発電事業の推進による営業外収入の確保や処理場の統合を進めることにより、施設の更新工事等の維持管理費など、歳出の削減にも努めているところでございます。物価高騰の収束が見えない中、受益者の皆様には厳しい負担となりますが、御理解をいただきます

よう, よろしくお願い申し上げます。

- 上下水道部長(吉 郁也君) 料金改定のこれ以上の延長は、人口減少や施設の老朽化が想定される中で、将来世代への負担を強いることになります。今回の料金設定といたしましては、少ない使用料に対しては、料金を据え置くなど、負担を抑えられるよう工夫したところでございます。具体的に申しますと、これまで使用料10立方メートルまでは1立方メートル当たり75円としておりましたが、今回、さらに小口の5立方メートルまでの区分を追加して、料金を同じく75円と据え置くこととしております。このことによりまして、全契約者数の約23パーセントを占めます、高齢単身世帯などに多い5立方メートルの使用料では、基本料金のみの値上げとなっておりますので、御理解を賜りたいと思います。
- 15番(崎田信正君) 冒頭述べましたけれども、これだけの物価高騰があって、さらに県もいろいろ対策は立てているわけですよね。そのときに、公共料金を値上げするということは、やはり市民の暮らしを一番に考える自治体としてはね、やっぱりとるべき対策ではないというふうに思います。下水道料金というのは令和2年度から企業会計に移行したわけですから、このときに独立採算が強調されております。予算委員会での質疑でも、一般会計からの繰入を禁じているものではないというふうに答弁もありました。値上げによる収入増は、年間幾ら見込んでいるのか。予算案を見れば分かりますけれども、示していただきたいと思います。さらに、予算委員会では、今、答弁があったと思いますが、1年延ばしてしまうと、今の料金改定プラス3パーセント以上は、また、さらに値上げしなければ、我々の適正な経営は望めないという答弁ですが、半年伸ばしたわけですから、その影響についてはどうなっているのか、お示しをいただきたいと思います。
- 上下水道部長(吉 郁也君) 令和5年度当初予算時には、年間約9,800万円程度の収入増と見込んでおりましたが、改定時期を半年延長しましたので、現時点ではこの半分程度の収入増と見込んでおります。その後につきましては、人口減少とともに収入額も減っていく見込みとなっております。

次に、半年延長した影響について、お答えいたします。料金改定を半年延長することについては、令和5年度末のキャッシュフローが約4、900万円減少する影響がございます。そのため、料金改定を半年延長すると決めた際に、平準化債を借入限度額まで4、000万円増額する補正予算を組み、資金確保に努めたところでございます。そのほか、起債償還に据え置き期間を設けるなど、財務、キャッシュフローの調整により対応をいたしております。このような対応は、抜本的な経営改善策となるものではなく、いずれにしましても、将来世代の負担が大きくなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

15番(崎田信正君) 私は冒頭述べたようにね、皆さん方が出した数字というのは、いろいろ計算されて出している数字だから、それは尊重したいと思うんですよ。だけれども、今の実情がそれに見合うのかということなんですけれども、1年間で9、800万円ですから、約1億円ですよね。私は今の物価高の状況だから、ずっと値上げしないでおけというふうには、予算委員会でも言っていないんです。例えば、3年間、世界の情勢を見て、状況を見て、そのとき、改めて考える必要が、考えていいんじゃないかなと。それが、市民の立場に立つものだと思うから、こうやって発言するわけですけれども。それで、1年間に9、800万、1億円ですから、3年間で3億円ですよね。これを先延ばしすると、3%の値上げをしなければならないというわけです。これ、市民が払う3億円ですよね、3年間で。それを、ほかから持ってくれば、その影響は出ないことになると、私は思うんですけれども、違っていれば、あとでまた訂正していただきたいと思いますが、そのときに、どこからお金を持ってくる。やっぱり財政調整基金ですよ。財政調整基金についても、その可能性について、お伺いをいたしました。その

ときの予算委員会の答弁では、ほかの会計ですので、私どもではないという形になりますと答弁されて おられますけれども、これはどういう意味なのか、一応、一度、説明していただきたいと思います。そ の上で、現在の財政調整額は幾らになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

上下水道部長(吉 郁也君) 3月の予算委員会におきまして、崎田議員より、財政調整基金の導入について答えられるかとの質問に対しまして、ほかの会計で、私どもではないと答弁しました趣旨について、御説明いたします。議員御質問の財政調整基金は一般会計の基金であり、下水道事業は公営企業会計という別の会計でありますので、下水道会計側で答える立場にないという趣旨で答弁したものでございます。また、公営企業である下水道事業の運営につきましては、受益者である下水道を利用される皆様の使用料金により独立採算で行われるのが大原則だと考えております。

二つ目の御質問についてですが、令和4年度末の財政調整基金の額は、40億3、472万6、00 0円となっております。

15番(崎田信正君) だから、公営企業会計にしなければよかったんですよね。そうでしょう。自分たちでいろいろな対策が立てられないと。独立採算だというけれども、市民に負担を強いる、行政の仕事ですよ。だから、そのときに、独立採算を強調して、先ほど言ったように、絶対できないということではないので、今は異常事態だというふうに捉えればね、そこは地方自治体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにと、国のほうも地方自治法で言っているわけですから、そこはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それで、財政調整基金、今、40億円と言われました。財政調整基金は、確かに、平成18年のときは、奄美市合併当時ですけれども、このとき、2億円余りなんですよ。私もこの状況であればね、財政調整基金を使ってやるべきだとまでは言わなかったと思いますけれども、合併当時、平成18年2億円。23年までは、一桁台で推移をしています。24年に14億円と二桁になったんです。翌25年が23億円。26年には30億円になって、今、ずっと続いて、ほんで今、今度、40億円になっているわけですよ。この間、何回も繰り返し聞いていますようにですね、財政調整基金の額の目標額は幾らかと。10パーセントだと言われていますよね。今、一般会計予算、311億円ですから、31億円じゃないですか。どんなときに、財政調整基金を出動するんだということになりますけれども、災害のときの突発事故とか、もちろんありますけれども、それに見合う今の状況じゃないかなと思うんですよ。だから、それで3年間、仮に財政調整基金をやっても、3億円ですよ。だから、これを出せば、住民が負担するのと同じ額ですから、言われるように、次に先送りするということにはならないと思うんですけれども、財政調整基金を活用しない理由、また、できない理由はないと思いますけれども、しない理由があれば、御説明いただきたいと思います。

総務部長(濱田洋一郎君) おはようございます。それでは、崎田議員にお答えいたします。御質問の財政調整基金につきましては、これまでも申し上げてきたとおり、年度予算の財源充足分として、また、災害や近年の新型コロナ対策など、緊急的な財政出動に対する財源として、毎年度の決算に応じて積み立てているところであり、本市といたしましては、一般会計予算の規模の1割程度を目安に確保しているところでございます。近年の新型コロナ対策といたしましても、真っ先に相当額の財政調整基金を出動いたしましたが、国からのコロナ交付金が手厚く交付された結果から、現時点においても一定の基金が確保されているところでございます。しかしながら、今後は人件費、公債費、そして、扶助費などの事務的経費は確実に増えてまいります。公共施設に係る維持管理費、修繕費等も年々増加しております。このようなことからも、毎年度の予算編成や緊急に備えた臨機応変に対応可能な財政調整基金の確保は、市全体の財政運営から肝要なことでございます。その一方で、下水道事業会計に対しましては、一般会計から起債に係る交付税措置分を含め、昨年度は6億8、000万円、今年度は6億6、000

万円を繰り出しているところでございます。そのうち、国以外の奄美市独自の措置といたしましては、毎年度、下水道事業運営のための財源補填や運転資金として、一般会計から1億円程度の財政支援を行っており、この中には、財政調整基金も活用されているところでございます。さらに、料金への支援となりますと、恒久的な財源が必要となり、一般会計の基礎となります住民福祉サービスや公共投資等にも影響を与えかねないと懸念されるところでございます。いずれにいたしましても、下水道や水道事業の公営企業会計においては、独立採算が原則であり、公共サービスの公費負担はもとより、使用者の方の受益者負担は当然ながら求められることでございますので、下水道事業の安定運営のためにも、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

- 15番 (崎田信正君) この間、財政調整基金が増えてね、40億円ですよ。さっき、答弁されたように、10パーセント、1割といえば、31億円でしょう。9億円、上回っているわけです。その状況の中で、なお市民が下水道料金の負担、しなければいけないというこの時期に、財政調整基金が出動できないという理由には、今の答弁ではならないと思うんですけれども。会計の運営だけ、それも将来的なことですよね。将来は将来で、今、市長もいろんな手立てをとって、ネーミングどうのこうのとか、それから、インバウンドのことで、稼ぐ市役所ですか、そういったことで、これからいろんな対策をとっていくわけじゃないですか。それが功を奏するように、我々も応援したいと思いますけれども、そういった将来のことも含めてですよ、今、この時期に下水道料金の値上げをしないということは、公共自治体としてね、市民に与える信頼感とか、いうのにもつながってくるんじゃないかなと。こういう状況でも財政調整基金、当然、31億円のところ40億円、9億円も増えているのに、こんなときには使ってもらえないねということに、市民のほうに、そういう意識が享受されるんじゃないですか。そういった意味で、是非、財政調整基金を使ってでも、使えると思うんですよ、私はね。また、詳しいことがあるのかも分かりませんけれども、値上げをしないという方向で、9月議会まで検討しようということにもならないですか、市長。
- 市長(安田壮平君) はい、本当に縷々、議論を、御意見をですね、ありがとうございます。そしてまた、﨑田議員のですね、おっしゃることも重々分かる、感じているところでございます。御案内のとおり、その公営企業会計になって、その収支のですね、収支、明確になって、そして、これ、持続可能な運営をしていく、経営をしていくことが重要であり、かつ、また、本当、様々な観点でこの値上げについてですね、調査、研究をして、民間の方を交えた、そういった審議会でもですね、議論してきた上での、この今回の決定であります。もう十数年ぶりのですね、値上げ、せざるを得ないと。やはり、下水道事業の維持費自体も上がっている中ですので、やはりそこは広く、薄く、負担をお願いしないといけないということであります。議会の皆様からも、そこは御意見をいただき、半年延長させていただくと、そういう決定もいただいたことですので、これはしっかり、その方針は堅持していきたいと思っております。併せて、今のこの物価高、経済的、家計の面でもですね、非常に厳しい状況にあるというのは重々感じていますので、そこに対しては、また、別の手立てで、しっかりと経済支援、家計支援を考えていきたいと思っておりますので、どうか、御理解のほど、お願いいたします。
- **15番(崎田信正君)** その気はないという答弁ですね。これだけ物価高があって、異常な物価高ですよね。国も県もいろいろ対策を立てている。市長も、今、別な手立てをしなきゃいけないという状況の中でも、40億円に膨れ上がった財政調整基金、目標額を9億円も上回っているけれども、それを使ってでも、3年間だったら3億円ですよね。そういったことも出動できないということだと思いますけれども、これでいいのかということは、また、9月議会でも議論しなければいけないと思いますけれども、非常に残念な行政の対応だと言わざるを得ません。これだけ困っている中で、財政調整基金も、当初、申し上げたようにね、2億円や3億円だった時代には、私もこういうことは言いませんよ。だけれど

も、もうどんどん膨れ上がって、どこにお金を使うんだといったときに、将来のこと、将来のこと、言って、今の市民の生活状況を見ないというような行政のあり方で本当にいいのかということを申し上げて、次の質問に行きたいと思います。

次に、自衛隊への対象者名簿の提出についてです。第1回定例会、3月議会でありますけれども、名簿対象者からの提供停止の申し出はないところでございまして、これまで同様の取り扱いを現在も行っているところと答弁されております。昨年3月4日時点では要請がなかったが、その後、要請があり、紙媒体で提出しているとのことですが、要請の内容はどういうものなのか。また、今年の対応についてもどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

- 総務部長(濱田洋一郎君) はい、お答えいたします。自衛隊募集事務に係る対象者の情報提供につきましては、自衛隊法第97条に基づき、市町村の法定受託事務として行っているところです。お尋ねの情報提供は、本年4月に18歳と22歳を迎える男女の住所、氏名、生年月日について、提供を行っております。以上です。
- 15番(崎田信正君) さらに、3月議会の答弁では、当該対象者から名簿提供に対する問い合わせ等を含めて、御意見はいただいていないところでございますので、現在、特段周知は行っていないところでございますが、名簿対象者本人から提供停止の申し出があった場合、この際には御本人の意向に沿った対応を検討してまいりたいということを答弁されています。物事の進め方として、そのときもおかしいんじゃないかということを指摘しましたけれども、地元で、そのときに再質問させていただいて、さらにの答弁ではね、地元で就職ができるとか、Uターンで帰って来れるとか、最終的には職業の選択の自由云々まで話されているわけですよ。そういうことを言えばね、今、そんなことを問題にしているわけではありません。職業選択の自由などと言えば、今、どこも人材不足の状況だと思います。これをもって、自衛隊の名簿提出の理由の一つに挙げるのはおかしいと思いますけれども、今、取り上げているのは、自衛隊に名簿を提出するなということではありません。本当はしてほしくないんですけれども。提出しないことが望ましいと思いますけれども、本来、本人の同意なしでは提供してはならない個人情報です。せめて、情報提供を行うが、提供をしてほしくない人は申し出てくださいという周知、広報はしないのか。最低限の対応だろうと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。
- **総務部長(濱田洋一郎君)** はい、お答えいたします。現在、名簿提供の周知については、まだ、行っておりません。名簿提供後に当該対象者から本市への問い合わせ等を含め、御意見はいただいていないところでございますが、今後は広報紙等で名簿提供の周知を行いまして、名簿対象本人から提供停止の申し入れがあった際には、その対応を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。
- 15番(崎田信正君) 広報するということですね、はい。これ、名簿提出除外申請というのは、鹿児島市もやっていてね、4月14日のテレビのニュースでも、鹿児島市の除外申請制度が取り上げられておりました。今、鹿児島市では、168名の方が申請をされているということです。最低限、広報するということなしに、してくれるなという意見がなかったというのは、当たり前の話でね、そんなこと、ほかのいろんな支給することについても、広報なしで、申し入れがなかったから支給しませんでしたというようなことと同じになるわけじゃないですか。そういったことにならないように、広報するということですから、物事の隅っこにちょこっとするというだけじゃなくて、やっぱり見て分かるような広報の仕方も考えていただきたいと思います。

次に、陸上自衛隊奄美駐屯地のヘリポートにオスプレイはいつから利用が可能になったのかということです。本定例会に米軍の再編交付金、2、432万円が計上されております。その内容は、昨年11月に奄美大島などで行われた日米共同訓練時に、同市の陸上自衛隊奄美駐屯地を沖縄県の米軍普天間飛

行場に所属する輸送機オスプレイが利用したことを受けた予算措置だと、6月8日付の奄美新聞で報道されております。オスプレイの件については、もう関議員もたびたび指摘をされておりますけれども、この件については2019年、令和元年です、10月7日の自衛隊駐屯地の議員視察がありました。そのとき、オスプレイは駐屯地には着陸できないという説明を、私も受けております。いつから、どういう経過で着陸が可能となったのか、お伺いをいたします。

- **総務部長(濱田洋一郎君)** お尋ねの件につきまして、防衛省に確認をいたしましたところ、当初、駐屯 地のヘリポートは耐熱処理をしておらず、オスプレイの離発着はできないと、駐屯地は認識をしていま したが、昨年11月に行われた日米共同訓練において、奄美駐屯地ヘリポートにおけるオスプレイの離 発着の検証を行った結果、離発着が可能との判断に至りましたというような回答をいただいているとこ ろでございます。以上です。
- 15番(崎田信正君) そんなこと、全然知りません、我々はね。だからね、令和4年度第4回定例会の、これ、12月9日でしたけれども、そのときに、私はですね、今の情勢からすれば、オスプレイがもう頻繁に奄美空港に着陸するような時代が来るかも分かりませんって発言したんです。それ、来とったわけじゃないですか、全然ね。来るかも分かりませんと言ってたのが、もう既に着陸をしている。今の情勢からすれば、自衛隊の基地というのは、日米共同使用という方向が進んでおりますから、もう当たり前のように飛んでくるんじゃないかなという心配をするから、こういった情報も市のほうには入ってこないんですか。オスプレイは止まることがあるかも分かりませんとか、止まれるようになったとか、というのは。11月の共同訓練のときは、試験的に下りたら、下りることができたということなんですか。部長。
- **総務部長(濱田洋一郎君)** お答えいたします。事前にオスプレイの駐屯地への離発着という情報は、事前には私どものほうには来ないものと承知をしているところであります。以上でございます。
- 15番(崎田信正君) これはね、奄美の軍事化が、もう想像以上に進んでいるというふうに感じました。つまり、奄美大島に配備されている、今、ミサイル部隊がありますよね。12式の地対誘導弾ですけれども、射程距離200キロなんです。これを今、防衛省のほうでは900キロ、あるいは、最終的には1、500キロを目指しているということですから、こんなものが反撃能力、つまり、敵基地攻撃能力の保有で奄美に配備をされれば、相手の攻撃対象となり、戦場になるリスクが大きくなるわけです。さらに米軍との共同使用にまで進んでいくのではないかと危惧しますところですけれども、そんな心配は杞憂だというのか、それは認めることができないという立場なのか、国の専管事項だとして声を出さないのか、どういう態度をとられるのか、市長。今の、先ほどのね、オスプレイが止まることができなかったところに、実際、止まっていると。そういった情報も知らされないという状況で、どんどん進んでいくという思いの中で、どっかで歯止めをかけようということになるのか、それとも、国の今の国際情勢の下でね、もう仕方がないと、専管事項だからということになるのか、そのことだけの認識だけをお答えいただけますか。
- 総務部長(濱田洋一郎君) 今,おっしゃったような事例も含めて,奄美上空での低空飛行,騒音の問題等々が,今,問題になっているところでございます。米軍機に限らず,市民の皆様からの通報ですとか,苦情等を受けた都度,県を通して防衛省などの関係機関へ照会を行い,その結果,米軍機と思われる機体について,九州防衛局から米軍に通報や苦情の内容を伝え,住民生活への影響を最小限に留めるよう,強く申し入れを行っているところでございますので,御理解いただきたいと思います。

- **議長(西 公郎君)** 崎田議員,時間配分のほうをお願いいたします。補聴器のほうも待っていますんで,よろしくどうぞ,お願いします。
- **15番(崎田信正君)** ちょっと、下水道料金で、次にまた検討しますという答弁がすぐ来ると思っていたんですよ。そうなれば、時間、これだけ足らなくならなくて済んだもんですから、そこは御了承。大事な問題だと思うから、ちょっと時間をとりましたけれども、よろしくお願いをいたします。

それで、今、オスプレイのことで言われましたけれども、次に、非核平和宣言都市のモニュメントについてです。旧名瀬市の市庁舎にあった非核宣言都市の看板が新庁舎に移ることになりました。今年度、予算化されているということですので、設置に向けた進捗状況について、お伺いをいたします。

- **総務部長(濱田洋一郎君)** 本市においては、これまで非核平和都市宣言を、懸垂幕やデジタルサイネージの活用による啓発を努めてまいりました。議員御承知のとおり、今年度におきましては、新たな周知看板の作成に係る予算を計上させていただいているところでございます。一方で、奄美産木材製品制作業務というものを活用いたしまして、市本庁舎及び各総合支所に来庁される皆様への啓発を図る木製の看板の制作も検討しているところでございます。いずれにしましても、早期の設置に向けて取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思います。
- 15番 (崎田信正君) これ、看板というか、モニュメントですね。G7サミットが広島で行われました、被爆地です。5月9日ですね、広島ビジョンというのが発表されておりますけれども、6月19日のヤフーニュースでこういうのがありました。元広島市長の平岡敬さんは、広島の原点は核兵器廃絶と世界平和。核兵器廃絶というのは、核兵器をなくすこと。そして、平和というのは、戦争に反対するということ。広島は核抑止論、つまり、核の存在に反対しているんです。ところが、広島ビジョンは核抑止論を肯定している。核抑止を認めている。これは、広島の思いとは全く違います。広島の名を冠して、核兵器を認める声明が出されたことについて、私は大変怒っております。世界の人から広島は一体何を考えているんだと思われても仕方がないし、今後、広島が出していく様々な平和のメッセージの信用性も失われる。広島ビジョンは核兵器禁止条約について全く触れていない。2021年に発効した核兵器禁止条約です。前文に、被爆者との文言があり、広島、長崎の被爆者の訴えを色濃く反映している。なのに、広島ビジョンはその条約に触れていない。日本政府が条約に背を向けているからですと述べています。私たちも一日も早く核廃絶を実現したいという思いを示すのが、この非核平和宣言でありますから、それをモニュメントというのは、少なくとも8月6日、広島、8月9日、長崎までに、完成をさせ、是非、除幕式などができればと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、戸玉集落の生活環境についてです。この件についても、これまでいろんな形で取り上げてまいりました。それだけ、長年にわたって住環境の改善を求めている、地元住民の切実な願いがここにあるということは、まず、共通の認識にしたいと思います。前回、山間港の活用について、質問をさせていただきました。そのときに、いろいろ答弁をされておりますけれども、その答弁の中で、山間港の利用については、輸送費に係るコスト等の問題についても述べられておられますけれども、生活環境の改善を、まず、第一義的に検討するというのが行政の立場じゃないかなと思います。その後の検討状況について、御見解をお伺いいたします。

住用総合支所事務所長(平田博行君) 戸玉集落の生活環境改善に向けた山間港利用についての御質問でございますが、その実現に向けては、現時点において懸念や課題があろうかと考えております。まず、採石の積み出しが、戸玉地区から山間地区に移行されることになると、集落間の道路を通る交通量が増加することによる騒音、粉塵等が懸念されること。また、戸玉地区や山間地区の安全な積み出しを行う

ためには、相当規模の改修費用と事業期間を要することなど、様々な課題がございます。いずれにして も、地域の生活環境を守る、生活の安全確保が第一ということは、住民の皆様とともに、本市としても 共通の認識に変わりはございません。ただ、採石事業が継続して行われているということも事実である ことから、一つ一つの課題をなんとかいい方向に導いていくことが、まずは大事なことと思っておりま す。そのためにも、地域の住民の皆様、事業者の皆様、そして、本市も一緒になって、お互いに歩み寄 りながら、話し合いを続け、できることから確実に実施していただけるよう、本市としても現地調査や 指導など、維持管理に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

15番(崎田信正君) 今の答弁で、もう40年間ということですから、40年以上かな、ということです。もうスピード感をもって取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、平和教育についてです。2022年10月30日に開催をされた自衛隊演奏会のチラシについてです。これは、昨年の第4回定例会でも取り上げましたが、その後、昨年12月16日に安保関連3法案が閣議決定をされるなど、南西諸島の軍事化が加速をしているのが、今の状況だと思います。そこで、改めて昨年の音楽会のチラシについて、もう一度、認識を確認したいと思います。なぜかと申しますと、その時の答弁が、いろんな考えがあるとのことで、チラシについては事前に知らせてほしいという旨の要請をしたとのことですが、さらに、やはりものの見方、考え方、いろいろこうございます。人によっては捉え方も違いますので、一概にこれがいいとか悪いとかいうことではなくて、それぞれの意見を尊重しつつ、どういった方向がいいのかというのを議論し合いながら、良い方向に進んでいくというのがよいのではないかというのが、教育長の答弁でした。つまり、教育長の個人の見解ということになろうかと思いますが、今もその思いに変わりはないのか、まず、お伺いいたします。

- 教育長(村田達治君) 議員の御質問にお答えをいたします。御案内のとおり、昨年10月に開催されました陸上自衛隊の演奏会。島嶼演奏in奄美についてでございますが、議員御指摘のとおり、チラシには戦車等の写真とともに、学校名が記載されておりました。前回も答弁いたしましたとおり、校長が参加を承諾した時点におきましては、学校に対してチラシの内容の詳細を知らされていない状況でございました。見る者の経験や考え方により、様々な見方、考え方、捉え方があると考えているということについて、見解に変更、これも、その後の考え方の違いはないのかという御質問でございますが、前回答弁したとおり、そのように現在も考えているところでございます。したがいまして、様々な意見、考え方を互いに尊重しつつ、必要に応じて議論しながら、互いの理解を深めていくことが大切なことであるというふうに、現在も考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。
- 15番(崎田信正君) 写真4をお願いいたします。これ,前回も紹介しました,そのときのチラシですね。このように中学校名が記載をされたチラシですから,私は義務教育の場と言えるのかと思いますけれども,そこに,今,お話があったように戦車の写真があると。これでも,教育上,好ましくないと言えないということなのか。つまり,事前にこのようなチラシだと分かったとしても,認めるということになるのかということなんです。事前に知らされなかったということですけれども,事前に知らされていたら,これ,やっぱり教育上問題だから,省いてほしいなというような立場に立っているのか,いろんな考えがあるから,当然,いいですよというような立場に立っているのか。そこを確認をしたいと思います。
- **教育長(村田達治君)** お答えをいたします。基本的な考えに変更はございません。校長が保護者、それから、生徒の意向を踏まえて、最終的に判断するものというふうに考えております。その中に、チラシというのも、大事な要素の一つだというふうに考えておりますので、事前にチラシの内容についても知らせてくださるようにということで、要請をしたところでございます。以上でございます。

- **15番(﨑田信正君)** 内容が、チラシは事前に知らされるということであって、内容については問わな いという感じですよね。そういったことで、本当に教育上、義務教育ですね、の立場でいいのかなとい う思いはありますので、また、いろんな事例が出てくれば、取り上げていきたいと思います。それ、い ろんな事例の一つに、次に、迷彩服での通学路の見守りがあります。このことを知ったのが3月議会の 質問通告後でしたので、そのときは答弁求めませんでした。先ほどのチラシの件についても、通じるこ とだと思いますけれども、3月議会でこの件について取り上げたときの、そのときも写真出しましたけ れども、写真5をお願いいたします。写真5、これですね。次に、写真6をお願いをいたします。これ は、同じ迷彩服で射撃訓練をしているところです。写真5に戻していただけますか。これ、南日本新聞 の2月26日の記事でありますけれども、この記事によると1年半ほど前から、地元に貢献したいと、 連日、通学路に立つとなっております。記事には登校の見守りを続けておられる民生委員の方が、隊員 は細かいところに気配りしてくれるので大助かり、頼れるお兄さんたちと喜ぶと紹介をされておりま す。私も、通学路の安全のために頑張っていることには敬意を表します。それが、なぜ迷彩服なのかと いうことに、違和感を生じるわけです。写真、ありがとうございました。今回、新聞の写真で紹介され た迷彩服姿はたまたまなのか、それとも、1年半前からと言っておりますから、迷彩服姿で行うことが 慣例になっているのか。さらに,今も迷彩服での交通見守りの活動が続けられているのかどうなんでし ょうか、分かればお知らせください。
- **教育長(村田達治君)** それでは、議員の質問にお答えをいたします。議員御案内のとおり、自衛隊員が 地域活動の一環といたしまして、安全指導をしていただいていることを承知しているところでございま す。しかしながら、迷彩服を着用しての登校の見守りが慣例になっているのかについては、こちらとし ては今まで確認をしていないところでございます。また、安全指導に取り組まれている自衛隊員の中に は、出勤前に御協力いただいている方もいらっしゃるのではないかなというふうに考えているところで ございます。以上でございます。
- 15番(崎田信正君) 私,交通安全,子どもたちの見守りということですから,それについては,自衛隊の方が出勤前に参加されるというのは,非常に敬意を表したいと思いますけれども,そこでなぜ迷彩服かということなんですよ。これ,八千代市の通学路,旗振り誘導ハンドブックというやつですけれどもね。ここで,一番最初に出てくるのが,旗振りの前に誘導するときの安全な服装というのがあって,これはどこも同じようなことを書いてありますけれども,車から見えやすい,目立つ,反射材等活用の服装というふうに言っているんですよね。迷彩服は真逆でしょう。相手から悟られないように,カモフラージュの服,戦闘服ですよ。それを着てやるということについて,違和感を感じないのかということなんです。わざわざ,いろいろなところで目立つ服,それも反射板。そういうジャケットを作ったり,ジャケットじゃない,チョッキですか。今,チョッキって言わない,ベストか。というのをやってね,取り組んでいるわけですよ。そういったときに,仮に1年半も前から迷彩服でこうやっているということ自体に違和感を感じないのかということなんですが,御意見があれば,お願いをいたします。
- **教育長(村田達治君)** お答えいたします。迷彩服を着用しての安全指導につきましては、先ほどのチラシ同様、いろいろな見方、あるいは見え方、考え方もあると思っております。朝の安全指導につきましては、子どもたちの安全を確保することが第一の目的であることは言うまでもございません。迷彩服での交通見守り活動が継続されるか否かにつきましては、私どもとしては確認してはいないところでございますけれども、今後、様々な御意見をお伺いしながら、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ、御理解賜りますよう、お願いいたします。

15番(崎田信正君) 教育長とはね、私は文教厚生委員長ですから、いろんな場面で一緒になることが あって、教育長の人柄も、全部分かるわけじゃありませんけれども、その温厚な対応の仕方とか、非常 に敬意を表したいと思いますけれども、それはそれで、やっぱり意見が違うのはしっかりと述べさせて もらいたいと思います。私が気になるのは,迷彩服はよく制服だと説明をされますけれども,いわゆる 戦闘服です。14日に、これは自衛隊の射撃場で発砲事件があって、2人の自衛隊員が亡くなった。1 人が重傷を負うという事件がありました。亡くなられた隊員の方には,もう御冥福をお祈りをいたしま すし、重傷を負われた隊員の方の快復を願いますけれども、この事件で迷彩服の隊員の姿がテレビでど んどん紹介されますよね。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻、もう1年4か月が経ちます。未だに 戦闘の場面がテレビで流されて、兵士は迷彩服の戦闘服姿です。2003年に米軍がイラクを攻撃した 際に、ミサイル攻撃の様子がテレビで映し出されました。その時に、ゲームを見ているようだという声 が聞かれたのを思い出したんです。つまり、毎日のように戦場の迷彩服の兵士を見ることによって、子 どもたちに知らず知らずのうちに戦争が当たり前のような感覚になっていくのではないかということ で、非常に心配するわけです。義務教育の場に、戦争の匂いを持ち込ませないという毅然とした対応 が、本当、必要だと思いますけれども、今のところ、さっきの答弁ではそういった状況にはなっていな いんですけれども、是非、これからもいろんなことが出てきますので、教育長とは、また、やり合うと きがあるかも分かりませんが、よろしくお願いをいたします。

次に、就学援助制度の完全実施についてです。最初の下水道料金値上げのときも、新聞記事の見出しを紹介しました。5月18日の南日本新聞の記事で、生活困窮世帯調査というものがあります。物価高、教育費減、86パーセント。学習に影響、将来、格差の恐れと表現をされております。現在の異常ともいえる物価高騰に関するものですが、就学援助制度は憲法26条の教育を受ける権利、義務教育はこれを無償とするとありますので、これに基づいたものと思います。さらに、学校教育法は19条で、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童、または、学齢の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとしていることから、いつまでも先延ばしにすることなく、実施することが必要だと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

- 教育部長(大庭勝利君) 議員の御案内のとおり、本市におきましては、経済的な理由によって、就学が 困難と認められる児童・生徒に対して、就学援助費を支給しております。本年6月に県内19市における就学援助制度の状況を確認したところ、議員御質問の4費目のうち、クラブ活動費、生徒会費、PT A会費を支給対象としているのは1市のみであり、卒業アルバム代につきましては、19市の全てが支給対象外となっております。これまで、本市においては就学援助費の拡充といたしまして、新入学児童・生徒学用品費の入学前支給の実施や、オンライン学習通信費の追加などに取り組んでまいりました。また、今年度の予算におきましても、文部科学省の定める予算単価に応じて、中学生の新入学児童・生徒学用品費を前年度の6万円から6万3、000円に増額し、小学生、中学生のオンライン通信学習費を1万2、000円から1万4、000円に引き上げております。未支給となっております4費目については、恒久的な財源を必要といたしますので、今後も物価高騰の経済状況を見ながら、国、他市の動向を注視しながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。
- **15番(崎田信正君)** 国、他市の状況を見ながらと言いますけれども、他市と奄美市とは、やっぱり条件が違いますよ。そこを比較、検討してですね、まだやっていないからということじゃなくて、ここにおられる保護者の方の生活状況とか、子どもさんの養育の問題についても、多面的に考えて、ほかがやっていないから、うちはやらなくていいんだというようなことでは、教育としては進まないんじゃないかなと思いますので、是非、御検討、お願いしたいと思います。

次に、学校給食費の無償化についてです。これについても、これまでも質問、何回も繰り返しております。5月25日の南日本新聞ですね。ここでは、小・中学校の給食、垂水市、無償化への記事が目に

留まりました。子育て世代を支援するためとありました。さらに、県内の市では、西之表市、南さつま市、南九州市が実施をしているとのことです。奄美でも、宇検村、喜界町、天城町、伊仙町、そして、大和村が実施をしていることから、奄美市でも早期の実現を臨みたいと思いますが、御見解をお願いいたします。

- 教育部長(大庭勝利君) 議員お尋ねの学校給食費の無償化について、お答えいたします。昨日の橋口議員にも答弁申し上げましたとおり、本市では以前から米飯、牛乳の全額を公費で負担しており、毎年度、約7、500万円の予算を計上しているところでございます。さらに、昨年度は物価高騰に対する本市独自の支援をしております。議員御指摘のとおり、県下19市中3市、郡内でも既に5町村が完全無償化を実施しておりますが、先ほど申し上げました額全てにつきましては、恒久的な財源の確保が必要となりますので、国や県、他自治体の動向を見ながら、本市全体での総合的な検討が必要と考えております。給食費の予算は期間限定ではなく、恒久的に、永久的に続く財源、伴いますので、これまで申し上げましたとおり、将来の財政計画も見据え、慎重に判断したいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。
- 15番(崎田信正君) 今,橋口議員が給食費のことが出ました。このときに,答弁では,全庁的に検討すると言われているんですよね。先ほどの下水道会計もね,全庁的に検討して,是非,実現をして,中止を実現していただきたいと思いますが,最後に,難聴者の生活環境の改善についてです。補聴器のことについては,これまでも何回も繰り返し質問してきました。補聴器の有効性をどのように捉えているのかということで,御見解を示していただきたいのと,次に,ヒアリングループですね,今,使われておりますけれども,それの活用状況,今後の計画があるのかということで,お伺いをしたかったんですが,このあと,栄 ヤスエ議員が補聴器のこと,取り上げておりますので,ここでしっかりとした答弁がなされるものと期待をして,私の質問を終わります。
- 議長(西 公郎君) 以上で、共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。(午前10時35分)

----- 0 ------

議長(西 公郎君) 再開いたします。(午前10時50分)

引き続き,一般質問を行います。

無所属 林山克巳君の発言を許可いたします。

6番(林山克巳君) 大変申し訳ありませんが、私もなんですが、私の家内、りわさんが、ちょっと学校 関係に勤めておりまして、ちょっと熱が、熱というか、ちょっと咳気味ですので、私の質問はマスクを したまま失礼したいと思いますので、どうか御理解をお願いいたします。

それでは、挨拶に入っておきます。市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継で御覧になっている皆様、こんにちは。無所属会派、林山克巳でございます。一般質問に入る前に、所見を述べたいと思いますが、今日まで続いている豪雨により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。市長、当局におかれましても、早急な対応と安定した生活に戻れるよう、御尽力を注いでいただくよう、切にお願いいたします。

まずはじめに、当局の顔ぶれが変わられましたが、安田市長における攻めの人事だと認識しております。存分に力を発揮することを願い、また、期待しています。頑張ってください。

それでは、質問に入りますが、今回の質問は年に4回、東京において金融業界を中心に半導体メーカー、それから、自動車、電気、様々な業種の方々が集まる勉強会に参加して得た知識、情報、そして、私自身が経験したレポートにしてまとめたことを基本に質問したいと思います。昭和から平成初期の経

済の流れは、金融から不動産、そして、建設、金属、金融が、お金の流れに沿ってです。人が動き、物が流れ、同時に情報によって都会と地方の均衡が保たれていましたが、近年は携帯電話の普及により、5G、6Gへと半導体が金融を引っ張り、日本全体の構図を劇的に変えようとしています。その流れが、都会よりも地方をターゲットにして、新しい産業の創出に入っています。この流れに乗り遅れないようにしなければなりません。幸い、原油相場がウクライナ侵攻の前の、1バーレル70ドルまできております。この前、70ドル以下になってきております。この意味の示すところは、何か、私自身の考えなんですが、平和が近づいてきているかもしれないと思っております。自民党県連、鹿児島県連会長、森山裕衆議院議員が、昨年の会見において、2023年度末に期限切れを迎える奄美群島振興開発特別措置法、奄振法の延長に向け、地元発の政策を重視したいと強調し、本土並みという視点を切り替え、自立して鹿児島や日本を引っ張る政策を進めることが大事だというコメントを残しております。安田市長は、稼ぐ力を掲げ、新しいことに果敢にチャレンジして、まさに自立する奄美市、奄美大島全体のことを考えていると、私は認識していますし、市民も期待していると思います。それを踏まえて、質問に入ります。

1,商工業の振興について。1,特定地域づくり事業協同組合について。①雇用確保の設立,運営の 具体的支援についての質問ですが,この件は,予算特別委員会や定例会ほか,様々な場において審議が なされていますので,確認事項として質問いたします。しまワーク協同組合の設立総会が4月25日, サービス業など8事業者の組合員でスタートし,今年夏以降の派遣事業開始を目指しているということ で,楽しみではありますが,主に地域外の若者を雇用し,派遣することで,地域産業の振興,発展に努 め,奄美市とも緊密に連携し,移住者の方々が安定し働ける環境の構築を目指すとありますが,人材確 保に向けての官民連携の具体的な取組があれば,お聞かせください。

次の質問からは, 発言席にて行います。

- 市長(安田壮平君) それでは、林山議員の御質問にお答えします。まず、特定地域づくり事業協同組合制度は、雇用確保を望む民間事業者が協同で事業協同組合を設置し、そこで採用した正規職員を、同組合を構成する民間事業者に派遣する仕組みとなっており、市内民間事業所の人材不足の解消を目指すものであります。現在、本市において、この特定地域づくり事業協同組合のほか、官民連携して人材確保に取り組んでいることにつきましては、首都圏や大都市圏で開催される移住相談会などのイベントに、民間事業者と共同で参加し、移住希望者に対し、仕事と住まいの情報発信の面で連携を図るほか、雇用者確保を目指す市内事業者に対し、あまみJOBフェアや職場見学バスツアーといった、仕事と人のマッチングイベントの開催など、人材確保の支援に努めているところでございます。併せて、本年5月には株式会社リクルートと連携協定を締結し、事業者向け求職者の仕事探しの今に合わせた採用力向上セミナーを実施し、求職者の働き方のニーズを反映した求人方法や事業所の採用ホームページの立ち上げと情報発信支援を行っております。これらの取組により、本市における人材確保につなげてまいりたいと考えております。
- 6番(林山克巳君) ありがとうございます。今回のこの特定地域づくり事業協同組合なんですが、もう 非常に、今、大事な時期であってですね、2024年度問題、いわゆる物流関係、トラックの運転手が 少なくてですね、各食品業界、大手メーカーも共同で物流をともにしてやると。そこだけじゃなくて、 それが奄美全体にも大変な労働力不足になってですね、そこをこう補っていく、その流れをつくってく れる、この8事業者。私は8人の侍って呼んでおるんですが、勝手にですね。ここは本当に大事な、この8事業者が先頭を切ってやって、それが広がっていけばいいんではないかなと思っています。以前から私が副業の関係、仕事をしながら、別の仕事をする。それから、フリーランス。もう本当にそれを、その流れがやっとこう少し来ながらですね、こういう組合ができればですね、そことマッチングしながら、必ず奄美の事業者にも役に立つ。みんなでこう少ないところを補っていく、そこの方向性が、もう

これによって一段と前にこう進んでいくんではないかなと思いますので、これと一緒にですね、各企業ともっと連携を結びながらですね、取り組んでいってほしいなと思いますので、まず、それを伝えてですね、次の質問、②番の質問に入っていきます。

ここが少し大事なんですが、資金運営金融機関と理事・組合員の報酬についてですが、ここはいろいろありますが、設立補助金と運営補助金の概要に関してはですね、もう先輩方々、同僚議員が質問して、細かく答えておりますので、その中で、派遣職員人件費と事務局運営費として、年間2、400万円の半分の1、200万円を市町村が助成して、残りの1、200万円を加入業者が負担する仕組みになっているみたいですね。そして、単純に8事業者なんで、1事業者当たり150万円、簡単に言えば負担になるということになるんですが、これは、この理解でよろしいんですか、ちょっと。

- 商工観光情報部長(平田宏尚君) おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。奄美市しまワーク協同組合の加入組合員の負担について、お答えいたします。本組合制度では、組合運営費である派遣職員人件費及び事務局運営費の2分の1を加入組合員に、派遣利用手数料として支払い、残りの2分の1を国及び市が支援を行うこととなっております。議員御質問のとおり、奄美市しまワーク協同組合におきましては、年間の事務局運営費を2、400万円と見込んでおり、2分の1に当たる1、200万円を加入組合員で負担し、残りの2分の1の1、200万円を国と市が支援する予定となっております。加入組合員が負担する費用につきましては、職員の派遣を受ける組合員が派遣利用手数料として支払うもので、年間の派遣手数料合計として1、200万円を見込んでおりますが、1組合員当たりの派遣利用手数料につきましては、派遣される職員の派遣先での年間総労働時間により、組合員ごとに異なってまいりますが、先ほどの組合員負担額の1、200万円を加入8組合員数で割った平均的な目安となる金額が150万円ということで、御理解いただければと存じます。
- 6番(林山克巳君) では、間違いなかったということで、理解をしますが、これはですね、市に対しては国からの補助金交付や特別交付税措置が講じられ、加入事業者負担の1、200万円についての見解を聞きたいんですが、市にはそうやって来るんですよね、国から補助金や、それから、特別交付税措置。設立の際の派遣職員に5人、大体、5人を基本に、県は試算しておりますので、財政支援を300万円、市から出した場合は、残り60万円足すと、1、260万円ってなるんですよね、単純に、先ほどの足してですよ。本当、この8事業者、幾らこう派遣するっても、設立した以上は、それなりにちゃんとこう数字を見ながら経営していかないかんですよね。その中で、本当、1、260万円。これというのは、結構本当、皆さん、本当、意気込みと流れをしっかり汲みながら、頑張らないかんなと思っていて、私は、本当にすごい方々だなと思って、期待しているところなんですよ。そこでですね、それらを踏まえ、この資金運営金融機関。これをちょっとどこか、もし、答えられたら。このこと、ものすごく、この後からの質問にも関連するんでですね、ちょっとお答えできますか。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** それでは、お答えさせていただきます。その前にすいません。先ほどの御質問で、理事、役員の報酬もございましたので、併せて、すいません、お答えさせていただきます。まず、事務局運営に係る理事、役員の報酬でございますが、本年4月25日に開催された同組合の設立総会におきまして、役員報酬は支給しないと決定されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お答えさせていただきます。まず、奄美市しまワーク設立に係る事業者負担額について、御説明いたします。同組合につきましては、派遣職員5人を想定しており、県から示された職員規模による基準試算額は360万円でございました、議員がおっしゃるとおりでございます。そのうち、市の支援につきましては、御質問のとおり、300万円でございますが、設立、加入8組合員間において協議の結果、10万円ずつの計80万円の出資を決定いたしております。ですので、基準試算額としては

380万円となったところでございます。これにより、同組合の運営費に係る加入組合員の負担総額は 1,280万円となっているところでございます。また、この負担額についてでございますが、組合設立に当たり、参加組合員が負担額については理解を示し、協議の上、それぞれの組合員が納得した上で決定されているものと理解いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

- **6番(林山克巳君)** すいません,資金運営,いわゆる資金が集まって,そこを運営して,そこ,金融機関,はい。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** 大変失礼いたしました。組合が組合員から出資金や本市からの補助金を入金するための口座を開設した金融機関は、奄美大島信用金庫本店でございます。金融機関の決定につきましても、4月25日に開催されました同組合の創立総会で、組合員の総意で決定されたものでございます。
- **6番(林山克巳君)** 信用金庫ということなんですね。私は、信用組合かなと思って、ちょっと期待をしたところだったんですが。なぜ、私がこの質問をしたかというのが、これから質問に入っていきますので。奄美市内におけるキャッシュレス状況について、3番ですね、質問の前に、マイナンバーカード。これ、実績と、それと、問題になっている、今、ものすごく問題になっていますが、銀行紐づけ、それから、他人の顔写真掲載など、この奄美市においても、なんかそういう問題が、なんかこうあったのか、気が付いたのか、今、ちょっと調査しているのか。ちょっとその辺を答えることができれば、お願いいたします。
- 市民環境部長(島袋 修君) おはようございます。それでは、本市のマイナンバーカードの申請率に、まず、お答えします。直近、令和5年4月末現在、84.54パーセント、有効申請数3万5、639人となっております。また、交付率につきましては、6月11日現在、82.08パーセント、交付数3万4、603人となっております。議員御案内のマイナンバーカードの顔写真の誤りにつきましては、申請時及び交付時に窓口において確認しており、現在のところ、本市においては発生しておりません。また、他人の銀行口座の紐づけにつきましては、窓口支援時での発生は現在のところ確認できておりません。全国で確認されているマイナンバーカード関連のトラブル事例につきましては、本市でも発生が予想されるものもあることから、事例発生の際は国と県とも情報を共有の上、適切に対応を行ってまいります。引き続き、交付に当たっては十分な注意を払いながら、必要な事務支援を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
- 6番(林山克巳君) 今、キャッシュレス状況についても、お答え、ちょっとお願いしたいんですが。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** それでは、お答えさせていただきます。キャッシュレス決済の普及状況につきましては、令和元年度に奄美大島商工会議所が中心商店街を対象に、クレジットカード決済の導入について調査した結果が49パーセント。同じく令和元年度に県が県内主要観光地の観光施設を対象にキャッシュレス決済の導入について調査したアンケート結果が79パーセントとなっております。キャッシュレス決済の普及につきましては、今後とも国・県の事業と併せて、本市においてもキャッシュレス決済の導入支援を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- **6番(林山克巳君)** すいません,ありがとうございます。もう、キャッシュレスも、この前から同僚議員の質問でも、とにかくキャッシュレス状況によって、それが進んでいるかどうかで、経済の流れが、また、いろいろな支援ができるかどうかとか、いろんな施策ができるかどうかとかいう話がやっぱり出

ておりますが、ここがものすごく大事なところと思ってですね、私が先ほど勉強会に行って、いろいろ こう,頭でこういろいろ考えながら,こうするんですが,ある方に,その教わるよりも,自分で体験し てみれ、経験してみれということで、そのキャッシュレスに関してのいろいろなことをですね、見てみ たら、そのお金の流れが、金融の流れが分かるからということで、今、私もPayPayはじめ、DO COMOPay, それから、auPay。いろいろ、農協もJPay, Jコインとか、いろいろありま す。いろいろこう、そういうふうの流れの中でですね、さっき、何で私が信用組合、言ったかと言いま したらですね、みんなそのキャッシュレスするときにですね、クレジット機能をついた形で、クレジッ トでやる方が結構多いんですよ。ほとんどって言っていいぐらいですね。ただ、この、いろいろなその 携帯電話の中にチャージするのにですね、銀行と、銀行からチャージせないかんのだけれども、これに 鹿児島のほうの大手,言われているところ,入っていないんですよね,全然。これね,不思議なもん で、奄美信用組合が入っているんです。入っていないんですよ。チャージができないんです。信用金庫 も入っていない。信用金庫も、ほか、全部あって、入っているのに入っていない。それはいろいろ事情 があると思います。資金の流れとか、そこから資金を出すということは、また、そこの資金がほかに流 れることなんで、いろいろあると思うんですが、やはりこのキャッシュレスの根本というのは、金融が きれいにこう流れんことには、上手くこう循環していかないんですよね。多分、国も予算を出して、そ こをどこに出していくか分かりませんが,そのお金の流れも止まってしまったら,結局はもう,経済の 流れが止まってしまうのと一緒でですね,だから,先ほどからそういう話をしました。だから,今,キ ャッシュレス状況で、こういう状況に、もう本当、キャッシュレスがこれからあと2年、3年先、なっ てくるって、2年、3年先は本当にもう広がってくると思うのと、ちょっと話、長くなりますが、来年 4月から新札が発行になるんですよね。これに伴ってですね、今まで販売機、それから、いろんなの が、ATMもですね、切り替える作業が出てきて、レジもですね、本当にそこにこう急いでこう、合わ せていかな、流れが付いていけないような状況に、今、なっているのが現状なんで、そこも踏まえた上 で、どんどん進めていっていただきたいなと思います。

3番のこの、私、いつもこの電子マネーの件も、なるほど、なんで電子マネー、デジタル通貨、いうんだけれども、なかなか進み具合がいろいろできなかった謂れというのは、やっぱり基礎的な、やっぱりいろいろな問題があると思うんで、この電子マネーもですね、もう同時になんかやはり工夫しながら、考えていただけるようにお願いして、もう、この3番の質問はちょっともうこれで。もし、なんか返答があれば、なんか、見解があればお聞かせください。

- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** それでは、ただいま御質問出ました、デジタル地域通貨、電子マネーに関することについて、お答えさせていただきます。議員御案内のデジタル地域通貨につきましては、地域通貨による域内循環で地域経済の活性化を促す有効な施策の一つであると認識しており、導入した先進自治体の事例を参考にするなど、調査、研究を続けているところでございます。そのような中、令和5年、今年の2月にデジタル社会推進に関する包括連携協定を締結いたしましたトッパンエッジ株式会社と、デジタル地域通貨に限らず、ほーらしゃ券のデジタル化を含めた市内近隣のデジタル化について意見交換を行い、市民と事業者の利便性向上や、地域経済の活性化を効果的に図る施策の研究を、今、行っているところでございます。今後も引き続き、デジタル地域通貨プラットフォームを提供する事業所の情報収集を図るとともに、導入に当たってのメリット、デメリットを研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- **6番(林山克巳君)** ありがとうございます。いやもう、私が知り得なかったことなんかもあってですね、どんどんどんこう質問したりしておりますが、行政当局としては、そういういろんなのも、こう考えながらですね、もうどんどんどんどん進んでいっているものと私も理解しているし、楽しみにして、来年度、来年、また、そういう流れが来るんではないかなと思って、期待しております。

それを考えながら、次の2番の質問に入りたいと思います。これも新しい取組の中で始まったことと思いますが、体験型NFT実証実験。1番、JAL、博報堂と黒糖焼酎蔵元コラボについてですが、JALと博報堂、2社に対する、簡単な、皆さん知っておられると思いますけれども、ちょっと認識を、見解をお聞かせください。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、御質問にお答えさせていただきます。議員御案内の、御質問の、この実証実験のことについても、若干、経緯も触れながら、2社に対する見解ということで、御答弁させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

航空会社,日本航空株式会社と,広告企業の株式会社博報堂,大手2社による体験型NFT実証実験の取組であり,本市といたしましても期待をしているところでございます。今回のこの2社の共同による体験型NFT実証実験に,奄美大島が選ばれた経緯につきまして,特産品である黒糖焼酎をはじめ,伝統工芸品である本場奄美大島紬,世界自然遺産登録となった地域としての特色など,世界中でここにしかない希少性の高いものが多く,そのほかにも,島の人の温かさなどといった魅力にあふれているという観点から,この事業の実証実験にふさわしい地域であるということで,選んでいただいたと伺っております。以上でございます。

6番(林山克巳君) ありがとうございます。このNFT,私も2年前、3年前、電子マネーからずっと 遡って、本当にもうこれしかないなというのはですね、奄美大島には、本当、資産と、人がまず資産な んですけれども、もう資産になるいろいろなものがたくさんあるんですよね。一つは、その薬品会社も 奄美に入ってきておられますが、菌類、いわゆる細菌ですね。そういうのも奄美で培養して、ほとん ど、8割ぐらいは向こうに持っていっているみたいなんですよね。ほかにですね、クジラ、クジラ、そ れから、写真撮る浜田さん、浜田太さんがアマミノクロウサギ。もう、いわゆるああいうのも一つの資 産なんですよね。ただ、それをただ撮って、出してという、今までがそういう流れだったんですが、こ のデジタルのおかげでですね、一つの資産としてですね、価値が、こう価値を出せることができたら、 個人個人でこう生きていけるというか。絵を描く人とか,子どもたちが,伸びる,その新しいその選択 が広がっていくって思ってですね、私はこれ、ものすごく期待しているんですよ。特にですね、このJ ALもなんですけれども、1兆3、000億円ぐらいの会社ですよ。JALはみんな飛行機で飛んでい るから分かりますけれども、この博報堂も9、900億円ぐらいの会社です、売上が。この大きい会 社,二つがこれを提案したということは,これはもう大きい渦の中で,実証実験に入っていると思いま す。どうにもならないような実験には、私、入らないと思うんですよ、こういう大きい会社というの は。いろいろ試行錯誤しながら入っていっていると思うんでですね。だから、是非、ここは意外とみん な、新聞でもう取り上げられて、南海日日新聞にも、奄美新聞にもこう取り上げられましたが、まだち ょっとこれを丁寧にこう、説明していったり、やっぱり理解するというのはなかなか難しい。

そこでですね、2番に、これを踏まえたので、暗号資産というのを、ちょっと理解が、理解しているかどうかを、ちょっと。このNFTというの、暗号資産、実質暗号資産なんですが、それ、ちょっとお分かりだったら、ちょっとお答えできますか。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、まず、最初に聞き取りの際に伺いましたNFTのことについて、まず最初に述べさせていただきます。実証実験で使用されましたNFTにつきましては、デジタルアートや音楽など希少性の高い商品の所有権を証明するものでございまして、替えが効かない、唯一無二の物を、安全性の高いデジタル技術で発行する証明書と認識しているところでございます。また、議員御案内の暗号資産。暗号資産とは、財産価値を有し、銀行などの第三者を通さずにインターネット上で取引される代替性があるトークン、証明書ですね、であると認識しているところでございます。暗号資産の具体例としましては、ビットコインなどがあると思います。以上でございます。

- 6番(林山克巳君) この議場でですね、これを説明というか、質問をしなければいけないというのはで すね、やはりこうやって新聞に取り上げられたり、実際、その島の蔵の黒糖、蔵元の方が一緒になって ですね,その実証実験をやっていっているんでですね,これが何とか成功してくれればですよ,次から 次へと、いろいろな方々がですね、そういう資産的な価値のあるものを世に出す。日本だけではなく て,世界に出す。そういう,なんか礎になるんじゃないかなと思ってですね,やっているんですけれど も。この暗号資産についてはですね、実はこれ、最初、これを実証実験でやったときですね、12万 円。これは新聞にも出ていますので、12万円、税込み価格でですね、13万2、000円。これは、 イーサリアムっていってですね、貨幣通貨の、仮想通貨の中の、それで売り買いを、売り買いという か、資産を買ったり売ったりしている、その中の形なんですよ。そうすると、今ですね、その13万 2,000円が,今,幾らになっているかっていいましたら,15万6,000円。約3万9,600 円。だから、上がったからどうのこうのじゃないんですよ。資産というのは、持っておけばいいんです よ、持っておったら、ずっと。資産の価値が上がれば、その価値が上がる。それに伴って、その周りの 波及が上がっていくわけですね。今回,JALと博報堂さんは,この体験型をコラボして,旅行会社と タイアップして、それを一つの商品にしたんですよね。だから、これはいろんなことをタイアップしな がら、そこに持っていけて、黒糖焼酎が興味のある人が旅行に行くという。そこでまた、人と出会い、 それがまた、人を呼び込み、そしてまた、経済が潤うという、この循環でこれを出しておりますので、 本当に何とかですね、行政の力、行政の指導の下、行政も一緒になってですね、やって、なんとかこの 方を、私も1回だけ話したことあるんですね、電話でですね。是非、こうやって育ってくれれば、次か ら次へと、唄者もおりますし、出てくるんじゃないかなと思いますが、この後の、これ、構想は、まだ 始まったばっかりなんですけれども、なんか構想がありますか。3番の質問ですね。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** それでは、ただいま御質問の、この実証実験を試みての構想、見解について、お答えさせていただきます。体験型NFT実証実験についての見解といたしましては、デジタル技術を活用した新たな取組として、国内外へ向けての観光体験メニューを提供できる観光サービスであり、また、地域への来訪機会を創出できる関係人口の拡大、特産品の販路拡大にもつながるものとして、注目すべき試みであると認識いたしております。今後も、この取組を参考にしながら、民間との連携により、稼ぐ地域づくりと持続可能な観光の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- **6番(林山克巳君)** 理解しました。もうその流れで、今、こう進めていっているというのでですね、理解しましたので、もう本当、是非、そういうふうに。こう、若い人たち、また、そういう技術を持っている人たちが生き生き、これからやっぱり、潤わなければ、何かこう、何て言うんですかね、閉塞感というか、受け身だと閉塞感になってしまって、やっぱりこう攻める、攻めていく。なんかこう躍動感がある。やっぱりそうすると、みんな、市民の心も経済自体もこう、動き出すという、こうですね、そこをちょっと、そういうふうになってくれればいいかなと思って質問をしておりますんで。

さて、3番の質問に入りますが、こちらもですね、もう長年の懸案だと思いますが、大島紬についてですね。私は逆にチャンスが来ていると思って、今回、この質問を入れたんですよ。今、チャンスが来ているというの。だから、1番からの質問、全部そうなんです。今回、この令和2年の11月12日付で、令和2年ですね、販売組合から提出された合併協議会開催のその後について、いろいろ、また、開催をただ呼び掛けただけなんですけれども、その後について、なんか進展があったら、そのあとどうなったか、お聞かせください。

商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。紬組合及び販売組合の合併に

関する状況につきまして、お答えいたします。議員御質問の令和2年11月12日付で販売組合から紬組合へ提出された、合併協議開催のお願いについてのその後の対応でございますが、文書が提出されて以降、合併に関する両組合での協議は行われていないとのことでございます。本市といたしましても、大島紬の今後の振興のため、なるべく早期に産地両組合の意思において、合併のあり方が検討されることを望んでいます。以上でございます。

- **6番(林山克巳君)** まだ、そのままでずっと推移しているということですね。ここで、私のこの通告書 の左側に預託金と商工中金に出している。それに対して、2番の問題ですが、商工中金との間での損失 補填契約について。これについてなんですが、その前にですね、商工中金、これは政府系金融機関、こ れも私も調べましたが、いよいよ岸田総理大臣が4月の閣議においてですね、もう独立しよう、この商 工中金、独立をさせるということで、もう株も売り出して、もう独立させるというのも、もう閣議決定 したんですよね。そこに入っていくんですよ。これで、一番心配なのは、ほかの地方銀行とか、いろん な銀行さんです。だって、補償があるから、バックに補償、国の補償があるから、貸し出しに関しての いろいろな信用があるわけですよね。幾ら独立したとはいえですね。だから、私は思うんですよね。独 立したてというのはものすごく力を入れないかんので、ここはチャンスじゃないかなと思って。だか ら、ここをこう考えながら、いろいろ問題があればですね、もう一つにして、私の考えですよ。一つに して、資金をもうある程度、そこに市の予算を幾らか入れるか、商工中金から、それの何倍かのお金を 借りて、そして、新しい取組をするか。でも、一つにするか、合併して。どっちがいいのか計算してで すね、ここが私にとっては、一つの、もうなんか、やっぱりお金の関係でちゃんとならなければ、なか なか難しいと思うんですよね。ちょっと、これ、私の考えなんで。私もこれ、ずっと借入金の推移を書 いてありますが、市から2、200万円、商工中金に入れて、紬組合は1、000万円入れて、3、2 00万円。それの5倍まで借りれますから、その金額が1億6、000万円。それから、市が100万 円入れて、販売組合が2、200万円やって、合計が2、300万円。それの5倍。1億1、500万 円。合計で2億7,500万円。そういうふうに、こうなっていますが、微妙にこの数字のずれ、数字 を、この商工中金に納める数字によって、微妙にそこの借入を調整することができ、できない、なんか ちょっと失礼だけれども、できないわけじゃないんですよね。だから、問題はですね、問題はここから ですね。その前に、この行政の立場について、ちょっとこの合併のこの行政の立場について、どう思っ ているか、ちょっと見解を聞かせてくれないですか。
- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** それでは、お答えさせていただきます。本市といたしましては、本場 奄美大島紬の伝統と技術を後世に継承するためにも、業界一体となり、両組合の意思において、合併の あり方が検討されることを望んでおります。その中で、本市に対して御相談等がある場合はしっかりと 対応させていただきたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。
- 6番(林山克巳君) 毎回,いろいろな答弁を聞いておりますが、本当、その節目節目で、やっぱりその 決断をしてやるときは、みんなが、組合員が駄目になったらいけないですよね。みんながこう良くな る。そして、その責任を、やっぱり市が、今までずっとこうしながら、やっぱり一緒にやってきたんで ですね、市がやっぱりそこを、ある程度、こう、背負うぐらいの、ある程度の決断をしながら進めてい くというんでしたら、ある程度、その組合もですね、腰を上げてくると思うんですが、そういういろん な事情もあるかもしれませんから、是非、これ、時期とチャンスと、そういうのがあると思うんで、見 逃さないように、お願いしたいと思います。

この, 販路開拓, ずっと思うんですが, もういろんなところで着物を売ったり, いろいろな展示会に行ったり, ずっと延々とやってきていますよね。なんかこう, 販路開拓の何か新しい工夫とか, そういう, なんかそういうの, もし, なんかあれば, 聞かせてください。

- **商工観光情報部長(平田宏尚君)** 紬の販路開拓の新しい取組ということでございますが、昨年度までは 新型コロナの影響により、イベント数が少なくなっている中でございましたけれども、連合会主催の東 京、京都での合同催事を行っております。また、新たにモニターツアーなども開催いたしております。 今年度も引き続き、昨年同様、販路開拓事業が実施できるよう、本市といたしましても支援してまいり たいと考えております。
- 6番(林山克巳君) この販路開拓の件に関してですね、私から一つ、提案をさせてください。一つはですね、これ、組合じゃないですか。さっきからちょっと組合の話をしますが、実は2018年の10月30日だったと思うんですが、奄美信用組合と第一勧業信用組合、東京の。これは、今のみずほ銀行、第一勧銀、富士銀行、興銀と、その第一勧業の従業員がつくった組合があるんですよ、東京の世田谷にですね。ここと業務提携を結んでおりますので、内容としては東京のそういうお客さんに販路開拓をさせるという、その仕組み。逆もありますけれども。ですから、もういろいろな、いろいろなその流れを使ってですね、やっていく。私、さっき言ったみたいに、キャッシュレスのそういう、いわゆるソフトバンク含めて、それから、auも。そういうのも含めた上での、いろいろな戦略ができると思いますので、是非、そういう、こう、流れも、こうしながら、提案していきながらですね。そうしなければ、紬自体が、もう、普段、こう、着ないような、今、もう時代なんでですね、そこをもうやりながら、ずっと突っ込んでいくかどうか。そこも考えながら、ちょっと検討してほしいと思いますので、それを踏まえた上で、もうこの質問は終わります。

そうしたら、最後の4番の質問に入っていきます。教育行政についてですね。これはですね、モデル事業及び教育のあり方について。①部活動に関しての教職員と保護者の認識についての質問ですが、その前に、奄美市中学校部活動地域移行推進会議において、2023年から2025年度の3年間を改革推進期間。24年度をモデル事業実施、26年度を目途に地域移行を開始する予定のようですが、国からのもうガイドラインに、もう、国がもう決めてですね、ガイドラインに沿って進めていく意向みたいですが、実際の現場の先生と保護者の意見はどうなのかですね、簡単明瞭に答えていただきたいと思いますので。この件はですね、同僚の弓削議員が聞いているんで、もう細かいのはいいです。本当、最後の現場の先生たちと、その保護者が、一番、そこが大事なような気がしますんで、すいません、お願いします。

- **教育部長(大庭勝利君)** 議員の質問にお答えいたします。本市としましては、今年度から令和7年度までの改革推進期間に、部活動の休日における地域移行を目指して取り組んでおります。実際の現場の先生たちの御意見につきましては、今年の5月に中学校の教職員を対象にアンケートを実施しております。結果は、部活動を地域へ移行することに、おおむね賛成という回答を得ております。保護者の御意見につきましては、アンケート等を実施しておりませんが、今後、奄美市中学校部活動地域移行推進会議で議論を進めていく中で、保護者からの御意見等も大切にしながら、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。
- 6番(林山克巳君) この問題,この話はですね,もう先生たちも部活動を指導しながら授業も進めながら、また、自分たちにも子どもがいらっしゃりながらですね、土日もやりながらと、昔からのちょっといろいろな問題というかですね、そういうのがありますが、やはり気にしている御父兄、完全にある意味、先生たちとどうなっていくのかですね。曜日をこう決めながら、土日だけという、そういう試験的なところもあると思いますが、是非、いろいろ理解、こう話し合いをしながら進めていっていただきたいなと思うのと、私もちょっと鹿児島でスポーツ少年団の指導とか、講演会をやっとったときですね、一番問題になるのがですね、やっぱりあれなんですよね、指導者の賃金関係とか、やっぱりそこがです

ね、大会のそのあれももちろんなんですが、やっぱりその指導者に対するそういう謝金とか、そういうのがやっぱりちょっと問題になってですね、また、それだけじゃなくて、やっぱり付き合いでやっぱり出ますから、そこで夫婦、喧嘩したりですね、奥さんと。もう本当に、やっぱりこう、自分の自己満足でやる分はいいんですが、やっぱりその辺をやっぱり、そこに持っていくんでしたら、何らかの形で応援していきながら、やっていただいたら、全部こう、上手く、円満になるんじゃないかなと思いますので、是非、よろしくお願いしたい。ちょっと要望してですね、次の質問に入りたいと思います。

2番,発達障害の子どもへの認識と教育指導についてなんですが、これはもう、本当に文教厚生委員でもいろんなところに視察に行きまして、そこでの子どもたちのいろんなことをですね、確認しながら進めていっておりますが、これに関して、ちょっと見解をお聞かせください。

教育長(村田達治君) お答えいたします。特別支援教育等に対する児童・生徒への特別な支援を要する 教育活動につきましては、これまでの取組を踏まえてですね、これからも非常に力を入れていくべき分 野だというふうに考えておりますので、一層、現場への支援を強めながら、現場の意向、それから、児 童・生徒の実態を着実に捉えて、適切に支援ができるように努めてまいりたいというふうに考えており ます。

あと、聞き取りの中で、議員からこうあったことにつきましては、本市の実態といたしましてはですね、通常学級に在籍する児童・生徒の中で、教師が特別な支援は必要だと捉えている数の割合につきましては、本市の調査におきましては、令和2年度が9.1パーセント。それから、令和3年度が10.9パーセント。令和4年度が10.1パーセントと、10パーセント前後でこう推移しておりまして、この推移につきましては、全国の割合に比べると若干高めということになっております。そのため、本市におきましては、二つの幼稚園、そして、15の小・中学校に合わせて34人の特別支援教育支援員を配置して、きめ細やかな指導の充実というところで、努めているところでございます。その指導のあり方につきましては、やはり児童・生徒により一層寄り添った個別指導、あるいは、個別支援の充実を目指しているところでございますが、今後、また、特別支援教育支援員、これについては、年々こう学校からの要望も増えておりますので、現在、35名分の予算を確保していただいておりますけれども、財政的な問題もありますけれども、支援員の資質の向上に関する研修会も深めてですね、充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

6番(林山克巳君) ありがとうございます。もう、本当にそういう発達障害の子どもたちと、普通教室の子ども。その言葉も、ちょっと私も言っていいのかどうかというのも、ちょっと私自身、自体も分からないんですが、本当、いろいろこう回りますとですね、この発達障害者、障害というんだけれども、一つのことをさせたら、ものすごく長けている子どもたちが多いんですよね。だから、個性って言えば個性なんですよね。だから、可能性を秘めているんですよ。だから、先ほど私が何回もその資産的なことを言いましたけれども、それも人それぞれの資産だと、私は思っているんです。下手したら、そこから絵描きの人が現れたり、いろいろな技術の職人さんが現れたり、そこのこの見分けというのは、ちょっと私も分かりませんが、可能性は秘めていると思うんですよね。だから、これから先ですね、このラインというかですね、そこを教育していく中で、難しいですね。そこをこう、そちらに教育側から合わせていかなければいけない時代なのかもしれないなと思うんですよね。教育のほうで、教育委員会、教育の上の人が決めるというよりも、逆にこうそういう教育のあり方に近づいていって、その子どもたちを持っていくという発想が、もしかしたら大事なのかもしれない。すいません、私の単なる気持ちで話しておりますが。大変とは思います。そういう教室でですね、先生たちも大変と思いますが、どうか頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、最後の質問。ここがもう最後の、私の一番のあれなんですが、保育園児と幼稚園児の現状についての質問の前にですね、一つだけ、その前に質問させてください。こども家庭庁がですね、横に書

いてありますが、発足しました、4月1日。これは、従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に設立された、内閣府の外務局、外局ですが、こども未来課はそれに伴って、なんかそういう情報も一元化するために、それと一緒と考えてもいいんですか。ちょっと分からないんで、ちょっとお答えください。

- 福祉事務所長(石神康郎君) それでは、お答えをいたします。こども未来課につきましては、複雑化する子ども関連施設への専門的対応力を強化するため、従来、福祉政策課が担当していた子育て世帯支援及び幼保環境整備等に関する業務を担うため、新設をいたしております。国のこども家庭庁と同様の趣旨で新設されたということではなく、また、業務も完全に一致するということではございませんが、子ども・子育て支援に関する施策を推進するという面では、関連があるというふうに考えているところでございます。以上でございます。
- もうここが、私は本当に最後の質問で、一番大事な質問であるんじゃないかなと思 6番(林山克巳君) うんですが,やはり保育園は厚生労働省管轄,幼稚園は文部省。今,そんなしながら,認可保育園とか いろいろこうしながら、流れがこうなってきているんですが、そういうのは別にしてですね、一番大事 なのはですね、小学校に上がるときには、保育園も幼稚園も、みんなそこで育った子どもたちが一緒に 上がってくるんですよ。幼稚園の場合は学校教育課とつながっているから、いろいろな情報交換しなが ら、こう、やれる。これは、どこの視察に行ったときも一緒です。分かりませんというんですよ。それ は管轄が違いますからと。だけれども、保育園の子どもたちのほうが多いんですよ、全体的に。そうす ると、そこで3歳児健診、6歳児健診しながら、ある意味、ケアもできるかもしれないんですよね。だ けど、そういう連絡をしっかりしないまま、小学校に上がってしまうと、もう本当、そこが大変なあれ がなるんで、私はそう、一元化に、情報の一元化というか、そのこども未来課において、なんかそうい うのをしながら進めていく課かなって、私、一瞬そう思っていたんですよ。そうじゃなければ、やっぱ りこれから発達、そういう発達障害の子どもたちが随分多くなってきて、家庭環境にも、それ言った ら、また、失礼なんですが、家庭環境もあったり、仕事関係もあったりですね。だけど、やっぱりそこ をこう大事にすることで、全然また、教育現場も、なんかこうやりやすくなるって私は思っています。 だから、是非ですね、そこの件に関して、もしお答えが、なんか見解があればお答えください。最後 に, お願いいたします。
- 福祉事務所長(石神康郎君) それでは、お答えをいたします。幼稚園や保育所に通う発達障害であったり、支援が必要な児童が小学校に進学する際、幼稚園、保育所と小学校は緊密に連携をいたしております。具体的に申し上げますと、小学校に就学する前の年長の段階で、支援が必要な児童の保護者に、教育委員会が実施する就学相談会への参加を促し、保護者に就学について、特別支援学校に就学するか、または、小学校の特別支援学級、通常学級に就学するかなどを検討する機会を提供いたしております。保護者が就学先を決定したあとは、幼稚園、保育所が保護者と連携をして、現在、児童に行っている支援内容を共有し、卒園後の小学校における要望をヒアリングしているところでございます。この場を通じて、児童の個別のニーズや支援の必要性を把握し、小学校でのサポートをより具体化することを目指しているところでございます。また、卒園児が小学校に就学したあとも、幼稚園、保育所、小学校連絡会が定期的に行われ、卒園後の児童の小学校での様子や、今後の連携のあり方について、情報交換を行っているところでもございます。このような活動を通じて、今後も児童の適切なサポートや、スムーズな意向を図るための共通理解を深めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。
- 6番(林山克巳君) ありがとうございます。本当に、いろいろ私も質問したり、いろいろしましたが、

本当に今回のこのこども未来課。やっぱり子どもは、皆さん、議員の方々も言っていますけれども、宝です。これから背負っていく、みんななんでですね、このこども未来課、なんかものすごく、なんかこう響き渡るような感じがしてですね、是非、いろんな、大変とは思いますが、情報共有しながらですね、子どもたちを育てていってほしいと思います。

ちょっと早くなりますが、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(西 公郎君) 以上で,無所属 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午前11時45分)

__ 0 ____

議長(西 公郎君) 再開いたします。(午後1時30分)

午前に引き続き,一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

9番(栄 ヤスエ君) 市民の皆様,議場の皆様,インターネット中継を御覧の皆様,こんにちは。公明 党の栄 ヤスエでございます。一般質問も最後になります。今年度の異動で部課長,また,所長になら れた皆様,全職員の皆様,どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問の前に少々所見を, 所感を述べたいと思います。

19日から続いた大雨により被災された皆様へ、心からお見舞いを申し上げます。市長をはじめ、対応にあわれた全ての皆様には、心から御慰労を申し上げます。1日も早く、日常を取り戻すべく、引き続き対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、国におきましては、昨日、21日、通常国会が閉幕をいたしました。こども未来戦略方針も決定し、昨年、公明党が11月に発表した子育で応援トータルプランで掲げた政策が多く盛り込まれております。主な具体策といたしまして、経済的支援として、児童手当の拡充は2024年10月から、所得制限撤廃、また、高校卒業まで対象、第3子以降は全て3万円の支給。そして、出産・子育で応援交付金の制度化への検討。そして、出産費用の保険適用へ検討など。そして、子育てサービスの拡充といたしまして、保育士の配置基準の改善。こども誰でも通園制度の創設。そして、共働き、共育て推進として、育児休業給付金を休業前賃金の67パーセントから8割程度に引き上げ。そして、自営業、フリーランスの育児休業期間中の経済的支援などになります。全ての子ども、全ての子育て世代を切れ目なく支援する、こども未来戦略方針を政府が掲げたことが、歴史的な転換と言っても過言ではありませんと有識者の声をいただきました。そして、認知症の基本法、LGBTなど、性的少数者への理解増進法などの議員立法も成立しております。ちょっとすいません、質問書。

それでは、質問に入ります。観光行政について。(1)ユニバーサルツーリズムについて質問いたします。この質問は、令和2年の第3回定例会、令和4年第2回定例会の2回、取り上げてまいりました。本年5月8日より、コロナ感染症が5類へと移行し、人の動きも活発になりました。奄美を訪れる観光客も増加しております。大型クルーズ船の寄港回数も増えており、海外からの観光客を町中で見かける回数も増えてまいりました。そして、国内外の多くの観光客が奄美を訪れております。観光庁におきましては、全ての人が楽しめるようにつくられた旅行であり、高齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のユニバーサルツーリズムの普及促進を目指して、環境を整備するために、全国にバリアフリー旅行相談窓口の設置や機能強化に向けた施策を推進しております。大島支庁におきましては、県におきましては、令和2年度より今年度まで、奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業を行っております。令和4年第2回定例会で市長より、本市としましても、ユニバーサルツーリズム推進事業を行っております。令和4年第2回定例会で市長より、本市としましても、ユニバーサルツーリズムは個々の状況により、特性や困り事、必要な支援、対応手段はそれぞれ異なってまいりますので、奄美大島5市町村で構成する奄美地区自立支援協議会にも協力いただき、各観光施設、飲食店、宿泊施設など、受入体制の整備を促進し、安心・安全な旅行先として御来島いただくための観光づくりに努めて

まいりたいとの答弁がございました。また、市長のマニフェストの9番目には、ユニバーサルツーリズムの展開を進めます、公共施設や観光施設のバリアフリー化や多目的トイレの増設、役に立つ情報発信を進めますとございます。そこで、質問でございますが、(1)のユニバーサルツーリズムについて。前回の質問を踏まえまして、本市で取り組んだこと。また、市長のマニフェストの進捗についても、併せてお示しいただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

- **市長(安田壮平君)** それでは,栄議員の御質問にお答えいたします。ユニバーサルツーリズムについて でございます。前回の質問を踏まえて、本市で取り組んだことにつきましては、大島支庁において、昨 年度、実施しております、奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業に参画し、奄美大島の保健福祉、 観光、交通及び行政関係者を委員とした検討会や、島内の主要な観光スポットである観光施設や景勝 地、公衆トイレの状況などの現地調査を行ったところでございます。また、日本バリアフリー観光推進 機構に加盟しております、NPO法人かごしまバリアフリーツアーセンターが県全体のワンストップ窓 口として、ホームページ上において、奄美大島の島内38か所、うち、奄美市内19か所の施設を紹介 していただいているところであり、本市ホームページの観光関連にリンク付けさせていただき、バリア フリー情報の発信に努めているところでございます。 さらには、大島支庁が開催いたしました、ユニバ ーサルツーリズムに関するおもてなし研修会に参加し、講義や実体験を通して、誰もが気兼ねなく旅行 ができるような仕組みづくり、環境整備のあり方などについて、ノウハウの習得に努めたところでござ います。私自身のマニフェストのユニバーサルツーリズムの進捗状況につきましては、現在、議論や検 討を行っている段階でございますので、マニフェスト実施状況評価としましては、5段階中2としてい るところでございます。いずれにいたしましても、ユニバーサルツーリズムは個々の状況により、属性 や困り事、必要な支援、対応手段はそれぞれ異なってまいります。本市といたしましても、やはりこの 分野は行政のみならず、民間との連携をしっかりと強めて、取り組んでいきたいと思います。先ほども 栄議員のほうからもありましたとおり、奄美大島5市町村で構成する奄美地区地域自立支援協議会にも 御協力をいただき,引き続き,各観光施設,飲食店,宿泊施設などの受入体制の整備を促進し,安心・ 安全な旅行先として御来島いただく観光地づくりに努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願 い申し上げます。
- 9番(栄 ヤスエ君) 答弁、ありがとうございました。先ほど、市長がもろもろ説明してくださいまし た件ですけれども、しっかりとまた、大島支庁ともしっかりとリンクしながら、協働しながら、中に入 って、しっかりと動いていただいている、検討会に入ったりとか、もろもろ動いていただいているとい うことは,理解いたしました。そしてまた,おもてなし研修会ですが,私のほうも参加させていただき まして、昨年10月3日に、主催で、ユニバーサルツーリズムのアドバイザーの渕山さんという方がい らっしゃるんですが、その方を講師にしながら、おもてなし研修会が龍郷町で開かれました。そこで、 講師よりなんですが、高齢者や障害者は全体の人口の3割を占めるということで、旅客のキャパという んですかね、そういった受入なんですけれども、60代の人と同じ旅行回数に引き上げ、その数を引き 上げることができれば、新たに、ちょっと数字を申し上げますけれども、5、200億円ぐらいの市場 が生まれるであろうというような試算をしているというふうなお話がありました。今、インバウンド、 訪日外国人旅行についての需要も見込める市場で、地域としてはいつ着手するかという時期に来ている のではないかというお話もございましたので、御紹介させていただきます。しっかり、また、そのおも てなし研修の中では、先ほど市長もおっしゃったようにですね、体験をしっかりしました。座学をしな がら、車椅子に実際乗ってみて、押してみたり、乗ってみたり、ちょっといろいろとこう経験をしなが らですね、あとは目隠しをして、視覚障害の人たちがどういう行動をするのかとか、どういうこう支援 が必要なのかとか、いろいろとこう、行動を、実際にしながら、おもてなし研修をさせていただきまし

たので、しっかり、また、リアルに、いろいろとこうアドバイスもできるような形の研修になったんじ やないかなというふうに思いましたので、御紹介いたします。令和4年度の推進事業の目的としては、 新型コロナウイルス感染症拡大が減少した観光、交流人口の回復へつなげるものとしているというふう に思いますけれども,この大島支庁において,令和5年度,奄美群島,心のおもてなし推進事業が行わ れるというふうに聞いております。これは、今年度なんですけれども、企画の提案内容といたしまし て、三つほどございまして、ユニバーサルツーリズムに係る実態調査、情報発信は引き続き。そして、 二つ目には、ユニバーサルツーリズムに係るおもてなし研修の開催も、引き続きされると。そして、3 番目に新しく、観光施設における心のバリアフリー認定制度というものを周知及び申請、その認定制度 を申請、支援をするということの、三つ目のその制度が入っております。そして、この観光施設におけ る心のバリアフリー認定制度のセミナー開催につきましては、令和4年第2回の定例会の一般質問にお きましても、先進地、鹿児島市が先進でやっておりますんで、国体があるということでですね、しっか りユニバーサルツーリズム等もですね、しっかりと環境整備しているところなんですが、その鹿児島市 の例を挙げまして、本市での開催ができないかということで、質問させていただきました。そのときの 部長より、本市におきましても、県主催でユニバーサルツーリズムに係るおもてなし研修の開催を、奄 美大島にて計画していると伺っておりますので、まずは研修会に参加をし、他自治体のセミナー実施状 況も参考にしながら、検討してまいりたいとの答弁がございました。このおもてなし研修が、先ほど、 参加していただいたものだと思っております。そこで,質問なんですけれども,(2)の観光庁が主催 します、観光施設における心のバリアフリー認定制度につきまして、バリアフリー対応や情報発信に取 り組む姿勢のある観光施設を対象とした、観光施設における心のバリアフリー認定制度でございますの で、ハード面ではなくてソフト面という部分なんですけれども、認定された観光施設には、観光庁が定 める認定マーク、この、何ですかね、リボンみたいな、ピンクのリボンみたいなのがあるんですが、そ ういったマークが交付をされておりまして、令和5年度、大島支庁主催のこの事業があるということ で、本市として、ここに、このようなところ、この事業に関して、どのように関わりながら、しっか り、また、このバリアフリー認定制度を周知、広報していけるのかということで、可能性というか、認 識等をお示しいただきたいと思いますが,よろしくお願いいたします。

- 商工観光情報部長(平田宏尚君) それでは、お答えさせていただきます。議員御案内のとおり、観光施設における心のバリアフリー認定制度の取得に向けては、各施設が三つの基準を満たすことで、この認定を受けることが可能となります。三つの基準の内容といたしましては、一つ目が施設内でバリアフリーに対する取組を三つ以上行っていることが条件であり、例えば筆談ボードや車椅子の設置、段差の解消などがございます。二つ目が、バリアフリーに関する研修会を年1回以上受講すること。三つ目が、自社のWebサイト以外でもバリアフリーの情報を積極的に発信することとなっております。今年度につきましては、先ほど、議員からも御案内がございましたけれども、大島支庁が開催いたします、おもてなし研修会を受講することにより、先ほどの三つの基準のうちの一つをクリアすることとなり、観光施設における心のバリアフリー認定制度の取得に向けた取組にもつながるものと期待しているところでございます。本市におきましても、認定制度につながるおもてなし研修会に関し、市のホームページ、SNSや関係団体、事業者等へのメール送信により周知、広報に努め、ユニバーサルツーリズムの受入体制構築にも取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。
- 9番(栄 ヤスエ君) ありがとうございました。今,3点答弁いただきましたけれども,この奄美大島での認定の実績ということで紹介しますと,一つ,今,奄美大島では一つの事業所が認定を受けているということで,瀬戸内町のゼログラヴィティというところがございまして,ここは宿泊施設でもございますし,アクティビティというんですかね,障害者の方も海に入れて,車椅子のままで海に入れるような,船も持っていてという,そういうところが認定制度を受けているということになっておりまして,

まだ一つしかないということなんですけれども、この認定されることでですね、観光施設のさらなるこ うバリアフリー対応と,その情報発信を支援することと,また,高齢者ですとか,障害のある方が,よ り安全で快適な旅行をするための環境整備を推進するということになっております。実際、この、私も このゼログラヴィティの研修のときにですね,ちょっと業者の方に,研修をされる講師の方と同行させ ていただきまして、おもてなしっていうんですかね、そういったものの、職員研修という形だったんで すけれども、そこで参加をさせていただきまして、座学と、また、その施設内の、車椅子であったりと か、トイレの基準であったりとか、いろいろなんですけれども、そこの、瀬戸内町の場合は、しっかり と最初からバリアフリーになっているところですので、アプローチから車椅子でも入れますし、車椅子 でレストランですとか、トイレ、また、お風呂、そして、お部屋にもしっかりと入れるような、そうい った仕組みづくりができておりまして、また、今回のその研修というのはソフト部分で、この心のバリ アフリーの研修に同行させていただきました。やっぱりこう、知ること、学ぶこと、障害、バリアが幾 つもあるんですけれども、バリアがどういったものかとか、障害者のいろいろと、障害者の皆さんのこ う対応の仕方だったりとか、声の掛け方だったりとか、先ほど部長がおっしゃったように、耳の難聴の 方は筆談ボードで対話をするとかですね、そういったところまで詳しく研修がありましたので、そうい ったことをしっかり学んで、受け入れる側が学んでおくと、やはりこう、旅行する皆様も安心して、そ の宿泊施設だったりとか飲食店ですとか、観光施設にも入ることができるんじゃないかなと思います。 やはり、飲食店とかですと、お店とかにこう一緒、食事に行きたいなと思っても、そこにこう段差があ ったりとかのハード面の部分ではなくて、例えば、段差を見つけたら、この研修とか受けていますと、 ちゃんとこう知識がありますので、お手伝いしましょうかとか、段差をこう介助して、車椅子を持ち上 げて入れてくださるとか、車椅子が入りやすいようなお部屋にこう、席に譲るとかですね、いろんなこ う、心配りというか、配慮ができると思いますので、そういったことはもうすごく大事なことだと思い ますので、そういった意味での心のバリアフリー認定制度。しっかり、また、受けていただきたいなと 思いますし、また、大島支庁よりですね、この事業の説明が具体的にございましたら、本市の観光案内 所ですとか、宿泊施設、飲食店のほうにも、この制度をですね、徹底、徹底というかね、周知、広報を ですね,是非,していただきたいというふうに思いますので,是非,よろしくお願いいたします。これ はもう要望で終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。市民生活についてなんですけれども、(1)、公共施設における男 性用サニタリーボックスの設置についてということでなんですが、国立がんセンターが2018年にま とめた統計では、前立腺がんと診断された男性は約9万2、000人。膀胱がんが約1万7、500人 とのデータがあります。これらのがんは、手術後、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなるということで す。このため、手術を受けた男性は尿漏れパッドを着用することが多いそうです。そのような方が、公 共施設などを利用した際にですね、男性トイレの個室には、そういったパッド、尿漏れパッドですと か、そういったものを捨てる場所がないために、結局、御自分で外出先から自宅で、ビニール袋などに 入れて持ち帰りになってしまうというふうになるということで、トイレにこのサニタリーボックスがあ れば、そういった使用済みのパッドやおむつ、女性も、女性トイレにはもう生理用の汚物があるんです けれども、サニタリーがあるんですが、それと同じようにですね、そういったものを持ち帰らずに廃棄 できるために、安心してそういった方たちも外出できるということができます。また、がん以外にも加 齢による尿漏れですとか、トランスジェンダーの方たちが、生理がある人もいらっしゃるということ で、様々、いろんな状況で、男性用個室で尿漏れやパッドやナプキンを使用する場合も、このサニタリ ーボックスがないことで不便を感じるものの、こういった問題というのは、なかなか声に上げにくいも のだと思いますので、こういった問題は当事者も言い出しにくい、表面化しにくいと考えますので、高 齢者や疾患を持つ方が、尿漏れパッドなどを使用している方が困ることなく、トイレが使用できるよう にですね、男子トイレや、また、多目的トイレですね、へのサニタリーボックスの設置と、民間の施設 ですとか、また、商業施設などへのこの設置ですね、を市の取組として、しっかりまた啓発もしていた

だきたいなというふうに思いますので、検討してはということで考えますが、見解をお示しいただきた いと思います。

- 総務部長(濱田洋一郎君) それでは、お答えいたします。男性用サニタリーボックスの設置につきましては、議員御案内のとおり、前立腺がん等の手術を受けた方や高齢者の方への配慮の面から、男性用トイレの設置が全国的にも進んでいるものと認識しております。報道機関の発表を見ますと、今年の3月末時点では、全国280ほどの自治体の庁舎などで設置実績があるようで、全国2割弱の市町村において、取組が進められているようでございます。本市といたしましても、昨年11月に全ての公共施設を対象に現状調査を行いました。結果、住用総合支所や住用の三太郎の里をはじめ、小湊漁港公園、そして、2校ではございますけれども、学校の来賓用のトイレなど、全体で9か所に設置されていることが分かりました。一方で、男性用サニタリーボックスにつきましては、尿漏れパッドやおむつの使用から、ある程度大きいサイズが必要だという声も聞かれているところでございまして、トイレの広さから、設置が可能かどうかも課題になるものと考えられているところでございます。いずれにいたしましても、安心できる環境づくり、また、施設の衛生管理の面からも必要性は認識しておりますので、まずは市役所の庁舎や利用頻度の高い公共施設への設置の可否を判断しながら、検討してまいりたいと思います。なお、民間の施設に対しましては、行政のほうとして普及啓発に取り組んでまいりますけれども、施設の維持管理自体が民間の皆様に行っていただいておりますので、設置につきましては、それぞれの判断になろうかと思いますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。
- 9番(栄 ヤスエ君) 答弁,ありがとうございます。今,実態が9か所に設置をされているということが分かりましたので、ありがとうございました。本当に、そうですね、これからのことだと思うんですけれども、しっかり、また、設置に向けての検討ですね、また、考えていただきたいと思います。できれば、公共施設の庁舎からでもいいですし、学校はそんなに子どもたちというのは少ないと思うので、公共施設からでもいいですので、是非、そこは進めていただきたいと思いますし、また、設置する場合はですね、しっかりとそのトイレの入り口のほうとかにですね、窓とかに、サニタリーボックスの設置をしていますという表示をですね、しっかりとしていただいて、安心して、見ただけで、聞かなくても見ただけでこう入ります、入って、そこにあるんだというのが、安心があると思いますので、そういったこう配慮まで、是非、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは,次の質問に入りますけれども,介護予防の新たな概念ということで,ヒアリングフレイ ル、耳の聞き取る機能の衰えについてなんですが、この日本補聴器工業会の調査によりますと、日本に おける難聴や補聴器装用の実情調査によると、自分がこう難聴であるって感じている人は、国内推計約 1,430万人との結果で、実際には聴力が低下し始めていても、自分で気付かない人もいるというこ とです。また、調査の中で75歳以上で自分が難聴だと思っている人の割合が43.7パーセントなの に比べて、65歳から74歳では、自分の難聴を自覚している人は18.1パーセントと、開きがある ということなんですけれども、一般的に聴力の低下というのは、大体40歳頃から始まると言われてお ります。このヒアリングフレイルとは,聴覚機能の低下によるコミュニケーションの問題やQOLっ て、生活の質ですね、質の低下などを含み、体の衰え、フレイルの一つでございます。令和4年度の第 2回定例会一般質問におきまして, 部長より, 難聴により社会生活に不自由を感じ, 生活の質の低下に つながることから、介護予防や生活の質を維持していくためには、難聴に関する対策を検討する必要が あると認識しておりますという答弁がございました。そこで、質問ですが、①、ヒアリングフレイルに ついて、どのように、再度、捉えているか、お聞きします。そのあとの、質問したあとの取組も併せて お示しいただきたいと思います。二つほど、聴覚機能の低下がもたらす認知症進行のリスクについて、 本市としてどのように考えているのか。そして、ヒアリングフレイルを市民へ周知していく必要がある と考えますが、これも併せて、本市の考えをお示しください。

保健福祉部長(永田孝一君) それでは、高齢者の難聴についてということで、ヒアリングフレイルのことについて、お答えしたいと思います。議員が紹介していただいた数字とは少し、ちょっと出典が違うんですけれども、国立長寿医療研究センターというところの研究がありまして、軽度難聴以上の難聴がある人の割合というのが、65歳以上で急増するという研究結果が出ております。70歳代前半では、男性の5割、女性の約4割。70歳代後半では、男女とも7割。80歳代では、男性の約8割、女性の約7割に軽度難聴以上の難聴が見られるというふうな調査結果が出ておりまして、議員の御紹介していただいたヒアリングフレイルというところに、加齢によって聞こえづらさを感じているという方はいらっしゃるというところは認識しているところです。

難聴の影響というところでございますが、音や人の声が聞き取りづらくなることで、人とのコミュニケーションが、まず、困難になるということがあります。他者との交流の減少や、社会参加の喪失といった孤立化を招いて、生活の質や、議員御指摘の認知機能の低下などの懸念もされるところでございます。本市といたしましても、これまで引きこもりや介護予防の課題に対しまして、高齢者の孤立化を防ぐ複合的な取組を重視し、高齢者の居場所づくりや住民による支え合い体制づくりなどに取り組んできたところです。したがいまして、難聴が生活の質や認知機能の低下に影響を与える一因であると考えられるというところがありますので、生活の質の維持や介護予防のために、ヒアリングフレイルに関する対策は必要であるという認識は持っております。

市民への周知というところでございます。加齢性の難聴は少しずつ進行していくため、御本人に聞き取りが悪くなっているという自覚がないというところも多いと言われております。そのようなことから、昨年度は地域の介護予防教室等にて、講話を行ったり、また、聞こえづらさのアンケートを聴取しております。それと併せまして、耳の聞こえのチェックも実施して、耳の聞こえづらさの項目にチェックの多かった方には、医療機関の受診を勧める等々で、周知をしているというところでございます。難聴に関しましては、家族をはじめとする周囲の方々の理解を深めることも大事なことであると認識をしております。聞こえが悪くなった高齢者の中には、相手の話していることが正確に聞き取れずに、会話が上手くいかないことを繰り返したことで、無口になってしまうと、引きこもってしまうなどの影響を及ぼしてしまう可能性もあります。そのようなことから、聞こえの悪くなった高齢者との会話については、話し手が難聴のことを理解して、コミュニケーションをとることで、高齢者が安心して会話ができる環境を整えることができると思いますので、難聴の高齢者とのコミュニケーションの取り方などを検討した上で、市民に周知を図っていきたい、このように考えております。

9番(栄 ヤスエ君) 御丁寧な答弁,ありがとうございました。事細かにお話をいただきました。また,通いの場ですとか,地域支え合いとかです,いろいろなところで,地域でも見守り等もしているということがありましたので,しっかりまた,そういったところも含めてですね,通いの場とかでも,難聴についてもしっかりと語っていただくとか,今後もまた続けていただきたいと思います。

次の質問に入りますけれども、②のこのヒアリングサポーターの養成についてということで伺いたいと思いますが、このヒアリングサポーターは、高齢の聞こえにくい人や聴覚障害がある人とのコミュニケーションを行う場の聴覚の基礎知識と対話支援技術を学んで、大きな声ではなく、相手に安心していただきながら対話ができる人のことを指します。医師、ドクターや看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士、ケアマネジャーなど、介護スタッフなど、高齢の難聴の方とか、聴覚障害をお持ちの方とコミュニケーションをとる機会の多い方などには、しっかりとこういったことを学ぶ、知識を学ぶことで、適切なケアサポートにつながると考えますけれども、本市として、このヒアリングサポーター養成講座の開催はできないかということで、伺いたいと思います。ちょっと引き続きなんですが、この本市においてですね、3月4日に、3月3日が耳の日ということで、耳の日の集いが奄美難聴者中途失聴者協会の主催で、開催されました。奄美市より、当時の福祉生活課の課長と、ま

た、高齢者福祉課の課長、そして、言語聴覚士、福祉機器を扱う事業所の方、そして、奄美市認知症の人と家族と支援者の会、まーじんまの代表の方がパネリストとして登壇されまして、その中でヒアリングサポーターのまーじんまの代表より、ヒアリングフレイルの講演がございました。介護施設で、その方は日々高齢者と接する経験からですね、難聴と認知症の関係性について、高齢者のほとんどの人は老人性難聴を発症しているというふうにおっしゃっていました。聞こえの影響で認知症と勘違いされることもあるということでありましたので、話されておりました。しっかり、また、こういったことも学びながら、ヒアリングサポーターの養成講座では、老化による聴覚機能低下のメカニズムですとか、耳が遠い方との会話の注意点とコツですとか、補聴器の仕組みと種類ですとか、もろもろ学ぶことができますので、しっかりと、こういったヒアリングサポーターを養成していただきながら、しっかりと寄り添った支援というんですかね、をしていただきたいと思いますが、この養成講座の開催はできないか、お示しいただきたいと思います。

保健福祉部長(永田孝一君) それでは、ヒアリングサポーターの養成について、お答えいたします。先 ほど答弁の中で、難聴の方と聞こえの悪くなった高齢者との会話は、話し手が難聴のことを理解してコ ミュニケーションをとるという答えを、答弁をさせていただきましたが、まさにそのような内容ではな いかと思います。本市といたしましては、聞こえに不安のある方がコミュニケーションをとることが困 難になって,孤立化し,生活の質や認知機能の低下が懸念されることの対策として,周りの方,関わる 方が、高齢者が安心して会話できるよう配慮することは大事なことだという認識はございます。ヒアリ ングフレイルサポーター、御紹介いただきましたが、難聴高齢者や聴覚障害者とのコミュニケーション を行う場合の聴覚の基礎知識と対話支援術を学び、相手に安心していただきながら、対話できる資格と いうふうに理解をしております。しかしながら、ヒアリングフレイルサポーター養成講座の開催につい ては、他自治体でも当該資格の講座を開催しているということも承知はしておりますけれども、公的な ものではなく、この資格そのものがですね、公的なものではなくて、民間企業が提案している一つの資 格であることというところを考えますと、本市が当該資格を推奨して養成講座を開催することについて は、もう少し、ちょっと慎重に検討させていただきたいと考えております。また、高齢者が安心して会 話できるよう配慮することについては、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、難聴の高齢 者とのコミュニケーションの取り方を検討した上で、介護スタッフなどを含めて、市民に周知を図りた い、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

9番(栄 ヤスエ君) 分かりました。民間の事業者でということであると思いますけれども、ちゃんとした資格というかですね、ではないんですけれども、しっかりまた、知識を学ぶという意味では、オンライン等でもできるような講座ということでしたので、私のほうも受けさせていただいたりとかしたんですけれども、しっかりと知識を知ることから、まず、大事だと思いましたので、提案をさせていただいたところです。はい、ありがとうございます。

それでは、次の質問に入りますけれども、(3)の身体障害者の交付対象とならない高齢者の補聴器購入補助金制度導入についてでございますけれども、この質問は私としても2回目になりますし、先ほど、崎田議員も積み残しがございましたけれども、積み残しじゃないですね、すいません、なかなか言えなかったので、質問がなかったので、ちょっと私のほうで、また、併せて質問したいと思います。①ですね。令和4年度のアンケート調査後の対策についてなんですけれども、令和4年度、第2回定例会の部長よりですね、今年度は難聴高齢者を把握するための通いの場などでの聞き取りによるアンケート調査をすることとしており、このアンケート結果を基に、どのような対策が必要か、検討してまいりたいとの答弁がございました。この結果を基に、本市として何に取り組んできたのか。また、全国の自治体における補聴器購入助成制度の実施状況でございますが、日本補聴器販売店協会の調べにおきますと、2023年の調査では、全国の2、747の市区町村では、143の自治体において、補聴器購入

費の助成制度が設けられているとの報告がございます。鹿児島県におきましては、曽於市が65歳以上 の高齢者に補聴器の購入費用の補助をしておりますけれども、本市における補聴器購入に対する助成、 補助金制度の導入について、お示しいただきたいと思います。

保健福祉部長(永田孝一君) 身体障害者の対象とならない高齢者の補聴器補助というところの御質問で ございますが,先ほど答弁,つぶれましたものから,ちょっと答弁したいと思います。まず,アンケー トの結果でございます。昨年度は地域の介護教室、介護予防教室などで聞こえに関するアンケート調査 を実施しております。400人から回答を得ることができております。そのうち、聞こえについて困っ ていないと回答した方は全体の60パーセントでした。困っていると答えた方は24.5パーセントで した。無回答の方も入りますけれども、このような数字が出ております。これらの方で、補聴器につい ては、利用している方が全体の8.3パーセント。持っているが、利用していないという方も2パーセ ント。今後、利用したいという方が、17.5パーセントという方がいらっしゃいました。聞こえにつ いて困っている方は、補聴器を利用している、または、今後の利用を考えているというふうな結果が出 ております。併せまして、高齢者実態調査を昨年、実施しております。本年度に計画策定がありますの で、それに向けての実態調査だったんですが、その中で、聞こえについての設問も設けました。962 人から回答を得ております。その結果、聞こえの現在の状況ということで、よく聞こえるが46.9パ ーセント。ときどき聞こえが悪い、34.8パーセント。聞こえが悪いので会話が上手くできないが1 5パーセント。ほとんど聞こえないが 1.9パーセントというふうな中身になっております。補聴器の 利用に関しては、利用していないが全体の91パーセント。いつも利用しているが3.8パーセント。 ときどき利用しているが3,1パーセントということで、この二つのアンケート結果からですね、大ま かに全体の2割程度の方が聞こえに困っているというふうなことが言えるのではないかと思っておりま す。困っている方は、補聴器の利用を考えているが、実際に補聴器を利用している方は少ないというふ うな答えが出ているのではないかと思うところです。

その制度の導入につきましてですが、補聴器は難聴の方には有効な機器であり、ニーズもある程度あることが把握できたというところなんでございますが、補聴器補助制度の導入には、相応の財政負担が必要であるというところでございます。それから、本市といたしましては、難聴に関することを、高齢の方、家族をはじめとする周囲の方々に理解していただき、高齢者がコミュニケーションを取りやすくする、取りやすい環境づくりや難聴の予防に取り組む必要があるとも考えております。補聴器制度の導入、先ほど曽於市の御紹介がありましたけれども、制度そのものにつきましては、身体障害者の制度が、まず、あると。そこに該当しない方の制度をつくってくれというお話でございますので、新たな制度の創設となりますので、慎重な対応をさせていただきたいというのが、基本的なところでございます。国のほうでも、認知症に関する難聴の相関関係ですとか、研究も続けていたり、他の自治体で補聴器の導入をした結果、どうなったかというふうな研究もしておりますので、それらの検証も見ながら、検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

9番(栄 ヤスエ君) ありがとうございます。しっかり、また、数字に、こうアンケートをしながら、数字に出てきておりますので、やはり利用していない、先ほど、計画作成において、962名の方が補聴器を利用していないというところが91パーセントというか、高い数字が出てきておりますので、しっかりまた、聞こえに対する周知ですとかですね、必要ではないかなというふうに思います。自分で気付かなかったりとか、なかなか認識しない方たちも多いですので、聞こえに関する、まだ、これからちょっと次の質問に入りますけれども、しっかりまた、周知をしていただきたいと思いますけれども。

次の質問に入りますけれども、②ですね。山形市におきましてはですね、聞こえくっきり事業というのを、また、やっているんですけれども、開始しておりますが、本市でもこの、どうにかできないかということも、一つの質問なんですけれども、この山形市はこの高齢者のヒアリングフレイルを早期に予

防しようということで、山形大学や山形市の医師会ですとか、山形県の言語聴覚士会、そして、日本補 聴器販売店協会と民間企業が連携いたしまして、普及啓発、民間企業の語音聴力チェックアプリを使い まして、ひらがなのかな一文字の音声を聞き取りまして、正解率が60パーセント未満の人は言語聴覚 士からこの受診を、病院への受診をアドバイスしていただける、アドバイスをするということで、アド バイスを受けたら、耳鼻咽喉科の補聴器相談医を受診していただきまして、そのお医者さんの補聴器が 必要であれば、処方箋を貰って、その処方箋を持って認定補聴器専門店で補聴器の購入をするというこ と。また、購入する場合には、やはり専門店ですので、ちゃんとこう資格を持った人がいらっしゃいま すんで、しっかりとその方に、一人一人に合った調整をするということが前提です。そこで、住民税非 課税の人には最大4万円まで補聴器購入費を補助するという事業であるということですけれども、山形 市におきましてはですね、その後のフォローアップとして、補聴器相談医、耳鼻咽喉科医へ定期受診 と、補聴器の調整などもしてくださるということで、ほったらかしじゃなくて、ちゃんと調整までして いくと。その中で、しっかりとデータ分析までして、その一連をパッケージとして、令和4年の12月 より、山形市の聞こえくっきり事業というものを開始しております。本市において、聞こえにくさを感 じる方が難聴であることを自覚すること、先ほども数字、表れてますけれども、自覚をして、例えば本 市がその方に医療機関をこう紹介してですね、どこか病院、この山形市のように、こう専門知識のある 方って、多少、難しいかもしれませんが、どこかでしっかりとその聞こえにくさを分かるような、通い の場ですとか、そういったところでもいいですし、そういったところで、こうちょっとアプリを使っ て、聴覚を計ってみるとか、ちょっとこう、聴力が衰えていますねとか、気付きの場を持っていただい てですね、難聴であることを自覚して、例えば本市がその方に、医療機関を受診してもらえませんかと か、促したりとかですね、紹介したりしながら、しっかりまた、早期発見、早期治療をしていただくこ とが、流れとしては大事かなというふうに思いますので、紹介しました。この補聴器購入の助成を受け る際にはですね、申請を耳鼻咽喉科、補聴器相談医の意見書が必要であるということになりますので、 誤ってこう集音機ですね,その方に合わない補聴器じゃなくて,集音器というのが,集音器はですね, 外に出てしまうといろんな音を拾ってしまうので、雑音になってしまったりとか、いろいろあります。 そうやって、集音器を購入したりとか、認定補聴器技術者の不在の、専門家のいない販売店などから、 自分の聴力に合わない製品を購入した結果、いわゆるこう、タンス補聴器、使わなくて、何万円もかけ て補聴器買ったのに使わないという方たちも結構いらっしゃいますので、そういったことを防ぐために も、こういった一連の流れというんですかね、パッケージとしたものの事業をしているということでご ざいましたので、しっかりとここも併せて、本市で導入できないかですね、質問させていただきます。

保健福祉部長(永田孝一君) それでは、議員から御紹介いただきました、山形市の聞こえくっきり事業ということで、非常にこう充実した取組と申しますか、確認しましたところ、山形大学の医学部でありますとか、医師会、それから、山形県の言語聴覚士会なども含めて、補聴器の販売会社等、幅広い対応をされていまして、いわゆる議員がおっしゃった、パッケージ化されているというところのようです。山形市の取組は、行政の実施する補聴器助成について、民間事業所と連携して、難聴の早期発見から、その、後半おっしゃっていただきましたフォローアップのほうまで、きめ細かい体制が整えられているというところでございます。社会資源等の違いもございますので、本市においてこのような取組がどこまでできるのかというところについては、少し、今すぐやりますとも言えないような中身ではあるんですけれども、難聴の早期発見には御本人の自覚と家族や周囲の方々の難聴に関する理解を深めることから、まず、始めたいというふうなことを考えています。先ほどアンケートをとるときに、地域の健康、介護予防教室でというお話をしましたけれども、まずは本市にできることというところから、地域の介護予防教室で、本市の保健師による介護予防のための体操や口腔ケアなどと併せて、難聴の予防ですとか、重症化を防ぐために注意することの説明と、耳のマッサージなど、ヒアリングフレイル対策を実施していきたいと考えております。本市におきましても、今後、ヒアリングフレイル対策を進めていく中

で、民間事業者でありますとか、言語聴覚士の方はもう、市内にはいらっしゃいますので、それらの 方々との連携ということについても、今後、検討してまいりたいと思っております。以上です。

9番(栄 ヤスエ君) ありがとうございました。まずはできるところから、しっかりとまた、取り組んでいただきまして、専門家の本当に知見も必要でございますので、そういったところともしっかりとまた、民間のほうとも連携しながらですね、ケアマネさんですとか、そういったところの、介護関係のところとかですね、しっかりと連携をとりながら進めていただきたいと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。 (4)ですね。耳鼻咽喉科の医療機関の現状と、本市としての認識ということなんですけれども、この質問の趣旨といたしましては、本市で開業している医院などが相次いで閉院するってことが起きておりまして、理由は高齢のためですとか、それぞれなんですけれども、閉院に伴うことによって、患者さんがほかの医療機関を利用することになりますけれども、特にこう、耳鼻咽喉科とかはですね、ほかの医療機関に常勤医師がいないということで、予約がなかなかとれないというような声もたくさんいただいておりまして、実際にこう、病院に問い合わせたところ、予約でいっぱいということでしたので。本市における耳鼻咽喉科外来の現状としましては、県立大島病院が週に1回です、通いですね、鹿児島から来られます。常勤医師がなしと。名瀬徳洲会病院が週2回で、ここも常勤医師なしで、大島郡医師会病院が週2回で、常勤、あるんですけれども、週2回ということでですね、そういったのが現状です。開業医の閉院に伴って、やはり、市民のこうスムーズなというかですね、受診ができないのではないとかということで、すごく危惧をしているところなんですけれども、本市としてできることを、まずは認識を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 保健福祉部長(永田孝一君) 議員の御案内のとおり、5月末に耳鼻咽喉科専門の診療所が休診となりました。現在、耳鼻咽喉科の外来受診ができる病院は、御紹介のありました本市に4か所となっております。ただ、毎日診療している病院がなくて、日時や曜日が限られた中での診療というのは、議員御案内のとおりでございます。必要時にすぐ受診できるという医療体制構築は理想でございますけれども、耳鼻咽喉科に限らず、離島医療の現状というのは、大変厳しいものがあるという認識でございます。耳鼻咽喉科のことを申しますと、県内の医療施設調査では、36か所、耳鼻咽喉科があるというところです。大島郡医師会に確認しましたら、県内においても耳鼻咽喉科の医師は不足している状況があるということでした。奄美大島の耳鼻咽喉科の現状や、医師不足の診療所がある島の現状等について、県医師会や郡医師会と課題を共有しており、今後も協力して医療体制の整備に臨んでいくと伺っております。本市におきましても、郡医師会と課題を共有しながら、医療体制の充実について、共に考えるという立場で行っていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。
- 9番(栄 ヤスエ君) ありがとうございます。やはりこう、赤ちゃんがいたりとか、突発的なことですとかですね、本当にこう主治医になってと、いろいろこう、いろんなことも、緊急的なことも考えられますので、しっかりまた、今後、奄美医療圏での、そのドクター不足など、課題もあるということでございましたので、医師会などとかですね、協議の場がございましたら、しっかりとそういった声もですね、しっかり届けていただけるようにお願いをしまして、この質問は終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。 (5) ですね、はい。災害時におけるペットとの、ペットと人の同室避難ということなんですが、4月24日に公明党奄美市議団で災害時ペット捜索救助チームのうーにゃんの代表の方より、災害時のペットと人の同室避難についての説明を受ける機会がございました。現在、日本の避難所では、ペットの受入を考えている避難所は少ないということで、ペットの受入が不可である、または、全く考えられていない。人とペットは別々の場所の避難所がほとんどであるというふ

うに言っていました。いざ、災害が起き、避難しなければならない状況になったときに、動物を家族に迎え、暮らす人も安心して一緒に避難できる避難所づくりの必要性ということで訴えられました。そして、5月8日には、公明党奄美市議団も同行しまして、チームうーにゃんの代表と、2年前に市長、その当時の市長へペットと一緒に避難できる避難所開設嘆願書を出されたドクターの皆様と、ペットの安全を守る会の代表の皆様、ほかで、奄美市長を表敬訪問させていただきました。同室避難について要望いたしたところなんですけれども、その際に、昨年12月に同室避難所を指定しました愛知県の犬山市の事例を紹介をされたと思います。犬山市では、避難所にペットを受け入れる際のルールをしっかりと決めておりまして、市内の33か所の指定避難所のうち、3か所をペットと同室で過ごせる避難所に位置付けて、避難所の室内へのペット受入もしているということなんですけれども、そこで質問ですが、その後、さっそく笠利地区での同室避難についての話し合いも持たれているというふうに聞いておりますので、その内容についてお示しいただきたいと思います。それと併せて、本市において、こう、笠利地区、住用地区、名瀬地区と3地区に必要と考えますが、本市のペットの現状ですね。まずは数的なものをですね、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。お示しください。

- 総務部長(濱田洋一郎君) それでは、お答えいたします。先日、本市の関係課とペットの安全を守る会の皆様で、ペット同室避難の可能性を検討するために意見交換を行いました。内容といたしましては、避難訓練を実施する施設の検討。そして、ペットが同室避難することでの施設への影響の有無。ノミ、ダニの駆除など、飼い主の責務。そして、避難所の運営方法などを確認したところでございます。それから、お尋ねの3地区のペットの現状でございますけれども、令和4年度におきまして、飼い犬登録数は名瀬で1、099頭、住用で67頭、笠利292頭、合計1、458頭でございます。それから、飼い猫登録数は、名瀬1、718匹、住用78匹、笠利290匹、合計2、086匹でございます。以上です。
- 9番(栄 ヤスエ君) 分かりました。その中で、今、数字を出していただいたんですけれども、犬のほうは1、458、そして、猫のほうが2、086の登録ということなんですが、この3地区の犬猫の登録数もですけれども、狂犬病ワクチンですね、質問にあったと思うんですけれども、注射の接種率についてもお示しください。
- 総務部長(濱田洋一郎君) 狂犬病の接種率,注射の接種率でございますが,名瀬で68.20パーセント,住用で77.61パーセント,笠利で75.60パーセント。奄美市全体,トータルしますと70.10パーセントということになっているところです。以上です。
- 9番(栄 ヤスエ君) ありがとうございます。やはりこう、100パーセントではないということに、ちょっと驚きを感じているところなんですけれども、やはりこの狂犬病のワクチンというのは、飼い主がしっかり登録して、その飼い主の責任の下でワクチンを打つということが基本になっておりますし、犬の場合はもう、リードをして逃がさないようにって、ちゃんと括りつけておくということになっているんですけれども、やはりそうでない場合、犬たちもいる、飼い主の方もいらっしゃるということが、ちょっと現状があるかなと思いましたし、このワクチン接種のこの現状ですね、やはりこう、100パーセントに近づけられるようにですね、飼い主への、やはり、周知徹底も、今後、避難所に、もし、避難所に入れる場合にはですね、必要かと思いますので、そこもしっかりと併せてお願いしたいと思います。その犬山市においては、やはりその、そのペットの避難所に入る場合には、そういったワクチン接種ですとか、マイクロチップをしておく、装着しておくとか、もろもろ、細かいルールを本当に決めておりまして、そういったことも、飼い主の意識、日頃からの意識醸成ですね、しながら、飼い主がしっかりと自分のペットを家族として、また、責任を持って最後まで飼養していくという、そこら辺の周知

にもなるかと思いますので、今後、避難所、同室避難とか考える場合にですね、そういったことも含めて、日頃から飼い主の方がペットの飼養に関する関心をしっかり持っていただくということを、また、今後の周知もお願いしたいと思いますので、以上でこれは終わります。また、そうですね、それと、市長のマニフェストの36にも、ペット避難、同伴避難ですね、避難所の整備を求めますというふうにありますので、しっかりまた、併せてですね、ここで、質問なんですけれども、今後、公明党奄美市議団としても、先進市の犬山市を訪問して視察をする予定でもございますが、大切な家族としてのペットと人の同室避難所の設置実現に向けての考えということで、お示しいただきたいと思います。

総務部長(濱田洋一郎君) お答えいたします。ペットと人の同室避難には、まず、避難所の確保が大きな課題であると認識しております。また、同室避難のためのルール作りも必要であると考えます。今後、課題を解決するための訓練実施に向けた支援を行ってまいりたいと存じます。公明党市議団の皆様が先進地を視察される予定とのことでございますので、是非、犬山市の状況等もお伝えいただき、お聞かせいただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

9番(栄 ヤスエ君) ありがとうございました。

それでは、最後の6番目の質問なんですけれども、パートナーシップ宣誓制度についてなんですが、このパートナーシップ宣誓制度とは、結婚が認められない同性カップルの権利を尊重する制度です。戸籍上、同性カップルに対して、地方自治体が婚姻と同等の関係を承認することで、日本では法律上、同性同士での結婚はできないため、戸籍上、同性のカップルには税制優遇措置や住宅ローンの審査を受けられない。そして、病院での面会、立ち会いの権利がないなど、様々な支障が生じております。このパートナーシップ制度は、同性カップルの婚姻が法的に認められていない日本において、全国の自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係であるという証明を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度でございます。鹿児島県におきましては、鹿児島市と指宿市、そして、本年10月に予定しておりますのが、日置市が導入予定というふうに聞いておりますので、しっかりまた、一つ、質問になりますけれども、本市として、どのようにこのことを、宣誓制度をですね、捉えているか、お示しいただきたいと思います。

- 市民環境部長(島袋 修君) パートナーシップ制度とは、今、栄議員がおっしゃられた内容とちょっと 重複する部分もあるかと思いますが、一方、または、双方が性的少数者であるお二方が、自治体に届け 出を行うことにより、婚姻相当の関係であることの証明書を自治体が発行することで、婚姻と同等の行 政、民間サービス上の取り扱いを、一定の範囲で受けられるようにする、自治体独自の制度であると認 識しております。導入している自治体における行政、民間サービスの具体例としては、市営住宅等への お二方での入居申し込みや病院での手術同意や説明への同席、付き添いを配偶者扱いで行えるようにす る等のサービスがございますが、自治体ごとに適用範囲は様々でございます。
- 9番(栄 ヤスエ君) ありがとうございます。そうですね、まずはそこら辺からなんですけれども、しっかりとまた、捉えているかということですので、お示しいただきました。ありがとうございます。奄美市は5月22日に内閣府よりSDGsの未来都市ということで選定をされました。選定書の中には、SDGsの達成に向けた今後の取組を奨励し、ここに貴市がSDGs未来都市であることを称しますということの文言がございましたけれども、これ、SDGsの中にも、ナンバー4で、ジェンダー平等とかございますので、本当、当事者の方は声を上げることはなかなか難しいというふうに思います。今からですね、しっかりとそうした環境づくりをしておくことも必要だと思いますし、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指して、一人一人がこう自分らしく生きていけるよう、暮らしていけるような、本当に生命尊厳だったりとか、人権を大切にする幸せの島、奄美市を、しっかりと実

現していただきたく、要望しながら、この質問を終わらせていただきますので、これで、すいません、 私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(西 公郎君) 以上で、公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。 これをもって、本日の日程は終了いたしました。

6月26日,午前9時30分,本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。 (午後2時29分)

第 2 回 定 例 会 令和 5 年 6 月 26 日 (第 5 日 目)

6月26日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 幸多 拓 磨 君 3 番 永 田 清裕 君 6 番 林山 克 巳 君 9 番 栄 ヤスエ 君 晃 君 11 番 奥 郎 14 番 関 誠 之 君 17 番 与 勝 広 君 19 番 奥 輝 人 君 川口 幸義君 21 番

2 番 弓 削 洋平 君 霜析 4 番 和田 君 卓 矢 7番 正 野 君 10 番 大 迫 勝史 君 12 番 竹山 耕平 君 15 番 﨑 田 君 信正 18 番 公 郎 君 西 20 番 伊東 隆吉 君 22 番 義一 君 多田

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8番 橋口 耕太郎 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

長 壮 平 君 市 安田 教 長 育 村田 達治君 笠利総合支所 國 分 正大君 務 所 長 事 総 務 課 長 向 井 渉 君 財 政 課 長 永 田 公 洋 君 市民環境部長 島 袋 君 修 世界自然遺産課長 信島 賢 誌 君 福祉事務所長 石神 康郎 君 社会福祉係長 岡 村 学 君 紬 観 光 課 長 広和 君 赤崎 農林水產部長 大 山 茂 雄 君 都市整備課長 里 則 君 人 教 育 部 長 大 庭 勝利 君

副市 長 諏 訪 哲郎 君 住用総合支所 平田 博 行 君 務 所 長 務 長 総 部 濱田 洋一郎 君 企画調整課長 當田 栄 仁 君 プロジェクト 川畑 良二 君 推進 課長 市民 課 長 浩 史 君 重 田 保健福祉部長 孝 一 君 永 田 健康增進課長 加奈子 當田 君 商工観光情報部長 宏尚 君 平田 デジタル戦略課長 押川 裕也 君 建設部長 藤原 俊輔 君 上下水道部長 吉 君 郁 也

6月26日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐野 早苗 君 議会事務局次長兼 池田 忠徳 君主幹兼議事係長 押 川 治 君 議 事係主 査 坂元 辰徳 君

議長(西 公郎君) おはようございます。ただいまの出席議員は18名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。 (午前9時30分)

日程に入ります。

します。

本日の議事日程はお手元に配布の議事日程第2号のとおりであります。

議長(西 公郎君) 日程第1,議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)についてから,議案第38号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの4件を一括して議題といた

ただいま議題としました議案4件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、はじめに立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番(関 誠之君) 市民の皆さん、議場の皆さん、そして、インターネットを御覧の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党、民主党の関 誠之でございます。早速、議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について質疑をいたします。まず最初に、10ページ、16款2項8目1節、再編関連訓練移転等交付金2、432万3、000円の内訳の詳細と交付金の交付された経過を含め御説明いただきたいと思います。

2つ目は、11ページ、21款1項1目1節、前年度剰余金繰越金2、804万8、000円の財源である実質収支と単年度収支、実質単年度収支、実質収支比率は幾らなのかお答えいただきたいと思います。まだ確定をしていないとは思いますが、今の予想でもよろしいですからお答えをいただきたいと思います。

11ページ,22款5項4目3節,22款5項8目2節・3節のネーミングライツ料はどのように決定され,業者選定の基準・方法等についてお答えをいただきたいと思います。

4つ目は、12ページ、2款1項6目14節、工事請負費320万円は特定空き家解体工事のようでありますけれども、何件分でどのような状況にある空き家なのか、解体工事ができる条件について示すとともに、予算執行までの在り方について御説明をいただきたいと思います。

5つ目, 13ページ, 2款1項9目12節, 委託料495万円はオンライン窓口サービス構築業務の 委託先と委託方法及び窓口サービス構築を具体的に御説明いただきたいと思います。

6つ目は、13ページ、2款1項14目12節、委託料200万円は企業版ふるさと納税マッチング 支援事業とあります。業務内容と業務の方法、受託・委託の方法についてお答えをいただきたいと思い ます。

7つ目は、同、2款1項14目14節、工事請負費2、000万円で、都市公園の照明をLEDに替える工事の業者選定の方法、工事概要、12節の業務委託で都市公園照明調査業務50万円、事業費505万円の減額補正の内容と理由をお答えください。

8つ目は、13ページ、2款1項15目18節、負担金、補助及び交付金1、000万円のその他財源、1、000万円の説明、奄美大島自然保護協議会へ支出する理由及び奄美大島自然保護協議会の構成と監査体制についてお答えいただきたいと思います。

9つ目, 15ページ, 2款1項16目18節, 負担金, 補助及び交付金, 出産・子育ての応援交付金 1, 700万円, 住民税非課税世帯生活支援特別給付金3億円についての事業内容を詳細に御説明いた だきたいと思います。

10番目は、15ページ、2款3項1目12節、委託料、マイナンバーカード広報業務の内容と、マイナンバーカードの登録状況、奄美市においては入力違いなどなかったのかどうかをお伺いいたします。

最後になりますが、11番目、19ページ、7款1項5目12節、委託料616万円の業務委託の内

容と財源をお伺いをいたします。よろしくお答えください。ありがとうございました。

議長(西 公郎君) 答弁を求めます。

総務課長(向井 渉君) おはようございます。関議員の質問にお答えいたします。

再編関連訓練移転等交付金につきましては、再編関連訓練移転等交付金交付要綱第9条に基づき、普天間飛行場に所在するオスプレイを使用した日米共同訓練を対象として交付されるものでございます。交付につきましては、令和5年4月4日に九州防衛局より通知があったところでございます。交付額につきましては、過去1年間の訓練移転等の実施状況を踏まえ、影響の程度に応じ、国の予算の範囲内で交付するとされており、2、432万3、000円の算定の詳細については示されていないところでございます。本市への交付につきましては、令和4年11月10日から11月19日の間に実施しました令和4年度日米共同統合演習の奄美駐屯地でのオスプレイを使用した訓練を行ったことによるものでございます。以上です。

財政課長(永田公洋君) おはようございます。それでは、(2)の前年度剰余繰越金に関する昨年度、令和4年度の決算についてでございますが、現在作業中でございますので見込額としてお答えをいたします。一般会計総額の歳入から歳出を差し引きました形式収支額は11億3、127万円、この形式収支額から翌年度への繰越財源1億5、158万円を差し引きました実質収支額は9億7、969万円の見込みでございます。また、この実質収支額と令和3年度を比較した単年度収支額は2、859万円を見込んでおります。この単年度収支額に財政調整基金の積立額を加え、そして、基金の取崩し額を除いた実質単年度収支は7、844万円の赤字を見込んでおります。実質収支額を標準財政規模で割った実質収支比率は5.5パーセントの見込みでございます。以上です。

プロジェクト推進課長(川畑良二君) それでは、私のほうから(3), (4), (6)の3間について お答えをさせていただきます。

(3) ネーミングライツ料についてでございます。ネーミングライツ料はまず、市の希望額をお示しをいたします。希望額につきましては、同等規模の都市のネーミングライツ料を基準とし、施設ごとに利用者数をもとに基準額を設定し、看板設置の有無、市のホームページや施設としてのホームページの有無、施設パンフレットの有無等の計数を乗じて、そこにメディア露出等の判断を加え、算出をしているところでございます。これは、あくまで目安となる金額であり、希望金額を下回る提案を行うことも可能でございます。なお、ネーミングライツパートナーが提示した金額をその他の判断項目と併せ、妥当であると認められた場合に契約を締結をしております。

次に、業者選定の基準及び方法についてお答えいたします。パートナーの選定については、庁内において奄美市ネーミングライツ審査委員会を設置し、次の6つの項目により審査をしております。1つ目は愛称でございます。施設にふさわしいか、市民に親しまれるものか、呼びやすく分かりやすいかを判断をしております。2つ目は提案額でございます。3つ目は契約期間です。契約期間の妥当性を判断いたします。4つ目は施設の魅力向上に関する提案でございます。金額以外の役務等の提供に関する提案があるか、実現可能性、施設の魅力向上に資するものかを判断をいたします。5つ目は事業者の経営状況。6つ目は本市や社会への貢献度でございます。特に、経営状況や社会への貢献度につきましては、施設の愛称を長期にわたり付与することになりますので、経営状況の健全性や事業者の社会的なイメージなど判断をいたしております。以上の6項目を総合的に審査し、選定をしております。

次に、4番、特定空き家の解体工事についてお答えをいたします。補正予算で計上させていただきました解体件数は1件でございます。特定空き家の認定については、次の4つの定義を建物そのものの物的状態と、周辺に及ぼす影響を基準に沿って総合的に調査し、判断を行います。1つ目はそのまま放置

すれば倒壊等,著しく保安上危険となる恐れのある状態であること。2つ目はそのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態であること。3つ目は適切な管理が行われていないことにより,著しく景観を損なっている状態であること。4つ目はその他周辺の生活環境の保全を図るために,放置することが不適切であること,などでございます。今回対象となっている空き家は崩壊寸前でかつ生活道路に面していること,高台に建っている状態であり,市民の生命や財産への危険性が非常に高い状況でございます。なお,併せて今回の解体工事は略式代執行という形式を予定しており,先ほど答弁いたしました特定空き家の認定に加えまして,相続人が不在である,または,全員が相続放棄をしており,管理義務を行う者が誰一人存在しない空き家であることを条件として,略式代執行を行う予定としております。非常に危険性・緊急性が高い案件でございますので,執行につきましては,議会の承認をいただきましたら,早急に対応可能な手法を検討してまいりたいと考えております。

次に、6番、企業版ふるさと納税マッチング支援業務200万円についてでございます。業務内容につきましては、企業と自治体の間を取り持つ中間事業者が事業者独自のネットワークや営業ノウハウを活かし、全国の企業に対して働きかけを行うことにより、企業版ふるさと納税寄付金の獲得を目指すものでございます。また、委託の方法につきましては、寄付の獲得があった場合のみ委託料が発生する成果報酬型を予定をいたしており、その成果報酬割合を約2割と想定しているところでございます。以上です。

デジタル戦略課長(押川裕也君) おはようございます。(5)の2款1項9目12節,委託料495万 円、オンライン窓口サービス構築業務についてお答えいたします。オンライン窓口サービスとは、国の デジタル田園都市国家構想で掲げる行かなくてもいい窓口の実現を目指すため、住民のスマートフォン や御家庭のパソコンを利用し、オンラインで面談可能な市役所の相談窓口のことです。本市では、昨年 度、オンライン窓口サービスの有効性を検証するため、民間企業と連携し、現在対面で行っている窓口 業務での利用について実証実験を行いました。実証実験においては,住民にモニターとして御参加いた だき、庁内の窓口担当課の具体的な業務を想定し、オンライン窓口対応を体験いただきました。実証実 験で得られたオンライン窓口の効果としては,忙しくても市役所に行かずに自分の都合に合わせた時間 に相談できることや、ウェブ相談とすることでプライバシーが守られる、プライベート空間で話せるの は安心感があるなどの、インターネットを通じたオンライン窓口対応のメリットが確認できたところで す。こうした結果を踏まえて、今年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、オンライン窓 ロサービスの導入を図っていきたいと考えております。委託先については、公募型企画提案方式によ り、広く事業者からの提案を伺ったうえで、システム導入企業を選定していきたいと考えております。 想定する窓口業務としましては,生活困窮相談などプライバシーの保護が求められるセンシティブな相 談や,相談者の移動時間などの負担軽減が求められる出産,子育て世代の各種窓口における面談や相談 業務において、新たな選択肢としてオンライン相談窓口を設けていく計画としております。以上です。

都市整備課長(里 則人君) おはようございます。都市公園照明灯更新事業についてお答えいたします。工事の概要としましては、対象となる都市公園28公園について、現在設置している水銀灯80灯をLED灯へ更新するとともに、劣化が著しい一部の鋼管柱の建替えを行うものとしており、業者選定方法は指名競争入札を予定しております。本事業につきましては、水銀灯の輸入製造が国際条約によって2021年から禁止となり、故障の際に対応が困難となったことから、令和5年度から4年間の計画で事業費2、000万円を見込み、財源をふるさと応援基金として需要費、委託料の合計500万円を当初予算に計上していたところでございます。今回、再編関連訓練移転等交付金事業を活用することにより、単年度での事業が可能となったため、令和5年度分の事業費として計上していた、需要費450万円、委託料50万円の減額補正を行い、工事請負費2、000万円を増額補正するものでございます。以上です。

世界自然遺産課長(信島賢誌君) おはようございます。それでは、(8)の奄美大島自然保護協議会の負担金について答弁をいたします。この負担金1、000万円につきましては、その他特定財源が補正額と同額の1、000万円となっております。その他特定財源につきましては、同じく補正予算書10ページ、19款1項1目1節、寄付金の企業版ふるさと納税寄付金2、000万円の内の1、000万円でございます。この1、000万円につきましては、公益財団法人イオン環境財団様より、世界自然遺産地域である奄美大島の環境保護活動に活用してほしいとのお申し出をいただいたものでございます。日本環境財団様はこれまでも沖縄島北部地域や西表島にも同様に寄付を行った実績があるとのことで、今回は、是非奄美大島と徳之島にもとのことでございました。当初、本市がお申し出をいただいた際に、財団様からは併せてどのような寄付先があるのかという御相談もいただいたところです。本市からは、奄美群島広域事務組合に一括して寄付する方法や、奄美大島と徳之島それぞれの自然保護協議会に寄付する方法、各市町村に個別に寄付する方法や、奄美大島と徳之島それぞれの自然保護協議会に寄付する方法、各市町村に個別に寄付する方法をお示しさせていただきました。これらの案を受けて、財団様でも御検討をいただいた結果、奄美大島と徳之島にそれぞれ1、000万円を寄付することとなり、奄美大島の寄付金の流れとしましては、奄美市が一括して1、000万円を企業版ふるさと納税として受領し、自然保護協議会に同額を負担金として支出する形を財団様が希望されたものです。

次に、奄美大島自然保護協議会の構成と監査体制につきましては、本年第1回定例会の総括質疑でも 答弁させていただきましたとおり、奄美大島5市町村で構成されており、奄美大島に生息する野生動植 物の総合的な自然保護を推進することを目的としております。監査体制につきましては、協議会規約第 4条の定めに基づき監事が会計を監査すると定められており、大和村と宇検村に監査を実施していただ いております。以上です。

健康増進課長(當田加奈子君) おはようございます。(9)2款1項16目18節,負担金,補助及び交付金,出産・子育て応援交付金の出産・子育て応援交付金事業の内容について,まず,御説明いたします。出産子育て応援交付金事業は,すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう,妊娠期から出産・子育で期まで一貫して身近な相談に応じ,必要な支援につなぐ伴走型支援と,出産・育児に関する負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業でございます。令和5年1月の臨時議会において,令和5年9月までの予算措置がなされており,事業開始日は令和5年2月1日として実施をしております。伴走型支援として,妊娠届け出時の面接,妊娠8か月のアンケート,産後2か月の面接を行い,見守りが必要な方やリスクの高い方につきましては,関係機関と連携を取りながら継続支援を行っております。また,経済的支援は伴走型支援の面接を条件として,出産応援ギフト5万円,子育て応援ギフト5万円を支給しております。今回,第3号補正予算に計上しております負担金,補助及び交付金1,700万円の内訳でございますが,令和5年10月から令和6年3月までの出産応援ギフト及び子育て応援ギフト,それぞれ170名分として計上しているものでございます。以上です。

社会福祉係長(岡村 学君) (9)住民税非課税世帯生活支援特別給付金3億円について御説明いたします。今回の特別給付金につきましては、報道などですでに御承知のことかと思いますが、令和5年3月22日に開催された国の物価・賃金・生活総合対策本部において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯に対し、1世帯あたり3万円を目安に支援する方針を決定しております。国からは1つ目に、低所得世帯支援枠として、物価高騰の負担感が大きいと思われる所得の少ない世帯への負担軽減事業。2つ目は、推奨事業メニューとして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行うという、2つの事業支援で予算枠が示されております。この中で、今回の補正予算に計上しておりますのは、1つ目の低所得世帯支援枠、つまり、支援対象者を令和5年度住民税非課税世帯として、対象世帯数を最大で1万世帯と想定し、1世帯あたり3万円の給付金とするものでございます。この基準につきましては、国から予算とともに算定方法が示

されたものです。なお、令和4年度にも価格高騰緊急支援給付金事業がありましたが、その際は1世帯あたり5万円で8、381世帯に給付しております。今回のスケジュールとしましては、7月上旬までには対象となる非課税世帯の把握を想定しておりますので、事務作業を進めつつ、議会での予算成立後、対象世帯には7月末を目途に案内の文書を発送する予定でございます。また、申請方法は前回の給付事業を参考に振込口座について、書類で確認する方式をとる予定です。市への返信をいただいた後に振込の手続きとなりますので、早めに返信をいただければ、第1回目の振込としては8月中旬頃には多数の対象者へ支給できるものと考えております。以上です。

市民課長(重田浩史君) おはようございます。議員の質問にお答えいたします。2款3項1目12節, 委託料のマイナンバーカード広報業務7万6,000円につきましては、地元ラジオ局にラジオCMの作成と、その放送を委託するための経費であり、実施時期につきましては、7月から9月までを予定しております。内容といたしましては、令和5年9月30日に申請期限を迎えるマイナポイントの取得促進並びにマイナンバーカードの新規取得等に関する啓発となっております。

続きまして、マイナンバーカードの登録状況につきましては、交付率といたしまして、令和5年6月11日現在、対人口比82.08パーセント、3万4、603名に交付済みとなっております。マイナンバーカードの入力違いにつきましては、現在のところ、本市においてのトラブル事案は確認しておりません。今後ともマイナンバーカードの申請交付にあたっては、十分注意を払いながら事務を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

- **紬観光課長(赤崎広和君)** おはようございます。(11)7款1項5目12節,616万円の業務委託につきまして御説明いたします。業務委託の内容につきましては、地域の観光資源を活用した、持続可能な観光の受入体制の構築を図ることを目的として、自転車やE—bikeなどの人力による移動手段を活用し、豊かで多様な自然を体感しながら、地域の歴史や文化、島の人々との交流を楽しむといった、旅のスタイルを構築する、奄美大島周遊観光受入環境構築事業を委託することを予定いたしております。具体的な内容といたしましては、各地域の観光ルート構築に関する観光資源の事前調査や、ウェブなどのデジタルを活用した情報発信、モニターツアーの開催などを計画しているところでございます。また、財源につきましては、616万円の内、2分の1にあたる308万円はデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、残り2分の1の308万円につきましては、島内5市町村の負担金において事業を実施する予定でございますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。
- 14番(関 誠之君) 御答弁ありがとうございました。米軍の再編関連訓練移転等交付金について、調べてみたらですね、徳之島の伊仙町のほうも2、432万3、000円という、全く同金額の交付金が交付されるということで、伊仙の財政係のほうからお聞きをいたしました。見てみますとですね、令和5年度再編関連訓練移転等交付金の実施計画というのが防衛省から挙がってまして、鹿児島県で奄美市と伊仙町2か所なんですよ。あとは、宮崎とか北海道から色々あって、総額は28億4、000万円ぐらい出ておるわけで、そういう中でですね、私が申し上げたいのは、こういったお金が出るということで、たやすくですね、容認をして、これは大変なことなんです。徳之島のキーン・ソードという米軍の演習を見に行きましたけれども、かなりの水陸機動団や戦車等々持ち込んでですね、本当に戦争の前夜というようなやり方をしておりました。私も令和4年の第4回定例会で米軍と共同演習を奄美駐屯地で行っていると、このような事実があれば、基地交付金の対象になるのではないかと、こういった交渉もしっかりやって、取れるものは取っていただきたいと発言しておりました。だからと言って、この米軍と共同演習を認めているということではないわけで、こういった訓練がないほうがいいので、是非そういった意味でですね、財源があるからたやすくこの訓練を受け入れるというような姿勢にはしてほしく

ないというふうに思います。後もって、市長の態度をお聞きしたいと思いますけれども、それでですね、今後のこの交付金の見通しと、県内の交付金の状況は今、調べて分かりましたので、今後のこの見通しというのは、これは単発だとは思いますが、その辺について、行政のほうでどのような情報を入手しているのかお答えをいただきたいということが1つ。

2つ目は、財政の問題でありますけれども、今、8月ぐらいに県のほうで出して確定をするというこ とで、見通しを出していただいてありがとうございました。これはですね、やっぱり少し気にしており ました実質単年度収支、これが7、844万円の赤字ということで、この実質単年度収支が平成28年 度、2016年からずっと赤字基調なんですよ。財政全体を見れば、そう心配することはないんですけ れども、これどういうことかと言いますと、予算を組んで、その単年度を予算執行したら、財源が足り なかったと,いわゆる計画どおり以上の支出があったということで,あとは,財政調整基金で補填をし て,それをプラス・マイナスゼロにするというふうなやり方ですから,そういうところに財政調整基金 が使うと。もちろん使い方としてはいいわけですけれども,私たちの目に見えないところでですね,財 政調整基金が。もちろん財政調整基金の第1の目的はこういった赤字補填とか, 財政の, このある意味 の状況によって、それを埋めていって、しっかりと財政の運営をしていくということですから、その点 は別に心配してないんですけれども。やはりこういった実質単年度収支が2016年からかなり続いて いるということについてはですね、財政運営としてはやっぱり注視をしていくと、やはりちゃんと予算 を組んで、やった予算がですね、しっかりと消化されて、そんなにではないですけれども、先ほど11 億3,127万円,これは形式収支です。形式収支というのは、予算を組んだもの、いわゆる余ってし まった、結果としてね。翌年に繰り越すものを引いたら9、795万円の実質収支が出たということ で、これが5.6パーセントと言いますから、大体3パーセントから5パーセントの間に収まればいい というふうに学問上はなっておりますけども、そういう意味ではかなり上のほうでこの実質収支が止ま っておりますから、やはり使うものはしっかり使って、全部使うというわけにはいきませんけれども、 そういうような職員も含めてですね、組んだ予算は先ほど言いました、5パーセントぐらい残してもら わないと困るわけですけれども、そういう財政の在り方を、財政のほうでもですね、しっかりと指導し て,職員のほうにも徹底していただきたいなというふうに思います。そういうことで,先ほど言ってい ただきました、質問としては、標準財政規模の何パーセントになるのかなという質問をしようと思って ましたけれども, 5. 5パーセントだと答えていただきましたので,これはよしとしたいと思います。

3番目のこのネーミングライツというんですか。各施設の応募状況と、奄美市外の業者を公募とした理由、先ほど基本的な考え方はお聞きしましたけども、市民の中には、どうも鹿児島の業者が取って、馴染みがないなと、先ほど5つぐらいの条件に親しみがあることということもあったように思いますが、そういう中で、なぜこの奄美市外の業者を選択したのかなということを疑問に思っている方もいますので、そういう奄美市外の業者を候補者とした理由についてお答えをいただきたいというふうに思います。先ほど言いましたけど、市民への親しみという点で配慮に欠ける決定ではなかったかというのが市民の声でありまして、そういう意見もありました。

4つ目は、空き家。先ほど、十分に説明いただきました。恐らくあの辺の、あの空き家のことだろうなと想像はつきますけれども、いわゆる高台にあって、それが隣の家と接触をするような感じがあってですね、非常に困っていると。10数年前から市にも訴えておるんだけど、という空き家もありましたけども、そういった空き家の現況と、空き家に対する今後の市の基本的考え方、現況については、一般質問で答えておりましたが、再度、確認の意味で1、049軒とか、危険空き家が300軒ぐらいあるとかいう話でしたが、確認の意味でもう一度お願いをしたいと思います。

6つ目は、企業版ふるさと納税の今年度の目標についてですね、お答えをいただきたいということで す。

7つ目の財源、いわゆる再編関連訓練等交付金2,432万3,000円の一部がふるさと納税推進費に充当をされておりますけれども、これは助成対象事業ということで、本来、施設整備とソフトの双

方を念頭においてですね、政令で規定をされておるわけですよね。使う範囲が。そういうことも十分に 協議をしたとは思いますけれども、ふるさと納税の推進費に充当したということは、どういう議論の 末、そうなったのかということをお示しをいただきたいと。

8つ目の13ページ,2款1項16目18節の負担金,補助及び交付金の1,000万円の財源がその他1,000万円となっておりますけれども、財源を含めてですね、今、説明がありましたけれども、奄美大島自然保護協議会へ支出する、先ほどちらっと理由を聞きましたけども、再度お願いをしたいというふうに思います。それと、先ほどの答弁で大和村、いわゆる監査体制が大和村と宇検村でしたか、ちょっと聞き漏らしましたけども、監事である、4条によって、やっているということ、これは再三総括のたびに出てきたらお願いをしてるんですけれども、やはり、お金を出したところの役場の職員がそれを監査するというのはあまり好ましいことでないので、やはり、この外部監査体制をとっていただきたいと思いますが、その件について見解があればお示しをいただきたいと思います。

あと、9番目の財源の内訳が一般財源、財源調整基金3億2、385万7、000円、国庫支出金が1、780万5、000円、その他15万3、000円となっておりますけれども、今回のこの新型コロナ感染症緊急対策事業の補助制度について、私も知りませんけれども、あまりにも予算で組んだ補助率が低すぎると。恐らく後で精算をして、この財政調整基金の3億2、385万7、000円を調整をしようということだろうとは思いますが、なぜこのような組み方になるのか、はっきりと大体これぐらいの補助率で、これぐらいのものが国から来るんではないかというのが分かるだろうと思いますが、その辺について説明をいただきたいと思います。

マイナンバーカードについて、これはですね、2024年の秋に健康保険証を原則廃止して、マイナンバーカードー本になるようにというような報道がずっとなされておりますけれども、このマイナンバーカードを持たない人はどのようになるのかお答えをいただきたいということと、よくあの紐付け紐付けと言ってますが、20何項目かあるようですけども、何種類で、主にどういうものを紐付けしようとしているのかということがお分かりになればお示しをいただきたいと思います。

- **総務課長(向井 渉君)** 再編関連訓練移転交付金の今後の見通し、単発かどうかという関議員の質問です。今のところ、本市において九州防衛局から日米共同総合演習の情報、相談などは来てないところでございますので、御理解いただきたいと思います。
- プロジェクト推進課長(川畑良二君) 御質問にお答えをいたします。まず、ネーミングライツ対象施設の募集の状況でございます。今回、ネーミングライツ対象20施設の内、4施設に応募がございました。市民交流センター、市民球場、木工工芸センターは1業者のみの応募となりましたが、奄美振興会館には3業者の応募がございました。

次に、ネーミングライツパートナーが市外業者となった経緯についてお答えをいたします。事業者の募集につきましては、本市の企業のみ限定することで目的を達成することが困難であるということと、また、市外や本島以外からも本市の振興に寄与したいという思いのある企業や、地元へ貢献したいという思いを持った奄美出身者、関連企業も含め、広く募集をするため全国公募といたしております。今回、ネーミングライツパートナーとなりました議員御指摘の川商ハウス様でございますけれども、地域社会への貢献を目指すという社会理念のもと、これまで県内各地において地域貢献活動を積極的に行っております。また、会社といたしまして、奄美について見識を深める中で、奄美へ貢献したいという思いから今回、本市に事業所がなく企業として宣伝効果は低いところではございますけれども、本市施設のネーミングライツパートナーとして御応募いただきました。以上のことを踏まえ、先ほども申し上げました奄美市ネーミングライツ審査委員会において総合的に審査し、決定をしたところでございます。議員御指摘の市民への親しみという点で配慮に欠けるのではないかということでございますけれども、企業に拠出いただきましたネーミングライツ料を活用し、施設の維持管理や魅力向上に努めてまいりま

す。また、併せて市民の皆様に親しみを持っていただくよう、周知に努めてまいりますので、御理解賜 りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、空き家の現況についてお答えをいたします。令和元年度調査により、空き家総数は1,049軒であり、建物が良好であり利活用可能な状態である空き家は225軒、利活用するには一部修繕が必要な状態である空き家は411軒、老朽化により周囲に危険を及ぼす可能性がある空き家については383軒となっております。市の方針といたしまして、住環境の整備を目的に活用可能な空き家は、各種施策を通じて、賃貸や売却等の市場流通を促進し、危険を及ぼす恐れのある空き家につきましては、除却助成等により解体を促してまいりたいと考えております。なお、所有者不在の危険空き家につきましては、市の財源を伴うことから、今回の補正予算に計上させていただいたとおり、市民の生命や財産への危険性や緊急性を調査し、十分に協議を行った上で、略式代執行等の手段を講じることも検討をいたしてまいります。

次に、企業版ふるさと納税、今年度の目標額についてお答えをさせていただきます。企業版ふるさと納税の今年度の目標額につきましては、すでに先ほど御説明がありましたけれども、イオン財団のほうからいただいております 1, 000万円とマッチング支援業務による 1, 000万円,合計 2, 000万円を予定しているところでございます。以上です。

財政課長(永田公洋君) それでは、都市公園の照明の整備事業の財源の充当の御質問でございますので、財政課のほうよりお答えをさせていただきます。この都市公園のLED化整備事業につきましては、市民生活の身近な公園の環境整備、それから、防犯対策といたしましてふるさと納税の使い道に定める市民協働のまちづくりの一貫としてふるさと応援基金の活用をということで予算を計上いたしております。そこで、今年度に入りまして再編関連訓練移転等交付金の交付が決定いたしましたので、同交付金の対象となります住民生活の安全向上に関する事業といたしまして、今回財源を振り替えるとともに、事業規模を拡大いたしまして、4年計画を一括して計上したものでございます。以上です。

世界自然遺産課長(信島賢誌君) それでは、お尋ねの奄美大島自然保護協議会へ寄付する理由でございますけども、先ほど御答弁しましたとおり、自然保護協議会のほうで環境保護の活動に使ってほしいという日本環境財団様の御意向に基づいて自然保護協会で活用させていただく予定です。その手続きとしまして、奄美市の企業版ふるさと納税を活用することによりまして企業側のほうにもメリットが生じることだと考えておりますので、そういった理由からだと考えております。

それから、保護協議会の監査体制でございますけど、現在、宇検村と大和村が監事として監査をしていただいております。御提案のありました外部監査の導入につきましては、これまで協議はしておりませんけども、今後新たに監査機能の外部監査を構築しようとした場合ですけども、その場合には、監査報酬等の費用が新たに発生してくるかと思います。ほかの町村の意向も確認しながら検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

企画調整課長(當田栄仁君) おはようございまいます。(9)につきまして、補助制度の内容ということでございますので、企画調整課のほうからお答えさせていただきます。予算書16目、新型コロナ感染症緊急対策事業に計上しております内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金の交付対象事業となっております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、すでに国に対し実施計画を提出済みであり、現在は交付決定待ちとなっております。そのため、今後、交付決定後に財源の組替を行う予定でございます。以上です。

市民課長(重田浩史君) 質問にお答えいたします。マイナンバーカードを持たない方の保険診療につきましては、令和5年度社会保障・税番号制度担当者説明会資料において、マイナンバーカードを持たな

い対象者からの求めに応じて、国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険等の各医療保険者等より、受診の際の資格確認として、資格確認書を書面または電磁的方法により提供することと示されております。また、紐付けにつきましては、代表的なものとしては、先ほどの健康保険証、公金口座受取等ございます。今後の予定としては、運転免許証であったり、各種資格者証などの紐付けが対象となっていくようです。またですね、各種行政手続きの基盤としての利用も予定されております。マイナンバーカード及び保険証、その他色々な紐付け等につきましては、国・県からの通知及び直近の報道内容を随時確認しているところでございます。引き続き、動向を注視してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 14番(関 誠之君) ありがとうございました。まずは、協議会の奄美大島自然保護協議会がそれぞれ の構成市町村がありますので、その辺の御意向を聞きながらですね、しっかりとこの監査体制をやって いただきたいということですが、協議会のこの3年ぐらいの予算額、決算額でも結構ですけれども、が 分かれば、教えていただきたいんですけども、奄美大島自然保護協議会の予算または決算額をお持ちで あれば教えていただきたいというふうに思います。後もって、同僚議員がやりますけれども、再編関連 訓練移転等交付金、これは非常に決まってはいるようでありますけれども、この交付の在り方について ですね、だけど、恐らく奄美市も伊仙のほうもそうだったんですけども、こういう交付金があるという 前提があったのか,なかったのか,知ってたのか,知らなかったのか,ということをまず,聞いておき たいということと、これの対象、再編交付金の交付市町村の指定についてと、これは常設的なことかも 分かりませんが、その2に航空機による騒音が一定レベル、75Wというのはよく分かりませんが、以 上になる市町村が指定の候補となると、再編の内容は航空機部隊の移転の場合には、航空機の侵入直下 となる隣接市町村も指定の候補となるというような、ちょっと読んでもピンと来ませんが、そういうよ うなことで、対象がこういうことだろうということであれば、私ども、奄美市で常時測定をするという ことで,知名瀬の上にこの測定装置をつけておりますが,その中でほとんどがこの75以上のデシベ ル、たとえば、4月の5日に80.7デシベルとか、平均78.6デシベルとか、27日には80. 9, また平均値が78. 7デシベルとか, 非常に騒音で住民に迷惑かけておるわけですよね。こういっ たことについても、今、先ほど言いましたこの再編交付金の中にですね、航空機の移転の場合の騒音が 一定レベルになると対象になりますよと書いてありますが、そういったことについてもですね、しっか りと研究をしていただきたいと。先ほどから何べんも言ってますとおり、だからと言って、その演習を 認めるというわけではありません。そういう中で、今後こういった訓練の終わった後に交付金を出すと いうようなことが常態化されますと、訓練があるから、金が出るからいいんじゃないかというような思 いに走ってしまいがちになりますけれども、その辺について市長のですね、これから先のこういった在 り方・やり方について基本的な考え方があれば、是非お示しをいただいて、今後こういったことに対し て、先ほど言った研究も含めて、どうしていくのか、そういうのを私たちは考えていかなければいけな いと思いますので、是非参考のために市長の御意見を聞かせていただいて、私の質疑を終わりたいと思 います。ありがとうございました。
- **総務課長(向井 渉君)** 関議員から、この交付金のことを知っていたか、知っていなかったかということですけども、去年の10月21日に防衛省から訓練等を行うというのは発表がありまして、私どものところに連絡が来たのが、終わりました11月28日に交付金の対象になるという連絡を受けましたので、始まる前は私どもは知らなかったところです。そして、今年の4月4日に内定の通知が来たところでございます。以上です。
- 世界自然遺産課長(信島賢誌君) それでは、予算額のことについて、お答えいたします。過去3年の予算ということでございましたけども、令和5年度の予算についてお答えをさせていただきたいと思いま

す。この協議会のほうでやっている事業は予算の項目別に3つ、今会計を立てております。1つが奄振交付金事業を活用しまして、こちらのほうが希少野生動物の保護などに使わせておりますけども、これが約1、984万円。それから、県の地域振興推進事業、こちらの予算を活用して実施している事業が620万円。あと、各5市町村の負担金による事業といたしまして、1、690万円ほどの予算で事業を行っているところです。以上です。

市長(安田壮平君) 関議員の御質問で、関連の御質問でありますけれども、私自身もこういった交付金の制度があるというのをですね、最近まで知りませんでした。総務課長からも話があったようにですね、その内示後に知ったというところでございます。交付金という名称ではありますけれども、先ほど話したような防災とか防犯などにですね、使途、使える事業というものが決められておりますので、やはり、そういう住民生活の安全向上ですとか、そういったところに資するところにですね、しっかりそこは活用をさせていただくことになるだろうというふうに思っております。以上です。

議長	(西	公郎君)	暫時休憩いたします。	(午前10時27分)
哉区	(12	立四石	首時小窓いたしより。	(干削10時27別

議長(西 公郎君) 再開いたします。(午前10時45分) 次に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

15番(崎田信正君) おはようございまいます。日本共産党の崎田信正です。議案第35号 令和5年 度奄美市一般会計補正予算(第3号)についての2点質疑をしたいと思います。

__ 0 _

1点は、先ほど関議員も質問されておりましたが、補正予算書10ページの再編関連訓練移転等交付金についてであります。先ほどから答弁聞いておりますので、私のもどう質疑しようかなというところなんですが、日米共同訓練によるものというのが答弁にありました。具体的には奄美駐屯地にオスプレイが着陸をしたことでこの交付金の対象になったのかなという答弁を聞いて思いましたけれども、全国各地でこの交付金出されておりますので、再編関連訓練移転交付金というのはオスプレイだけには限らない、対象がどういったものになっているのかお示しをいただきたいと思います。というのは、これまでの歴史を見てもどんどんどん軍備のほうは拡大していくんですね。オスプレイだけに今留まらない、これから先何があるか分からないということで、もしそういう対象がどうなっているのか是非お示しをいただきたいと思います。

2点目は、この交付金2、423万3、000円、答弁では4月1日に通知があったと、だけれども、この共同訓練の通知は10月にあったって言われましたっけ。それで、11月になってますけれども、このオスプレイというのは低空飛行、もう何年も前からやってるわけですよね。実際に、故障だとか言って奄美空港にも着陸をしているけれども、この訓練移転等が実施をされることによっての交付金だということですが、具体的にこれから先どうなるか分かりませんけれども、駐屯地に着陸をしたというのは、1回でこうなっているのか、もう何日も分かれて、何回も着陸を経過したことでの、この2、400万ということになっているのかですね、お分かりがあれば教えていただきたいと思います。それと、4月に内定通知があったということですけれども、これは関議員も言われておりましたけれども、11月に訓練があったということで分かっているわけですから、なぜ当初の予算にならなかったのか、受け入れ自治体としては、当然予算を組むわけですからね。ない中で、財源がないからどうのこうのと、あちこちの答弁をやっているわけですから、貴重な財源ではあるけれども、本来ないのが当たり前の財源ですが、そういったことに対して、問い合わせなどされなかったのかお聞きをしたいと思います。それと、活用ですね。関議員も心配されておりましたけれども、これをもって恒常的な何かをしようということになれば、これがなくなった時に事業が止まってしまうわけですから、使い道というのはかなり限定されるのではないのかなと思いますけれども、その辺りについてどう思ってるのかお伺いを

いたします。

2点目は,11ページの20款,繰入金,財政調整基金の件であります。財政調整基金繰入金は3億 2,385万7,000円となっておりますけれども,その根拠とこれにより財政調整基金残高いくらになるのか,まず,お示しをいただきたいと思います。先の一般質問の答弁で下水道会計にも財政調整基金が入っているというふうにあったと思いますけれども,自然災害など緊急時の対応のためという説明はよく耳にします。一般会計の10ペーセントといえば,今の規模から言えば31億円を超えるという額になりますが,実際はさらに,かなりたくさん財政調整基金になっているので,その活用についてですね,自然災害の緊急時だということはよく聞きますけれども,その他にどういった活用があるので10ペーセントという金額になっているのかですね,お示しをいただきいと思います。

議長(西 公郎君) 答弁を求めます。

総務課長(向井 渉君) 再編関連訓練移転交付金の①から④についてお答えします。先ほどの関議員の答弁と同じ答弁になりますけど、御理解いただきたいと思います。再編関連訓練移転交付金につきましては、再編関連訓練移転等交付金交付要綱第9条に基づき、普天間飛行場に所在するオスプレイを使用した日米共同訓練を対象として交付されるものです。本市への交付につきましては、令和4年11月10日から11月19日の間に実施しました令和4年度日米共同統合演習の奄美駐屯地でのオスプレイを使用した訓練を行ったことによるものでございます。

②です。 2, 432万3, 000円の交付額につきましては、過去1年間の訓練移転等の実施状況を踏まえ、影響の程度に応じ、国の予算の範囲内で交付するとされており、算出の詳細については示されていないところでございます。

③です。令和5年度の交付につきましては、令和4年10月1日から令和5年8月31日までの間の 訓練移転等実施状況を踏まえ、影響の程度に応じ、予算の範囲内で交付されており、本市に対する交付 通知は令和5年4月4日にあったことから、今回の補正予算案に計上したところでございます。

④です。交付金の活用につきましては、当初予算に計上しております都市公園照明LED整備事業、 海抜表示板設置業務、防災ラジオ購入の3事業の財源として充当するため、今回の補正予算案に財源振 替として計上いたしております。以上です。

財政課長(永田公洋君) それでは、(2)の基金繰入金のご質問にお答えいたします。この財源ということでございますが、住民税非課税世帯生活支援特別給付金、それから、出産・子育て応援交付金の財源といたしまして財政調整基金から繰り入れております。この財源につきましては、先ほども答弁でありましたとおり、電気・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金、これ新型コロナの交付金の関連でありますが、その交付金の対象といたしまして、今後国から交付される予定であり、交付決定後には財政調整基金からの財源の組替を行う予定でございます。

次に、財政調整基金の残高でございますが、現在、決算の作業中でありますので、見込額としてお答えをいたします。令和4年度末時点で40億3、472万円、それから、今回の6月補正予算後につきましては、36億9、205万円となる見込みでございます。

次に、財政調整基金の活用でございますが、繰り返しになりますけども、この財政調整基金につきましては、使途の財源もなく、迅速かつ臨機応変に活用できる極めて重要な財源でございます。つきましては、各年度の予算におきまして、まずは、年度に必要な事業を確実に実行するための財源として。また、いつ、どの程度の規模で発生するか想定もできない自然災害等の突発的な事案に対応する財源として。更に、近年では新型コロナ対策における奄美市独自の取組を迅速に実行するための財源として、有効に活用しているところでございます。この基金につきましては、多いに越したことはございませんが、本市といたしましては、一般会計予算規模の1割程度を目安にしているところであり、先ほども申

し上げましたとおり、今回の補正予算成立時点では、37億円程度を確保いたしております。一定額を確保しているところでございますが、今後は定年延長等による人件費の増、庁舎や市民交流センターなど大型事業による公債費の増、それから、介護給付費の伸びによる扶助費の増などなど、よりまして、義務的経費は確実に増えてまいります。また、公共施設にかかる維持管理費や修繕等も年々増加している中で、建築から50年以上を経過いたします公営住宅、それから、学校施設等の建替えも必要となってまいります。このように、毎年度必ず発生する義務的経費のほか、将来にわたる公共投資も考慮し、財政調整基金の積立状況を踏まえながら、公共施設整備基金や減債基金への積替え等も行い、安定的な財政基盤の構築に努めておりますので、御理解賜りたいと存じます。それから、下水道会計への財政調整基金の御質問もございましたので、お答えをいたします。昨年度の決算で申し上げますと、一般会計から6億8、000万円を繰り出しております。その内、奄美市独自の財政支援といたしまして、1億4、375万円を、その中で3、000万円を財政調整基金から充当いたしております。令和2年度の企業会計移行のための準備資金等も含めまして、これまで累計で3億1、000万円を財政調整基金から下水道会計のほうへ充当いたしております。以上です。

- **15番(崎田信正君)** ありがとうございます。再編関連の交付金ですけどね、聞きたいのは、先ほどオ スプレイと、普天間基地のオスプレイが利用したということですが、これに限定されないでしょ。全国 各地でこの再編交付金は出されておりますから,普天間から北海道に行くわけじゃありませんから。だ から、今後の軍備拡大の、今の状況を見てですね、何が起こってくるか分からないということで、再編 関連訓練移転交付金というのは、オスプレイだけじゃなくて他にもいろんなのがあると思いますけれど も、そのことについては把握されてませんか。それが1つ。それと、奄美市のホームページを見てもこ の交付金の説明はないんですね。まだ出されておりません。それで、他のところを見ますと、たとえば 神奈川県の綾瀬市のホームページを見るとですね、訓練移転等が実施される防衛施設において再編交付 金の交付終了後も引き続き訓練に伴う航空機騒音等の周辺住民への影響を考慮し、住民の生活の安定に 寄与するために必要な措置を講じ、もって訓練移転の円滑かつ確実な実施に資することを目的に平成2 9年に創設されたものと記載があります。10年間という時限が決められているようでありますけれど も、さらにですね、関議員もお聞きされておりましたけれども、防衛省はこの交付金の条件としてね、 市町村長が再編に一定の理解を表明し、市町村において当該姿勢を保持している場合、つまり、再編計 画を容認あるいは黙認することが条件となっているんじゃないですか。そういった意味では、市町村長 が一定の理解を表明し、その姿勢を保持している場合というのが条件になっているというのが、ネット で調べたらこういう文章が出てくるんですね。それについて、当局の対応はどうであったのかですね。 交付金を出すについて、そういった問い合わせというか確認事項もあったのではないかなと思いますけ れどもいかがでしょうか。それと、財政調整基金ですけどもね、色々説明がありました。自然災害の時 の突発、今度コロナの関係だということで、これ、説明があったように、積み戻しがありますよね。出 しっぱなしじゃない。また、40億円に戻ってくる額だと思います。自然災害という言葉もありました けれども、今の物価高というか、下水道料金の値上げのことも聞きましたけれども、そういったのも含 まれるんじゃないかなと思いますけれども、これまで財政調整基金を活用した事例ですね、積み戻しの ない単独のものがどの程度の額でそうした事例があったのか、今分かればお示しをいただきたいと思い ますが、分からなければ、また、個別に聞きたいと思います。以上です。
- 総務課長(向井 渉君) それでは、再編関連訓練移転交付金についてですけれども、先ほども答弁しましたけれども、今回の奄美市に対する交付金については去年の11月10日から11月19日に実施しました日米共同訓練総合演習の奄美駐屯地でのオスプレイを使用した訓練で交付されるものでございます。再編関連訓練移転等交付金については、交付の目的として、再編関連訓練移転等交付金は米軍再編に係る訓練移転等の実施による影響の程度等を考慮し、住民の生活の安定に寄与するために必要な措置

を講じ、もって訓練移転等の円滑かつ確実な実施に資するため、平成29年度から10年間の措置として毎年度の予算の範囲内で交付すると防衛省が定めております。今回は、私どもに来た分はですね、この交付金は定額分と実績分があるようですけども、私どもに来たのは実績分として来ております。その詳細については、示されていないところですので、御理解いただきたいと思います。防衛省からこの事業についての案内とか、そういったものは市に届いておりませんので、これから、また、私ども勉強をしていきたいと思っております。市長に対して、問い合わせがあったかどうかということですけども、内定通知が先ほど申し上げましたけど、去年11月21日に訓練の発表がありまして、終わった後の11月28日に交付の対象となる旨の連絡があったところです。そして、4月の4日に内定の通知があったところですので、御理解いただきたいと思います。

- 財政課長(永田公洋君) それでは、財政調整基金の活用と事例は、という御質問でございますが、昨年度の令和4年度の決算で申し上げますと、1億785万円を取り崩しております。内訳で申し上げますと、下水道会計への支援といたしまして、先ほども申し上げましたとおり、3、000万円。それから、新型コロナの対策関連事業といたしまして、7、784万9、000円というものを支出しております。昨今のやっぱり状況を申し上げますと、やっぱり自然災害を含め、新型コロナ対策に充当しております。コロナの交付金も国から相当額をこれまでも交付をいただいておりますが、一方で市独自の支援策というのもこれまで大分発動してまいりました。そういうものは当然補助金絡みというのはございませんで、当然国からの交付金を溢れた額、超過する額を財政調整基金でしっかり使っているという状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。
- 15番(崎田信正君) この米軍の交付金ですけどね、今の答弁だったらオスプレイを使ったからということだけで、今後のことについては抽象的ですよね。さっきの答弁ではね。住民のどうのこうのと。だから、その他にどういったことがあるのかというのはよく分からない。だから、ここはこの質疑の場だからこれ以上言いませんけれども、一般質問でやらざるを得ないなという思いをいたします。それと、財政調整基金についても40億円、何だかんだ言っても40億円あって、31億円の9億円余り余っているわけですからね。それの一部使えということもこれはまた、一般質問のところで繰り返し議論というか、深めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。

議長(西 公郎君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第36号及び議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)中の関係事項についての2件はこれを文教厚生委員会に、議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)中の関係事項については、これを産業建設委員会に、議案第37号、議案第38号及び議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)中の関係事項についての3件は、これを総務企画委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理しました請願・陳情は、お手元に配布してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。お諮りいたします。各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日27日から7月9日まで休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日27日から7月9日まで休会とすることに決定いたしました。

7月10日,午前9時30分,本会議を開きます。 本日はこれをもって散会いたします。 (午前11時07分)

第 2 回 定 例 会 令和 5 年 7 月 10 日 (第 6 日 目)

7月10日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 幸多 拓 磨 君 君 3 番 永 田 清裕 6 番 林山 克巳 君 8 番 橋口 耕太郎 君 大 迫 勝史 10 番 君 12 番 竹山 耕平 君 15 番 﨑 田 信正 君 18 番 西 公 郎 君 20 番 伊東 隆吉 君 22 番 多 田 義一 君

洋 平 2 番 弓 削 君 霜析 4 番 和 田 君 7番 正 野 卓 矢 君 9 番 栄 ヤスエ 君 奥 晃 君 11 番 郎 関 之 君 14 番 誠 17番 与 勝 広 君 19 番 奥 輝 人 君 川口 幸義 君 21 番

○ 欠席議員は,次のとおりである。

なし

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 壮 平 副 市 長 長 安田 君 諏 訪 哲 郎 君 教 育 長 総 務 部 長 洋一郎 君 村田 達治 君 濱田 向 総 務 課 長 井 渉 君 企画調整課長 當田 栄 仁 君 財 政 課 長 市民環境部長 永 田 公 洋 君 島 袋 修 君 保健福祉部長 永 田 孝 一 君 福祉事務所長 石 神 康郎 君 保健福祉部参事 島名 博 美 君 商工観光情報部長 平 宏尚 君 \mathbb{H} 農林水産部長 大 山 茂雄 君 建 設 部 長 藤原 俊輔 君 上下水道部長 計 管 理 者 君 会 宏 君 吉 郁 也 津 田 教育委員会事務局 勝利 教 育 部 長 大 庭 君 寿山 昭 君 参事兼生涯学習課長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

義一郎

君

田中

監查委員事務局

参事兼事務局長

7月10日(6日目)

議会事務局次長兼 満会事務局次長兼 満金事務局次長兼 満金の元 一 一 忠徳 君

主幹兼議事係長 押 川 治 君 議 事 係 主 査 坂 元 辰 徳 君

議長(西 公郎君) おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。(午前9時30分)

議長(西 公郎君) 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

先日,執行されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果,鹿児島市議会議長,川 越桂路君,出水市議会議長,田上真由美君,南さつま市議会議長,山下美岳君,姶良市議会議長,小山 田邦弘君,曽於市議会議長,久長登良男君,垂水市議会議員,持留良一君が当選いたしました。

以上,報告いたします。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分2件の報告がありました。 その内容は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

本日の会議はお手元に配付してあります、議事日程第3号のとおりであります。

議長(西 公郎君) 日程に入ります。日程第1,議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算 (第3号)についてから、議案第38号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの4件 を、一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長(崎田信正君) おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は6月27日の1日間開会をし、当委員会に付託されました議案第35号及び議案第36号の2件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。

2件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、すべて 全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

はじめに、議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)中、当委員会に付託された案件について、当局より、2款、総務費、3款、民生費及び4款、衛生費についての補足説明があり、委員より、港町児童センター、エアコン2台の修繕費について質疑があり、当局より、1階部分、2階部分のエアコンで、設置後20年経過し、故障しており、同じ電気系統で一括して修繕する。一部修繕で一部新品に取り替えをしているとのことでした。

また、委員より、ケースワーカーの研修の件と、一人で何名受け持っているかとの質疑があり、当局より、社会福祉主事の資格取得を1名、ケースワーカーは現在26名で、一人当たり80件から90件、笠利・住用では70件台もいる。国の標準数は1人80ケースと決められており、現在はその配置数内で収まっているとのことでした。

委員より、新型コロナ感染症緊急対策について質疑があり、当局より、令和5年度の非課税世帯数 \times 3万円と令和5年度非課税世帯数 \times 2、500円、事務費を交付するものとの説明がありました。 そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、当局より、10款、教育費について補足説明があり、委員より、名瀬幼稚園の安全装置についての質疑があり、当局より、安全装置は2種類あり、一つは降車時確認式という装置で、エンジン停止後に運転手に対して車内の確認を促す警報が鳴る装置、もう一つは、自動検知式でエンジン停止から一定時間後にセンサーによる車内検知を行う装置となっている。定額、定まった額の補助で、17万5、000円が装置1台当たりの上限とのことでした。

委員より、ネーミングライツ予算について質疑があり、当局より、ネーミングライツの募集をかける際に、特定財源ということで施設に活用させていただくことで募集し、施設の維持改修等に充ててい

く。執行されなかった分に関しては、当初目的のとおり、特定財源ということで、公共施設整備事業基金に各施設ごとに積み上げていくとのことでした。

委員より、校務員の配置についての質疑があり、当局より、今年度から校務員の業務内容の見直しを 行っている。今後、学校から現状の調査をして、ヒアリングなどした上で、来年度からの業務体制など について、調査ヒアリングの内容を精査して検証していきたいとのことでした。

委員より、緑が丘と手花部小学校を兼任している会計年度再任用職員が辞めていることについて質疑があり、当局より、4月末で辞められ、その後の募集で応募があり、今現在、補充されているとのことでした。

委員より、博物館の防火シャッターの修繕についての質疑があり、当局より、令和5年3月に奄美博物館建築設備定期検査業務があり、年1回あり、防火シャッターが降りたが、モーターの故障で上がることができない異常があったとのことです。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第36号 令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について補足説明があり、委員より、62万4、000円の修繕費についての質疑があり、当局より、CTスキャナーのスイッチが入ったり入らなかったりの症状があり、納入業者が鹿児島の業者で、島に来るタイミングを見計らっている。対応策として、朝一番にCTのスイッチを入れて確認をしているとのことです。修繕に来る段取りはできているとの報告でした。

ほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願い いたします。

議長(西 公郎君) 次に,産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長(大迫勝史君) おはようございます。令和5年第2回定例会産業建設委員会審査報告を 行います。

産業建設委員会は去る6月28日、水曜日、付託案件1件について丁寧に審査いたしました。

当委員会に付託されました,議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)中,関係 事項については,お手元に配付してあります,当委員会の報告書のとおり,原案可決すべきものと決し ました。以下,その審査内容について御報告いたします。

当局の補足説明の後に、委員より、予算書の12ページから13ページ、9目の情報化推進費の中で、オンライン窓口サービス構築業務について、より詳細な内容と職員側の体制整備についての質疑がありました。当局より、国のデジタル田園都市国家構想で掲げる、行かなくてもいい窓口の実現を目指すため、住民のスマートフォンや御家庭のパソコンを利用し、オンラインで面談可能な市役所の相談窓口の構築である。本市のほうでは、令和4年度にオンライン窓口サービスの有効性を検証するため、民間企業と連携し、現在、対面で行っている窓口業務の利用について実証実験を行ったところであり、実証実験においては市民モニターとして参加いただき、庁内の窓口担当課の具体的な業務を想定し、オンライン窓口対応を体験していただいた。実証実験で得られたオンライン窓口の効果としては、忙しくても市役所に行かず、自分の都合に合わせたとき相談できるとか、ウェブ相談とすることでプライバシーが守られ、プライベート空間で話せることで安心感があるなど、インターネットを通じた窓口対応のメリットが確認できたところである。こうした結果を踏まえて、今年度、国のデジタル田園都市構想交付金を活用し、オンライン窓口サービスの導入を図っていきたいと考えている。具体的な業務としては、生活困窮相談などプライバシーの保護が求められるセンシティブな相談や、相談者の移動時間など負担軽減が求められる、出産・子育て世帯の各種窓口における面談や相談業務において、新たな選択として

オンライン相談窓口を設けていく計画としている。体制については窓口の事前予約等を考えており、業 務の効率化にもつながるとの答弁がありました。

委員より、この事業のランニングコストについての質疑があり、当局より、クラウドサービスの利用料がランニングコストになり、1 I D当たりの月額利用料が2万9、920円で、今回の補正で計上している74万8、000円は5 I Dの5か月分となるとの答弁でした。

その他にも関連した質疑がありましたが、省略させていただきます。

委員より、18ページ、5目の畜産振興費の畜産基盤再編総合整備事業負担金について、当初で48万1、000円計上されていて、今回16万6、000円が増額補正されている。これは受益者負担ということで増額されていると思うが、増額された理由は資材高騰という説明があったが、それだけの理由なのかをただす質疑がありました。当局より、当初予算で計上していた金額については、令和2年度、2年時の計画時点において見込まれた事業費をもとに計上した。今回、資材高騰により、造成や畜舎等の施設整備に係る事業費が大幅に増額になったことから、今回、補正での増額になった。増額の要因は資材高騰のみであると答弁。

委員より、この増額分は受益者負担ということで、農家負担になるのであるが、行政による負担緩和 策は考えられないかと質疑がありました。当局より、この事業で建築する牛舎については、後々、個人 資産になるので、本市の農政部門としては、農家の所得向上のために1円でも多く補助をしていきたい と思っているが、公共性の部分をしっかり検討しながら、今後、農家の負担が減るように努力してまい りたいとの答弁でした。

その後にも質疑がありましたが、この際、省略いたします。

以上で、産業建設委員会の審査報告を終わります。

なお、質疑があれば他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長(西 公郎君) 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長(多田義一君) おはようございます。御報告申し上げます。

総務企画委員会は去る6月29日の1日間開会し、付託議案3件を慎重に審査いたしました。

審査結果はお手元に配付しております審査報告書のとおり、全会一致により可決すべきものと決しております。

主な質疑について御報告申し上げます。

はじめに、議案第35号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第3号)中、関係事項について、当局より補足説明があり、委員より、財政調整基金繰入についての、その事業内容について質疑があり、この事業については、コロナ関連交付金予算を活用して実施を予定しており、国に対して実施計画を提出しているが、交付決定が7月下旬になると予定をしている。本来なら、交付決定後に補正予算を計上すべきところではあるが、一刻も早く事業を実施できるよう、今回、補正により財政調整基金を繰入を行い、8月中旬頃をめどに事業実施を想定しているとのこと。また、住民税非課税世帯に一律3万円を給付するとのことであります。

また、委員より、再編訓練交付金は安定的な財源となり得るかとの質疑があり、当局より、今回の再編訓練等交付金については、あくまでも日米訓練の実施に基づいて交付される交付金であり、来年度以降に、また、奄美市で実施されるか不透明であり、今の段階では見込みは全く立たないとのこと。

また、委員より、特別旅費の台湾経費について、奄美市が参加することになった経緯はとの質疑があり、当局より、昨年度行われました県市長会の定例会において、会長から提案があり、会員の市長の皆さんと協議を行い、決定したところであるとのこと。

また, 鹿児島銀行の台北支店に訪問し, 情報収集をした後に, 台湾でのスーパーなど, 各市長と視察。また, 台湾政府観光局にも訪問し, 観光PRを行う予定とのこと。

委員より、企画費の解体工事の件について質疑があり、当局より、今回の略式代執行は管理義務を負う者が存在しない空き家が対象となり、危険な状態であり、近隣の家屋、財産に被害が及ぶ危険性や、生命などに対しましても被害が及ぶ危険性がある空き家を今回、補正により予算を計上し、略式代執行を行うものとのこと。

委員より、緊急搬送用階段購入負担金について質疑があり、当局より、主に県立大島病院から島外へ緊急搬送を行う際に、初めにはドクターヘリ、次に鹿児島県消防防災ヘリ、その次に自衛隊となり、今回の緊急搬送用階段とは、その次の搬送手段となる海上保安庁の固定翼機に患者を搬送する際に必要となる階段を購入する、奄美市分の予算となるとのことであります。

そのほかにも質疑がなされましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、当局より補足説明を受けましたが、特段の質疑はございませんでした。

次に,議案第38号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更についても,特段質疑はございませんで した。

以上で、報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長(西 公郎君) これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから, 採決を行います。

議案第35号から議案第38号までの4件を一括して採決いたします。

この議案4件に関する各委員長の報告はいずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案4件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第38号までの4件は、いずれも原案のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。(午前9時48分)

_____ O _____

議長(西 公郎君) 再開いたします。(午前9時55分)

日程第2, 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための, 2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について,及び請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための,2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての2件を議題といたします。

ただいまの請願2件に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長(崎田信正君) おはようございます。文教厚生委員会に付託された請願につきまして、 審査の結果について御報告をいたします。 文教厚生委員会に付託されました請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための,2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について,及び請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための,2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての2件は,御手元に配布してあります文教厚生委員会審査報告書のとおりです。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

請願第1号の請願者は奄美市名瀬大字浦上にお住まいの鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区協議会議長の池之上信秋さんです。紹介議員は関 誠之議員です。

協議の内容について御報告いたします。

委員より特別支援学級籍の子どもを在籍児童生徒とカウントすることについて質疑があり、紹介議員より特別支援学級の生徒さんは別でカウントする。普通教室の子どもたちとカウントすれば、2学級になったりするメリットもあるとのことです。委員会で採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しております。

請願第2号の請願者も鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区協議会議長の池之上信秋さんで、紹介議員は関 誠之議員です。

協議の内容について御報告いたします。

委員より予算的な部分,今の現状についての質疑があり,紹介議員より平成18年に国庫負担が2分の1から3分の1に減った,その時の水準に引き上げていただきたい,増えれば教員も増やすことができる,手厚い教育もできてくるのではないかと思うとの説明がありました。 委員より負担率を2分の1に戻しなさいみたいな感じかということに対して,紹介議員より戻しなさいじゃなくて,引き上げてくださいとのこととの説明でした。委員より平成17年に中教審で議論され,国庫負担率を3分の1に行った。国のほうとしても今の現行3分の1から変える状況は全く見られないというのが現状で,今の現状を見れば反対との表明がありました。委員会で採決の結果,賛成少数で不採択すべきものと決しております。

以上をもちまして, 文教厚生委員会に付託されました請願2件の審査内容の報告を終わります。 なお, 御質問がございましたら, 他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長(西 公郎君) これから委員長報告に対する質疑に入ります。

通告がありましたが、先ほど御本人より取り下げの申し出がありましたので、これを許可いたしま す。他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番(関 誠之君) 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之 でございます。早速、請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書の採択の請願に対しての賛成の立場で討論をいたします。

今回の請願は子どもたちが全国のどこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることを踏まえ、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であるとの主旨に基づき、国の関係機関に対して意見書を出していただきたいとの請願であります。令和4年度教員勤務実態調査速報値によりますと、職員の長時間労働は一定程度改善が見られるものの、依然として長時間勤務の教職員が多い実態も明らかになり、学校における働き方改革の更なる推進が求められているところであります。独自財源により、人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の格差を生じるこ

とは大きな問題であります。このような教育格差を生じさせないための請願でもあると考えております。ここで、文教厚生委員会において請願に反対したことの反対する理由、先ほど委員長もありましたけれども、反対したことの理由について私の考え方・反論をお示ししたいと思います。まず、一つ目は、中教審も含めて義務教育の負担の話はずっとされていない、国のほうも現行の3分の1から変える状況は全く見られない状況を見れば、反対をしたいという意見がありました。令和3年1月に中央教育審議会は令和の日本型学校教育の構築実現に向けて、児童・生徒一人ひとりが多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、ゆたかな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となるよう、全国どこで育っても知・徳・体のバランスの取れた高い義務教育を受けられることが保障されなければならないと答申をしています。これから察してこのことは反対する理由にはならないのではと考えます。

二つ目は、県が出さないのにここから上げる、県議会でも採択されているのか、ということについてであります。県議会に確認したところ、7月5日の最終本会議で奄美市と同様の主旨の請願が採択され、県議会議長名で意見書を提出することになっております。

三つ目は、請願を採択して、国の関係機関に意見書を上げることは立場の違いだと思うとの意見に対して、私の考え方を申し上げます。請願の内容について、立場の違いを主張するなら、大所高所から住民の立場に立って、客観的に見て、奄美市の社会公共の利益に関する事項であるかどうかを検討し、請願の内容について具体的に議論を交わし、その結果、賛否、理解の上で採決するように努めるべきではないだろうかと考えます。

四つ目は、先生のなり手がない中で予算だけを増やしたらいいという問題ではないということについてであります。予算だけ増やせとの主張ではなく、予算が増えることで教育の機会均等と水準の維持向上を図り、小学校の学級編成標準の更なる引き下げ、ゆたかな学び、働き方改革など実現可能とすることにもつながっていくと思います。

五つ目は、立場によって与野党違うと思う、先ほども申し上げましたけれども、奄美市の社会公共の利益に関する事項であれば、野党与党の立場を越えて、私は奄美市民の利益になることについて、地方に与党も野党もないと考えております。請願の内容について議論を交わし、採択して、国の機関へ意見書を提出すべきであると思います。国に地方の実態を示すことにより、国での議論が始まるのではないだろうか、また、意見書の提出を受けた国会または行政庁はこれに対して回答したり、そのとおり措置をしなければならない法律上の義務はありませんが、これを受理して誠意をもって処理する、責任を有するとなっており、意見書を提出することは政策実現のための唯一の法的手段であるため、大変重要な事項だと考えます。以上、反対意見に対する私の考え方を述べさせていただきました。最後に申し上げます。この請願と同様の請願が昨年、令和4年7月1日の第2回定例会最終本会議で採択され、奄美市議会名で同日、意見書を国の関係機関に送付されていることを御報告申し上げ、議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

議長(西 公郎君) ほかに討論はありませんか。

17番(与 勝弘君) おはようございます。ただいま、請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての賛成討論がありましたが、私は反対の立場から討論させていただきます。今、種々述べられましたけど、令和3年の中教審の義務教育をこれは保障するものだということもありましたけども、そもそも義務教育国庫負担というのは日本の教育において義務教育諸学校の設置者である地方公共団体に対し、教育の機会均等を図る目的から国が義務教育諸給与費の一部を負担することを言うと。この義務教育の諸学校というのは日本国憲法26条に無償による義務教育の実施を定めており、義務教育国庫負担制度は国民の全てに対し、妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としているとうたわれておりまして、この国庫負担の対象となる義務教育諸

学校というのは学校教育法に記載する小学校・中学校等教育学校の前期課程並び特別支援学校などを指 しております。本来は市町村が市町村立学校の教職員の給与費を負担するところ、優秀な教職員の安定 な確保と広域人事による適正な教員配置のために都道府県が基本的に全額負担していると、こういっ た, ありますけども, これはずっと述べられてきたとおり, 小泉政権でのこの三位一体の改革で200 5年の平成17年にこの中教審で議論が行われました。この議論の中で国庫負担制度の堅持を主張する 者, 財源を地方に移譲した上ですべきだと主張する者, また, 中立の者に分かれました。いろんな様々 な議論があって、廃止も視野に入れた議論もありましたけども、最終的には現行の負担率の2分の1の 国庫負担制度は優れた保障方法であるという観点から、これを廃止ではなくて、最終的に同制度は国庫 負担率の引き下げを2分の1から3分の1に決着したと。だから、こういったのを見てもやはり、この 優れた保障方法であるということをしっかりと堅持した上でこれを2分の1から3分の1に下げたと。 しかも、先ほど賛成討論の中にありましたけども、これも本当に長い間、中教審等でも、税調なども今 から行われて、いろんなこの2024年の予算などもこれからいろんな形で議論されると思いますけど も、そういった中でこの中教審等においてもこの国庫負担をこれからしっかりまた上げていこうとかそ ういう議論もなされてませんし,これはもう国のほうで引き下げはしたけども,しっかり保障していこ うという主旨のもので、これでもう国は決定したのではないかとこのように思っております。ただ、地 方からのいろんな陳情・請願等があって、これは当然我々も重く受け止めてしっかりそういった部分で 国会議員に伝えたり、そういう形で活動していくのは当然のことでありますけども、今、この国の現状 を見ると、どうしても今の現状では2分の1から3分の1が、これが最小限度にここに留めたのではな いかと、このように判断しまして、反対の討論とさせていただきます。以上であります。

議長(西 公郎君) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これからこの2件について採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

最初に、請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2024年度政府予算 に係る意見書採択の請願についてを採決いたします。

この採決は起立表決に代わり、電子表決により行います。

本件に関する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

この際, 念のため申し上げます。

委員会が不採択の時は本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決にあたっては御注意をお願いいたします。

お諮りいたします。

本件はこれを採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

以上のとおり、 賛成少数によって請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

議長(西 公郎君) 日程第3,陳情第1号 平松町自治会集会場建設についての陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長(多田義一君) おはようございます。御報告申し上げます。総務企画委員会に付託されました陳情第1号 平松町自治会集会場建設についての陳情は、奄美市名瀬平松町にお住まいの平松町自治会長、日置洋和さんからであります。

慎重に審査を行い、御手元に配布いたしております審査報告書のとおり、全会一致により採択すべき ものと決しております。

審査内容といたしましては、各委員に御意見を伺いましたところ、全委員は陳情主旨に賛同との意見であり、採決の結果、全会一致により採択すべきものと決しております。しかしながら、その中でも委員より、過去、平松町自治会のほうから役所のほうに、当局のほうに要望は出されていると、その経過について、説明を求めましたが、中々その当初からの担当されている方がこの場にいないということで、説明はなされませんでしたが、これはしっかりと今後のためにも説明をするべきだということで意見を申し添えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上で報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきま すので、よろしくお願いいたします。

議長(西 公郎君) これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この陳情は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

議長(西 公郎君) 日程第4,議案第41号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第4号) について を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(安田壮平君) おはようございます。ただいま上程されました、議案第41号 令和5年度奄美市 一般会計補正予算(第4号)の主な内容につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は先月の6月豪雨による災害復旧に関する経費を計上いたしております。第1表 歳 入歳出予算補正につきましては、歳出において農林水産業施設災害復旧費1,000万円,公共土木施 設災害復旧費800万円,合計で1,800万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、財政調整基金からの繰入金350万円、災害復旧事業債1、450万円 を追加計上いたしております。

以上が主な内容となりますが、今回の補正で1、800万円を追加することにより、令和5年度奄美市一般会計予算の総額は317億6、871万2、000円となります。また、第2表 地方債補正につきましては、今回の災害復旧事業に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

以上をもちまして、議案第41号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいますよう、お願い申し上げます。

議長(西 公郎君) これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから本案についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

議長(西 公郎君) 日程第5,発議第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための,2 024年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

_ 0 -

提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって, 本案は討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

議長(西 公郎君) 日程第6,発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議 題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。

14番(関 誠之君) 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之 でございます。地方財政充実強化を求める意見書について、提案の理由を御説明いたします。

今,地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う医療・介護など社会保障制度の整備,子育て施策,人口減少下における地域活性化対策はもとより,デジタル化,脱炭素化,物価高騰対策など極めて多岐にわたる役割が求められております。しかし,現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており,疲弊する職場実態にある中,新型コロナウイルス,また,多発する大規模災害への対応も迫られております。これに対応する地方財政について,政府は骨太方針2021において,2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが,それをもって増大する行政需要に十分に対応し得るのか大きな不安が残されております。このため,2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては歳入・歳出を的確に見積もり,地方財政の確立を目指すよう御手元に配布してあります,地方財政充実強化に関する意見書10項目について実現を図るため,採択をしてくれますよう議員各位の御賛同よろしくお願いを申し上げ,提案の理由といたします。

議長(西 公郎君) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

___ O ____

議長(西 公郎君) 日程第7 閉会中の継続審査等についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び総務企画委員長から御手元に配布の文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって,各委員長申し出のとおり,これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和5年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前10時26分)

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 西 公郎

奄美市議会議員 正野 卓矢

奄美市議会議員 栄 ヤスエ

奄美市議会議員 永田 清裕

(別 紙)

文教厚生委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件	名	審査の結果
(1)	議案第 35 号	令和5年度奄美市一般会 ついて	計補正予算(第3号)に	原案可決すべきもの
(2)	議案第 36 号	令和5年度奄美市国民健 定特別会計補正予算(第		原案可決すべきもの
(3)	請願第1号	ゆたかな学びの実現・教 めの,2024年度政府 ⁻ 請願について		採択すべきもの
(4)	請願第2号	義務教育費国庫負担制度 るための,2024年度 択の請願について		不採択とすべきもの

令和5年7月10日

文教厚生委員長 﨑田 信正

奄美市議会議長 西 公郎 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件	名	審査の結果
(1)	議案第 35 号	令和5年度奄美市一般会 について	注計補正予算(第3号)	原案可決すべきもの

令和5年7月10日

産業建設委員長 大迫 勝史

奄美市議会議長 西 公郎 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則 第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件	名	審査の結果
(1)	議案第 35 号	令和5年度奄美市一般会計 いて	 補正予算 (第3号) につ	原案可決すべきもの
(2)	議案第 37 号	辺地に係る公共的施設の	総合整備計画の変更につ	原案可決す べきもの
(3)	議案第 38 号	奄美市過疎地域持続的 発風	 最計画の変更について	原案可決すべきもの
(4)	陳情第1号	平松町自治会集会場建設に	こついての陳情	採択すべき もの

令和5年7月10日

総務企画委員長 多田 義一

奄美市議会議長 西 公郎 殿

奄美市議会議長 西 公郎 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉 総務企画委員長 多田 義一

閉会中の継続審査及び調査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査及び調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について
- 総務企画委員会
 - 1 委員会の所管事務に関する調査について

◎ 所管事務調査計画表 (案)

○ 委員会名 総務企画委員会

調査期間 令和5年7月18日から7月21日まで

調査場所 福島県いわき市、茨城県取手市

参加委員 弓削 洋平, 栄 ヤスエ, 竹山 耕平, 川口 幸義, 多田 義一

調査目的 個別避難計画に関する取組みについて、復興まちづくりについて、タ

ブレット端末の導入・活用状況・課題等について、オンラインを活用

した議会運営について

経費等 委員1人につき20万円以内

参 考 資 料 (意 見 書 等)

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための, 2024 年度政府予算に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

こうした観点から、2024 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く求めます。

記

- 1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4. 特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年7月10日

奄 美 市 議 会

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま,地方公共団体には,急激な少子・高齢化にともなう,医療・介護など社会保障制度の整備,子育て施策,人口減少下における地域活性化対策はもとより,デジタル化,脱炭素化,物価高騰対策など,極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

- 1. 社会保障の維持・確保,人への投資も含めた地域活性化,デジタル化,脱炭素化,防災・減災,物価高騰対策,地域公共交通の再構築など,増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに,それを支える人件費を重視し,十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2. とりわけ、今後一層求められる子育で対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より 自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に むけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への 税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として,5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について,自治体での混乱が生じることのないよう,十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこ

と。

- 5.「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生 推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・ 発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
- 6. 会計年度任用職員制度の運用については,2024 年度から可能となる勤勉手 当の支給も含め,今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることか ら,引き続き所要額の調査を行うなどし,その財政需要を十分に満たすこと。
- 7. 特別交付税の配分にあたり, 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して, その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年7月10日

奄 美 市 議 会